

平成 27 年（2015 年）産業連関表 作成基本要綱

平成 29 年 8 月

産業連関部局長会議

総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

は し が き

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、関係府省庁の共同事業として作成してきており、現在、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の協力の下、平成27年（2015年）表の作成が進められているところである。

平成27年表に係る作成作業の骨格については、既に、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針」として、平成28年3月18日の産業連関部局長会議決定により定められたところであるが、この「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」は、基本方針で示された産業連関表作成上の基本設計を詳細化かつ具体化し、平成27年表に関する枠組み（第1部）、作成手順及び作業内容（第2部）、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲（第3部）を取りまとめたものである。

今後における作業内容の細部については、引き続き検討を要する部分もあり、作業の過程において、順次確定していくこととしているが、産業連関表の作成作業が長期にわたる中、担当者が作成作業の途中で交代することが一般的であることを踏まえ、作成作業の全体像を可能な限り詳細に盛り込むとともに、作成担当者のマニュアルとなるよう配慮した。

今回作成する平成27年表は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において掲げられた課題への対応や平成28年6月に実施された「経済センサス - 活動調査」のデータ利用などを踏まえての作業となる。

また、産業連関表については、統計改革推進会議の「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日）において、「生産面を中心に見直したGDP統計への整備」の観点から「GDP統計の基礎となる産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行が重要である」との指摘を受け、「産業連関表作成府省庁は2025年を対象年次とする産業連関表（2029年公表予定）からSUT体系に移行し」「SUTの構築に取り組む」とされており、我が国の産業連関表の位置づけがクローズアップされている。

平成27年産業連関表の作成においては、このような状況を踏まえつつ、取り組む必要がある。

「経済センサス - 活動調査」の調査実施時期が繰り下げになる中で、前回表に比べ公表を早期化できるよう、作業の効率化に取り組むなど平成27年表の作成作業に当たっては、今後も多くの課題が想定されるが、この基本要綱が、関係者の業務遂行にとっての手引きとして、大いに活用されることを期待している。

平成29年8月

産業連関部局長会議を代表して

総務省政策統括官（統計基準担当）

三宅 俊光

目 次

はしがき

目 次

凡 例

序文 産業連関表とは何か	1
1 産業連関表の概念と作成目的等	3
(1) 産業連関表とは	3
(2) 産業連関表の作成目的	3
(3) 産業連関表の主な利用	3
2 産業連関表の構造	4
第1部 平成27年（2015年）産業連関表の作成の基本	7
第1章 平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針	9
1 平成27年（2015年）産業連関表の作成目的等	9
2 事業の実施体制	10
(1) 共同事業体制	10
(2) 事業組織及び作成業務の分担	10
(3) 予算	11
3 事業の内容	11
4 作成上の留意点及び主な検討事項等	12
(1) 作成上の留意点	12
(2) 主な検討事項	12
(3) 作成の効率化及び相互協力	13
(4) その他	13
5 作成スケジュール	13
6 その他	13
〔別紙〕平成27年（2015年）産業連関表作成スケジュール	14
〔参考〕平成27年（2015年）産業連関表作成機関名簿	15
第2章 平成27年（2015年）産業連関表の作成基本フレーム	16
1 対象期間及び地域的範囲	16
(1) 対象期間	16
(2) 地域的範囲	16
2 記録の時点	16
3 金額による評価	16
4 部門分類	16
(1) 部門分類の原則	16
(2) 部門分類の種類	17
(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード	17
(4) 特殊符号	17

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	18
5 取引基本表の基本構造	18
(1) 商品×アクティビティ(商品)表	18
(2) 価格評価と表形式	18
(3) 輸入の扱いと表章形式	18
6 国内生産額及び輸出入品の価格評価	18
(1) 国内生産額の価格評価	18
(2) 輸出入品の価格評価	18
7 特殊な扱いをする部門	19
(1) コスト商業及びコスト運賃	19
(2) 屑・副産物の扱い	19
(3) 帰属計算を行う部門	19
(4) 仮設部門	19
(5) 使用者主義と所有者主義	19
(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等	20
8 付帯表	20
9 作成する統計表	20
10 結果の公表	20
11 接続産業連関表	21

第3章 平成27年(2015年)産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成23年表との相違点等	23
1 公的統計の整備に関する基本的な計画の課題への対応等	23
(1) 基本価格表示による産業連関表の作成	23
(2) 研究開発の固定資本としての計上について	25
(3) 自社開発ソフトウェアなどのサービス活動について	27
(4) 上記以外のSNAとの整合性への対応等について	28
2 基本計画以外の産業連関技術会議における検討事項	28
(1) 調整項について	28
(2) 公表の早期化・作業の効率化	30
3 部門分類	30
(1) 部門分類等の見直し	30
(2) 部門分類数	31
4 次回表に向けた検討	32
(1) 統計改革推進会議における産業連関表に係る検討	32
(2) 公的部門の分類格付けにおける国民経済計算(SNA)との整合性	32
〔別表1〕産業連関表に関して基本計画に掲げられた事項以外のSNAとの整合性の検討結果	33
〔別表2〕平成27年(2015年)産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要	36
〔別表3〕平成23年(2011年)産業連関表ー平成27年(2015年)産業連関表部門分類対応表	43
〔別表4〕平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等	59
(参考)政府及び独立行政法人等の格付けチャート表	75

第2部 平成27年（2015年）産業連関表の作成手順及び作業内容 77

1	産業連関表の作成手順及び作業内容の概要	79
2	基本方針の決定	82
	(1) 基本方針の必要性	82
	(2) 基本方針の構成	82
	(3) 平成27年表に係る基本方針の検討及び概要	82
3	基本要綱の決定	84
	(1) 基本要綱の必要性	84
	(2) 基本要綱の構成	84
	(3) 基本要綱の決定	84
	(4) 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討	85
	(5) 基本計画関連事項及びSNAとの整合性の検討	86
	(6) 統計法第26条に基づく作成方法の通知	86
4	基礎資料の収集・整備	88
	(1) 総論	88
	(2) 既存資料の収集・整備	89
	(3) 産業連関構造調査の実施	90
	(4) 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング	91
5	計数の推計・調整	93
	(1) 推計作業の手順	93
	(2) 国内生産額の推計	95
	(3) 投入額推計	99
	(4) 投入額の生産者価格への変換（商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ）	101
	(5) 産出額推計	104
	(6) 計数調整作業（その1：総論）	107
	(7) 計数調整作業（その2：生産者価格調整）	109
	(8) 計数調整作業（その3：購入者価格調整）	111
	(9) 計数調整作業（その4：その他留意事項）	119
6	各種係数表等の作成	122
	(1) 各種係数表等の作成	122
	(2) 前回表・前々回表の組替データの作成	122
7	各種付帯表の作成	123
	(1) 概要	123
	(2) 物量表	123
	(3) 屑・副産物発生及び投入表	125
	(4) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）	127
	(5) 固定資本マトリックス	128
	(6) V表	129
	(7) 自家輸送マトリックス	129
8	推計結果の公表	132
9	接続産業連関表の作成・公表	133
	(1) 接続産業連関表の作成目的	133
	(2) 接続産業連関表の種類	133
	(3) 名目表の作成	133

(4) 実質表の作成	135
(5) 接続産業関連表の付帯表の作成	138
(6) 接続産業関連表の公表	139
10 その他	140
(1) 予算	140
(2) 作成作業報告書	140
〔別表〕平成27年表の事業年度別、事項別スケジュール及び作業分担	141

第3部 平成27年（2015年）産業関連表における部門分類 153

第1章 部門分類表 155

1 内生部門	155
2 最終需要部門	163
3 粗付加価値部門	163
4 13部門分類と統合大分類の対応	164

第2章 部門別概念・定義・範囲 165

第1節 内生部門（注：内生部門内の各項目番号は、統合大分類の分類コードを示す。）	166
01 農林漁業	166
06 鉱業	171
11 飲食料品	172
15 繊維製品	179
16 パルプ・紙・木製品	182
20 化学製品	185
21 石油・石炭製品	191
22 プラスチック・ゴム製品	192
25 窯業・土石製品	194
26 鉄鋼	197
27 非鉄金属	199
28 金属製品	201
29 はん用機械	203
30 生産用機械	205
31 業務用機械	209
32 電子部品	211
33 電気機械	213
34 情報通信機器	216
35 輸送機械	219
39 その他の製造工業製品	222
41 建設	226
46 電気・ガス・熱供給	230
47 水道	231
48 廃棄物処理	232
51 商業	232

53	金融・保険	233
55	不動産	235
57	運輸・郵便	236
59	情報通信	242
61	公務	245
63	教育・研究	246
64	医療・福祉	250
65	他に分類されない会員制団体	254
66	対事業所サービス	255
67	対個人サービス	258
68	事務用品	262
69	分類不明	263
第2節	最終需要部門	263
第3節	粗付加価値部門	272
[参考1]	部門名の五十音順一覧	277
[参考2]	部門分類（統合大分類）と各種合計欄の対応関係	284

付録		285
----	--	-----

第1章	産業連関表（取引基本表）の基礎的理論	287
-----	--------------------	-----

1	対象期間	287
2	地域的範囲	287
(1)	国内概念と国民概念	287
(2)	我が国の取引基本表での扱い	288
3	記録の時点	288
(1)	発生主義と現金主義	288
(2)	我が国の取引基本表での扱い	288
4	評価の単位	289
5	部門分類	289
(1)	部門分類の概念	289
(2)	部門分類の原則	289
(3)	生産活動主体分類	289
(4)	部門分類の種類及び分類コード	292
(5)	最終需要部門と粗付加価値部門	293
6	取引基本表の基本構造	293
(1)	価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）	293
(2)	消費税の扱い	295
(3)	輸入の扱いと表形式	297
7	国内生産額の価格評価	297
(1)	国内生産額の重要性	297
(2)	国内生産額に関する価格評価	297
(3)	国内生産額の重複計算	298
8	内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法	298

(1) 内生部門	298
(2) 資本財の取引	299
(3) 在庫	299
9 輸出及び輸入の価格評価	300
(1) 普通貿易の輸出品	300
(2) 普通貿易の輸入品	300
(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入	300
10 取引基本表作成上の特殊な取扱い	300
(1) 商業部門及び運輸部門	300
(2) コスト商業とコスト運賃	301
(3) 屑・副産物	302
(4) 帰属計算を行う部門	305
(5) 仮設部門	307
(6) 使用者主義と所有者主義	308
(7) 非市場生産者の活動	309
【参考】産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違	311
第2章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法	314
第1節 投入係数	314
1 投入係数の計算方法	314
2 投入係数の意味	315
(1) 投入係数による生産波及の測定	315
(2) 生産波及の数学的計算	315
3 投入係数の安定性	315
(1) 生産技術水準の不変性	315
(2) 生産規模に関する一定性	316
(3) 投入係数の変動要因	316
第2節 逆行列係数	316
1 逆行列係数の意味と計算方法	316
2 逆行列係数の類型（輸入の扱い）	317
(1) $(I - A)^{-1}$ 型	317
(2) $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型	318
(3) $(I - A^d)^{-1}$ 型	318
3 影響力係数と感応度係数	319
(1) 影響力係数	319
(2) 感応度係数	319
第3節 最終需要と国内生産額との関係	320
1 最終需要項目別生産誘発額	320
2 最終需要項目別生産誘発係数	321
3 最終需要項目別生産誘発依存度	321
第4節 最終需要と粗付加価値との関係	322
第5節 最終需要と輸入との関係	322
1 最終需要項目別輸入誘発額、同誘発係数及び同誘発依存度	322

2	総合輸入係数	323
第6節	労働力の産業連関分析係数	323
1	労働誘発係数	323
2	労働誘発に関する影響力係数と感応度係数	324
(1)	労働誘発に関する影響力係数	324
(2)	労働誘発に関する感応度係数	324
3	職業誘発係数	325
4	最終需要項目別労働誘発係数及び同職業誘発係数	325
第7節	部門統合の問題	325
1	はじめに	325
2	部門統合の理論的側面	326
(1)	2部門を統合する場合	326
(2)	部門統合に伴う他部門での生産誘発における影響	327
(3)	統合により生産波及に影響を生じさせないための条件	328
第8節	産業連関分析上の留意点	328
1	投入係数の安定性	328
2	その他の留意点	328
第3章	我が国における産業連関表作成事業の沿革	330
1	我が国における産業連関表の作成状況	330
(1)	産業連関表の沿革	330
(2)	我が国における産業連関表の作成状況	330
2	産業連関表に関連する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申	334
(1)	産業連関表の推計の実施について	334
(2)	政府が行う産業連関表の作成について	335
(3)	昭和30年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	335
(4)	経済計算の新体系について	336
(5)	産業連関表の基幹統計としての指定について	337
索引		339

凡 例

1 略称

- (1) この冊子中の記載において、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」については、特段の必要がなければ「基本要綱」と表記している。
- (2) 産業連関表の正式名称は、「平成27年（2015年）産業連関表」のように、和暦と西暦を並列するものであるが、基本要綱での説明においては、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針」の部分や、部・章のタイトルなど、特に必要と考えられる場合を除き、基本的には「平成27年表」のように和暦のみで表記している。なお、作成周期に関する記載部分のように西暦で示す必要がある場合については「平成27年（2015年）表」のように表記している。
- (3) 基本要綱で使用している略語に関する初出箇所と内容は、別紙のとおりである。
ただし、第1部第1章の「平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針」については、基本要綱に先行して、平成28年3月に取りまとめたものの再掲である。そのため、その中で用いている略語については、基本的に、第1部第1章の中でのみ有効なものとして、別紙には掲げていない。

2 用語

- (1) 「財・サービス」と「商品」
基本要綱では、我が国の産業連関表が「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」（第1部第1章3(1)）とされていることから、財・サービスを包括する用語として、基本的に「商品」を用いている。しかし、文意として「財・サービス」の方が分かりやすいと考えられる場合については、「財・サービス」を用いているほか、「財」「サービス」の一方について該当する記載の場合には、それぞれ使い分けている。
- (2) 「金額」、「計数」及び「取引額」
基本要綱では、数値に関する用語として、「国内生産額」、「投入額」、「産出額」といった固有名詞として使用するもののほか、主に「金額」、「計数」及び「取引額」を用いている。これらについては、おおむね、以下のような使い分けをしている。
 - ①「金額」… 実額に関する一般的な用語として用いる。
 - ②「取引額」… 取引基本表における個々のセル（国内生産額を除く。）の数値を念頭に置いている記載の場合に用いる。
 - ③「計数」… 「計数調整」という用語として用いる場合、また、文意として、取引基本表以外の係数表及び付帯表における実額以外の数値を含む場合に用いる。

3 図表番号、注番号

- 表番号及び注番号は、基本的に「(部) - (章) - (一連番号)」で付している（例えば、第1部第3章の1番目の注は「注1 - 3 - 1」）。ただし、図表中の注について一連番号を付すことで煩雑になると思われる場合（一連番号を付さなくても紛れがないと思われる場合）、序文及び付録については、単に「(注)」や「(注1)」のように表記している。
- なお、章立てのない第2部については、「2 - (一連番号)」としている。また、付録については「(章) - (一連番号)」としている。

【別紙】基本要綱で用いる略語一覧

略 語	省略前の文言、又は略語の意味	初 出
皮ハギ	購入者価格になっている投入額（第一次推計値）から、商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を控除すること	第1部第3章2(1)イ
機械調整	機械的にバランス調整を図る手法	第2部5(7)ア
基本方針	平成 27 年(2015 年)産業連関表作成基本方針	第1部第3章前文
行別運賃額	行部門別国内貨物運賃額	第2部5(8)ウ(イ)③
行別マージン額	行部門別商業マージン額	第2部5(8)ウ(ア)②
経済センサスデータ	経済センサス - 活動調査のデータ	第2部4(2)イ(ア)
計数調整会議	計数調整のための大規模な会議	第2部5(6)ア
基本計画	公的統計の整備に関する基本的な計画(平成 26 年3月 25 日閣議決定)	第1部第3章1
実質化	最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価すること	第2部9(2)
実質値	実質表の中の計数	第2部9(2)
実質表	固定価格評価による接続産業連関表	第2部9(2)
政府及び独立行政法人等	中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等	第1部第2章7(6)
セル	取引基本表の各マス目	第1部第3章1(1)イ
総務省	総務省政策統括官室	第2部4(1)
統計センター	独立行政法人統計センター	第2部4(2)イ
分類コード	各部門に付するコード	第1部第2章 4(2)ア(ア)
名目値	名目表の中の計数	第2部9(2)
名目表	時価評価による接続産業連関表	第2部9(2)
持家等	持家、給与住宅及び寮等	第2部5(2)イ(ケ)
BPM6	国際収支統計マニュアル第6版	第1部第3章1(2)エ
V表	産業別商品産出表	第2部7(1)ア⑥
68SNA	国際連合が 1968 年(昭和 43 年)に採択した国民経済計算の体系	第2部5(5)ウ(ア)
93SNA	国際連合が 1993 年(平成5年)に勧告した国民経済計算の体系	第2部3(4)イ(オ)
2008SNA	国際連合が 2008 年(平成 20 年)から 2009 年(平成 21 年)にかけて採択した国民経済計算の体系	第1部第2章4(1)イ

序 文

産業連関表とは何か

1 産業連関表の概念と作成目的等

(1) 産業連関表とは

経済を構成する各産業は、相互に密接な取引関係を結びながら生産活動を営んでいる。そのため、ある産業に需要が生じると、その需要に対応するために財・サービスの生産が必要となり、これら生産活動を行うための原材料等の購入が行われる。そして、生産された財・サービスの販売等の連関を通じて、あたかも水面に投じた石が波紋を広げていくように、直接又は間接に、他の産業に影響が及んでいく。

また、生産活動が行われた結果として生じる付加価値^(注1)の一部は、雇用者所得として労働者に配分され、それにより、新たな需要を発生させ、それは、生産の増加のみならず、生産増に対応するための投資の拡大につながっていく。

産業連関表は、このような財・サービスの生産状況や、産業相互間及び産業と最終需要部門（家計など）との間の取引などの状況を、一国又は一定の地域における一定期間（通常は1年間）を対象として、行列形式で統計表にまとめた加工統計である。言い換えれば、産業連関表は、産業ごとの規模の大小はあるものの、各産業が、相互に助け合い、支え合って、社会が成り立っているという実態を、抽象的な観念論ではなく、数値という具体的なものとして見るることができるものということができる。

(注1) 産業連関表では、「資本減耗引当」（いわゆる減価償却費）を含む付加価値として「粗付加価値」の概念を用いている。

(2) 産業連関表の作成目的

産業連関表を開発したのは、ロシア生まれのアメリカの経済学者W・レオンチェフ（Wassily Leontief、1906～1999）である。レオンチェフによる最初の産業連関表は、1936年（昭和11年）に公表されたものとされているが、この産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、アメリカ政府の労働統計局によって認められ、1941年（昭和16年）以降は同局の援助によって発展することとなった。その後、1944年（昭和19年）、アメリカ政府の戦時生産局計画部において行われた第二次世界大戦後の経済予測に際して、産業連関分析は、他の分析方法によるものと比較して、非常に高い精度を示した。このことを契機として、産業連関表は、その有用性と重要性が広く認められるようになり、世界各国において作成されるようになった（レオンチェフは、この功績により、1973年（昭和48年）にノーベル経済学賞を受賞した。）。

我が国においても、経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）、通商産業省（現在の経済産業省）等が、それぞれ独自に、昭和26年を対象年次とする試算表を作成した後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している（我が国における産業連関表作成事業の沿革については、付録第3章を参照）。

このように日本も含めた世界各国において、産業連関表が広く作成されるようになった背景には、一国（又は一定の地域）の経済全体の構造を俯瞰（ふかん）するとともに、経済の将来予測や波及効果分析などを客観的かつより正確に行うためには、各部門間で行われた詳細な取引状況及びそれから計算される各種係数が不可欠だからであり、産業連関表の作成目的は、そのような利活用を可能とすることにある。

(3) 産業連関表の主な利用

ア 他の経済統計作成の基礎資料

我が国の産業連関表は、5年^(注2)ごとに、多種多様な統計資料を用いて作成され

ており、その結果は、様々な経済統計において基準値として利用されている。

例えば、内閣府が推計する「国民経済計算」^(注3)は、コモディティ・フロー法^(注4)等によって推計されているが、その商品別生産額に占める中間需要と最終需要の配分比率の決定などにおいて、産業連関表のデータが不可欠なものである。また、「第3次産業活動指数」(経済産業省)や「企業向けサービス価格指数」(日本銀行)などのウェイト計算においても、同様の状況にある。さらに、毎年作成されている延長産業連関表(経済産業省)は、5年ごとの産業連関表を基準にして、これにその後の計数の変化を加味して推計されているほか、各都道府県等の地域産業連関表や国際産業連関表などについても、5年ごとの産業連関表が基準となっている。

(注2) 産業連関表は、昭和30年(1955年)表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、前回作成した産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であったため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年(2011年)を作成対象年次とすることとし、前回表との間が4年となっている。

(注3) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第2号により、「基幹統計」であることが直接法定されている。

(注4) 国内生産額について、財・サービスが生産又は輸入された後、流通段階を経て、最終使用者に購入・処分されるまでの経路(流れ)に沿って推計する方法をいう。

イ 産業連関分析

(ア) 経済構造の現状分析

産業連関表の取引基本表には、財・サービスの国内生産額、需要先別販売額(中間需要、消費、投資、輸出等)及び費用構成(中間投入、雇用者所得、資本減耗引当等)が、部門ごとに詳細に記録されている。これらを係数化することにより、産業間の連結関係、最終需要と生産との関係などを把握し、経済構造の特徴を読み取ることができる。

(イ) 経済の機能分析・効果測定

産業連関表の取引基本表から計算される投入係数、逆行列係数などの各種係数(付録第2章を参照)を用いることにより、最終需要の増減が、各財・サービスの生産等にどのような影響を及ぼすかを数値的に明らかにできる。また、公共投資などの各種施策やイベントの実施に伴う経済波及効果を分析することができ、経済に関する各種計画や見通しの作成の際に客観的なデータを提供することができる。

2 産業連関表の構造

ある部門は、他の部門から原材料や燃料等を購入(投入)し、それを加工(労働・資本等を投入)して別の財・サービスを生産する。そして、その財・サービスをさらに別の部門における生産の原材料等として、あるいは、家計部門等に最終需要として販売(産出)する。このような「購入-生産-販売」という関係が連鎖的につながり、最終的には、各部門から家計、政府、輸出などの最終需要部門に対して必要な財・サービスが供給されて、取引は終了する。

産業連関表の「取引基本表」^(注5)は、これらの取引を一つの統計表にまとめたものであり、このような各部門における、財・サービスの投入及び産出の構造を表すものであることから「投入産出表」(Input-Output Tables(略してI-O表))とも呼ばれている。

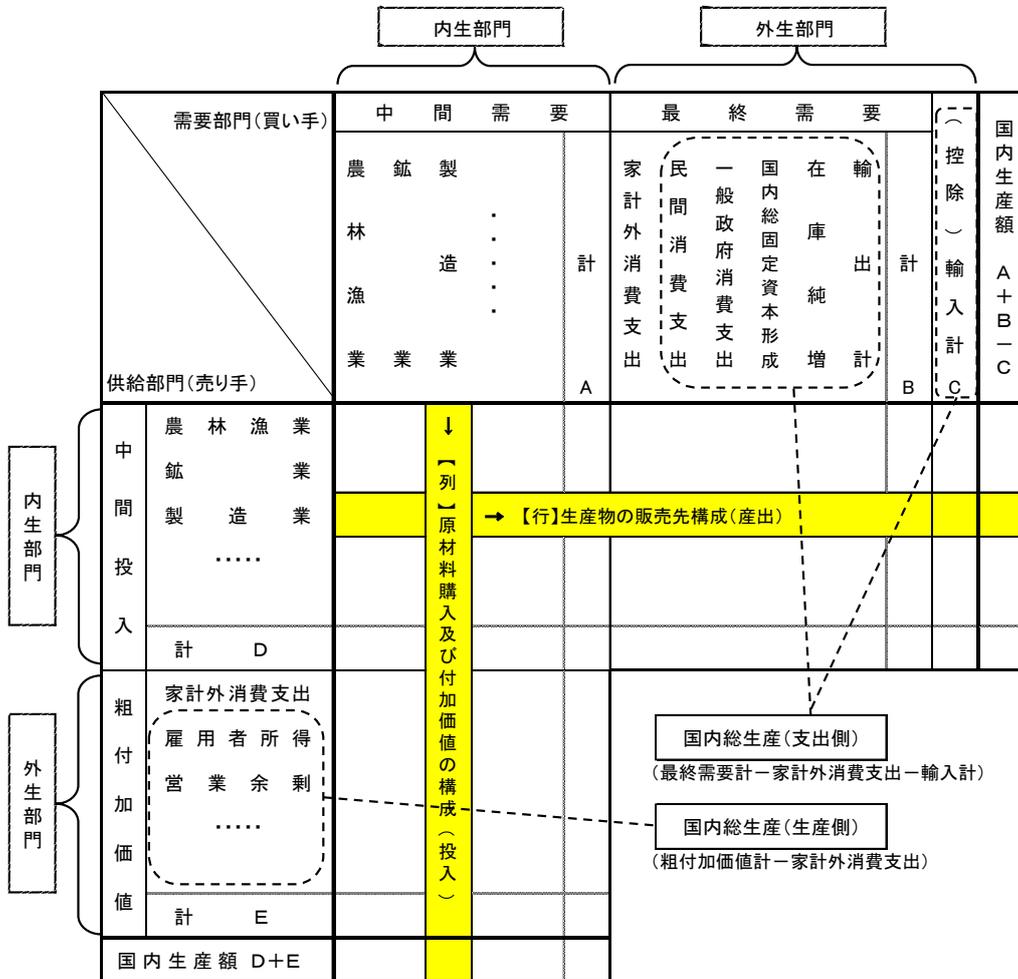
取引基本表の概念図は、次ページの**参考図**のとおりである。^(注6)

(注5) 「産業連関表」で総称される統計表の中には、さまざまなものが含まれるが、「取引基本表」が、それらの基礎となる最も重要な統計表であり、それ以外の統計表は、付帯表を除いて、基本的には、取引基本表の数値を算術的に処理す

る等により派生的に求められるものである。そのため、単に「産業連関表」と呼ぶときは、通常、取引基本表のことを指す。平成22年に統計法上の「基幹統計」に指定された「産業連関表」も、取引基本表のことを指している。

(注6) 取引基本表は、本来、参考図のような行列表であるが、基本分類及び統合小分類においては、部門数も多く、取引基本表全体を一つの行列表として表章すると、計数が読み取りにくい場合がある。このため、基本分類及び統合小分類の取引基本表については、従前から、部門分類ごとの列(タテ)方向のデータを表章した「投入表」と、部門分類ごとの行(ヨコ)方向のデータを表章した「産出表」に分けて公表している。

〔参考図〕産業連関表(取引基本表)の概念図



【表の見方】

◆タテ方向の計数の並びを「列」(column)という。各列では、その部門の財・サービスの生産に当たって用いられた原材料、燃料、労働力などへの支払いの内訳(費用構成)が示されており、産業連関表では、この支払いを「投入」(input)という。

◆ヨコ方向の計数の並びを「行」(row)という。各行では、その部門で生産された財・サービスの販売先の内訳(販路構成)が示されており、産業連関表では、この販売を「産出」(output)という。

【行と列のバランス】

産業連関表では、行方向の国内生産額(A+B-C)と列方向の国内生産額(D+E)とが一致するように作成されており、その結果、次のようなバランス式が成り立っている。

なお、①及び②については、各行・列の部門ごとに成立するが、③及び④については、部門全体の合計についてのみ成立し、部門ごとには成立しない。

- ① 総供給＝国内生産額＋輸入計＝中間需要計＋最終需要計＝総需要
- ② 国内生産額＝中間需要計(A)＋最終需要計(B)－輸入計(C)＝中間投入計(D)＋粗付加価値計(E)
- ③ 中間投入計＝中間需要計
- ④ 粗付加価値計＝最終需要計－輸入計 ⇒ これを「二面等価」という。

第 1 部

平成 27 年（2015 年）産業連関表の作成の基本

第1部については、平成 29 年 8 月 24 日付けで、産業連関部局長会議決定として取りまとめたものである。

なお、平成 27 年（2015 年）産業連関表作成基本方針については、平成 28 年 3 月 18 日付けで産業連関部局長会議決定として策定済みのものであるが、基本要綱が同基本方針を具体化するものであること、また、最新の状況を踏まえて第1部の決定に合わせて改正したことから、第1部第1章に掲載している。

第1章 平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針

平成28年3月18日
産業連関部局長会議決定
改正：平成29年8月24日

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとっている。

このため、関係府省庁は、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応しつつ、産業連関表作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、平成27年（2015年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 平成27年（2015年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

また、産業連関表は、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能であることから、民間企業等においても関連業界の動向の将来予測等にも幅広く利用されている。

さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成するサブシステムの1つに位置づけられ、基本的に国際比較可能性が確保されていることから、国際機関や各国の政府研究機関等において各国の産業構造の比較等にも広く利用されている。

このため、産業連関表は、上記重要性にかんがみ、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、「経済センサス-活動調査」の実施に伴う平成23年（2011年）を作成対象年とした前回の産業連関表（以下「平成23年表」という。）の作成時同様大きく変化しており、平成27年（2015年）を作成対象年とする今回の産業連関表（以下「平成27年表」という。）についても、特に重要なものとして以下の点が挙げられる。

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた平成26年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）の策定
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある国民経済計算体系の2008年国際連合勧告や日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の平成25年改定
- ③ 「経済センサス-活動調査」の調査時期の変更への対応（平成23年を対象年に実施した前回の同調査時期（平成24年2月）と比べ、平成27年を対象年に実施する今回の調査実施時期は4か月繰り下げ（平成28年6月）となる。）

こうしたことから、上記状況の変化を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

なお、産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきたが、前回作成した産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス-活動調査」の調査対象年次が平成23年であったため、これに合わせて、当該原則とは異なるものの、平成23年（2011年）を作成対象年とすることとした。しかしながら、今回は同調査が平成27年（2015年）を作成対象年とするため、従来西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成する原則に戻すこととし、名称は平成27年（2015年）産業連関表とする。

2 事業の実施体制

(1) 共同事業体制

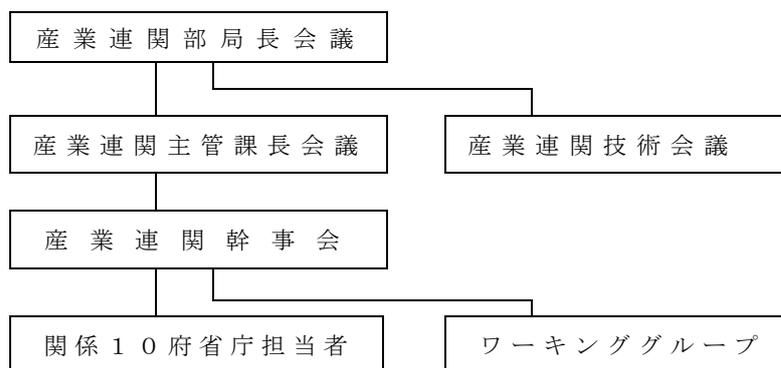
平成27年（2015年）産業連関表の作成は、平成27年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。

< 事業の実施体制 >



< 各機関の機能と構成 >

- ① 産業連関部局長会議
産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。
- ② 産業連関主管課長会議
産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。
- ③ 産業連関技術会議
産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。
- ④ 産業連関幹事会
産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。

⑤ ワーキンググループ

産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」において決定することとする。

なお、各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。

＜各府省庁の主たる作成業務の分担＞

府省庁	主たる作成業務の分担
総務省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ 最終需要部門のうち輸出入
内閣府	① 下水道、公務、その他の非営利団体サービス、対個人サービス（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金融庁	金融・保険
財務省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林漁業、飲食料品製造業（酒類及びたばこ部門を除く。）、木材
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業、情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ② 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理
環境省	廃棄物処理

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。なお、前記1で述べたとおり、経済センサス-活動調査の調査実施時期が繰り下げになる中で、前回表に比べ公表を早期化できるよう、作業の効率化に取り組む。具体的には、これまで速報及び確報の二段階で公表していたものを、速報の利活用が少ないことも勘案し、1回での公表（従来の確報をベースにしたもの）とする。

- (1) 産業連関表は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表は、原則として平成 23 年表に準じた表を作成する。
- (3) 付帯表は、その利用状況、作成方式を検討の上、産業連関表全体の作成作業の効率化、公表の早期化の観点からその作成の在り方を検討する。
- (4) 平成 27 年（2015 年）産業連関表完成後に、平成 17－23－27 年接続産業連関表を作成する。なお、その作成に当たっては作業の効率化の観点から表形式、実質化の方法も含めその作成の在り方を検討する。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が 2008 年から 2009 年にかけて採択した国民経済計算体系（以下「08 SNA」という。）における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進める。

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 基本価格表示による産業連関表の作成に向けた検討

基本価格表示による産業連関表については、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う。

② 自社開発ソフトウェア及び研究開発（R&D）に係る経費の産業連関表での取り扱いの検討

各部門の中間消費に含まれている自社開発ソフトウェアに係る経費及び研究開発（R&D）に係る経費について固定資本形成としての計上を図ることについては、産業連関表としての取り扱いに関して、定義範囲の検討、一次統計等推計資料の整備状況の検討を行うなど、基本要綱の作成までに結論を得る。

イ 08 SNA、産業分類の改定等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法

平成 23 年表を基本としつつ、産業連関表の利用ニーズにも配慮して、産業分類の平成 25 年改定に準拠した概念・定義の検討を行う。併せて、08 SNA の概念・定義との整合性の確保を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取扱いの検討結果を平成 28 年度末までに得て、これを勘案しつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法については、「経済センサス-活動調査」の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向

上の観点からの検討を行う。技術的事項については、産業関連技術会議を積極的に開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類

平成 23 年表を基本としつつ、産業分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮して、部門分類を検討する。特に「管理、補助的経済活動を行う事業所」への対応や再生可能エネルギー等新たな部門の創設について十分に検討する。併せて部門の担当府省庁について検討する。

③ 推計基礎資料の充実

推計基礎資料の充実を図るため、一次統計所管部署との連携を取りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても積極的に検討する。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 平成 27 年（2015 年）産業関連表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業関連表作成業務支援プログラムの継続的見直しを行う。

イ 産業関連表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業関連分析や産業関連表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業関連分析や産業関連表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業関連表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業関連表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

今後の統計体系の整備の状況を踏まえて、平成32年（2020年）を作成対象年とする次回の産業関連表の作成のあり方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、平成27年（2015年）産業関連表の作成期間（平成27年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

平成27年(2015年)産業連関表作成スケジュール

年度	平成27年(2015年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成28年(2016年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成29年(2017年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成30年(2018年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成31年(2019年)度 1/四 2/四 3/四 4/四	平成32年(2020年)度 1/四 2/四 3/四
主要事項	基本方針の決定	基本要綱の決定			27年表の公表	接続表の公表
会議	基本方針の作成・審議・確定 ①事業の実施体制 ②作成上の留意点及び主な検討課題 ③作成スケジュール	基本要綱の作成・審議・確定 ①基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等) ②概念・定義・範囲等の検討 ③部門別推計方法の検討 ④作成課題の検討	生産額の推計 投入額・産出額の推計	取引基本表の調整作業 ①生産者価格調整 ②購入者価格調整	接続表作成方法の詳細検討 名目値の調整、時価表の作成 インフレーター作成方法の検討及び作成	接続表報告書の発行
作業	基本方針の作成・審議・確定 ①事業の実施体制 ②作成上の留意点及び主な検討課題 ③作成スケジュール	基礎的事項(表の種類と形式、部門設定、作業分担等)の検討 概念・定義・範囲等の検討 部門別推計方法の検討 作成課題の検討	生産額の推計 投入額・産出額の推計	取引基本表の調整作業 ①生産者価格調整 ②購入者価格調整	接続表作成方法の詳細検討 名目値の調整、時価表の作成 インフレーター作成方法の検討及び作成	接続表報告書の発行
作業	産業連関構造調査(27年度実施)の企画・実施・集計	既存統計調査、基礎統計の組替集計 ①貿易統計 ②その他	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①27年表基本要綱について ②27年表結果について ③その他	付帯表の作成 付帯表の作成方法の詳細検討 分析計算 報告書の作成	最終調整 付帯表の作成 分析計算 報告書の作成	実質値の調整、固定価格表の作成 付帯表の作成方法の検討・調整 分析計算 接続表報告書の作成
作業	産業連関構造調査(27年度実施)の企画・実施・集計	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①部門別概念・定義・範囲について ②産業連関構造調査の実施について ③本経費等の推計方法 ④消費税の取扱いについて ⑤その他	産業連関構造調査(28年度及び29年度実施)の企画・実施・集計 ①27年表基本要綱について ②27年表結果について ③その他	報告書英文編の作成	①接続表の作成方法の検討 ②実質化の方法 ③32年章の作成手法、特別調査のあり方等の検討 ④その他	27年表の総括と32年表作成手法等についての検討
作業	作成業務支援プログラムの改修	個別プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修
作業	作成業務支援プログラムの改修	個別プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修	作成業務支援プログラムの改修

〔参考〕平成27年（2015年）産業連関表作成機関名簿

(1) 産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計基準担当）
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁総務企画局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）^{（注1）}
農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省大臣官房審議官（調査統計グループ長）
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省環境再生・資源循環局長^{（注2）}

(2) 産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長
金融庁総務企画局企画課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長
厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）^{（注1）}
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
経済産業省大臣官房調査統計グループ調査分析支援室長
国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長^{（注2）}

（注1）平成28年6月21日付け組織名変更に伴い変更

（注2）平成29年7月14日付け組織名変更に伴い変更

第2章 平成27年（2015年）産業連関表の作成基本フレーム

1 対象期間及び地域的範囲

(1) 対象期間

平成27年（2015年）1月から12月までの1年間を対象とする。

(2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

4 部門分類

(1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「商品」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として商品分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベース^(注1-2-1)により分類する。

(注1-2-1) 一つの商品が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても商品分類となっている。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、2008 SNA^(注1-2-2)との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「非市場生産者（一般政府）」
- ・「★」は、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」
- ・無印は、「市場生産者」

(注1-2-2) 2008 SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

(2) 部門分類の種類

ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行509部門、列391部門^(注1-2-3)とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(注1-2-3) 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、行509部門及び列391部門には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第3部第2章のとおりであり、平成23年表からの変更点については、それぞれの部門の〔平成23年表からの変更点〕欄に記載している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う。

イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(187部門)、統集中分類(107部門)及び統合大分類(37部門)とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、13部門表も作成する。

(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第3部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成23年表との相違については、第1部第3章の別表3のとおりである。

(4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

屑投入	……	2
屑発生	……	3
副産物投入	……	4
副産物発生	……	5
商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

5 取引基本表の基本構造

(1) 商品×アクティビティ（商品）表

〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）の表を直接作成する。

(2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、平成27年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

(3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争輸入型」^(注1-2-4)により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

(注1-2-4) 平成23年表までも「競争輸入型」を原則として採用していたが、小麦、大豆等の一部部門において輸入品の行部門を別掲していたことから、正確には「競争・非競争混合輸入型」であった。しかし、平成27年表における部門分類ではこれらの別掲を行わないことから、表章形式が混合型ではなくなった。

6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

(1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する。

(2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しのF O B（free on board）価格で評価する。

7 特殊な扱いをする部門

(1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成23年表と同様の範囲を推計する。

(2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

(3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す。^(注1-2-5)

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

(注1-2-5) ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」を付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには「P」を付さない。

したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

(5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

推計部門は、次の6部門とする。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業

- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の活動に関する取扱い及び部門分類（格付け）については、第1部第3章の別表4のとおりである。

8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。（注1-2-6）

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

（注1-2-6）「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、平成17年表までは付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する数値を統合中分類ごとに集計したものであることから、平成23年表からは付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改めるとともに、公表は、インターネットのみで行うこととしている。（表1-2-1を参照）

9 作成する統計表

作成する統計表は、表1-2-1のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成23年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

10 結果の公表

- ① 公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。
また、要旨は閣議に配布する。
- ② 印刷物は、総合解説編と計数編で構成する。また、英文編も作成する。

11 接続産業連関表

- ① 平成17年(2005年)－23年(2011年)－27年(2015年)接続産業連関表を作成する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成する。
- ③ インフレータの作成方法については、十分な検討を行うこととする。
- ④ 作成する統計表は、業務の効率化も考慮しつつ今後検討する。
- ⑤ 推計結果の公表は、インターネット及び印刷物により逐次行う。

表1-2-1 平成27年表において作成する統計及びその公表形態一覧 (注1-2-7~1-2-9)

		基本分類	統合小分類 (187部門)	統合中分類 (107部門)	統合大分類 (37部門)	ひな型 (13部門)	
(1)「自家輸送」部門の表章あり							
①	取引基本表	産出表(生産者価格、購入者価格)	○	○			
		投入表(生産者価格、購入者価格)	○	○			
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	◆	◆	○	○	○
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)			○	○	○
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○	○	
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		○	○	○	
		$(I-A^d)^{-1}$		○	○	◆	
		$(I-A)^{-1}$		○	○	◆	
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度		○	○	○	○	
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度		○	○	○	○	
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度		○	○	○	○	
⑦	輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数		○	○	○		
⑧	商業マージン表				◆		
⑨	国内貨物運賃表	○(注1-2-10)	○(注1-2-10)		◆		
⑩	輸入表				◆		
付 帯 表	⑪	物量表	○				
	⑫	屑・副産物発生及び投入表	○				
	⑬	雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)	○	○	○		
	⑭	雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)			○		
	⑮	固定資本マトリックス		○(注1-2-11)			
	⑯	産業別商品産出表(V表)			○		
	⑰	自家輸送マトリックス		○(注1-2-12)			
(2)「自家輸送」部門の表章なし							
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	◆	◆			
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)			◆	◆	
②	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		◆	◆	◆	
		$(I-A^d)^{-1}$		◆	◆	◆	
		$(I-A)^{-1}$		◆	◆	◆	

(注1-2-7) ○は、インターネット及び印刷物の双方で公表予定であることを意味する。

(注1-2-8) ◆はインターネットのみで公表予定であることを意味する。

(注1-2-9) 本表に掲載する統計表以外に、平成27年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成する。

(注1-2-10) 取引基本表において、部門ごとの内訳として表示している(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表においてのみ表示)。

(注1-2-11) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類(資本財の購入等により資本を形成した主体)は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。

(注1-2-12) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。

第3章 平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針に示された課題の検討結果及び平成23年表との相違点等

本章は、平成27年（2015年）産業連関表作成基本方針（平成28年3月18日産業連関部局長会議決定。以下「基本方針」という。第1部第1章を参照。）において掲げられた課題の検討状況及び前回表（平成23年表）との相違点、次回表で検討すべき事項について統計改革推進会議における検討内容も含め記載する。

1 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）の課題への対応等

(1) 基本価格表示による産業連関表の作成

2008 SNAによる定義では、

$$\text{基本価格} = \text{生産者価格} - (\text{インボイスされておらず控除不可能な生産物に課される税（間接税）} + \text{生産物に対する補助金})$$

とされるが、従来の産業連関表では、生産者価格からの消費税控除の推計が難しいことから、当該価格の表においては、消費税など間接税を含む扱いとしていた。平成27年表では、取引基本表は従来どおりとするが、その公表後に、下記のとおり、基本価格表示の参考表を公表する。

ア 間接税・経常補助金の対象について

現行の間接税・経常補助金は、①生産物に課される税（消費税、酒税、たばこ税等）、②生産に課されるその他の税（固定資産税等）、③生産物に対する補助金、④生産に対するその他の補助金から構成され、生産者価格から基本価格へ変換するためには①と③の調整が必要となる。

イ 基礎資料及び推計方法について

(ア) 過去の試算時の推計方法の概略

① 行部門ごとに、生産物に課される税・補助金の国内生産額に占める割合と金額を推計（例：消費税であれば5/105）

② 各行部門における、列部門の各セル（定義は第2部5(1)②を参照）をウェイトにして①を案分し、各セルの生産物に課される税・補助金分を推計

※ 今回は、②の推計において、国内生産物であれば輸入品は配分に関係しないため輸入表によって控除した取引額の利用も検討する。

(イ) 消費税の推計について

今回は、(ア)の推計に加え、列部門側からも、下記の計数により推計を行う。

$$\text{納税額A} - \text{還付額B} = \text{売上に占める課税額C} \quad (\text{課税対象売上Dから直接輸出Eを除いた8/108}) - \text{投入に占める課税額F} - \text{投資に占める課税額G}$$

<基礎資料>

① 国税庁資料

業種別等の件数と納税額・還付額・課税標準額（税抜き）・控除税額等の年度

データ（産業連関表は暦年のため2か年分）

② 平成28年経済センサス - 活動調査

次の調査事項により、D、E、F、Gを推計。推計に当たっては、法人企業・個人経営企業全体の平成27年度の売上高1,000万円超を対象とする。対象事業者が減っていることを踏まえ簡易課税を考慮しない。

- ・ 企業・事業所全体の産業22区分別の売上高 D
- ・ 事業所の詳細な産業別売上高 D
- ・ 企業全体の費用内訳（売上原価、動産・不動産賃貸料、外注費、地代家賃） F
- ・ 製造業のみの調査事項（投資の状況、有形固定資産（土地を除く）取得額、無形固定資産（ソフトウェアのみ）取得額、直接輸出出荷割合） E、G

③ 企業の管理活動等に関する実態調査

「直接輸出額」を把握しEの推計に利用（経済センサスでは製造業のみでしか得られない）。なお、調整項（間接輸出による商社が受ける消費税還付額）の推計に関連して、同調査において、「間接輸出額」も把握し、輸出総額に対する間接輸出割合も推計する。ただし、消費税や調整項の推計に当たっては、これ（企業業種別）を商品別割合に転換する。

④ その他

②、③に加え控除税額の基礎資料として設備投資を把握する統計も用いて補完する。また、自家生産・自家消費品の扱いなどについては、セルごとに、自家消費が多いと考えられるもの（今後整理）は課税対象とせずに、推計の対象としない。なお、前回の試算時は、企業内研究開発は自家消費としている。

(ウ) 間接税（消費税以外）・補助金

前回と同様の推計を行うが、企業内取引である上記④の処理も行う。

なお、特定の部門との対応付けが困難（かつ生産物に課される税）である間接税（不動産取得税、自動車取得税）の扱いについては、取引基本表や固定資本マトリックスの計数（住宅や乗用車等）も参考に、現行の間接税（除く関税・輸入品商品税）の列部門の分割に準じて、各部門の納税額を推計し、(ア)の推計を行う。

(エ) 関税・輸入品商品税の扱い

産業連関表では、関税や輸入品商品税（平成23年表の輸入品商品税は消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油税及び石油石炭税）について、最終需要の控除項目に計上した上で、財・サービスに当該額を上乗せして中間消費されている。

輸入に係る基本価格表示では、これらの関税や輸入品商品税分を控除する（(ア)と同様に各行部門における、列部門の各セル（輸入分）をウェイトにして案分し、各セルの生産物に課される税・補助金分を推計）。

(2) 研究開発の固定資本としての計上について

2008 SNA やそれに準拠した平成23年基準の国民経済計算の対応を踏まえ、平成27年表において、当期に生産された研究開発について、前回表まで主に内生部門や一般政府最終消費支出、対家計民間非営利団体消費支出とされていたことを変更し、国内総固定資本形成（公的）、国内総固定資本形成（民間）に計上する。従来は、当期に生産された研究開発は各部門において中間投入等されていたが、これに代わり過去から蓄積されたストックとしての研究開発資産から発生する資本減耗引当を付加価値として計上する。資本減耗引当は、恒久棚卸法により、欧州など諸外国の動向も踏まえ、平均使用年数9～15年の定率法で推計する。

ア 以下の部門を研究開発の固定資本としての対象とする。

- ・ 自然科学研究機関（国公立）★★
- ・ 人文・社会科学研究機関（国公立）★★
- ・ 自然科学研究機関（非営利）★
- ・ 人文・社会科学研究機関（非営利）★
- ・ 自然科学研究機関
- ・ 人文・社会科学研究機関
- ・ 企業内研究開発

イ 表章方法については、以下のとおりとする。

<従来イメージ>

	部門A	国内総固定資本形成
企業内研究開発（行）	100	
営業余剰		
資本減耗引当		

<見直しイメージ>

研究開発への支出100、研究開発（固定資産）からの減耗70の場合	部門A	国内総固定資本形成
企業内研究開発（行）		100
営業余剰	30	
資本減耗引当	70	

なお、従来との比較や分析に資するため、研究開発の総固定資本形成の部門別内訳を別に公表する。

非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の研究開発については、研究開発への支出額を、消費支出から総固定資本形成に振り替える。研究開発を固定資産として扱うことにより、過去から蓄積された研究開発資産から発生する資本減耗引当が増加し、それに伴い国内生産額及びその産出先の消費支出も同額増加する。

<従来イメージ>

	自然科学研究機関（国公立）★★	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関（国公立）★★		100	0	100
資本減耗引当	0			
その他付加価値	100			
国内生産額	100			

<見直しイメージ>

研究開発への支出100、研究開発(固定資産)からの減耗70の場合

	自然科学研究機関（国公立）★★	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	国内生産額
自然科学研究機関（国公立）★★		70	100	170
資本減耗引当	70			
その他付加価値	100			
国内生産額	170			

ウ 高等教育機関で行われる研究開発

高等教育機関が行う研究開発（附属研究所等の活動を除く。）については、国民経済計算との整合性を図ることから、「学校教育」の範囲から研究開発分を分割し、当該研究開発の費用を教育の国内生産額や消費支出から減額して、研究開発部門に含める（学部の種別に応じての研究開発部門に含める案を中心に更に検討）。費用の推計は、「科学技術研究調査」により研究費を把握し、また、研究業務に係る人件費を「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」を用いて把握することにより行う。

また、研究開発部門の資本形成は学校教育部門が取得したものとし、減耗は同部門の資本減耗引当に計上し、国内生産額は当該額増額する。その増額分は消費支出に加算する（大学医学部附属病院も同様）。

なお、大学の附属研究所等における研究開発は、従来から、自然科学又は人文・社会科学研究機関等に含まれており、変更しない。

エ 企業内研究開発の対象と輸出入の計上

企業内研究開発としては、基礎資料である科学技術研究調査の研究費は外部との関係如何（資金提供・委託など）にかかわらず自社で使用したものを対象としていることに留意し、国民経済計算と同様に、（国際収支統計から得られる）輸出入を計上する（なお、前回の企業内研究開発の定義・範囲においても「企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活動の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動」とされており、外部との関係は触れられていない。）。

研究開発の対象となるものが、①研究開発サービス（(i) 研究開発の費用、(ii) 研究開発の成果たる特許権等の売買額）^(注1-3-1)、②特許権等の利用料なのかについては、国民経済計算と同様に、

- ・ 研究開発の国内生産額は、外部との関係如何にかかわらず、科学技術研究調査の社内使用研究費等から生産費用の積上げにより推計する。
- ・ 国際収支統計の①に係る輸出入のうち(ii)相当額については、多くの資本財の輸出入と同様に、当該特許権等に係る研究開発がされた時期にかかわらず、産業連関表における研究開発部門の取引額に含むものとし、純輸出額と国内生産額との調整は国内総固定資本形成で行う。
- ・ ②は、国際収支統計や国際標準産業分類なども踏まえ、研究開発に含めず、別途、特許等使用料の検討において整理する。

(注1-3-1) 2008 SNA勧告と整合的に、IMFの「国際収支統計マニュアル第6版」(以下「BPM6」という。)でも、「研究開発サービス」の輸出入に、基礎研究、応用研究等のサービスの他、特許権等の売却も含む。一方、特許権の使用料については、「研究開発サービス」ではなく「産業財産権等使用料」に計上される。なお、平成23年表では、同様の項目(BPM5)を用いて、「自然科学研究機関(産業)」や「人文・社会科学研究機関(産業)」の輸出入も推計しており、今回も同項目の配分を行う。

オ 企業内研究開発の営業余剰の計上

国民経済計算では、2008 SNAと整合的に、市場生産者による研究開発に営業余剰を考慮していることから、平成27年表についても、それらの生産により一定の収益が得られるとして研究開発費用に一定の利益率を乗じて計上する。

カ その他

研究開発の中で行われる自社開発ソフトウェアの費用については研究開発費用から控除しない(自社開発ソフトウェアについては下記を参照)。

(3) 自社開発ソフトウェアなどのサービス活動について

産業連関表において、本社活動や知的財産を創出する活動などの把握のほか、国民経済計算との整合性にも留意する必要があると考えられる一方、これらの推計には、国民経済計算と比べると詳細な部門別の推計が必要であり、基礎資料等の制約もあることから、平成27年表では、取引基本表と別に、このような活動を推計した参考表を作成する。

ア 自社開発ソフトウェアについて

下記のとおり、取引基本表には導入せず、その公表後に、取引基本表などを用いて参考表を作成する。

- ・ 各部門から自社開発ソフトウェア活動を特定する必要があるところ、人件費について、ソフトウェア従事者の人件費自体は基礎統計から部門ごとに一定の精度による推計ができるが、このうち自社開発ソフトウェア活動分を特定するために

各部門の自社開発ソフトウェアの従事割合など一定の前提に基づく推計が必要であり、詳細な部門別の推計が難しいこと

- ・ 人件費以外についても、現状では産業連関表の情報サービス業の投入額自体を用いた推計が必要であること
- ・ 企業会計ベースからの推計についても、ソフトウェア業以外では自社開発ソフトウェアの計上を行っていないのではないかとの指摘があり、各部門の把握が難しいこと

イ 本社活動について

いわゆる本社活動（管理、補助的経済活動を行う事業所の活動）は詳細な部門別の推計が難しく、取引基本表には本社部門を設けないこととし、参考表として本社マトリックスを作成する。

ウ 特許等サービスなどの利用について

特許等サービスの利用料を詳細な部門別に推計することが困難であることから、取引基本表には含めず、その公表後に参考表を作成する。

※ 平成23年基準の国民経済計算においては、

- ・ 国際収支統計の産業財産権等利用料を用いてサービスの輸出入として計上。
- ・ 国内取引について、経済産業省企業活動基本調査の「技術取引」（国内からの受取（著作権分を控除））を用いて全て中間消費として計上。

これらの推計により、特許等サービスについて、従来の財産所得から変更し、生産とそれに対する支払として記録。

(4) 上記以外のSNAとの整合性への対応等について

産業連関表においては、上述の研究開発の固定資本計上のほか、国民経済計算との整合性を図るため別表1のとおり対応する。

2 基本計画以外の産業連関技術会議における検討事項

(1) 調整項について

ア 調整項については、以下のとおり課題があり、調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。なお、従来との比較のため、部門別の調整項相当額は公表する（調整項相当額を各部門の取引額から控除した表を作成可能。）。

イ 基礎資料や推計方法の概要

- ・ 各行部門ごとに、
「調整項」 = 「輸出（普通貿易）」（生産者価格）（⇒税抜き価格）
×「間接輸出割合」
×「消費税率」
- ・ 間接輸出割合については、製造業製品では、
経済センサスによる直接輸出額（＝事業所全体の売上×それに占める直接輸出額の割合（%：有効数字5桁））
／貿易統計の輸出額
により推計し、それ以外は、他の資料や前回表などを利用して個別に推計
- ・ 「輸出（普通貿易）」（生産者価格）は、貿易統計により「輸出（普通貿易）」（購入者価格）を集計し、別途行部門別のマージン額（国内需要・輸出合計）を推計し、それから輸出（普通貿易）に配分して、当該セルのマージン額を推計している（いわゆる皮ハギ（第2部5(4)を参照））。

ウ 基礎資料や推計方法の課題

事業所によっては、国内向け・輸出向けにかかわらず卸売に財を一括で卸している場合もあると考えられ、当該事業所にとって、間接輸出される財が国内向けか区別しづらい状況もある。このため、間接輸出を把握している統計調査はほとんどない。

したがって、基礎資料の状況から、現行の各財の国内生産額（基本分類よりも細かい10桁分類別に推計）の推計精度よりも、調整項の精度は劣ると考えられる。

※ 今回は、企業の管理活動等に関する実態調査により、企業全体の輸出額と直接・間接輸出額を把握することとし、間接輸出割合の推計に利用する予定であるが、これも企業業種での把握にとどまる。

以下のように調整項推計には様々な誤差が生じていると考えられる。

⇒ 経済センサスの直接輸出額は、事業所単位で一括した額でしか把握されず、各行部門ごとに把握できないため、その推計に誤差が生じ得る。

⇒ 間接輸出割合の分子・分母は、それぞれ異なる統計から推計することになり整合性が十分とはいえないと考えられる。

⇒ 前述のとおり貿易統計は購入者価格で把握されているため、それから輸出（普通貿易）（生産者価格）を推計する際に誤差が生じ得る。また、調整項の間接輸出割合と皮ハギ時のマージン率は別プロセスの推計となっている。

エ 前回表からの見直し

マージンと調整項の関係について、輸出（普通貿易）のマージン額の推計に当たり、工場出荷時価格を税込みとすることを徹底する。

各財の間接輸出に係る消費税還付分を国内生産額に計上するか	計上する。
各財・商業の間接税	各財（列）の間接税は、還付分を含む。商業（列）の間接税は、還付分を控除する。
工場出荷時の価格	各財の工場出荷時の価格は税込み
各財（行）の還付分の扱い	調整項を設けない、かつ、輸出の生産者価格を税込み → 調整項部門を削除し、輸出（普通貿易）（生産者価格）に含める（結果的に、輸出（普通貿易）生産者価格は税込みとなり、工場出荷時価格は税込みと整合する。）。 （cf 平成23年表検討時は、調整項を設ける、かつ、輸出の生産者価格を税抜きとする案が検討された。）
マージンの整理	商業の国内生産額は、工場出荷時価格を税込みとして推計

(2) 公表の早期化・作業の効率化

基本方針にあるとおり、経済センサス-活動調査の調査実施時期が繰り下げになる中で、前回表に比べ公表を早期化できるように、これまで速報及び確報の二段階で公表していたものを、速報の利活用が少ないことも勘案し、1回での公表（従来の確報をベースにしたもの）とする。

接続表についても、部門設定時に各時点表の部門分割による作業を避けるなどの対応を行ったうえで、業務の外部委託も含め更なる効率化を検討する。

3 部門分類

(1) 部門分類等の見直し

平成27年表における部門分類について、部門分類の設定等に関する主な変更の概要については、

- ①子ども・子育て制度の拡充に係る状況を把握するための保育部門の分割
- ②建築リフォームに係る基礎統計整備に伴う建築補修部門の見直し

などを行った。それ以外の事項も含め、主な変更の概要は表1-3-1及び別表2のとおりである。

表1-3-1 主な変更の概要

課題	主な関係部門	主担当府省庁	検討結果
保育所部門の新設	社会福祉	厚生労働省	「社会福祉（国公立）★★」、「社会福祉（非営利）★」、「社会福祉（産業）」部門から分割し「保育所」部門を新設
飲食サービス部門の分割	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	農林水産省	平成23年表の「飲食サービス」部門を、「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割
建設補修の一部を国内総固定資本形成へ計上	建設補修	国土交通省	建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については国内総固定資本形成とする。
学校給食	学校給食	文部科学省	統合分類は製造業に含まれていたものを教育に変更
家計外消費支出 ※福利厚生費と雇用者所得の関係整理	家計外消費支出、雇用者所得	内閣府 厚生労働省	娯楽・スポーツ費を「福利厚生費」部門から除き、雇用者所得（その他の給与及び手当）に含める。

また、基本分類及び統合分類に関する平成23年表と平成27年表との相違については、別表3のとおりである。

(2) 部門分類数

前記(1)記載の部門分類の変更により、平成27年表の部門分類数（内生部門）は、基本分類について、行部門が509、列部門が391となっているほか、統合分類については、小分類が187、中分類が107、そして、大分類が37となっている。

これら分類数の時系列推移については、表1-3-2のとおりである。

また、平成23年表と平成27年表における基本分類及び統合分類の数を産業別（産業連関表の13部門）に比較すると、表1-3-3のとおりであり、基本分類で変動があったのは、農林漁業（行が9部門減）、鉱業（列が1部門減）、製造業（行が4部門減、列が8部門減）、電力・ガス・水道（列が1部門減）、運輸・郵便（行列とも1部門増）、情報通信（行列とも1部門減）及びサービス（行列とも4部門増）である。

表1-3-2 部門分類数^(注1-3-2)の推移（平成17年、23年、27年）

	平成17年表	平成23年表	平成27年表
(1)基本分類 行	520	518	509
列	407	397	391
(2)統合小分類	190	190	187
(3)統合一中分類	108	108	107
(4)統合大分類	34	37	37

表1-3-3 産業別部門分類数^(注1-3-2)の推移（平成23年、27年）

産業区分	平成23年表					平成27年表					
	基本分類		統合小分類	統合一中分類	統合大分類	産業区分	基本分類		統合小分類	統合一中分類	統合大分類
行	列	行					列				
1 農林水産業	46	29	13	5	1	1 農林漁業	37	29	13	5	1
2 鉱業	10	5	4	3	1	2 鉱業	10	4	3	2	1
3 製造業	325	237	112	55	19	3 製造業	321	229	111	55	19
4 建設	12	12	5	4	1	4 建設	12	12	5	4	1
5 電力・ガス・水道	7	9	5	4	3	5 電力・ガス・水道	7	8	5	4	3
6 商業	2	2	2	1	1	6 商業	2	2	2	1	1
7 金融・保険	6	3	2	1	1	7 金融・保険	6	3	2	1	1
8 不動産	4	4	3	3	1	8 不動産	4	4	3	3	1
9 運輸・郵便	26	22	15	9	1	9 運輸・郵便	27	23	15	9	1
10 情報通信	13	12	6	5	1	10 情報通信	12	11	5	5	1
11 公務	2	2	2	1	1	11 公務	2	2	2	1	1
12 サービス	64	59	20	16	5	12 サービス	68	63	20	16	5
13 分類不明	1	1	1	1	1	13 分類不明	1	1	1	1	1
計	518	397	190	108	37	計	509	391	187	107	37

(注1-3-2) 表1-3-2及び表1-3-3とも、内生部門の部門数を計上している。

4 次回表に向けた検討

(1) 統計改革推進会議における産業連関表に係る検討

産業連関表について、「生産面を中心に直したGDP統計への整備」の観点から、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、以下のとおり記述されており、今後、平成27年表の作業と並行して、統計改革推進会議のフォローアップ及び統計委員会の基本計画審議や統計法施行状況審議なども含めその対応が必要となっており、特にサービス分野の改善に向けた検討を進める。

・産業連関表作成府省庁は、2020年を対象年次とする産業連関表（2024年度公表予定）でサービス分野についてSUT体系による作成等を進め、内閣府は、2025年度に予定される国民経済計算（SNA）の基準改定で、副業の生産構造や投入構造の把握改善による年次SUTの刷新に取り組む。

産業連関表作成府省庁は、2025年を対象年次とする産業連関表（2029年度公表予定）からSUT体系に移行し、内閣府は、2030年度に予定されるSNAの基準改定において、全産業の直接推計による年次SUTの構築に取り組む。

(2) 公的部門の分類格付けにおける国民経済計算（SNA）との整合性

公的部門の分類格付けについては、基礎資料の制約等はあるものの、国民経済計算（SNA）とより整合性を図るべく引き続き調整を行う。

〔別表1〕

産業連関表に関して基本計画に掲げられた事項以外のSNAとの整合性の検討結果

事項	課題	平成27年表での対応
①仲介貿易 ※仲介国の財の輸出に計上	2008SNAでは、仲介貿易の対象となる財について、仲介料のサービスの貿易としての記録を取りやめ、仲介国が取得した際に「負の輸出」を、処分した際に「正の輸出」を記録することが提唱されている。	貿易統計において、通関を経由しない仲介貿易について捕捉しておらず、ほかにも財別の仲介貿易に関する基礎資料がないため、財の輸出に計上することは困難である。 国際収支統計における「仲介貿易商品」の正の輸出及び負の輸出の合計額を、コスト商業として「卸売」部門の「輸出（特殊貿易）」部門に一括して計上し、国内生産額に含める。
②加工貿易 ※所有権が移転しない場合は加工賃のみサービスの輸出入に計上	93SNAでは、輸出と輸入の所有権移転ベースの記録の例外として、財の輸出入とされていたが、2008SNAでは、加工賃の受払をサービスの輸出入として記録することが提唱されている。	国際収支統計では財ごとのデータが得られず、貿易統計のデータをを用いて、産業連関表の各列部門から加工用財貨分を控除することは難しいことから、平成27年表でも貿易統計を用いて「輸出（普通貿易）」部門、「(控除)輸入（普通貿易）」部門に記録する。
③所有権移転費用の扱いの精緻化 ※所有権移転に係る手数料等を資本形成	2008SNAでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用の対象について明確化され、また、その発生時に総固定資本形成として計上することが提唱されている。	「不動産仲介・管理業」部門のうち、売買仲介手数料に当たる生産額は、国内総固定資本形成に産出する。 「法務・財務・会計サービス」部門において、所有権移転費用に該当する費用について明確な切り分けが可能な場合、国内総固定資本形成として計上すべく検討を行う。
④娯楽・文学等の原本及びこれに係る著作権等使用料の扱い ※娯楽・文学作品等も資本形成、著作権使用料も生産に計上	2008SNAでは、固定資産である知的財産生産物の範囲として、R&D、コンピュータ・ソフトウェア、鉱物探査・評価、娯楽・音楽・文学・芸術作品等を挙げている。	投入調査の結果を参考にしつつ、次回平成32年表での導入に関して検証を行う。

事項	課題	平成27年表での対応
<p>⑤雇用者ストックオプション及び確定給付型企业年金の受給権 ※雇用者所得に雇用者ストックオプションを計上、また、確定給付型企业年金の受給権を発生ベースで計上</p>	<p>2008SNAでは、雇用者ストックオプションの価値を雇用者報酬（現物の賃金・俸給）に、また、確定給付型企业年金について、雇用者が追加的に勤務したことへの対価としての受給権の増分を雇用者報酬（雇主の社会負担）に記録することが提唱されている。</p>	<p>株式購入権の新規付与額を推計し、「その他の給与及び手当」部門に計上する。 雇用者所得のうち、「社会保険（雇用主負担）」部門に含めていた厚生年金基金並びに「その他の給与及び手当」部門に含めていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付企業年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用相当分及び当該年金制度運用に係る費用（年金制度の手数料）を「その他の給与及び手当」部門に含める。</p>
<p>⑥ディーラー・マージン ※金融サービスとして計上</p>	<p>2008SNAでは、金融資産の売買時にディーラーによって課される「暗黙の手数料」もサービス料（金融サービスの産出）であることが明示されている。</p>	<p>「民間金融（手数料）」部門の生産額に、暗黙の手数料を含める。基礎統計の制約から、国際収支統計で捕捉される海外との債券売買に係るマージン分のみを対象とする。</p>
<p>⑦防衛装備品支出の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上 ※戦車等を資本形成。弾薬等を在庫純増</p>	<p>2008SNAでは、戦車や艦艇等は、政府による防衛サービスの生産に継続的に使用されるものとして、これに対する支出を総固定資本形成に、また、1回限り使用される弾薬等について、その増減分を在庫変動として記録することが提唱されている。</p>	<p>防衛省の戦車や排水トン表示船舶等については、産出先として「国内総固定資本形成（公的）」部門に計上する。 また、1回限り使用される弾薬類の純増分を「原材料在庫純増」部門に計上する。</p>
<p>⑧定型保証 ※偶発性はあるが多数発行される保証を生産として計上</p>	<p>93SNAでは偶発性のある資産は全て記録の対象外。2008SNAでは、偶発性のある保証のうち、大数の法則が働く同一の方針に沿って多数発行されるもの（定型保証）は、非生命保険と同様の形で、産出・消費を記録することが提唱されている。</p>	<p>住宅ローン保証等の定型保証について、「受取保証料+財産運用純益-債務肩代わり」の計算式により生産額を求め、「損害保険」部門の生産額に含める。</p>

事項	課題	平成 27 年表での対応
<p>⑨中央銀行の産出 ※金融政策サービスは一般政府が最終消費支出に計上</p>	<p>2008 SNAでは、中央銀行の産出を①金融仲介(F I S I M:市場)、②金融政策サービス(非市場)、③その他(市場又は非市場)に分け、非市場産出分は、生産費用の合計で計測している。非市場産出分は、一般政府が最終消費支出するものとして記録することが提唱されている。</p>	<p>生産額から手数料収入を除く部分(非市場産出分)の配分先を、従来の金融部門から「公務(中央)★★」部門の中間投入に変更することにより、生産費用の合計から算出する「公務(中央)★★」部門の国内生産額は増加し、この増加分は、「中央政府集約的消費支出」部門に記録される。</p>
<p>⑩特許等サービスの取扱い ※生産として計上</p>	<p>2008 SNAでは、R&Dの成果たる特許実体に係る特許契約について、ライセンスからライセンスサーへの支払(特許等サービス)は、サービス又は資産の取得に関する支払として記録することが提唱されている。</p>	<p>平成 27 年表では、取引基本表における導入を見送り、参考表を作成する方向で検討する。</p>
<p>⑪政府諸機関の格付け</p>	<p>産業連関表と内閣府が作成する国民経済計算との格付けが一致していない機関がある。</p>	<p>・社会保障基金に該当しない年金基金、自動車安全特別会計(自動車検査登録勘定)等、平成 27 年表と平成 23 年基準国民経済計算の格付けを可能な限り整合化した。 ・平成 32 年表に向けては、2008 SNA及び次回基準国民経済計算との更なる整合性を図るべく引き続き調整を行う。</p>
<p>⑫政府手数料 ※政府手数料は、間接税から公務など政府サービス生産者への支払いに計上</p>	<p>93 SNAにおいて、政府手数料等は「財貨・サービスの購入」に分類が変更されたため、内閣府が作成する国民経済計算においても政府手数料を「財貨・サービスの購入」に分類している。</p>	<p>平成 23 年表では〔行〕「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」部門に含まれていた政府手数料(強制的手数料、電波利用料収入料及び許可料(道路整備特別会計))を〔行〕「公務(中央)★★」部門及び〔行〕「公務(地方)★★」部門に含める。</p>
<p>⑬建設補修の一部(建築物リフォーム・リニューアル)の国内総固定資本形成への計上 ※大修繕、改装、改修は総固定資本形成に計上</p>	<p>2008 SNAでは、固定資産の定期的な維持、修理は中間消費に、大修繕、改装あるいは改修は総固定資本形成として記録することが提唱されている。</p>	<p>建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については国内総固定資本形成に計上することを検討する。</p>

平成27年（2015年）産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要

1 変更事項

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
1	0111-021	小麦	基本分類の統合・名称変更	国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額（＝国内生産額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「小麦」とする。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
2	0111-022	大麦	基本分類の統合・名称変更	国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額（＝国内生産額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「大麦」とする。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
3	0112-021	大豆	基本分類の統合・名称変更	国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額（＝国内生産額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「大豆」とする。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
4	0114-01	果実	基本分類の統合・名称変更	推計に使用する「生産農業所得統計（都道府県別推計値）」の「その他果実」にはかんきつの一部が含まれていること等から、行部門「かんきつ」、「りんご」、「その他の果実」を統合し、名称を「果実」とする。
5	0115-099	他に分類されない食用 耕種作物	基本分類の統合	油糧作物の国内生産額は1,000億円を下回っており、推計資料も整備されていないこと、また、「他に分類されない食用耕種作物」の国内生産額及び総需要額が1,000億円を下回っていることから、行部門「油糧作物」を行部門「他に分類されない食用耕種作物」に統合する。
6	0121-09	その他の畜産	基本分類の統合・名称変更	「羊毛」については、国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っているため、行部門「羊毛」を行部門「他に分類されない畜産」と統合し、名称を「その他の畜産」とする。
7	0152-01	素材	基本分類の統合	国内生産額、輸入額ともに長期的に減少傾向にあり、特に輸入は総需要額（＝輸入額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合する。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
8	0171-01	海面漁業	基本分類の統合	国内生産額、輸入額ともに減少傾向にあり、特に輸入は総需要額（＝輸入額）が1,460億円と小さいことから、別掲していた輸入品の行部門を統合する。 なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。
9	0629-09	その他の鉱物	基本分類の統合	平成23年表の「金属鉱物」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、投入構造も類似していることから、平成27年表の列部門は「その他の鉱物」と統合する。なお行部門は従前通りとする。
10	1111	畜産食料品	小分類の統合	「食肉」と「畜産食料品」を分割していたが、「食肉」は日本標準産業分類「091 畜産食料品製造業」を含む部門であることから小分類を統合する。
11	1111-09	その他の畜産食料品	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「畜産びん・かん詰」については国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合を図るため、「畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰及び「その他の食料品」に含まれていた畜産食料品を「肉加工品」に統合し、名称を「その他の畜産食料品」とする。
12	1115-01	農産保存食料品	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「農産びん・かん詰」については、国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合性を図るため、「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュース以外を「農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）」に統合し、名称を「農産保存食料品」とする。
13	1119-09	その他の食料品	基本分類の分割・統合	平成23年表の「畜産びん・かん詰」については国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合を図るため、「畜産びん・かん詰」のうち調理特殊かん詰を本部門に統合する。 また、本部門に含まれていた畜産食料品を分割し、「その他の畜産食料品」に統合する。
14	1129-02	清涼飲料	基本分類の統合	平成23年表の「農産びん・かん詰」については、国内生産額及び総需要額ともに小さいこと及び日本標準産業分類との整合を図るため、「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュースを本部門に統合する。
15	1611-02	合板・集成材	基本分類の分割	「床板製造業」については、日本標準産業分類の改定（平成25年10月）により小分類「122 造作材・合板・建設用組立材料製造業」に細分類「1228 床板製造業」として移動したこと。一方、産業連関表の部門「合板・集成材」に含まれる品目のうち床板以外は木（素材、製材）を原料とする一次加工品であることから、平成23年表で本部門に含まれていた床板を本部門から分割し、列部門「その他の木製品」、行部門「建設用木製品」に統合する。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
16	1619-09	その他の木製品	内容変更	日本標準産業分類の第13回改定により、細分類1213「床板製造業」が細分類1228に項目移動された。これを踏まえ、平成23年表の「合板・集成材」に含まれていた「床板」を列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合する。
17	2041-02	環式中間物・合成染料・有機顔料	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「合成染料・有機顔料」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、かつ近年減少傾向であることから、平成27年表の列部門は「環式中間物」と統合し、名称を「環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。なお行部門は従前通りとする。
18	2061-01	化学繊維	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「レーヨン・アセテート」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後増加が見込めないことから、平成27年表の列部門は「合成繊維」と統合し、名称を「化学繊維」とする。なお行部門は従前通りとする。
19	2229-09	その他のゴム製品	基本分類の統合	平成23年表の「ゴム製・プラスチック製履物」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後増加が見込めないことから、平成27年表の列部門は「その他のゴム製品」と統合する。なお行部門は従前通りとする。
20	2312-01	なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）	基本分類の統合・名称変更	平成23年表の「製革・毛皮」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後増加が見込めないことから、平成27年表の列部門は「かばん・袋物・その他の革製品」と統合し、名称を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」とする。なお行部門は従前通りとする。
21	3211-04	フラットパネル・電子管	内容変更・名称変更	平成23年表において「電子管」の定義・範囲を17年表から変更しなかつたため、日本標準産業分類の第12回改定時に新設された細分類2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の内訳である「その他のフラットパネル」が「その他の電子部品」に旧来のまま含まれており、結果として細分類2815は「電子管」、「液晶パネル」及び「その他の電子部品」の3部門にまたがって定義されていた。平成27年表ではこれを「電子管」と統合し、名称を「フラットパネル・電子管」とする。
22	3299-01	記録メディア	内容変更・名称変更	平成23年表の「磁気テープ・磁気ディスク」の国内生産規模が縮小してきていること、また日本標準産業分類の第12回改定時に新設された小分類283「記録メディア製造業」に準拠させるため、「その他の電子部品」に含まれていた「半導体メモリア」を統合し、名称を「記録メディア」とする。
23	3299-09	その他の電子部品	内容変更	前述のとおり、平成23年表の「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「フラットパネル・電子管」に、「半導体メモリア」を「記録メディア」にそれぞれ統合する。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
24	4611-02	事業用発電（火力発電を除く。）	基本分類の統合・名称変更	平成27年では、事業用原子力発電実績のある事業所が1事業所のみであり、個別の国内生産額が明らかになることが統計技術的観点から望ましくなく、平成23年表の「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」を統合する。また、これに伴い、名称を「事業用発電（火力発電を除く。）」とする。 なお、休止中の事業所に係る投入額については、本部門の内訳に含まれる。
25	5312-01	生命保険	基本分類の統合	社会保障基金に該当しない年金基金については、J S N A の経済活動別分類では「保険業（生命保険）」部門に含まれていることとの整合性を図るため、平成23年表の「社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合する。
26	5789-02	水運施設管理（国公営）★★	基本分類の分割・名称変更	S N A との整合性を確保するため、「公営事業会計_地方公営企業_港湾事業」について、既存の「水運施設管理★★」から分割して整理し、名称を「水運施設管理（国公営）★★」とする。
27	5789-03	水運施設管理	基本分類の分割	S N A との整合性を確保するため、既存の「水運施設管理★★」を分割し、本部門を特掲する。
28	5789-05	航空施設管理（公営）★★	基本分類の分割・名称変更	S N A との整合性を確保するため、自動車安全特別会計空港整備勘定については、既存の「航空施設管理（国公営）★★」から「航空施設管理」の範囲へ変更し、名称を「航空施設管理（公営）★★」とする。
29	5789-06	航空施設管理	基本分類の統合・名称変更	S N A との整合性を確保するため、自動車安全特別会計空港整備勘定については、「航空施設管理」の範囲へ含めて整理する。
30	5791-01	郵便・信書便	基本分類の統合	中分類『通信』を見直した結果、「その他の通信サービス」に含まれていた日本標準産業分類862「郵便局受託業」の郵便に係る活動を統合する。
31	5911-01	固定電気通信	基本分類の統合	日本標準産業分類（平成25年10月）の小分類371「固定電気通信業」に準拠するため、平成23年表の「その他の電気通信」及び「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を統合。ただし、日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」のうち、サーバ・ハウジング・サーバ・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
32	5911-03	電気通信に附帯するサービス	基本分類の分割・名称変更	日本標準産業分類（平成25年10月）の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」に準拠するため、平成23年表の「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を「固定電気通信」に統合。また、簡便郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を「郵便・信書便」に統合し、かつ、平成23年表の「その他の通信サービス」を「電気通信に附帯するサービス」に名称変更する。
33	6431-01	社会保険事業★★	基本分類の分割	社会保障基金に該当しない年金基金について、J S N Aの経済活動別分類では「保険業（生命保険）」に含まれることとの整合を図るため、平成23年表で本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を分割し、「生命保険」に統合する。
34	6431-05	保育所	基本分類の新設	子ども・子育て支援新制度における保育サービス的重要性や経済規模等を踏まえ、「保育所」を新設する。
35	6721-01	飲食店	基本分類の分割	「飲食サービス」の国内生産額が25兆円（平成23年）と大きいこと、日本標準産業分類の中分類をまたがって部門が設定されていたものを中分類と整合を図ること、かつ、経済センサスにおいて中分類に対応した売上げを把握できるようになったことから、「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。
36	6721-02	持ち帰り・配達飲食サービス	基本分類の分割	「飲食サービス」の国内生産額が25兆円（平成23年）と大きいこと、日本標準産業分類の中分類をまたがって部門が設定されていたものを中分類と整合を図ること、かつ、経済センサスにおいて中分類に対応した売上げを把握できるようになったことから、「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。
37	7111-003	福利厚生費	基本分類の分割	娯楽・スポーツ費についての概念精査を踏まえ、平成23年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「その他の給与手当」に含める。
38	7411-00	国内総固定資本形成（公的）	内容変更	2008 S N Aに照らして、「研究・開発の国内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」、「防衛装備品の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。

	関係部門		区分	変更の概要
	コード等	部門名		
39	7511-00	国内総固定資本形成 (民間)	内容変更	2008 SNAに照らして、「研究・開発の国内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。
40	7611-04	原材料在庫純増	内容変更	2008 SNAに照らして「防衛装備品の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。
41	9113-000	その他の給与及び手当	基本分類の統合	2008 SNAに照らして、娯楽・スポーツ費は雇用者所得として扱うことが適当であるため、平成23年表で「福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を本部門に含める。
42	9211-000	営業余剰	基本分類の統合	地方法人特別税は、法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税と同様の課税標準に対して課税するものであることから、法人事業税と同様の取扱いをすることが適当であるため、平成23年表で「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた地方法人特別税を本部門に含める。
43	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	基本分類の分割	地方法人特別税は、法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税と同様の課税標準に対して課税するものであることから、法人事業税と同様の取扱いをすることが適当であるため、平成23年表で本部門に含まれていた地方法人特別税を「営業余剰」に含める。
44		調整項	基本分類の統合	事業所によっては、国内向け・輸出处にかかわらず卸売に財を一括で卸している場合もあると考えられ、当該事業所にとって、間接輸出される財が国内向けに区別しづらい状況もある。このため、間接輸出を把握している統計調査はほとんどない。したがって、基礎資料の状況から、現行の各財の国内生産額（基本分類よりも細かい10桁分類別に推計）の推計精度よりも、調整項の精度は劣ると考えられる。そのため調整項については、調整部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。なお、従来との比較のため、部門別の調整項相当額は公表する。

(注) 基本分類における名称変更及び統合分類における名称変更や分割等の詳細については、別表3を参照。

2 検討した結果、平成27年表には取り入れないこととしたもの

	事項	検討の要旨
1	再生可能エネルギー関係	<p>「再生可能エネルギー」とは、「太陽光」、「風力」、「水力」、「地熱」及び、「バイオマス」などを利用したものであり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）により、その利用が促進されている。</p> <p>経済産業省において、平成25年延長産業連関表における再生可能エネルギー部門の試算を行ったところ、試算結果等からいえることは部門の分割を行うためには推計上の課題が多く、また統計資料上の制約もあり、取引基 本表に再生可能エネルギー部門を創設することは見送ることとした。</p>

【別表3】

平成23年(2011年)産業連関表－平成27年(2015年)産業連関表部門分類対応表

(1) 基本分類(行509部門×列391部門)

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら		0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら	
0111 -02	0111 -021 0111 -022 0111 -023 0111 -024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)	統合(新0111-021) 統合(新0111-021) 統合(新0111-022) 統合(新0111-022)	0111 -02	0111 -021 0111 -022	麦類 小麦 大麦	統合(旧0111-021、-022)、名称変更 統合(旧0111-023、-024)、名称変更
0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ		0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ	
0112 -02	0112 -021 0112 -022 0112 -029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類	統合(新0112-021) 統合(新0112-021)	0112 -02	0112 -021 0112 -029	豆類 大豆 その他の豆類	統合(旧0112-021、-022)、名称変更
0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)	
0114 -01	0114 -011 0114 -012 0114 -019	果実 かんきつ りんご その他の果実	統合(新0114-011) 統合(新0114-011) 統合(新0114-011)	0114 -01	0114 -011	果実	行:統合(旧0114-011、-012、-019)
0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物		0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物	
0115 -02	0115 -021 0115 -029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		0115 -02	0115 -021 0115 -029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物	
0115 -09	0115 -091 0115 -092 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物	統合(新0115-099) 統合(新0115-099)	0115 -09	0115 -091 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 他に分類されない食用耕種作物	統合(旧0115-092、-099)
0116 -01	0116 -011	飼料作物		0116 -01	0116 -011	飼料作物	
0116 -02	0116 -021	種苗		0116 -02	0116 -021	種苗	
0116 -03	0116 -031	花き・花木類		0116 -03	0116 -031	花き・花木類	
0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物		0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	
0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物	
0121 -02	0121 -021	肉用牛		0121 -02	0121 -021	肉用牛	
0121 -03	0121 -031	豚		0121 -03	0121 -031	豚	
0121 -04	0121 -041	鶏卵		0121 -04	0121 -041	鶏卵	
0121 -05	0121 -051	肉鶏		0121 -05	0121 -051	肉鶏	
0121 -09	0121 -091 0121 -099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産	統合(新0121-091) 統合(新0121-091)	0121 -09	0121 -099	その他の畜産	行:統合(旧0121-091、-099)
0131 -01	0131 -011	獣医薬業		0131 -01	0131 -011	獣医薬業	
0131 -02	0131 -021	農業サービス(獣医薬業を除く。)		0131 -02	0131 -021	農業サービス(獣医薬業を除く。)	
0151 -01	0151 -011	育林		0151 -01	0151 -011	育林	
0152 -01	0152 -011 0152 -012	素材 素材(国産) 素材(輸入)	統合(新0152-011) 統合(新0152-011)	0152 -01	0152 -011	素材	行:統合(旧0152-011、-012)
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)		0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)	
0171 -01	0171 -011 0171 -012	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入)	統合(新0171-011) 統合(新0171-011)	0171 -01	0171 -011	海面漁業	行:統合(旧0171-011、-012)
0171 -02	0171 -021	海面養殖業		0171 -02	0171 -021	海面養殖業	
0172 -01	0172 -001	内水面漁業・養殖業		0172 -01	0172 -001	内水面漁業・養殖業	
0172 -02	0172 -001	内水面漁業		0172 -01	0172 -001	内水面漁業	
0172 -02	0172 -001	内水面養殖業		0172 -02	0172 -001	内水面養殖業	
0611 -01	0611 -011 0611 -012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物	統合(新0629-09) コード変更(新0629-091) コード変更(新0629-092)				
0621 -01	0621 -011 0621 -012 0621 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス		0611 -01	0611 -011 0611 -012 0611 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	コード変更 コード変更 コード変更 コード変更
0631 -01	0631 -011	砂利・採石		0621 -01	0621 -011	砂利・採石	コード変更
0631 -02	0631 -021	砕石		0621 -02	0621 -021	砕石	コード変更
0639 -09		その他の鉱物	統合(新0629-09)	0629 -09		その他の鉱物	統合(旧0611-01、0639-09)、 コード変更
	0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物		0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	コード変更(旧0611-011) コード変更(旧0611-012) コード変更 コード変更 コード変更	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
1111-01	1111-011 1111-012 1111-013 1111-014 1111-015	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)		1111-01	1111-011 1111-012 1111-013 1111-014 1111-015	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	
1112-01	1112-011	肉加工品	統合(新1111-09)				
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰	統合(新1111-09、1119-09)				
1112-03	1112-031 1112-032	酪農品 飲用牛乳 乳製品		1111-02	1111-021 1111-022	酪農品 飲用牛乳 乳製品	コード変更 コード変更 コード変更
				1111-09	1111-099	その他の畜産食料品	統合(旧1112-01、-02、1119-09の一部)、名称変更
1113-01	1113-011	冷凍魚介類		1112-01	1112-011	冷凍魚介類	コード変更
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品		1112-02	1112-021	塩・干・くん製品	コード変更
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰		1112-03	1112-031	水産びん・かん詰	コード変更
1113-04	1113-041	わり製品		1112-04	1112-041	わり製品	コード変更
1113-09	1113-099	その他の水産食品		1112-09	1112-099	その他の水産食料品	名称変更、コード変更
1114-01	1114-011 1114-019	精穀 精米 その他の精穀		1113-01	1113-011 1113-019	精穀 精米 その他の精穀	コード変更 コード変更 コード変更
1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉		1113-02	1113-021 1113-029	製粉 小麦粉 その他の製粉	コード変更 コード変更 コード変更
1115-01	1115-011	めん類		1114-01	1114-011	めん類	コード変更
1115-02	1115-021	パン類		1114-02	1114-021	パン類	コード変更
1115-03	1115-031	菓子類		1114-03	1114-031	菓子類	コード変更
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰	統合(新1115-01、1129-02)				
1116-02	1116-021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	統合(新1115-01)	1115-01	1115-011	農産保存食料品	統合(旧1116-01の一部、-02)、名称変更、コード変更
1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物		1116-01	1116-011 1116-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物	コード変更 コード変更 コード変更
1117-02	1117-021	でん粉		1116-02	1116-021	でん粉	コード変更
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	コード変更
1117-04	1117-041 1117-042 1117-043 1117-044	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物原油かす		1116-04	1116-041 1116-042 1116-043 1116-044	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物原油かす	コード変更 コード変更 コード変更 コード変更 コード変更
1117-05	1117-051	調味料		1116-05	1116-051	調味料	コード変更
1119-01	1119-011	冷凍調理食品		1119-01	1119-011	冷凍調理食品	
1119-02	1119-021	レトルト食品		1119-02	1119-021	レトルト食品	
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当		1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当	
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★	コード変更(新6311-03)				
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★	コード変更(新6311-04)				
1119-09	1119-099	その他の食料品	分割(一部新1111-09へ)、統合(新1119-09)	1119-09	1119-099	その他の食料品	統合(旧1112-02、1119-09)
1121-01	1121-011	清酒		1121-01	1121-011	清酒	
1121-02	1121-021	ビール類		1121-02	1121-021	ビール類	
1121-03	1121-031	ウイスキー類		1121-03	1121-031	ウイスキー類	
1121-09	1121-099	その他の酒類		1121-09	1121-099	その他の酒類	
1129-01	1129-011	茶・コーヒー		1129-01	1129-011	茶・コーヒー	
1129-02	1129-021	清涼飲料	統合(新1129-02)	1129-02	1129-021	清涼飲料	統合(旧1116-01の一部、1129-02)
1129-03	1129-031	製氷		1129-03	1129-031	製氷	
1131-01	1131-011	飼料		1131-01	1131-011	飼料	
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)		1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)	
1141-01	1141-011	たばこ		1141-01	1141-011	たばこ	
1511-01	1511-011	紡績糸		1511-01	1511-011	紡績糸	
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)		1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)		1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	
1512-09	1512-099	その他の織物		1512-09	1512-099	その他の織物	
1513-01	1513-011	ニット生地		1513-01	1513-011	ニット生地	
1514-01	1514-011	染色整理		1514-01	1514-011	染色整理	
1519-09	1519-091 1519-099	その他の繊維工業製品 網・網 他に分類されない繊維工業製品		1519-09	1519-091 1519-099	その他の繊維工業製品 網・網 他に分類されない繊維工業製品	
1521-01	1521-011	織物製衣服		1521-01	1521-011	織物製衣服	
1521-02	1521-021	ニット製衣服		1521-02	1521-021	ニット製衣服	
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品		1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	
1529-01	1529-011	寝具		1529-01	1529-011	寝具	
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物		1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物	
1529-09	1529-091 1529-099	その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品		1529-09	1529-091 1529-099	その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品	
1611-01	1611-011	製材		1611-01	1611-011	製材	
1611-02	1611-021	合板・集成材	分割(一部新1619-09、-091へ)	1611-02	1611-021	合板・集成材	分割
1611-03	1611-031	木材チップ		1611-03	1611-031	木材チップ	
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品	統合(新1619-09) 統合(新1619-091)	1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品	統合(旧1611-02の一部、1619-09) 統合(旧1611-021の一部、1619-091)
1621-01	1621-011	木製家具		1621-01	1621-011	木製家具	
1621-02	1621-021	金属製家具		1621-02	1621-021	金属製家具	
1621-03	1621-031	木製建具		1621-03	1621-031	木製建具	
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品		1621-09	1621-099	その他の家具・装備品	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
1631 -01	1631 -011	バルブ		1631 -01	1631 -011	バルブ	
	1631 -021P	古紙			1631 -021P	古紙	
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙		1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙	
1632 -02	1632 -021	板紙		1632 -02	1632 -021	板紙	
1633 -01	1633 -011	段ボール		1633 -01	1633 -011	段ボール	
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙		1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙	
1641 -01	1641 -011	段ボール箱		1641 -01	1641 -011	段ボール箱	
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器		1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器	
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品		1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品	
1649 -09	1649 -099	その他のバルブ・紙・紙加工品		1649 -09	1649 -099	その他のバルブ・紙・紙加工品	
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本		1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本	
2011 -01	2011 -011	化学肥料		2011 -01	2011 -011	化学肥料	
2021 -01		ソーダ工業製品		2021 -01		ソーダ工業製品	
	2021 -011	ソーダ灰			2021 -011	ソーダ灰	
	2021 -012	か性ソーダ			2021 -012	か性ソーダ	
	2021 -013	液体塩素			2021 -013	液体塩素	
	2021 -019	その他のソーダ工業製品			2021 -019	その他のソーダ工業製品	
2029 -01		無機顔料		2029 -01		無機顔料	
	2029 -011	酸化チタン			2029 -011	酸化チタン	
	2029 -012	カーボンブラック			2029 -012	カーボンブラック	
	2029 -019	その他の無機顔料			2029 -019	その他の無機顔料	
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス		2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス	
2029 -03		塩		2029 -03		塩	
	2029 -031	原塩			2029 -031	原塩	
	2029 -032	塩			2029 -032	塩	
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品		2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品	
2031 -01		石油化学基礎製品		2031 -01		石油化学基礎製品	
	2031 -011	エチレン			2031 -011	エチレン	
	2031 -012	プロピレン			2031 -012	プロピレン	
	2031 -019	その他の石油化学基礎製品			2031 -019	その他の石油化学基礎製品	
2031 -02		石油化学系芳香族製品		2031 -02		石油化学系芳香族製品	
	2031 -021	純ベンゼン			2031 -021	純ベンゼン	
	2031 -022	純トルエン			2031 -022	純トルエン	
	2031 -023	キシレン			2031 -023	キシレン	
	2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品			2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品	
2041 -01		脂肪族中間物		2041 -01		脂肪族中間物	
	2041 -011	合成アルコール類	分割(一部新2041-019へ)		2041 -011	合成オクタノール・ブタノール	分割、名称変更
	2041 -012	酢酸			2041 -012	酢酸	
	2041 -013	二塩化エチレン			2041 -013	二塩化エチレン	
	2041 -014	アクリロニトリル			2041 -014	アクリロニトリル	
	2041 -015	エチレングリコール			2041 -015	エチレングリコール	
	2041 -016	酢酸ビニルモノマー			2041 -016	酢酸ビニルモノマー	
	2041 -019	その他の脂肪族中間物	統合(新2041-019)		2041 -019	その他の脂肪族中間物	統合(旧2041-011の一部、-019)
2041 -02		環式中間物	統合(新2041-02)	2041 -02		環式中間物・合成染料・有機顔料	統合(旧2041-02、-03)、名称変更
	2041 -021	スチレンモノマー			2041 -021	合成染料・有機顔料	コード変更(旧2041-031)
	2041 -022	合成石炭酸			2041 -022	スチレンモノマー	コード変更
	2041 -023	テレフタル酸(高純度)			2041 -023	合成石炭酸	コード変更
	2041 -024	カプロラクタム			2041 -024	テレフタル酸(高純度)	コード変更
	2041 -029	その他の環式中間物			2041 -025	カプロラクタム	コード変更
	2041 -029	その他の環式中間物			2041 -029	その他の環式中間物	
2041 -03	2041 -031	合成染料・有機顔料	列:統合(新2041-02) 行:コード変更(新2041-021)				
2042 -01	2042 -011	合成ゴム		2042 -01	2042 -011	合成ゴム	
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品		2049 -01	2049 -011	メタン誘導品	
2049 -02	2049 -021	可塑性剤		2049 -02	2049 -021	可塑性剤	
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品		2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品	
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂		2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂	
2051 -02		熱可塑性樹脂		2051 -02		熱可塑性樹脂	
	2051 -021	ポリエチレン(低密度)			2051 -021	ポリエチレン(低密度)	
	2051 -022	ポリエチレン(高密度)			2051 -022	ポリエチレン(高密度)	
	2051 -023	ポリスチレン			2051 -023	ポリスチレン	
	2051 -024	ポリプロピレン			2051 -024	ポリプロピレン	
	2051 -025	塩化ビニル樹脂			2051 -025	塩化ビニル樹脂	
2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂	分割(一部新2051-09へ)、統合(新2051-03)	2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂	統合(旧2051-03、-09の一部)
2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂	分割(一部新2051-03へ)、統合(新2051-09)	2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂	統合(旧2051-03の一部、-09)
2061 -01	2061 -011	レーヨン・アセテート	列:統合(新2061-01)		2061 -011	化学繊維 レーヨン・アセテート	統合(旧2061-01、-02)
2061 -02	2061 -021	合成繊維	列:統合(新2061-01) 行:コード変更		2061 -012	合成繊維	コード変更
2071 -01	2071 -011	医薬品		2071 -01	2071 -011	医薬品	
2081 -01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤		2081 -01		油脂加工製品・界面活性剤	名称変更
	2081 -011	油脂加工製品			2081 -011	油脂加工製品	
	2081 -012	石けん・合成洗剤			2081 -012	石けん・合成洗剤	
	2081 -013	界面活性剤			2081 -013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)	名称変更
2081 -02	2081 -021	化粧品・歯磨		2082 -01	2082 -011	化粧品・歯磨	コード変更
2082 -01	2082 -011	塗料		2083 -01	2083 -011	塗料	コード変更
2082 -02	2082 -021	印刷インキ		2083 -02	2083 -021	印刷インキ	コード変更
2083 -01	2083 -011	写真感光材料	コード変更(新2089-02)				
2084 -01	2084 -011	農薬		2084 -01	2084 -011	農薬	
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤		2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤	
				2089 -02	2089 -021	写真感光材料	コード変更(旧2083-01)
2089 -09		その他の化学最終製品		2089 -09		その他の化学最終製品	
	2089 -091	触媒			2089 -091	触媒	
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品			2089 -099	他に分類されない化学最終製品	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
2111 -01		石油製品		2111 -01	石油製品		
	2111 -011	ガソリン			2111 -011	ガソリン	
	2111 -012	ジェット燃料油			2111 -012	ジェット燃料油	
	2111 -013	灯油			2111 -013	灯油	
	2111 -014	軽油			2111 -014	軽油	
	2111 -015	A重油			2111 -015	A重油	
	2111 -016	B重油・C重油			2111 -016	B重油・C重油	
	2111 -017	ナフサ			2111 -017	ナフサ	
	2111 -018	液化石油ガス			2111 -018	液化石油ガス	
	2111 -019	その他の石油製品			2111 -019	その他の石油製品	
2121 -01		石炭製品		2121 -01	石炭製品		
	2121 -011	コークス			2121 -011	コークス	
	2121 -019	その他の石炭製品			2121 -019	その他の石炭製品	
2121 -02	2121 -021	舗装材料		2121 -02	2121 -021	舗装材料	
2211 -01		プラスチック製品		2211 -01	プラスチック製品		
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート			2211 -011	プラスチックフィルム・シート	
	2211 -012	プラスチック板・管・棒			2211 -012	プラスチック板・管・棒	
	2211 -013	プラスチック発泡製品			2211 -013	プラスチック発泡製品	
	2211 -014	工業用プラスチック製品			2211 -014	工業用プラスチック製品	
	2211 -015	強化プラスチック製品			2211 -015	強化プラスチック製品	
	2211 -016	プラスチック製容器			2211 -016	プラスチック製容器	
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品			2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	
	2211 -019	その他のプラスチック製品			2211 -019	その他のプラスチック製品	
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ		2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ	
2229 -01	2229 -011	ゴム製・プラスチック製履物	列:統合(新2229-09) 行:コード変更(新2229-091)				
2229 -09	2229 -099	その他のゴム製品	列:統合(新2229-09) 行:名称変更	2229 -09		統合(旧2229-01、-09) コード変更(旧2229-011) 名称変更	
				2229 -091	その他のゴム製品 他に分類されないゴム製品		
2311 -01	2311 -011	革製履物		2311 -01	2311 -011	革製履物	
2312 -01	2312 -011	製革・毛皮	列:統合(新2312-01)	2312 -01		統合(旧2312-01、-02)	
2312 -02	2312 -021	かばん・袋物・その他の革製品	列:統合(新2312-01) 行:コード変更	2312 -01	2312 -011	製革・毛皮	
				2312 -012	かばん・袋物・その他の革製品	コード変更	
2511 -01		板ガラス・安全ガラス		2511 -01	板ガラス・安全ガラス		
	2511 -011	板ガラス			2511 -011	板ガラス	
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス			2511 -012	安全ガラス・複層ガラス	
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品		2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品	
2511 -09		その他のガラス製品		2511 -09		その他のガラス製品	
	2511 -091	ガラス製加工素材			2511 -091	ガラス製加工素材	
	2511 -099	他に分類されないガラス製品			2511 -099	他に分類されないガラス製品	
2521 -01	2521 -011	セメント		2521 -01	2521 -011	セメント	
2521 -02	2521 -021	生コンクリート		2521 -02	2521 -021	生コンクリート	
2521 -03	2521 -031	セメント製品		2521 -03	2521 -031	セメント製品	
2531 -01		陶磁器		2531 -01		陶磁器	
	2531 -011	建設用陶磁器			2531 -011	建設用陶磁器	
	2531 -012	工業用陶磁器			2531 -012	工業用陶磁器	
	2531 -013	日用陶磁器			2531 -013	日用陶磁器	
2591 -01	2591 -011	耐火物		2591 -01	2591 -011	耐火物	
2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品		2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品	
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品		2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品	
2599 -02	2599 -021	研磨材		2599 -02	2599 -021	研磨材	
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品		2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品	
2611 -01	2611 -011	鉄鉄		2611 -01	2611 -011	鉄鉄	
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ		2611 -02	2611 -021	フェロアロイ	
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)		2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)	
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)		2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)	
	2612 -011P	鉄屑			2612 -011P	鉄屑	
2621 -01		熱間圧延鋼材		2621 -01		熱間圧延鋼材	
	2621 -011	普通鋼形鋼			2621 -011	普通鋼形鋼	
	2621 -012	普通鋼鋼板			2621 -012	普通鋼鋼板	
	2621 -013	普通鋼鋼帯			2621 -013	普通鋼鋼帯	
	2621 -014	普通鋼小棒			2621 -014	普通鋼小棒	
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材			2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材	
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材			2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材	
2622 -01		鋼管		2622 -01		鋼管	
	2622 -011	普通鋼鋼管			2622 -011	普通鋼鋼管	
	2622 -012	特殊鋼鋼管			2622 -012	特殊鋼鋼管	
2623 -01		冷間圧延鋼材		2623 -01		冷間圧延鋼材	
	2623 -011	普通鋼冷間圧延鋼材			2623 -011	普通鋼冷間圧延鋼材	
	2623 -012	特殊鋼冷間圧延鋼材			2623 -012	特殊鋼冷間圧延鋼材	
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材		2623 -02	2623 -021	めっき鋼材	
2631 -01		鍛鋼		2631 -01		鍛鋼	
	2631 -011	鍛鋼			2631 -011	鍛鋼	
	2631 -012	鋳鋼			2631 -012	鋳鋼	
2631 -02	2631 -021	鉄鉄管		2631 -02	2631 -021	鉄鉄管	
2631 -03		鉄鉄品及び鍛工品(鉄)		2631 -03		鉄鉄品・鍛工品(鉄)	
	2631 -031	鉄鉄品			2631 -031	鉄鉄品	
	2631 -032	鍛工品(鉄)			2631 -032	鍛工品(鉄)	
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業		2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品		2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
2711 -01	2711 -011	銅		2711 -01	2711 -011	銅	
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)		2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)		2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)	
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金		2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金	
	2712 -011P	非鉄金属屑			2712 -011P	非鉄金属屑	
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル		2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル		2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル	
2729 -01	2729 -011	伸銅品		2729 -01	2729 -011	伸銅品	
2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品		2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品	
2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材		2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材	
2729 -04	2729 -041	核燃料		2729 -04	2729 -041	核燃料	
2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品		2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品	
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品		2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品		2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房機器		2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房・調理装置	名称変更
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング		2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	
2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品		2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品	
2899 -03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類		2899 -03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	
	2899 -031	配管工事附属品			2899 -031	配管工事附属品	
	2899 -032	粉末や金製品			2899 -032	粉末や金製品	
	2899 -033	刃物・道具類			2899 -033	刃物・道具類	
2899 -09		その他の金属製品		2899 -09		その他の金属製品	
	2899 -091	金属プレス製品			2899 -091	金属プレス製品	
	2899 -092	金属線製品			2899 -092	金属線製品	
	2899 -099	他に分類されない金属製品			2899 -099	他に分類されない金属製品	
2911 -01	2911 -011	ボイラ		2911 -01	2911 -011	ボイラ	
2911 -02	2911 -021	タービン		2911 -02	2911 -021	タービン	
2911 -03	2911 -031	原動機		2911 -03	2911 -031	原動機	
2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機		2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機	
2913 -01	2913 -011	運搬機械		2913 -01	2913 -011	運搬機械	
2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置		2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置	
2919 -01	2919 -011	ベアリング		2919 -01	2919 -011	ベアリング	
2919 -09		その他のはん用機械		2919 -09		その他のはん用機械	
	2919 -091	動力伝導装置			2919 -091	動力伝導装置	
	2919 -099	他に分類されないはん用機械			2919 -099	他に分類されないはん用機械	
3011 -01	3011 -011	農業用機械		3011 -01	3011 -011	農業用機械	
3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械		3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械	
3013 -01	3013 -011	繊維機械		3013 -01	3013 -011	繊維機械	
3014 -01		生活関連産業用機械		3014 -01		生活関連産業用機械	
	3014 -011	食品機械・同装置			3014 -011	食品機械・同装置	
	3014 -012	木材加工機械			3014 -012	木材加工機械	
	3014 -013	パルプ装置・製紙機械			3014 -013	パルプ装置・製紙機械	
	3014 -014	印刷・製本・紙工機械			3014 -014	印刷・製本・紙工機械	
	3014 -015	包装・荷造機械			3014 -015	包装・荷造機械	
3015 -01	3015 -011	化学機械		3015 -01	3015 -011	化学機械	
3015 -02		鋳造装置・プラスチック加工機械		3015 -02		鋳造装置・プラスチック加工機械	
	3015 -021	鋳造装置			3015 -021	鋳造装置	
	3015 -022	プラスチック加工機械			3015 -022	プラスチック加工機械	
3016 -01	3016 -011	金属工作機械		3016 -01	3016 -011	金属工作機械	
3016 -02	3016 -021	金属加工機械		3016 -02	3016 -021	金属加工機械	
3016 -03	3016 -031	機械工具		3016 -03	3016 -031	機械工具	
3017 -01	3017 -011	半導体製造装置		3017 -01	3017 -011	半導体製造装置	
3019 -01	3019 -011	金型		3019 -01	3019 -011	金型	
3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器		3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器	
3019 -03	3019 -031	ロボット		3019 -03	3019 -031	ロボット	
3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械		3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械	
3111 -01	3111 -011	複写機		3111 -01	3111 -011	複写機	
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械		3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械	
3112 -01		サービス用機器		3112 -01		サービス用・娯楽用機器	名称変更
	3112 -011	自動販売機			3112 -011	自動販売機	
	3112 -012	娯楽用機器			3112 -012	娯楽用機器	
	3112 -019	その他のサービス用機器			3112 -019	その他のサービス用機器	
3113 -01	3113 -011	計測機器		3113 -01	3113 -011	計測機器	
3114 -01	3114 -011	医療用機械器具		3114 -01	3114 -011	医療用機械器具	
3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ		3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ	
3116 -01	3116 -011	武器		3116 -01	3116 -011	武器	
3211 -01	3211 -011	電子管	統合(新3211-04)				
3211 -02	3211 -021	半導体素子		3211 -01	3211 -011	半導体素子	コード変更
3211 -03	3211 -031	集積回路		3211 -02	3211 -021	集積回路	コード変更
3211 -04	3211 -041	液晶パネル		3211 -03	3211 -031	液晶パネル	コード変更
				3211 -04	3211 -041	フラットパネル・電子管	統合(旧3211-01、3299-09の一部)
3299 -01	3299 -011	磁気テープ・磁気ディスク	統合(新3299-01)	3299 -01	3299 -011	記録メディア	統合(旧3299-01、-09の一部)、名称変更
3299 -02	3299 -021	電子回路		3299 -02	3299 -021	電子回路	
3299 -09	3299 -099	その他の電子部品	分割(一部新3211-04、一部新3299-01へ)	3299 -09	3299 -099	その他の電子部品	分割
3311 -01		回転電気機械		3311 -01		回転電気機械	
	3311 -011	発電機器			3311 -011	発電機器	
	3311 -012	電動機			3311 -012	電動機	
3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器		3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器	
3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤		3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤	
3311 -04	3311 -041	配線器具		3311 -04	3311 -041	配線器具	
3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品		3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品	
3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器		3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ		3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ	
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)		3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)	
3331-01	3331-011	電子応用装置		3331-01	3331-011	電子応用装置	
3332-01	3332-011	電気計測器		3332-01	3332-011	電気計測器	
3399-01	3399-011	電球類		3399-01	3399-011	電球類	
3399-02	3399-021	電気照明器具		3399-02	3399-021	電気照明器具	
3399-03	3399-031	電池		3399-03	3399-031	電池	
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具		3399-09	3399-099	その他の電気機械器具	
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ		3411-01	3411-011	有線電気通信機器	コード変更
3411-02	3411-021	電気音響機器		3411-02	3411-021	携帯電話機	コード変更
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機		3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	コード変更
3412-01	3412-011	有線電気通信機器		3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機	コード変更
3412-02	3412-021	携帯電話機		3411-09	3411-099	その他の電気通信機器	コード変更
3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)		3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	コード変更(旧3411-01)
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器		3412-02	3412-021	電気音響機器	コード変更(旧3411-02)
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ		3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ	
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)		3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)	
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置		3421-03	3421-031	電子計算機附属装置	
3511-01	3511-011	乗用車		3511-01	3511-011	乗用車	
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車		3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	
3522-01	3522-011	二輪自動車		3522-01	3522-011	二輪自動車	
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関		3531-01	3531-011	自動車用内燃機関	
3531-02	3531-021	自動車部品		3531-02	3531-021	自動車部品	
3541-01	3541-011	鋼船		3541-01	3541-011	鋼船	
3541-02	3541-021	その他の船舶		3541-02	3541-021	その他の船舶	
3541-03	3541-031	船用内燃機関		3541-03	3541-031	船用内燃機関	
3541-10	3541-101	船舶修理		3541-10	3541-101	船舶修理	
3591-01	3591-011	鉄道車両		3591-01	3591-011	鉄道車両	
3591-10	3591-101	鉄道車両修理		3591-10	3591-101	鉄道車両修理	
3592-01	3592-011	航空機		3592-01	3592-011	航空機	
3592-10	3592-101	航空機修理		3592-10	3592-101	航空機修理	
3599-01	3599-011	自転車		3599-01	3599-011	自転車	
3599-09		その他の輸送機械		3599-09		その他の輸送機械	
	3599-091	産業用運搬車両			3599-091	産業用運搬車両	
	3599-099	他に分類されない輸送機械			3599-099	他に分類されない輸送機械	コード変更
3911-01	3911-011	がん具		3911-01	3911-011	がん具	
3911-02	3911-021	運動用品		3911-02	3911-021	運動用品	
3919-01	3919-011	身辺細貨品		3919-01	3919-011	身辺細貨品	
3919-02	3919-021	時計		3919-02	3919-021	時計	
3919-03	3919-031	楽器		3919-03	3919-031	楽器	
3919-04	3919-041	筆記具・文具		3919-04	3919-041	筆記具・文具	
3919-05	3919-051	墨・わら加工品		3919-05	3919-051	墨・わら加工品	
3919-06	3919-061	情報記録物		3919-06	3919-061	情報記録物	
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品		3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理		3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)		4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)		4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)	
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)		4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)		4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)	
4121-01	4121-011	建設補修		4121-01	4121-011	建設補修	
4131-01	4131-011	道路関係公共事業		4131-01	4131-011	道路関係公共事業	
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業		4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	
4131-03	4131-031	農林関係公共事業		4131-03	4131-031	農林関係公共事業	
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設		4191-01	4191-011	鉄道軌道建設	
4191-02	4191-021	電力施設建設		4191-02	4191-021	電力施設建設	
4191-03	4191-031	電気通信施設建設		4191-03	4191-031	電気通信施設建設	
4191-09	4191-099	その他の土木建設		4191-09	4191-099	その他の土木建設	
4611-001		事業用電力		4611-001		事業用電力	
4611-01		事業用原子力発電	統合(新4611-02)				
4611-02		事業用火力発電		4611-01		事業用火力発電	コード変更
4611-03		水力・その他の事業用発電	統合(新4611-02)	4611-02		事業用火力発電(火力発電を除く。)	統合(旧4611-01、-03)、名称変更
4611-04	4611-041	自家発電		4611-03	4611-031	自家発電	コード変更
4621-01	4621-011	都市ガス		4621-01	4621-011	都市ガス	
4622-01	4622-011	熱供給業		4622-01	4622-011	熱供給業	
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道		4711-01	4711-011	上水道・簡易水道	
4711-02	4711-021	工業用水		4711-02	4711-021	工業用水	
4711-03	4711-031	下水道★★		4711-03	4711-031	下水道★★	
4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★		4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★	
4811-02	4811-021	廃棄物処理(産業)		4811-02	4811-021	廃棄物処理	名称変更
5111-01	5111-011	卸売		5111-01	5111-011	卸売	
5112-01	5112-011	小売		5112-01	5112-011	小売	
5311-01		金融		5311-01		金融	
	5311-011	公的金融(FISIM)			5311-011	公的金融(FISIM)	
	5311-012	民間金融(FISIM)			5311-012	民間金融(FISIM)	
	5311-013	公的金融(手数料)			5311-013	公的金融(手数料)	
	5311-014	民間金融(手数料)			5311-014	民間金融(手数料)	
5312-01	5312-011	生命保険	統合(新5312-01)	5312-01	5312-011	生命保険	統合(旧5312-01、6431-01の一部)
5312-02	5312-021	損害保険		5312-02	5312-021	損害保険	
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業		5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業	
5511-02	5511-021	不動産賃貸業		5511-02	5511-021	不動産賃貸業	
5521-01	5521-011	住宅賃貸料		5521-01	5521-011	住宅賃貸料	
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)		5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送		5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送	
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送		5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
5721-01	5721-011	バス		5721-01	5721-011	バス	
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー		5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー	
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)		5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)	
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)		5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)	
5741-01	5741-011	外洋輸送		5741-01	5741-011	外洋輸送	
5742-01		沿海・内水面輸送		5742-01		沿海・内水面輸送	
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送			5742-011	沿海・内水面旅客輸送	
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送			5742-012	沿海・内水面貨物輸送	
5743-01	5743-011	港湾運送		5743-01	5743-011	港湾運送	
5751-01		航空輸送		5751-01		航空輸送	
	5751-011	国際航空輸送			5751-011	国際航空輸送	
	5751-012	国内航空旅客輸送			5751-012	国内航空旅客輸送	
	5751-013	国内航空貨物輸送			5751-013	国内航空貨物輸送	
	5751-014	航空機使用事業			5751-014	航空機使用事業	
5761-01	5761-011	貨物利用運送		5761-01	5761-011	貨物利用運送	
5771-01	5771-011	倉庫		5771-01	5771-011	倉庫	
5781-01	5781-011	こん包		5781-01	5781-011	こん包	
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供		5789-01	5789-011	道路輸送施設提供	
5789-02	5789-021	水運施設管理(★★)	分割(新5789-02、-03)	5789-02	5789-021	水運施設管理(国営)★★	分割(旧5789-02)、名称変更
				5789-03	5789-031	水運施設管理	分割(旧5789-02)
5789-03	5789-031	水運附帯サービス		5789-04	5789-041	水運附帯サービス	コード変更
5789-04	5789-041	航空施設管理(国営)★★	分割(新5789-05、一部新5789-06へ)	5789-05	5789-051	航空施設管理(公営)★★	分割、名称変更、コード変更
5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)	統合(新5789-06)	5789-06	5789-061	航空施設管理	統合(旧5789-04の一部)、名称変更、コード変更
5789-06	5789-061	航空附帯サービス		5789-07	5789-071	航空附帯サービス	コード変更
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス		5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス	
5791-01	5791-011	郵便・信書便	統合(新5791-01)	5791-01	5791-011	郵便・信書便	統合(旧5791-01、5919-09の一部)
5911-01	5911-011	固定電気通信	統合(新5911-01)	5911-01	5911-011	固定電気通信	統合(旧5911-01、-09の一部、5919-09の一部)
5911-02	5911-021	移動電気通信		5911-02	5911-021	移動電気通信	
5911-09	5911-099	その他の電気通信	分割・統合(新5911-01、新5941-01へ)				
5919-09	5919-099	その他の通信サービス	分割(一部新5791-01、一部新5911-01へ)	5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス	分割、名称変更、コード変更
5921-01	5921-011	公共放送		5921-01	5921-011	公共放送	
5921-02	5921-021	民間放送		5921-02	5921-021	民間放送	
5921-03	5921-031	有線放送		5921-03	5921-031	有線放送	
5931-01		情報サービス		5931-01		情報サービス	
	5931-011	ソフトウェア業			5931-011	ソフトウェア業	
	5931-012	情報処理・提供サービス			5931-012	情報処理・提供サービス	
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	統合(新5941-01)	5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	統合(旧5911-09の一部、5941-01)
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業		5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	名称変更
5951-02	5951-021	新聞		5951-02	5951-021	新聞	
5951-03	5951-031	出版		5951-03	5951-031	出版	
6111-01	6111-011	公務(中央)★★	統合(新6111-01)	6111-01	6111-011	公務(中央)★★	統合(旧6111-01、9411-000の一部)
6112-01	6112-011	公務(地方)★★	統合(新6112-01)	6112-01	6112-011	公務(地方)★★	統合(旧6112-01、9411-000の一部)
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★		6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★	内容変更
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★		6311-02	6311-021	学校教育(私立)★	内容変更
				6311-03	6311-031	学校給食(国公立)★★	コード変更(旧1119-04)
				6311-04	6311-041	学校給食(私立)★	コード変更(旧1119-05)
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★		6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★	
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★		6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★	
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★		6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★	
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)		6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関	名称変更
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★		6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★	内容変更
6321-02	6321-021	自然科学研究機関(国公立)★★		6321-02	6321-021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★	内容変更、名称変更
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★		6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★	内容変更
6321-04	6321-041	人文科学研究機関(非営利)★		6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関(非営利)★	内容変更、名称変更
6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)		6321-05	6321-051	自然科学研究機関	名称変更
6321-06	6321-061	人文科学研究機関(産業)		6321-06	6321-061	人文・社会科学研究機関	名称変更
6322-01	6322-011	企業内研究開発		6322-01	6322-011	企業内研究開発	
6411-01	6411-011	医療(入院診療)		6411-01	6411-011	医療(入院診療)	
6411-02	6411-021	医療(入院外診療)		6411-02	6411-021	医療(入院外診療)	
6411-03	6411-031	医療(歯科診療)		6411-03	6411-031	医療(歯科診療)	
6411-04	6411-041	医療(調剤)		6411-04	6411-041	医療(調剤)	
6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)		6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)	
6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★		6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★	
6421-02	6421-021	保健衛生(産業)		6421-02	6421-021	保健衛生	名称変更
6431-01	6431-011	社会保険事業★★	分割(一部新5312-01へ)	6431-01	6431-011	社会保険事業★★	分割(旧6431-01)
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★	分割(一部新6431-05へ)	6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★	分割(旧6431-02)
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★	分割(一部新6431-05へ)	6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★	分割(旧6431-02)
6431-04	6431-041	社会福祉(産業)	分割(一部新6431-05へ)	6431-04	6431-041	社会福祉	分割(旧6431-02)、名称変更
				6431-05	6431-051	保育所	分割((旧6431-02の一部、-03の一部、-04の一部))
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)		6441-01	6441-011	介護(施設サービス)	
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)		6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)	
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体		6599-01	6599-011	会員制企業団体	名称変更
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)		6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)	
6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)		6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	
	6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)			6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)	
	6611-012	建設機械器具賃貸業			6611-012	建設機械器具賃貸業	
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業			6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業	
	6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)			6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)	
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業			6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	
6612-01	6612-011	貸自動車業		6612-01	6612-011	貸自動車業	

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部 門 名		列部門	行部門	部 門 名	
6621 -01		広告		6621 -01	広告		
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告			6621 -011	テレビ・ラジオ広告	
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告			6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告	
6631 -10	6631 -101	自動車整備		6631 -10	6631 -101	自動車整備	
6632 -10	6632 -101	機械修理		6632 -10	6632 -101	機械修理	
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス		6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス	
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス		6699 -02	6699 -021	土木建築サービス	
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス		6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス	
6699 -04	6699 -041	建物サービス		6699 -04	6699 -041	建物サービス	
6699 -05	6699 -051	警備業		6699 -05	6699 -051	警備業	
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス		6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス	
6711 -01	6711 -011	宿泊業		6711 -01	6711 -011	宿泊業	
6721 -01	6721 -011	飲食サービス	分割(新6721-01、-02)	6721 -01	6721 -011	飲食店	分割(旧6721-01)
				6721 -02	6721 -021	持ち帰り・配達飲食サービス	分割(旧6721-01)
6731 -01	6731 -011	洗濯業		6731 -01	6731 -011	洗濯業	
6731 -02	6731 -021	理容業		6731 -02	6731 -021	理容業	
6731 -03	6731 -031	美容業		6731 -03	6731 -031	美容業	
6731 -04	6731 -041	浴場業		6731 -04	6731 -041	浴場業	
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	
6741 -01	6741 -011	映画館		6741 -01	6741 -011	映画館	
6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)		6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)	
6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団		6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団	
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地		6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	
6741 -05	6741 -051	遊戯場		6741 -05	6741 -051	遊戯場	
6741 -09	6741 -099	その他の娯楽		6741 -09	6741 -099	その他の娯楽	
6799 -01	6799 -011	写真業		6799 -01	6799 -011	写真業	
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業		6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業	
6799 -03	6799 -031	個人教授業		6799 -03	6799 -031	個人教授業	
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)		6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)	
6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス		6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス	
6811 -00P	6811 -000P	事務用品		6811 -00P	6811 -000P	事務用品	
6911 -00	6911 -000	分類不明		6911 -00	6911 -000	分類不明	
7000 -00	7000 -000	内生部門計		7000 -00	7000 -000	内生部門計	
7111 -00		家計外消費支出(列)		7111 -00		家計外消費支出(列)	
7211 -00		家計消費支出		7211 -00		家計消費支出	
7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出		7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出	
7311 -01		中央政府集合的消費支出		7311 -01		中央政府集合的消費支出	内容変更
7311 -02		地方政府集合的消費支出		7311 -02		地方政府集合的消費支出	内容変更
7311 -03		中央政府個別的消費支出		7311 -03		中央政府個別的消費支出	
7311 -04		地方政府個別的消費支出		7311 -04		地方政府個別的消費支出	
7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	内容変更
7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	内容変更
7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
7411 -00		国内総固定資本形成(公的)		7411 -00		国内総固定資本形成(公的)	内容変更
7511 -00		国内総固定資本形成(民間)		7511 -00		国内総固定資本形成(民間)	内容変更
7611 -01		生産者製品在庫純増		7611 -01		生産者製品在庫純増	
7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増		7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増	
7611 -03		流通在庫純増		7611 -03		流通在庫純増	
7611 -04		原材料在庫純増		7611 -04		原材料在庫純増	内容変更
7711 -00		調整項	※注				
7800 -00		国内最終需要計		7800 -00		国内最終需要計	
7900 -00		国内需要合計		7900 -00		国内需要合計	
8011 -01		輸出(普通貿易)		8011 -01		輸出(普通貿易)	※注
8011 -02		輸出(特殊貿易)		8011 -02		輸出(特殊貿易)	
8012 -00		輸出(直接購入)		8012 -00		輸出(直接購入)	
8100 -00		輸出計		8100 -00		輸出計	
8200 -00		最終需要計		8200 -00		最終需要計	
8300 -00		需要合計		8300 -00		需要合計	
8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)		8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)	
8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)		8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)	
8412 -00		(控除)輸入(直接購入)		8412 -00		(控除)輸入(直接購入)	
8511 -00		(控除)関税		8511 -00		(控除)関税	
8611 -00		(控除)輸入品商品税		8611 -00		(控除)輸入品商品税	
8700 -00		(控除)輸入計		8700 -00		(控除)輸入計	
8800 -00		最終需要部門計		8800 -00		最終需要部門計	
8911 -00		商業マージン(卸売)		8911 -00		商業マージン(卸売)	
8912 -00		商業マージン(小売)		8912 -00		商業マージン(小売)	
9011 -00		貨物運賃(鉄道)		9011 -00		貨物運賃(鉄道)	
9012 -00		貨物運賃(道路)		9012 -00		貨物運賃(道路)	
9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)		9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)	
9013 -02		貨物運賃(港湾運送)		9013 -02		貨物運賃(港湾運送)	
9014 -00		貨物運賃(航空)		9014 -00		貨物運賃(航空)	
9015 -00		貨物運賃(利用運送)		9015 -00		貨物運賃(利用運送)	
9016 -00		貨物運賃(倉庫)		9016 -00		貨物運賃(倉庫)	
9700 -00		国内生産額		9700 -00		国内生産額	
	7111 -001	宿泊・日当			7111 -001	宿泊・日当	
	7111 -002	交際費			7111 -002	交際費	
	7111 -003	福利厚生費	分割(一部新9113-00へ)		7111 -003	福利厚生費	分割(旧7111-003)
	9111 -000	賃金・俸給			9111 -000	賃金・俸給	
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)			9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	内容変更

平成23年(2011年)表			旧部門に対する変更内容	平成27年(2015年)表			新部門に対する変更内容
列部門	行部門	部門名		列部門	行部門	部門名	
	9113 -000	その他の給与及び手当	統合(新9113-000)		9113 -000	その他の給与及び手当	統合(旧9113-000、7111-003の一部)
	9211 -000	営業余剰	統合(新9211-000)		9211 -000	営業余剰	統合(旧9211-000、9411-000の一部)
	9311 -000	資本減耗引当			9311 -000	資本減耗引当	内容変更
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)			9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	内容変更
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	分割(一部新6111-01、6112-01、9211-000へ)		9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	分割(旧9411-000)
	9511 -000	(控除)経常補助金			9511 -000	(控除)経常補助金	
	9600 -000	租付加価値部門計			9600 -000	租付加価値部門計	
	9700 -000	国内生産額			9700 -000	国内生産額	

(注) 平成27年表では、23年表の「7711-00 調整項」を部門として設けないが、調整項に該当する金額を「8011-01 輸出(普通貿易)」に含める。

(2) 統合小分類(187部門)

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
0111 穀類		0111 穀類	
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産		0121 畜産	
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0151 育林		0151 育林	
0152 素材		0152 素材	
0153 特用林産物		0153 特用林産物	
0171 海面漁業		0171 海面漁業	
0172 内水面漁業		0172 内水面漁業	
0611 金属鉱物		0611 石炭・原油・天然ガス	コード変更
0621 石炭・原油・天然ガス		0621 砂利・砕石	コード変更
0631 砂利・砕石		0629 その他の鉱物	統合
0639 その他の鉱物			
1111 食肉		1111 畜産食料品	分割・統合
1112 畜産食料品		1112 水産食料品	コード変更
1113 水産食料品		1113 精穀・製粉	コード変更
1114 精穀・製粉		1114 めん・パン・菓子類	コード変更
1115 めん・パン・菓子類		1115 農産保存食料品	分割
1116 農産保存食料品		1116 砂糖・油脂・調味料類	コード変更
1117 砂糖・油脂・調味料類		1119 その他の食料品	分割
1119 その他の食料品			
1121 酒類	一部新6311へ	1121 酒類	
1129 その他の飲料		1129 その他の飲料	統合
1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 紡績		1511 紡績糸	名称変更
1512 織物		1512 織物	
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	
1521 衣服		1521 織物製・ニット製衣服	名称変更
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	
1611 木材		1611 木材	分割
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	統合
1621 家具・装備品		1621 家具・装備品	
1631 パルプ		1631 パルプ	
1632 紙・板紙		1632 紙・板紙	
1633 加工紙		1633 加工紙	
1641 紙製容器		1641 紙製容器	
1649 その他の紙加工品		1649 その他の紙加工品	
1911 印刷・製版・製本		1911 印刷・製版・製本	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学工業製品		2029 その他の無機化学工業製品	
2031 石油化学基礎製品		2031 石油化学系基礎製品	名称変更
2041 脂肪族中間物・環式中間物		2041 脂肪族中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料	名称変更
2042 合成ゴム		2042 合成ゴム	
2049 その他の有機化学工業製品		2049 その他の有機化学工業製品	
2051 合成樹脂		2051 合成樹脂	
2061 化学繊維		2061 化学繊維	
2071 医薬品		2071 医薬品	
2081 油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品		2081 油脂加工製品・界面活性剤	分割、名称変更
		2082 化粧品・歯磨	分割特掲
2082 塗料・印刷インキ		2083 塗料・印刷インキ	コード変更

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
2083 写真感光材料			
2084 農薬		2084 農薬	
2089 その他の化学最終製品	→	2089 その他の化学最終製品	統合
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2221 タイヤ・チューブ		2221 タイヤ・チューブ	
2229 その他のゴム製品		2229 その他のゴム製品	
2311 革製履物		2311 革製履物	
2312 なめし革・毛皮・その他の革製品		2312 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	名称変更
2511 ガラス・ガラス製品		2511 ガラス・ガラス製品	
2521 セメント・セメント製品		2521 セメント・セメント製品	
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
2591 建設用土石製品		2591 建設用土石製品	
2599 その他の窯業・土石製品		2599 その他の窯業・土石製品	
2611 銑鉄・粗鋼		2611 銑鉄・粗鋼	
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品		2631 鋳鍛造品(鉄)	名称変更
2699 その他の鉄鋼製品		2699 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2729 その他の非鉄金属製品		2729 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器・暖房機器		2891 ガス・石油機器・暖房・調理装置	名称変更
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
2911 ボイラ・原動機		2911 ボイラ・原動機	
2912 ポンプ・圧縮機		2912 ポンプ・圧縮機	
2913 運搬機械		2913 運搬機械	
2914 冷凍機・温湿調整装置		2914 冷凍機・温湿調整装置	
2919 その他のはん用機械		2919 その他のはん用機械	
3011 農業用機械		3011 農業用機械	
3012 建設・鉱山機械		3012 建設・鉱山機械	
3013 繊維機械		3013 繊維機械	
3014 生活関連産業用機械		3014 生活関連産業用機械	
3015 基礎素材産業用機械		3015 基礎素材産業用機械	
3016 金属加工機械		3016 金属加工機械	
3017 半導体製造装置		3017 半導体製造装置	
3019 その他の生産用機械		3019 その他の生産用機械	
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用機器		3112 サービス用・娯楽用機器	名称変更
3113 計測機器		3113 計測機器	
3114 医療用機械器具		3114 医療用機械器具	
3115 光学機械・レンズ		3115 光学機械・レンズ	
3116 武器		3116 武器	
3211 電子デバイス	→	3211 電子デバイス	統合
3299 その他の電子部品	→	3299 その他の電子部品	分割
3311 産業用電気機器		3311 産業用電気機器	
3321 民生用電気機器		3321 民生用電気機器	
3331 電子応用装置		3331 電子応用装置	
3332 電気計測器		3332 電気計測器	
3399 その他の電気機械		3399 その他の電気機械	
3411 民生用電子機器	→	3411 通信機器	コード変更、統合
3412 通信機械	→	3412 映像・音響機器	コード変更、名称変更、分割
3421 電子計算機・同附属装置		3421 電子計算機・同附属装置	
3511 乗用車		3511 乗用車	
3521 トラック・バス・その他の自動車		3521 トラック・バス・その他の自動車	
3522 二輪自動車		3522 二輪自動車	

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
3531 自動車部品・同附属品		3531 自動車部品・同附属品	
3541 船舶・同修理		3541 船舶・同修理	
3591 鉄道車両・同修理		3591 鉄道車両・同修理	
3592 航空機・同修理		3592 航空機・同修理	
3599 その他の輸送機械		3599 その他の輸送機械	
3911 がん具・運動用品		3911 がん具・運動用品	
3919 その他の製造工業製品		3919 その他の製造工業製品	
3921 再生資源回収・加工処理		3921 再生資源回収・加工処理	
4111 住宅建築		4111 住宅建築	
4112 非住宅建築		4112 非住宅建築	
4121 建設補修		4121 建設補修	
4131 公共事業		4131 公共事業	
4191 その他の土木建設		4191 その他の土木建設	
4611 電力		4611 電力	
4621 都市ガス		4621 都市ガス	
4622 熱供給業		4622 熱供給業	
4711 水道		4711 水道	
4811 廃棄物処理		4811 廃棄物処理	
5111 卸売		5111 卸売	
5112 小売		5112 小売	
5311 金融		5311 金融	
5312 保険		5312 保険	統合
5511 不動産仲介及び賃貸		5511 不動産仲介及び賃貸	
5521 住宅賃貸料		5521 住宅賃貸料	
5531 住宅賃貸料(帰属家賃)		5531 住宅賃貸料(帰属家賃)	
5711 鉄道旅客輸送		5711 鉄道旅客輸送	
5712 鉄道貨物輸送		5712 鉄道貨物輸送	
5721 道路旅客輸送		5721 道路旅客輸送	
5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	
5731 自家輸送(旅客自動車)		5731 自家輸送(旅客自動車)	
5732 自家輸送(貨物自動車)		5732 自家輸送(貨物自動車)	
5741 外洋輸送		5741 外洋輸送	
5742 沿海・内水面輸送		5742 沿海・内水面輸送	
5743 港湾運送		5743 港湾運送	
5751 航空輸送		5751 航空輸送	
5761 貨物利用運送		5761 貨物利用運送	
5771 倉庫		5771 倉庫	
5781 こん包		5781 こん包	
5789 その他の運輸附帯サービス		5789 その他の運輸附帯サービス	
5791 郵便・信書便		5791 郵便・信書便	統合
5911 電気通信		5911 通信	分割、統合、名称変更
5919 その他の通信サービス			
5921 放送		5921 放送	
5931 情報サービス		5931 情報サービス	
5941 インターネット附随サービス		5941 インターネット附随サービス	統合
5951 映像・音声・文字情報制作		5951 映像・音声・文字情報制作	
6111 公務(中央)	一部旧9411から	6111 公務(中央)	統合
6112 公務(地方)	一部旧9411から	6112 公務(地方)	統合
6311 学校教育		6311 学校教育	統合、内容変更
6312 社会教育・その他の教育	一部旧1119から	6312 社会教育・その他の教育	
6321 学術研究機関		6321 学術研究機関	内容変更
6322 企業内研究開発		6322 企業内研究開発	
6411 医療		6411 医療	
6421 保健衛生		6421 保健衛生	
6431 社会保険・社会福祉	一部新5312へ	6431 社会保険・社会福祉	分割
6441 介護		6441 介護	
6599 その他の非営利団体サービス		6599 他に分類されない会員制団体	名称変更
6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)		6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	
6612 貸自動車業		6612 貸自動車業	
6621 広告		6621 広告	
6631 自動車整備		6631 自動車整備	
6632 機械修理		6632 機械修理	

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
6699 その他の対事業所サービス		6699 その他の対事業所サービス	
6711 宿泊業		6711 宿泊業	
6721 飲食サービス		6721 飲食サービス	
6731 洗濯・理容・美容・浴場業		6731 洗濯・理容・美容・浴場業	
6741 娯楽サービス		6741 娯楽サービス	
6799 その他の対個人サービス		6799 その他の対個人サービス	
6811 事務用品		6811 事務用品	
6911 分類不明		6911 分類不明	

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の一部が移動した場合

(3) 統合中分類(107部門)

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
011 耕種農業		011 耕種農業	
012 畜産		012 畜産	
013 農業サービス		013 農業サービス	
015 林業		015 林業	
017 漁業		017 漁業	
061 金属鉱物		061 石炭・原油・天然ガス	コード変更 統合、名称変更
062 石炭・原油・天然ガス		062 その他の鉱業	
063 非金属鉱物			
111 食料品		111 食料品	分割 統合
112 飲料		112 飲料	
113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	
114 たばこ		114 たばこ	
151 繊維工業製品		151 繊維工業製品	
152 衣服・その他の繊維既製品		152 衣服・その他の繊維既製品	
161 木材・木製品		161 木材・木製品	
162 家具・装備品		162 家具・装備品	
163 パルプ・紙・板紙・加工紙		163 パルプ・紙・板紙・加工紙	
164 紙加工品		164 紙加工品	
191 印刷・製版・製本		191 印刷・製版・製本	
201 化学肥料		201 化学肥料	
202 無機化学工業製品		202 無機化学工業製品	
203 石油化学基礎製品		203 石油化学系基礎製品	名称変更
204 有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		204 有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)	名称変更
205 合成樹脂		205 合成樹脂	
206 化学繊維		206 化学繊維	
207 医薬品		207 医薬品	
208 化学最終製品(医薬品を除く。)		208 化学最終製品(医薬品を除く。)	
211 石油製品		211 石油製品	
212 石炭製品		212 石炭製品	
221 プラスチック製品		221 プラスチック製品	
222 ゴム製品		222 ゴム製品	
231 なめし革・毛皮・同製品		231 なめし革・革製品・毛皮	名称変更
251 ガラス・ガラス製品		251 ガラス・ガラス製品	
252 セメント・セメント製品		252 セメント・セメント製品	
253 陶磁器		253 陶磁器	
259 その他の窯業・土石製品		259 その他の窯業・土石製品	
261 鉄鉄・粗鋼		261 鉄鉄・粗鋼	
262 鋼材		262 鋼材	
263 鑄鍛造品		263 鑄鍛造品(鉄)	名称変更
269 その他の鉄鋼製品		269 その他の鉄鋼製品	
271 非鉄金属製錬・精製		271 非鉄金属製錬・精製	
272 非鉄金属加工製品		272 非鉄金属加工製品	
281 建設・建築用金属製品		281 建設用・建築用金属製品	名称変更
289 その他の金属製品		289 その他の金属製品	
291 はん用機械		291 はん用機械	
301 生産用機械		301 生産用機械	
311 業務用機械		311 業務用機械	
321 電子デバイス		321 電子デバイス	統合 分割
329 その他の電子部品		329 その他の電子部品	
331 産業用電気機器		331 産業用電気機器	
332 民生用電気機器		332 民生用電気機器	
333 電子応用装置・電気計測器		333 電子応用装置・電気計測器	
339 その他の電気機械		339 その他の電気機械	
341 通信機械・同関連機器		341 通信・映像・音響機器	名称変更
342 電子計算機・同附属装置		342 電子計算機・同附属装置	
351 乗用車		351 乗用車	
352 その他の自動車		352 その他の自動車	
353 自動車部品・同附属品		353 自動車部品・同附属品	
354 船舶・同修理		354 船舶・同修理	

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
359 その他の輸送機械・同修理		359 その他の輸送機械・同修理	
391 その他の製造工業製品		391 その他の製造工業製品	
392 再生資源回収・加工処理		392 再生資源回収・加工処理	
411 建築		411 建築	
412 建設補修		412 建設補修	
413 公共事業		413 公共事業	
419 その他の土木建設		419 その他の土木建設	
461 電力		461 電力	
462 ガス・熱供給		462 ガス・熱供給	
471 水道		471 水道	
481 廃棄物処理		481 廃棄物処理	
511 商業		511 商業	
531 金融・保険		531 金融・保険	
551 不動産仲介及び賃貸		551 不動産仲介及び賃貸	
552 住宅賃貸料		552 住宅賃貸料	
553 住宅賃貸料(帰属家賃)		553 住宅賃貸料(帰属家賃)	
571 鉄道輸送		571 鉄道輸送	
572 道路輸送(自家輸送を除く。)		572 道路輸送(自家輸送を除く。)	
573 自家輸送		573 自家輸送	
574 水運		574 水運	
575 航空輸送		575 航空輸送	
576 貨物利用運送		576 貨物利用運送	
577 倉庫		577 倉庫	
578 運輸附帯サービス		578 運輸附帯サービス	
579 郵便・信書便		579 郵便・信書便	統合
591 通信		591 通信	分割
592 放送		592 放送	
593 情報サービス		593 情報サービス	
594 インターネット附随サービス		594 インターネット附随サービス	統合
595 映像・音声・文字情報制作		595 映像・音声・文字情報制作	
611 公務	一部旧941から	611 公務	統合
631 教育		631 教育	統合、内容変更
632 研究	一部旧111から	632 研究	内容変更
641 医療		641 医療	
642 保健衛生	一部新531へ	642 保健衛生	
643 社会保険・社会福祉		643 社会保険・社会福祉	分割
644 介護		644 介護	
659 その他の非営利団体サービス	一部旧643から	659 他に分類されない会員制団体	名称変更
661 物品賃貸サービス		661 物品賃貸サービス	
662 広告		662 広告	
663 自動車整備・機械修理		663 自動車整備・機械修理	
669 その他の対事業所サービス		669 その他の対事業所サービス	
671 宿泊業		671 宿泊業	
672 飲食サービス		672 飲食サービス	
673 洗濯・理容・美容・浴場業		673 洗濯・理容・美容・浴場業	
674 娯楽サービス		674 娯楽サービス	
679 その他の対個人サービス		679 その他の対個人サービス	
681 事務用品		681 事務用品	
691 分類不明		691 分類不明	

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の一部が移動した場合

(4) 統合大分類(37部門)

平成23年(2011年)表		対応関係	平成27年(2015年)表		変更内容
01	農林水産業		01	農林漁業	名称変更
06	鉱業		06	鉱業	
11	飲食料品	→	11	飲食料品	分割
15	繊維製品	→ 一部新63へ	15	繊維製品	
16	パルプ・紙・木製品		16	パルプ・紙・木製品	
20	化学製品		20	化学製品	
21	石油・石炭製品		21	石油・石炭製品	
22	プラスチック・ゴム		22	プラスチック・ゴム製品	名称変更
25	窯業・土石製品		25	窯業・土石製品	
26	鉄鋼		26	鉄鋼	
27	非鉄金属		27	非鉄金属	
28	金属製品		28	金属製品	
29	はん用機械		29	はん用機械	
30	生産用機械		30	生産用機械	
31	業務用機械		31	業務用機械	
32	電子部品		32	電子部品	
33	電気機械		33	電気機械	
34	情報・通信機器		34	情報通信機器	名称変更
35	輸送機械		35	輸送機械	
39	その他の製造工業製品		39	その他の製造工業製品	
41	建設		41	建設	
46	電力・ガス・熱供給		46	電力・ガス・熱供給	
47	水道		47	水道	
48	廃棄物処理		48	廃棄物処理	
51	商業		51	商業	
53	金融・保険	→	53	金融・保険	統合
55	不動産	→ 一部旧64から	55	不動産	
57	運輸・郵便	→	57	運輸・郵便	統合
59	情報通信	→	59	情報通信	分割
61	公務	→ 一部旧94から 一部旧11から	61	公務	統合
63	教育・研究	→	63	教育・研究	統合、内容変更
64	医療・福祉	→ 一部新53へ	64	医療・福祉	分割
65	その他の非営利団体サービス		65	他に分類されない会員制団体	名称変更
66	対事業所サービス		66	対事業所サービス	
67	対個人サービス		67	対個人サービス	
68	事務用品		68	事務用品	
69	分類不明		69	分類不明	

(注) 対応関係の矢印の線種は、以下の観点から区別している。

実線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合

点線 : 平成23年(2011年)表における分類の内容の一部が移動した場合

〔別表4〕

平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等

1 格付けの意義

政府及び独立行政法人等の格付けとは、これらの機関の活動を、「生産活動主体分類」別に、「非市場生産者（一般政府）（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分）」、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」、又は、「市場生産者（内訳として、公的活動及び民間活動（会員制企業団体を含む。）の2区分）」^{（注）}のいずれかに区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業（1機関＝1アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

① 統計調査などの結果から作成されるいわゆる一次統計では、一般的に、政府及び独立行政法人等が対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。

② 「非市場生産者（一般政府）」と「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため、営業余剰が存在しないものとして扱っている。一方、「市場生産者」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在するものとして扱っている。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関の性格により、それらを区分して扱う必要がある。

③ 格付けを行うことにより、その機関の資本形成が、公的資本形成なのか、民間資本形成なのか明確になり、公共投資による資本形成などの分析がよりの確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。

（注）平成23年表までは、国民経済計算における「経済活動別分類」と同様に、生産活動主体分類の体系を「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」、「産業」の3つの区分に大別していた。しかし、平成28年に行われた国民経済計算の基準改定により、経済活動別分類上ではこれらの区分がなくなったため、生産活動主体分類における区分の名称変更を行った。

2 格付けの対象とする範囲

格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとした（平成27年12月末現在）。

なお、非市場生産者（一般政府）及び市場生産者（公的活動）に格付けられる機関は、別表において網羅している。

(1) 中央政府が行う活動

国の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及び全ての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府が行う活動

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、全ての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人が行う活動

次のアからウまでに掲げるものとした。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」及び「特殊法人一覧」並びに行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した「特殊法人等整理合理化計画」で対象となっているものとした。

ア 独立行政法人

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

イ 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

ウ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間

法人化された認可法人」を除く。)。また、地方共同法人を含む。

(4) その他

別表に掲げる機関で、前記(1)～(3)以外のもの。

3 格付けの基準

政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行った（別表4（参考）「政府及び独立行政法人等の格付けチャート表」を参照）。

なお、格付けは、原則として、機関単位で行った。ただし、当該機関がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行った。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割した。

(1) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付けた。

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(2) 金融機関、非金融機関の区分

前記(1)において、「社会保障基金」とされなかった機関について、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである場合には、「金融機関」に格付けし、それ以外は「非金融機関」に格付けた。^(注※)

(3) 市場性の有無

前記(2)において、「非金融機関」とされた機関について、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「市場生産者」に格付けた。

^(注※)

^(注※) この基準を適用することにより、①当該機関の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断した（別表において「(注1)」を付している。)

(4) 政府による所有・支配の有無

次の①又は②を満たす場合には、政府による所有又は支配があるものとした。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 政府が取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ。）。

ア 前記(3)において、「市場生産者」に格付けられなかった機関のうち、政府による所有又は支配がないものは「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」に格

付け、それ以外は「一般政府」に格付けた。

イ 前記(2)において「金融機関」に格付けられた機関及び(3)において「市場生産者」に格付けられた機関のうち、政府による所有又は支配があるものは「市場生産者」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付けた。

(5) 公務・準公務の区分

前記(4)アにおいて、「一般政府」に格付けられた機関のうち、「市場生産者」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付けた。

4 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①一般政府、②対家計民間非営利団体、③市場生産者に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そこで、それらの計数について、以下のように取り扱っている。

(1) 「一般政府」のうちの「準公務」(政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。)、 「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」(研究機関を除く。)

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計)に計上し、残りの額のほとんどが、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」となる。

(2) 「一般政府」のうちの「準公務」(政府研究機関及び地方政府研究機関)及び 「対家計民間非営利団体」(研究機関)

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、研究開発に係る支出は、「国内総固定資本形成(公的)」、「国内総固定資本形成(民間)」に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(3) 「一般政府」のうちの「公務」

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(4) 「市場生産者」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けられたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「市場生産者」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱われる。

ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

(5) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する一般政府の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関の格付けを行う。

ただし、当該機関の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該機関によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、該当する基本分類を「主たる建設活動」欄に示す。

〔別表〕

1 中央政府が行う活動

平成27年12月末現在

機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【一般会計】								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国公立)						
水路、灯台業務		水運施設管理(国営)						
社会教育		社会教育(国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)						
政府研究機関		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学 研究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公立)						
社会福祉		社会福祉(国公立)						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
国有林野事業	○						農林関係公共事業	平成25年4月に「国有林野事業特別会計」(廃止)から移行
うち育林・素材					育林・素材(注1)			
【特別会計】								
(1事業特別会計)								
国有林野事業債務管理特別会計	○							平成25年4月に設置
(2保険事業特別会計)								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
子ども・子育て支援勘定			社会保険事業					平成27年4月に名称変更
労働保険特別会計								
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
貿易再保険特別会計					損害保険			
(3行政の事務特別会計)								
食料安定供給特別会計								
農業経営安定勘定	○							
食糧管理勘定	○							平成26年4月に「米管理勘定」及び「麦管理勘定」を統合
農業共済再保険勘定					損害保険			平成26年4月に「農業共済再保険特別会計」(廃止)から移行
漁船再保険勘定					損害保険			平成26年4月に「漁船再保険」(廃止)及び「漁業共済保険特別会計」(廃止)から移行
漁業共済保険勘定					損害保険			
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
特許特別会計	○(注1)							「公的活動」から「公務」に主体分類の変更
自動車安全特別会計								
保障勘定					損害保険			
自動車事故対策勘定					損害保険			
自動車検査登録勘定					自動車整備			「準公務」から「公的活動」に主体分類の変更
空港整備勘定					航空施設管理			・平成26年4月に「社会資本整備特別会計」(廃止)から移行 ・「整備」と「管理運営」を統合し、勘定全体で格付け

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(4資金運用特別会計)								
財政投融资特別会計								
財政融資資金勘定					金融			
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
(5整理区分特別会計)								
交付税及び譲与税配付金特別会計	○							平成26年4月に「交通安全対策特別交付金勘定」が一般会計に移行
国債整理基金特別会計	○							
(6その他)								
エネルギー対策特別会計								
電源開発促進勘定	○							
エネルギー需給勘定	○							
原子力損害賠償支援勘定	○							
東日本大震災復興特別会計	○							平成24年4月に設置

2 地方政府が行う活動

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【普通会計】								
下記以外	○							
学校給食		学校給食 (国公立)						
清掃事業		廃棄物処理 (公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業					育林・素材 (注1)			
学校教育		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関 (国公立) ・人文・社会科学研 究機関(国公立)						基本分類の追加
社会教育		社会教育 (国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓 練機関(国公立)						
地方政府研究機関		・自然科学研究機関 (国公立) ・人文・社会科学研 究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公 立)						
社会福祉		社会福祉(国公 立)						
港湾管理		水運施設管理 (国公営)						
空港管理		航空施設管理 (公営)						
失業者就労事業	○							
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
【公営事業会計】								
(1地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易水 道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					・鉄道旅客輸送 ・バス ・沿海・内水面旅 客輸送			基本分類の追加
電気事業					電力			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
下水道事業		下水道				河川・下水道・そ の他の公共事業		
港湾事業					水運施設管理			「準公務」から「公的活動」に主体分類変更
市場事業					卸売			
と畜場事業					食肉 (注1)			
観光施設事業					(各アクティビティに 含まれる。)			
宅地造成事業					不動産仲介・管 理業	その他の土木建 設		
有料道路事業					道路輸送施設 提供	道路関係公共 事業		
駐車場整備事業					道路輸送施設 提供			
介護サービス 居宅サービス・地域密着 型サービス等					介護(施設サー ビスを除く。)			
施設サービス					介護(施設サー ビス)			
その他事業 地域し尿処理施設		廃棄物処理 (公営)						格付対象の追加
その他					(各アクティビティに 含まれる。)			
(2その他の事業)								
競馬、競輪、小型自動車 競走、競艇					競輪・競馬等の競 走場・競技団			
宝くじ					その他の対個人 サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保険基金		公的活動	民間活動		
公立大学附属病院事業					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
国民健康保険事業 事業勘定			社会保険事業					
直診勘定					医療(入院診療) 医療(入院外診療) 医療(歯科診療)			
介護保険事業 介護保険事務			社会保険事業					
居宅サービス・地域密着 型サービス等					介護(施設サー ビスを除く。)			
施設サービス					介護(施設サー ビス)			
後期高齢者医療事業			社会保険事業					
一部事務組合	○							
【公社】								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・管 理業		その他の土木建 設	
地方道路公社					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
【その他の会計】								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局 整備	○						河川・下水道・そ 他の公共事業	
管理運営		水運施設管理 (国公営)						

3 独立行政法人が行う活動

機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者 (一般政府)			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(内閣府)								
独立行政法人国立公文書館	○							
国立研究開発法人日本医療研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に設立
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策協会	○							
(総務省)								
国立研究開発法人情報通信研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					金融			
(外務省)								
独立行政法人国際協力機構					金融			
有償資金協力業務								
その他	○							
独立行政法人国際交流基金	○							
(財務省)								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人造幣局					その他の金属製品			
コイン								
勲章					身辺細貨品			
独立行政法人国立印刷局					印刷・製版・製本 洋紙・和紙			
(文部科学省)								
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		人文・社会科学研究機関(国公立)						
独立行政法人大学入試センター					その他の対事業所サービス			
独立行政法人国立青少年教育振興機構		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育(国公立)						
国立研究開発法人物質・材料研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人防災科学技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人放射線医学総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人国立美術館		社会教育(国公立)						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育(国公立)						
独立行政法人教員研修センター		その他の教育訓練機関(国公立)						
国立研究開発法人科学技術振興機構								・平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更 ・「一般勘定」と平成25年度に設置された「革新的技術研究開発業務勘定」を一体的に格付け
一般勘定及び革新的新技術研究開発業務勘定		自然科学研究機関(国公立)						
文献情報提供勘定					情報サービス			
独立行政法人日本学術振興会	○							
国立研究開発法人理化学研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						・平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更 ・「宇宙開発」と「宇宙科学研究及び航空宇宙技術研究」を統合し、法人全体で格付け
独立行政法人日本スポーツ振興センター								
災害共済給付勘定					損害保険			
免責特約勘定					損害保険			
投票勘定					その他の対個人サービス			
一般勘定及び特定業務勘定					スポーツ施設提供 業・公園・遊園地			「一般勘定」と平成25年度に設置された「特定業務勘定」を一体的に格付け
独立行政法人日本芸術文化振興会	○							
独立行政法人日本学生支援機構					金融			
国立研究開発法人海洋研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人国立高等専門学校機構		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学 研究機関(国公立)						基本分類の追加
独立行政法人大学評価・学位授与機構	○							
独立行政法人国立大学財務・経営センター					不動産賃貸業			
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構								平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
一般勘定及び電源利用勘定		自然科学研究機関(国公立)						「原子力研究」と「核燃料サイクル開発」を統合し、勘定ごとに分割
埋設処分業務勘定	○							
(厚生労働省)								
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所		自然科学研究機関(国公立)						・平成27年4月に設立 ・「独立行政法人医薬基盤研究所」と「独立行政法人国立健康・栄養研究所」が統合
独立行政法人労働安全衛生総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人勤労者退職金共済機構					生命保険			「社会保障基金」から「公的活動」に主体分類の変更
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		社会福祉(国公立)						
独立行政法人労働政策研究・研修機構		人文・社会科学 研究機関(国公立)						
研究活動								
研修業務		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構								
高齢・障害者雇用支援勘定	○							
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人労働者健康安全機構					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
独立行政法人国立病院機構					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構					社会福祉			
独立行政法人地域医療機能推進機構					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			・平成26年4月に設立 ・「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」から移行
年金積立金管理運用独立行政法人			社会保険事業					
国立研究開発法人国立がん研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立循環器病研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立国際医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立成育医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
(農林水産省)								
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	○							
独立行政法人種苗管理センター	○							
独立行政法人家畜改良センター	○							
独立行政法人水産大学校		その他の教育訓練機関(国公立)						
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人農業生物資源研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人農業環境技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
国立研究開発法人森林総合研究所 林保険業務勘定					損害保険			平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更 平成27年4月に「森林保険特別会計」(廃止)から移行
その他		自然科学研究機関(国公立)						
国立研究開発法人水産総合研究センター		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人農畜産業振興機構	○							
独立行政法人農業者年金基金 特例付加年金勘定					生命保険			「社会保障基金」から「公的活動」に主体分類の変更
農業者高齢年金等勘定					生命保険			
旧年金勘定			社会保険事業					
農地売買貸借等勘定	○							
独立行政法人農林漁業信用基金					・金融 ・損害保険			
(経済産業省)								
独立行政法人経済産業研究所		人文・社会科学研究機関(国公立)						
独立行政法人工業所有権情報・研修館	○							
独立行政法人日本貿易保険					損害保険			
国立研究開発法人産業技術総合研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人製品評価技術基盤機構	○							
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○							平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人日本貿易振興機構	○							
独立行政法人情報処理推進機構	○							
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 資源備蓄事業	○							「公的活動」から「公務」に主体分類の変更
その他					その他の対事業所サービス			
独立行政法人中小企業基盤整備機構 一般勘定	○							
産業基盤整備勘定					金融			
施設整備等勘定					・不動産仲介・管理業 ・不動産賃貸業			
小規模企業共済勘定					生命保険			「社会保障基金」から「公的活動」に主体分類の変更
中小企業倒産防止共済勘定					金融			
出資承継勘定					金融			
(国土交通省)								
国立研究開発法人土木研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人建築研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人交通安全環境研究所		自然科学研究機関(国公立)						
国立研究開発法人海上技術安全研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人港湾空港技術研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
国立研究開発法人電子航法研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人航海訓練所		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人海技教育機構		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人航空大学校		その他の教育訓練機関(国公立)						
自動車検査独立行政法人					自動車整備			

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構					金融			
鉄道助成								
鉄道建設					鉄道輸送		鉄道軌道建設	
船舶の共用建造					沿海内水面輸送			
高度船舶技術支援					会員制企業団体			
地域公共交通等					金融			平成27年8月に設置
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○						・河川・下水道・その他の公共事業 ・農林関係公共事業	
独立行政法人自動車事故対策機構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構					航空施設管理			「公務」から「公的活動」に主体分類の変更
独立行政法人都市再生機構					・不動産仲介・管理業 ・不動産賃貸業住宅賃貸料		・住宅建築(非木造) ・非住宅建築(非木造) ・その他の土木建築	
独立行政法人奄美群島振興開発基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	○							
独立行政法人住宅金融支援機構								
資金貸付					金融			
団体信用生命保険					生命保険			
住宅融資保険					損害保険			
証券化支援					金融			
(環境省)								
国立研究開発法人国立環境研究所		自然科学研究機関(国公立)						平成27年4月に独立行政法人から国立研究開発法人に名称変更
独立行政法人環境再生保全機構	○							
(防衛省)								
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	○							
(その他)								
日本司法支援センター					法務・財務・会計サービス			
国立大学法人		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						基本分類の追加
附属病院					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
大学共同利用機関法人								
人間文化研究機構		人文・社会科学研究機関(国公立)						
その他の機構		自然科学研究機関(国公立)						
地方独立行政法人								
大学		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						基本分類の追加
病院					・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)			
試験研究機関		自然科学研究機関(国公立)						

4 特殊法人等が行う活動

機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保険基金		公的活動	民間活動		
【特殊法人】								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団								
助成事業	○ (注1)							
宿泊事業						宿泊業		
その他共済関連事業			社会保険事業					
退職等年金経理					生命保険			平成27年10月に設置
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫					金融			
信用保険事業					損害保険			
沖縄振興開発金融公庫					金融			
(金庫・特殊銀行)								
株式会社国際協力銀行					金融			平成24年4月に設立
株式会社日本政策投資銀行					金融			
株式会社商工組合中央金庫						金融		
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社					たばこ			
日本電信電話株式会社					固定電気通信			
東日本電信電話株式会社					固定電気通信			
西日本電信電話株式会社					固定電気通信			
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送			
東京地下鉄株式会社					鉄道旅客輸送			
新関西国際空港株式会社					航空施設管理			平成24年4月に設立
成田国際空港株式会社					航空施設管理			
東日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
西日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
首都高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
阪神高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
本州四国連絡高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中間貯蔵・環境安全事業株式会社								
中間貯蔵事業					廃棄物処理			平成26年12月に設置
環境安全事業					廃棄物処理			
日本郵政株式会社					郵便・信書便			
日本郵便株式会社					郵便・信書便			平成24年10月に「郵便局株式会社」と「郵便事業株式会社」が統合
株式会社ゆうちょ銀行					金融			
株式会社かんぽ生命保険					生命保険			
日本アルコール産業株式会社						その他の有機化学工業製品		
輸出入・港湾関連情報処理センター					情報サービス			
(その他の特殊法人)								
<協会>								
日本放送協会					公共放送			
<その他>								
沖縄科学技術大学院大学学園				学校教育(私立)				「公務」から「非市場生産者(対家計民間非営利団体)」に主体分類変更
放送大学院学園				学校教育(私立)				
日本中央競馬会					競輪・競馬等の競走場・競技団			
日本年金機構			社会保険事業					

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							平成23年表からの主体分類変更点等
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【認可法人】								
(銀行)								
日本銀行					金融			
(地方共同法人)								
日本下水道事業団		下水道					河川・下水道・その他の公共事業	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					
地方公共団体金融機構					金融			
地方競馬全国協会					会員制企業団体			
(機構)								
預金保険機構					金融			
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			
地方公共団体情報システム機構	○							平成26年4月に設立
原子力損害賠償・廃炉等支援機構					金融			平成26年8月に「原子力損害賠償支援機構」から改組
(共済組合等)								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
地方公務員共済組合(同連合会, 地方職員共済組合を除く)			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
地方職員共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
警察共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
公立学校共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
退職等年金経理						生命保険		平成27年10月に設置
都道府県議会議員共済会, 市議会議員共済会, 町村議会議員共済会			社会保険事業					
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					
日本鉄道共済組合			社会保険事業					
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					
消防団員等公務災害補償等共済基金			社会保険事業					
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					
エス・ティ・ティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					
(その他)								
日本赤十字社				社会福祉(非営利)				
一般								
医療施設						・医療(入院診療) ・医療(入院外診療) ・医療(歯科診療)		
血液事業						医薬品		
社会福祉施設				社会福祉(非営利)				
介護(居宅サービス等)						介護(施設サービスを除く。)		
介護(施設サービス)						介護(施設サービス)		
電力広域的運営推進機関					会員制企業団体			平成27年4月に設立

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成27年(2015年)表における格付け							主たる建設活動	平成23年表からの主体分類変更点等	
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		公的活動			民間活動
	公務	準公務	社会保障基金							
【その他】										
健康保険組合・同連合会 宿泊事業			社会保険事業					宿泊業		
国民健康保険組合・全国国民健康保険組合協会 宿泊事業			社会保険事業					宿泊業		
全国健康保険協会 健康保険勘定			社会保険事業							
船員保険勘定			社会保険事業							
株式会社産業革新機構						金融				
株式会社農林漁業成長産業化支援機構						金融			平成25年2月に設立	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構						金融			平成24年2月に設立	
株式会社民間資金等活用事業推進機構						金融			平成25年10月に設立	
株式会社海外需要開拓支援機構						金融			平成25年11月に設立	
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構						金融(注1)			平成26年10月に設立	
株式会社地域経済活性化支援機構						金融			平成25年3月に名称変更	

(注1) 格付け基準「(3)市場性の有無」を適用することにより、①当該機関(法人)の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の表上、当該機関(法人)に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合に該当すると判断し、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断して格付けを行った機関(法人)。

(注2) 「機関・会計等の名称欄」に網かけを付しているものは、平成23年表から変更があるもの。

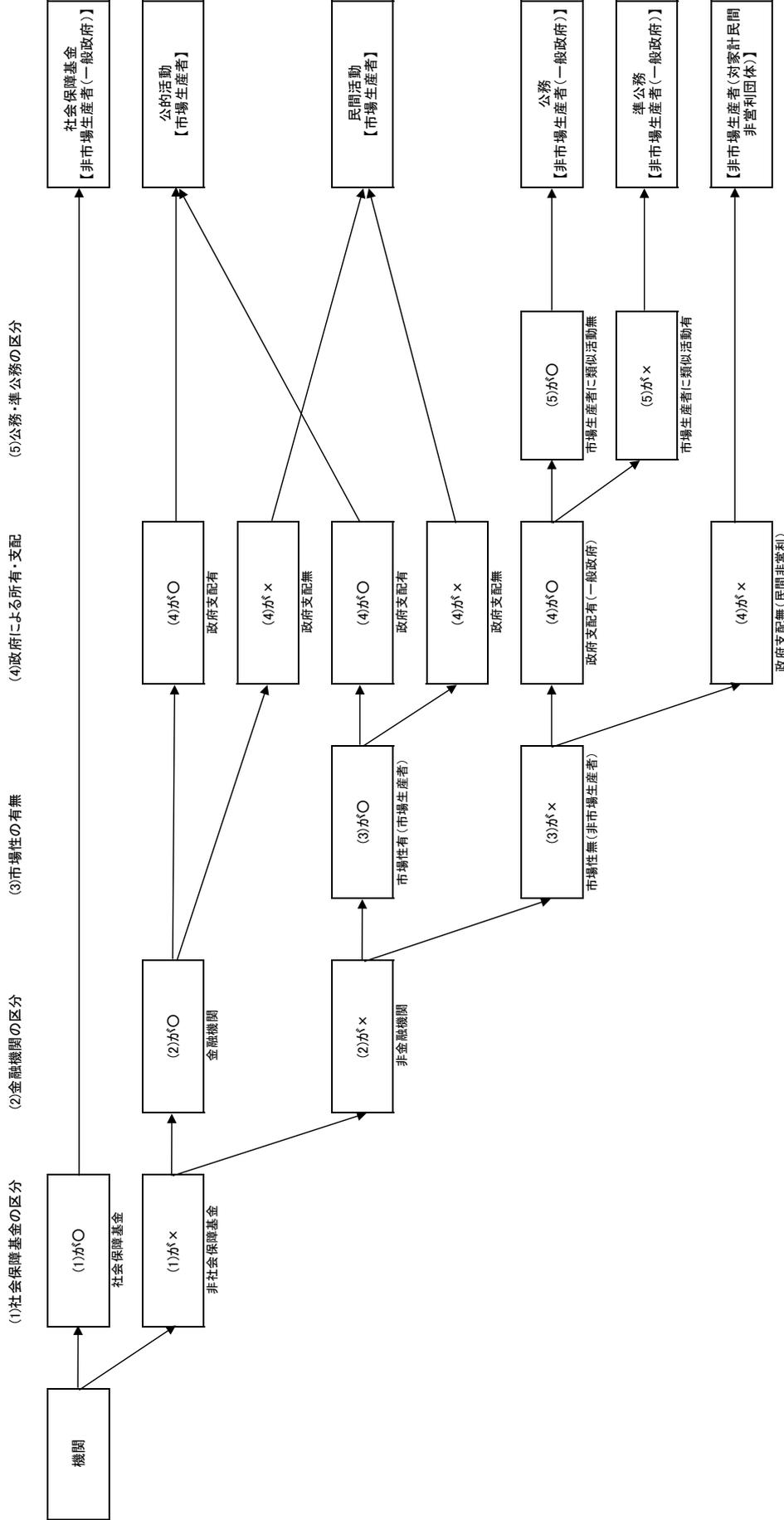
(注3) 次に掲げる法人については、平成23年表作成時には本表に搭載していたが、その後、民間法人化又は廃止等され、今回の本表には搭載していない。

独立行政法人

独立行政法人平和祈念事業特別基金
独立行政法人日本万国博覧会記念機構
独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人海上災害防止センター

政府及び独立行政法人等の格付けチャート表

別表4(参考)



- (1)【社会保障基金の該当】以下の①から③を全て満たす
①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
- (2)【金融機関の該当】売上高の50%以上が金融仲介活動等による
- (3)【市場性の有無】売上高が生産費用の50%以上
- (4)【政府による所有・支配】以下の①又は②を満たす
①政府が議決権の過半数を保有
②取締役会等の統治機関を支配(過半数の任命権を持つ)
- (5)【公務・準公務の区分】「市場生産者」部門に類似の活動が存在しない

第 2 部

平成 27 年（2015 年）産業連関表の作成手順及び作業内容

(注) 第2部では、平成27年表を作成するに当たっての作成手順及び作業内容について、その概要を段階ごとに記載する。ただし、記載内容は、平成29年7月時点で想定しているものであることから、それ以降に行う作業については、実際の作業を行うに当たり、修正を加える場合がある。

1 産業連関表の作成手順及び作業内容の概要

産業連関表の作成作業は、以下の①～⑧に示す手順（表2-1を参照。作成過程において、複数の手順が並行する場合もある。なお、事業年度別、事項別のスケジュール及び作業分担の詳細については、第2部末尾の別表を参照）で行う。

- ① 基本方針の決定
- ② 基本要綱（部門分類の設定を含む。）の決定
- ③ 推計を行うための基礎資料の収集・整備
- ④ 計数の推計・調整
- ⑤ 各種係数表の作成
- ⑥ 各種付帯表の作成
- ⑦ 推計結果の公表
- ⑧ 接続産業連関表の作成・公表

また、産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」については、図2-1に示す手順により、「商品×アクティビティ（商品）」の表を作成する（第1部第1章3(1)を参照）。

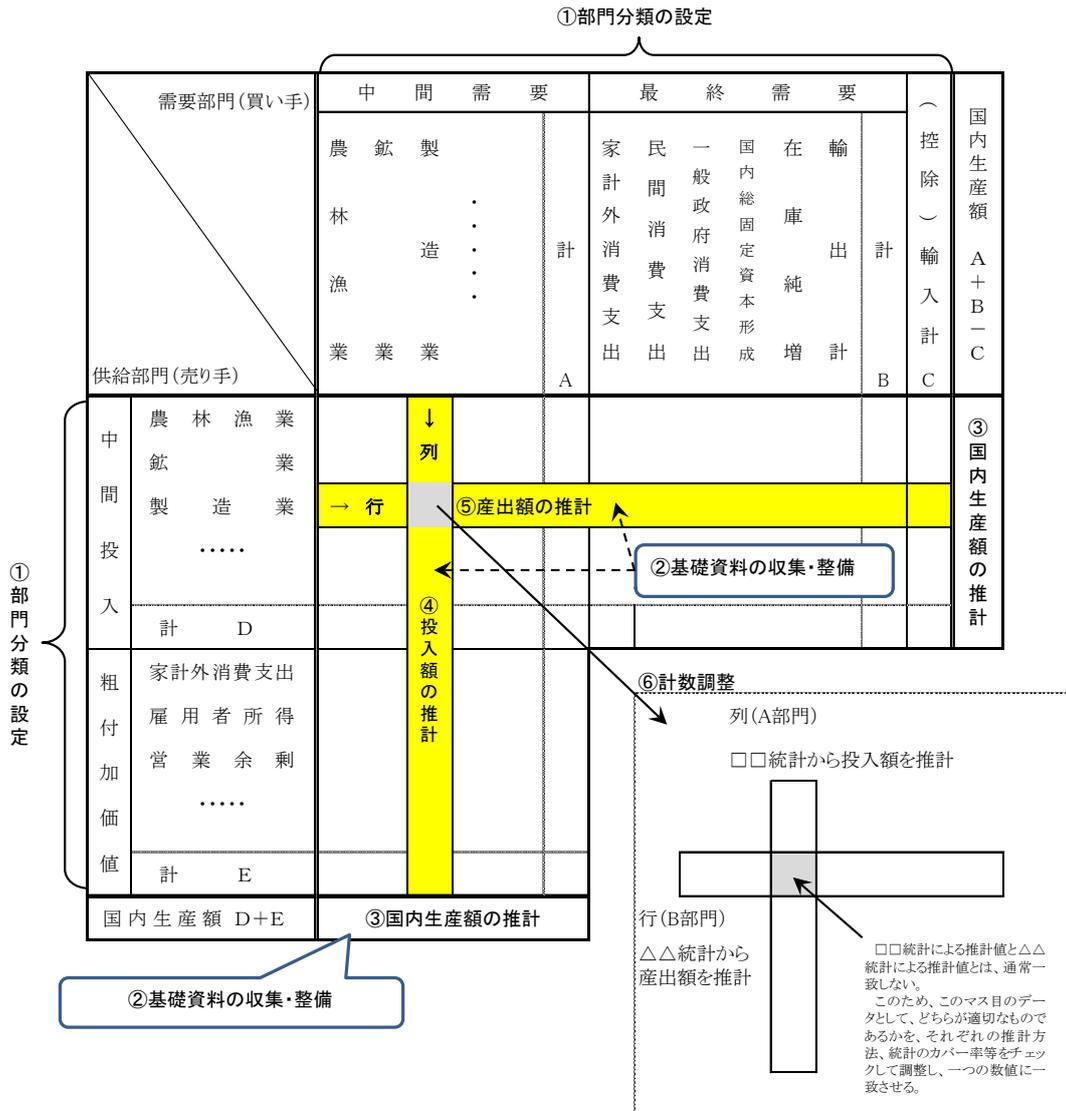
産業連関表の作成に当たっては、推計に用いる資料が膨大であり、また、作業内容が広範多岐にわたるため、従前から、関係府省庁（現在は10府省庁）の共同事業として実施するとともに、事業期間については、通常、作成対象年次を起算年度とした5か年度にわたっている。

ただし、平成27年表については、平成27年度からの6か年度としている（第1部第1章2(1)を参照）。

表 2 - 1 産業連関表の作成作業の流れ

作業区分		作業の主な内容	おおよその作業時期
I 作成フレーム ムの検討、 準備作業	① 基本方針の決定	事業の実施体制、作成上の留意点、主な検討事項及び作成スケジュール等、産業連関表作成上の基本的な設計を定める。	H28. 3決定
	② 基本要綱の決定	基本方針で示された基本的な設計を受け、次に掲げる事項について、整理・詳細化 ・作成の基本的な枠組み ・前回表からの変更点 ・作成手順、作業内容 ・部門分類の設定、各部門の概念・定義・範囲	H28. 3～29. 7 検討・策定
		基本要綱の決定を受け、総務大臣に対して、統計法第26条に基づく作成方法の通知	H29. 9～11
	③ 基礎資料の収集・整備	・既存統計の収集・整備 ・行政記録情報の収集・整備 ・組替集計の実施 ・産業連関構造調査の実施 ・業界資料の収集・整備 等	H28. 4～H31. 5
II 産業連関表 作成の 本体作業	④ 計数の推計・調整	・国内生産額の推計 ・投入額及び産出額の推計 ・投入額と産出額の計数調整	H30. 2～H31. 5
	⑤ 各種係数表の作成	・投入係数表 ・逆行列係数表 ・生産誘発係数表 ・粗付加価値誘発係数表 ・輸入誘発係数表 等	
	⑥ 各種付帯表の作成	・物量表 ・屑・副産物発生及び投入表 ・雇用表（生産活動部門別従業者内訳表） ・雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表） ・固定資本マトリックス ・産業別商品産出表（V表） ・自家輸送マトリックス	H30. 10～H31. 5
	⑦ 推計結果の公表	・結果の公表（インターネット及び印刷物） ・閣議に資料配布（要旨）	H31. 6
III 接続産業 連関表の 作成作業	⑧ 接続産業連関表の作成・公表	・接続産業連関表に用いる部門分類の設定 ・時価評価による接続産業連関表（名目表）の作成 ・インフレタの作成 ・固定価格評価による接続産業連関表（実質表）の作成 ・結果の公表（インターネット及び印刷物）	H31. 7～H32. 5

図2-1 産業連関表（取引基本表）の作成手順の概要



作成の手順

- ① 部門分類の設定
 作成の基礎資料となる各種データは、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。そこで、我が国の経済活動を、一つの表の上に統一的に記録するため、部門分類を設定するとともに、各部門の概念・定義・範囲について明確にする。
 ②以下の作業は、この部門分類に従って行う。
 - ② 基礎資料の収集・整備
 経済センサスに代表される一次統計の情報や行政記録情報など既存統計に関する情報を収集するとともに、「産業連関構造調査」を行い、既存統計では得られない投入構造や産出構造の情報を収集する。
 また、既存統計については、産業連関表の部門に対応するように組替集計を行う。
 - ③ 国内生産額の推計
 基礎資料により、部門別の国内生産額を推計する。
 - ④ 投入額の推計
 生産費調査や産業連関構造調査(投入調査)等から得られたデータを用いて、各列部門について、国内生産額の内訳(原材料や粗付加価値に関する費用の内訳)を推計し、投入額を推計する。
 - ⑤ 産出額の推計
 需給関連の調査結果等から得られたデータを用いて、各行部門について、国内生産額の内訳(販売先の内訳)を推計し、産出額を推計する。
 - ⑥ 投入額と産出額の計数調整
 投入額と産出額の計数は、それぞれ別々の統計から推計したものである。そのため、産業連関表上の同じマス目であっても、投入側からの金額と産出側からの金額は、当初は一般的には異なっている。そこで、両者を照合し、より妥当性が高いと考えられる一つの数値に一致させる。
- (注) 「投入額」及び「産出額」は共に、内生部門(中間需要部門、中間投入部門)の各部門の内訳を念頭に置いた用語であるが、産業連関表の作成実務上は、内生部門、外生部門(最終需要部門、粗付加価値部門)を問わず、列部門のタテの金額内訳を「投入額」、行部門のヨコの金額内訳を「産出額」と呼称している。

2 基本方針の決定

基本方針とは、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、どのような内容の産業連関表を、どのような作業体制及び手順で、いつまでに作成するのか、また、その際の重要な検討事項は何かといった基本的な設計を定めるものである。

(1) 基本方針の必要性

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、関係府省庁による共同事業として5年ごとに作成してきているが^(注2-1)、作成周期や作業体制などについて、法令に規定されているものではない。しかし、関係府省庁の共同事業として5か年をかけて行う大規模な事業であることから、作業を計画的かつ合理的に行うためには、産業連関表の形式、作業の分担及びスケジュールについて、あらかじめ枠組みを作っておく必要がある。また、産業連関表が、SNAの中に位置付けられているとともに、部門の設定において日本標準産業分類及び国際標準産業分類などとの整合を図る必要があることなどから、その作成過程における検討課題の整理も必要となる。

基本方針は、このような要請に応えるため、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、基本的な設計を示すものとして、産業連関部局長会議において決定している。

なお、基本方針で示された内容を詳細化し、実際の作成作業に当たってのマニュアルとなるのが、後記3に記載する基本要綱である。

(注2-1) 政府の統一的な産業連関表を各府省庁の共同事業方式で作成することとなった契機については、昭和30年6月30日付けの統計審議会答申（「政府が行う産業連関表の作成について」）に求めることができる（付録第3章2(2)を参照）。

(2) 基本方針の構成

基本方針は、おおむね、次の事項で構成している。

- ① 作成目的
- ② 事業の実施体制
- ③ 事業の内容
- ④ 作成上の留意点及び主な検討事項等
- ⑤ 作業スケジュール

(3) 平成27年表に係る基本方針の検討及び概要

ア 平成27年表に係る基本方針は、平成27年9月から各種課題の検討・調整を開始し、28年2月26日開催の産業連関主管課長会議での了解を受け、その後、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、同年3月18日付けで産業連関部局長会議決定を行った。

イ 基本方針の全文については、第1部第1章に掲載しているが、具体的な内容としては、まず、平成27年表を作成する上での基本認識として、

- ① 産業連関表関係の諸課題が盛り込まれた基本計画が策定されたこと
- ② 産業連関表の部門分類の概念・定義等に関して整合性の確保を図る必要がある2008 SNA、や日本標準産業分類の平成25年改定が行われたこと
- ③ 平成23年を対象年とした「経済センサス - 活動調査」の調査時期（平成24年2

月) と比べ平成27年を対象年とする今回の同調査の調査時期は4か月繰り下げ(平成28年6月)になること

を明確にしている。

その上で、主な検討課題として、

- ① 基本計画に掲げられた課題への対応
- ② 2008 SNA、日本標準産業分類の改定等に伴う課題への対応

を掲げている。これら課題の検討結果の詳細については、第1部第3章に記載のとおりである。

なお、事業の実施体制については、前回は踏襲することとしている。

ウ 基本方針を決定した平成28年3月時点においては、基本方針の別紙として添付している作成スケジュールの中で、31年6月に公表(接続産業連関表は32年5月)することを想定している。

なお、従来、公表していた速報については、各行政機関、地方公共団体の意見を聞くとともに、産業連関技術会議にも諮った上で、業務の効率化、速報の利活用が少ないことも勘案して廃止することとした。

3 基本要綱の決定

基本要綱とは、基本方針で示された産業連関表作成上の基本的な設計を詳細化し、以後の作成作業に当たっての基本的なマニュアルとして取りまとめるものである。

この中で、より具体的な作業手順や、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲についても明らかにする。

また、基本要綱の決定後、統計法第26条に基づき、総務大臣に対して、産業連関表の作成方法についての通知を行う。

(1) 基本要綱の必要性

前記2で記載した基本方針は、産業連関表の作成作業を開始するに当たっての大きな方向性や検討課題を示すものであるが、産業連関表は、国内におけるあらゆる経済活動を対象とし、その中で行われた財・サービスを巡る取引活動の一つ一つを、投入及び産出という側面から各種統計その他の資料を用いて推計し、その結果を一覧表にまとめるものである。このため、産業連関表の具体的な作成作業を行うためには、どのような範囲の取引活動を、どのような概念に基づき、どのように把握するのか、また、どのような推計方法を採用し、結果として、どのような統計表を作成するのかなどの詳細を、あらかじめ定めておく必要がある。

基本要綱は、このような必要性に基づき、産業連関表の基本的な枠組み、作業内容、部門の設定及びその概念・定義・範囲など、産業連関表作成上のいわば「詳細設計」を定めるものであり、以後の作業を進めるに当たっての基本的なマニュアルとなるものである。

なお、基本要綱に記載する作業内容に関しては、今後数年をかけて行う内容について、過去の実績も参考にしつつ、「予定」として記載する部分が少なくない。そのため、実際に作業を進める過程においては、新たな状況の発生等により、基本要綱に記載した内容について修正を加えて対応することが必要になる場合がある。

(2) 基本要綱の構成

基本要綱は、次のような構成により編集しており、おおむね、作成対象年次から数えて2年度目の年度末までに取りまとめるべく検討を行う。

- ① 作成の基本的な枠組み及び前回表からの変更点
- ② 作成手順及び作業内容
- ③ 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲
- ④ 産業連関表の基礎理論

(3) 基本要綱の決定

基本要綱の案は、産業連関幹事会において基本的な検討を行いつつ、技術的・専門的な見地から特に検討を要する事項については、随時、産業連関技術会議の助言を得ながら作成する。その後、産業連関主管課長会議において審議し、産業連関部局長会議により決定する。

なお、平成7年表に係る基本要綱作成時から、産業連関表作成に係る基本的・総括的事項（前記(2)①）及びそれ以外の実務的・技術的事項に分けて段階的に編集すること

とし、前者については、その重要性を踏まえて、産業連関部局長会議において直接決定する一方、後者については、産業連関部局長会議の委任を受けて、手続上、産業連関主管課長会議で決定する簡易な扱いとしている（手続を簡素化しただけで、基本要綱全体として、産業連関部局長会議決定である位置付けに変更はない。）。

平成27年表の基本要綱においては、更なる手続きの簡素化を図り、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、基本要綱全体について平成29年8月24日付けで産業連関主管課長会議の了解とし、その後、第1部について同日付けで産業連関部局長会議の決定とした。

(4) 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討

ア 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の明確化の必要性

産業連関表作成の基礎資料となる各種統計は、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。これらを、産業連関表という一つの統計表に記録するためには、統一的な考え方にに基づき、分類を行うことが必要であり、国内生産額や投入額等の推計、計数調整等の作業は、この部門分類に従って行う。このため、基本要綱の作成に当たっては、部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲（前記(2)③）の明確化が大きな柱となっているが、部門が多数にわたることから、産業連関表作成の都度、検討に多くの時間を要している。

イ 平成27年表における部門分類の基準

産業連関表の部門分類の設定は、生産活動単位（いわゆるアクティビティ・ベース）による分類を原則とし（第1部第2章4(1)を参照）、平成23年表に準じて、次に掲げる基準を総合的に勘案して行った。

- (ア) 投入構造の類似性
- (イ) 産出構造の類似性
- (ウ) 国内生産額又は総需要額の大きさ
 - a 列の国内生産額及び行の総需要額が増加して、1兆円以上となった場合には新設の対象とするが、1兆円未満であっても将来的に著しく増加することが予想される場合には新設の対象とする。
 - b 当該部門の列の国内生産額及び行の総需要額が増加し、5兆円以上になった場合には、原則として分割の対象とする。
 - c 既に設けられている部門について、列の国内生産額及び行の総需要額が減少して、各々1000億円未満となった場合には、原則として類似の既存部門に統合する。
- (エ) 日本標準産業分類及び国際標準産業分類との整合性
- (オ) 93 SNA^(注2-2)及び2008 SNAへの対応に関する検討状況
- (カ) 細品目分類（いわゆる10桁品目。）での単価の類似性
- (キ) 時系列性
- (ク) 推計基礎資料の整備状況

(注2-2) 国際連合が1993年（平成5年）に勧告した国民経済計算の体系をいう。以下同じ。

ウ 平成27年表における主な検討の実際

(ア) 部門分類の設定、部門別概念・定義・範囲の検討

平成28年4月の幹事会において、平成27年表部門の設定に関する課題について検討した上で、部門分類の設定、部門別概念・定義・範囲の検討を行った。

(イ) 平成27年産業連関構造調査の検討

平成27年産業連関構造調査について、総務省（政策統括官室）、経済産業省、国土交通省等が実施する調査について検討を行った。

(ウ) 公的部門の検討

第I期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、93SNAに示された公的部門の判断基準に即した格付の見直しについての指摘がなされたことから、平成23年表の作成に当たっては幹事会にWGを設置して検討し、改善がなされた。平成27年表においても再度の見直しが行われた。

(5) 基本計画関連事項及びSNAとの整合性の検討

平成27年表においては、第1部第3章の1及び別表1に記載したとおり、基本計画関連事項及びSNAとの整合性についても、多くの課題について検討が求められた。それぞれの課題の検討結果は、第1部第3章の1及び別表1のとおりであるが、研究開発、自社開発ソフトウェアなどのサービス活動等について、産業連関技術会議及び産業連関幹事会において検討が行われた。

(6) 統計法第26条に基づく作成方法の通知

平成21年に全面施行された新たな統計法により、調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が「基幹統計」として指定された際の手続も設けられた。具体的には、統計法第26条^(注2-3)に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ」（具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）総務大臣に通知しなければならないこととされている。

産業連関表についても、基幹統計化により、この手続が必要となるが、平成27年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。したがって、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後、平成29年度中に行う予定である。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めているが、産業連関表にあつては、作成の都度、部門分類の設定や推計資料、推計方法などについて実質的な見直しを行い、改善を図っている。したがって、次回表の作成以降においても、前回表の作成に際して通知した作成方法を変更するものとして、総務大臣への通知が必要となる^(注2-4)。

(注2-3) 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（基幹統計の作成方法の通知等）

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があつた基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(注2-4) 統計法第26条では、「政令で定める軽微な変更」の場合には、総務大臣に通知する必要がある旨が規定されている。この「政令で定める軽微な変更」については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第9条において、以下の内容のものが規定されているが、これらは、専ら形式的・他律的なものであり、産業連関表作成の都度行う部門分類の設定や、推計資料及び推計方法などの見直しは、これらには該当しないと考えられる。

- ① 基幹統計で使用する用語の変更であって、法令の制定又は改廃に伴うもの
- ② 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更
- ③ 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更
- ④ 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更

4 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、国内の全産業で1年間に行われた全ての生産活動及び取引を対象にして作成する加工統計であることから、精度の高い推計を行うためには、幅広い分野から資料を体系的に収集・整備し、推計作業に利用できるようにしておくことが重要である。

基礎資料の収集・整備は、おおまかには、次のように区分される。

- ① 既存資料（既存の統計調査結果、行政記録情報、業界資料）の収集・整備
- ② 産業連関構造調査（投入調査等）の実施
- ③ 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

(1) 総論

産業連関表の推計に必要とされる基礎資料の収集・整備については、収集すべき資料の種類と範囲、利用上の問題点などの検討を、部門の概念・定義・範囲及び推計方法の検討と並行して行うとともに、資料が不備な分野については、その対応方策を検討する必要がある。

我が国の産業連関表の作成に当たっては、各府省庁が行っている既存の統計調査の結果はもとより、許認可等の手続に伴って得られる行政記録情報や業界資料など、利用可能なあらゆる資料の収集を行う。このほか、これら既存の資料では情報が不足する分野については、「産業連関構造調査」^(注2-5)（投入調査等）を行うほか、必要に応じて、業界団体や個々の事業者に対するヒアリングなども行う。

このうち、「産業連関構造調査」については、予算^(注2-6)や実施体制面の整備が必要になるほか、統計法に基づき、事前に総務大臣の承認が必要とされる。したがって、その実施に当たっては、早期に検討を始めなければならない。

基礎資料の収集・整備は、各府省庁が、それぞれの担当部門について独自に行うことを基本とするが、平成27年表においては、次の①及び②に掲げる府省庁横断的な事項について、総務省（政策統括官室。以下、特段の記載をしない場合は同様とする。）が行う。

- ① 既存資料の収集・整備の一環として、「貿易統計」及び「経済センサス - 活動調査」に関する組替集計を実施
- ② 産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」（平成17年表の作成時までは「本社等の活動実態調査」）を実施^(注2-7)

^(注2-5) 平成17年表の作成時までは、「産業連関表作成のための特別調査」と総称していたが、平成23年表から「産業連関構造調査」と総称している。

^(注2-6) 産業連関構造調査を実施するためには、実施年度の前年度に予算要求関係事務が必要となる。具体的には、調査を実施する府省庁は、5月～6月にかけて、総務省に要求額を提示し、総務省は、それらを取りまとめ、一括して、財務省に要求を行う（後記10(1)を参照）。

^(注2-7) これら2調査のほか、平成23年表の新規の試行調査として、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」も、総務省において実施したが、平成27年表においては、「サービス産業・非営利団体等投入調査」の名称を「サービス産業・非営利団体等調査」と変更し、平成23年表の作成に当たって実施した「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」を吸収・統合して実施する。

(2) 既存資料の収集・整備

ア 既存資料の収集・整備は、各府省庁とも、基本的に、作成対象年次から起算して3年度目までに順次行う。収集する資料は広範多岐にわたるが、主なものとしては、経済センサス - 活動調査の結果のほか、「平成23年（2011年）産業連関表総合解説編」第2部第3章第2節の「表3-3 平成23年表作成のために収集した主な資料」に掲げられているものが挙げられる。

これら基礎資料を扱う際には、次の点に留意する必要がある。

- ① 産業連関表の作成対象期間は暦年（1月～12月）であるが、既存資料の中には年度（4月～翌年3月）のものも多く、この場合、暦年のデータに換算する必要がある。
- ② 既存資料の中には、調査の実施周期等の関係から、産業連関表の作成対象年次のデータが得られないものがあり、この場合、作成対象年次のデータに換算する必要がある。

イ 既存資料の組替集計

既存資料が得られたとしても、その中で用いられている分類が、産業連関表の部門分類と一致しない場合が少なくない。このため、既存資料のデータを産業連関表の推計に利用するためには、「部門別概念・定義・範囲」を参照しながら、産業連関表の部門分類に一致するように組み替える必要がある。

(7) 総務省が実施するもの

総務省では、各府省庁の推計に共通的に利用されるものとして、貿易統計の組替集計（関税に関する組替集計についても、この中で一括して行う）を実施している。

このほか、平成17年表まではサービス業基本調査及び工業統計調査について組替集計を行っていたが、平成23年表ではこれらに代わって、経済センサス - 活動調査のデータ（以下、「経済センサスデータ」という。）を用いた組替集計を実施した。

平成27年表においても、平成23年表と同様の2種類の組替集計を行う。これらの組替集計の大まかな流れは、以下の表のとおりである。

なお、経済センサスデータの組替集計については、平成23年表と同様に、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が行う。

〔貿易統計の組替集計の流れ〕

作業内容	実施時期
財務省から、貿易統計のデータを入手	平成29年1～3月
公益財団法人日本関税協会から、「日本貿易月表商品ネームデータ」を購入	
平成23年表の基本分類と平成27年表の基本分類とのコンバータを作成	平成29年7月～9月
経済産業省から、平成26年延長表（平成23年基準）の作成時に整備した「基本分類と平成27年貿易統計品目分類のコンバータ」を入手	平成29年9月
平成27年表の基本分類と平成27年貿易統計品目分類のコンバータを作成	平成29年10月～11月
総務省政策統括官室で組替集計の実施	平成29年11月～30年3月
報告書の作成	平成30年4～5月

[経済センサスデータの組替集計の流れ]

統計センターに対する作業内容	経済センサス - 活動調査実施部局 に対する作業内容	実施時期 (注2-8)
組替集計の仕様作成		平成28年7月～29年10月
同仕様の統計センターへの説明		平成28年10月～29年1月
	統計法第33条第1号に基づき、 経済センサスデータの提供につ いて申出 (注2-9)(注2-10)	平成29年10月
統計センターにおいて組替集計 のプログラムを開発		平成29年10月～平成30年5月
	経済センサスデータを入手	平成30年6月以降
統計センターにおいて組替集計 の実施		経済センサスデータが利用可 能になり次第、速やかに開始
組替集計結果の受領		平成30年7月
報告書の作成		平成30年8～10月

(注2-8) 経済センサスデータの入手以降のスケジュールについては、手続及び作業が順調に進んだことを想定したものを記載している。そのため、手続や作業の進捗に伴い、組替集計結果の受領及び報告書の作成の時期が変更になる可能性がある。

(注2-9) 経済センサスデータの組替集計のための利用は、統計法第33条第1号に該当するものであることから、調査票情報の二次利用提供について調査実施機関に対して申出を行い、その承諾を受けた上で利用が可能になる。また、その利用に当たっては、統計法第42条第1項第1号及び第2項により適正管理義務が課されるほか、第43条第1項において守秘義務が、また、同条第2項において提供を受けた際の目的以外の利用禁止が規定されている。

(注2-10) 今回の経済センサスデータの組替集計においては、在庫の推計に当たっては、経済センサスデータから得られる平成27年末の在庫額と、26年の工業統計調査のデータから得られる26年末の在庫額とを用いることとしている。したがって、平成29年10月に予定している経済センサスデータに係る提供の申出に合わせ、経済産業省に対して、工業統計調査の調査票情報（在庫関連）の提供について申し出る必要がある。

(イ) 各府省庁がそれぞれに実施するもの

各府省庁が独自に行う組替集計についても、①コンバータの作成、②データの入手、③組替集計の実施といった作業内容は同様であるが、入手するデータが国の統計調査の場合、経済センサスデータを利用する場合と同様、調査実施機関に対する手続が必要となる。

(3) 産業連関構造調査の実施

ア 我が国は、世界でも有数の統計が良く整備された国とされているが、それでも、全ての財・サービスの取引を網羅する産業連関表を作成するためには、既存資料だけでは不十分な場合が少なくない。特に、産業連関表を作成する上で極めて重要となる商品ごとの費用構成（投入）及び販路構成（産出）のデータが少ない。そこで、各府省庁は、それぞれ担当する部門を中心に「産業連関構造調査」を実施し、これらに関する情報を収集・補完している。

産業連関構造調査は、基本的に産業連関表の作成対象年次（1～12月）のデータを把握するものとして、作成対象年次の年度又はその翌年度に行われることが一般的であるが、予算要求上の配慮から、一部の調査については、平成29年度に実施する予定である。

平成27年表作成のための産業連関構造調査は、表2-2のとおりである。

イ 平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）により、国の行政機関が行う「統計調査」（統計法第2条第5項）については、「基幹統計調査」と「一般統計調査」のいずれかに区分されることとなったが、産業連関構造調査については、全て、一般統計調査として扱われる。一般統計調査は、基幹統計調査のように、調査の実施に先立って行われる総務省による審査の過程で、統計委員会に対して諮問する必要はないが、総務大臣の承認を得なければならないことは、基幹統計調査と同様である。また、その実施に当たり、予算等の手当も必要になる。産業連関構造調査の実施に関する事務の大まかな流れは、以下の表のとおりである。

なお、「基幹統計」として指定されている「産業連関表」を作成する一環として行う産業連関構造調査が「基幹統計調査」ではなく、「一般統計調査」として扱われているのは、産業連関構造調査の結果が、産業連関表の一部としてそのまま集計・公表されるわけではなく、産業連関表を作成する上での参考資料（案分比率など）として利用されるにとどまることに基づくものである。

[産業連関構造調査の実施に関する事務の流れ]

事 務 内 容
① 前年度における準備作業 i) 調査計画の大枠の作成 ii) 予算要求（後記10(1)を参照） iii) 関係機関への事前連絡（地方公共団体を対象とする調査の場合など）
② 調査計画の詳細（調査票、調査方法、集計内容等）についての検討
③ 統計法に基づく承認手続（2～3か月を要する。）
④ 調査の実施準備 i) 民間委託する場合には、入札手続等（調査実施の4か月前には手続を開始する必要がある。） ii) 調査対象名簿の作成、調査対象者の選定等 iii) 調査票等関係書類の印刷
⑤ 調査の実施 i) 調査票の発送、回収、督促、疑義照会 ii) 調査対象者からの照会対応
⑥ 調査票の審査・集計

(4) 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

既存資料が得られないデータについて、産業連関構造調査を実施するよりも、効率的かつ代表的な情報が得られるような場合には、業界団体や個々の事業者へのヒアリングをすることで、データ不足を補う場合がある。

表 2 - 2 産業連関構造調査一覧（平成27年表）

実施府省庁名	調査の名称	調査対象数	調査の方法		実施時期
			直轄調査	民間委託調査	
総務省 (政策統括官室)	企業の管理活動等に関する実態調査	約9,600企業		●	平成28年10月～11月
	サービス産業・非営利団体等調査	平成29年度中に実施予定			
総務省 (統計局)	通信・放送業等投入調査	約660企業		●	平成28年9月～10月
財務省	酒類製造業投入調査	40企業	●		平成28年10月～12月
厚生労働省	医療業・社会福祉事業等投入調査	[医療業以外] 1,500事業所 [医療業] 900事業所		●	平成28年9月～10月
農林水産省	農業サービス業投入調査	約180事業所		●	平成28年8月～9月
	種苗業(農業)投入調査	約90事業所		●	平成28年8月～9月
	民有林事業投入調査	約150事業所		●	平成28年8月～9月
	栽培きのこ生産業投入調査	約150事業所		●	平成28年8月～9月
	内水面養殖業投入調査	約50事業所		●	平成28年8月～9月
	農林水産関係製造業投入調査	約2,300事業所		●	平成28年8月～9月
	農業土木事業投入調査	56(地方農政局等、都道府県)	●		平成28年8月～9月
	林野公共事業投入調査	45(地方森林管理局、都道府県)	●		平成28年8月～9月
経済産業省	鉱工業投入調査	約11,000事業所		●	平成27年10月～12月
	資本財販売先調査	約1,500企業		●	平成28年10月～12月
	商業マージン調査	平成29年度中に実施予定			
	輸入品需要先調査	平成29年度中に実施予定			
国土交通省 (運輸)	内航船舶品目別運賃収入調査	約200事業者	●		平成27年10月
	地方公共団体運輸関連施設投入調査	都道府県 全数 市町村 約140団体	●		平成28年5月～7月
	有料駐車場に関する投入調査	300事業所	●		平成28年5月～7月
	こん包業に関する投入調査	300事業所	●		平成28年5月～7月
	運輸関連事業投入調査	1,643事業所	●		平成28年9月～11月
国土交通省 (建設)	公共事業工事費投入調査	102(地方整備局、地方公共団体等)	●		平成28年8月～11月
	公共事業工事費投入調査における予備調査	102(地方整備局、地方公共団体等)	●		平成28年4月～5月
	独立行政法人等土木工事費投入調査	16独立行政法人等	●		平成28年8月～10月
	土木工事間接工事費投入調査	147事業所	●		平成28年9月～11月
	土木工事費投入調査	土木工事2,000件の受注元請け建設業者		●	平成28年9月～29年1月
	建築工事費投入調査	[非木造用] 建築工事2,500件の受注元請け建設業者 [木造用] 建築工事500件の受注元請け建設業者		●	平成28年10月～2月
	不動産業投入調査	約3,000企業		●	平成28年10月～29年2月

5 計数の推計・調整

前記4までに記載した内容は、産業連関表を作成するための準備作業であり、本項目で説明する内容が、産業連関表の中心となる取引基本表を作成するための、いわば本体作業に該当する。

(1) 推計作業の手順

産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」の作成手順の概要については、図2-1でも示したとおりであるが、国内生産額の推計から、取引基本表の完成に至るまでの流れを改めて整理すると、以下のような手順が必要になる(図2-2を参照)。

① 国内生産額の推計

細品目分類別の国内生産額を推計し、それを積み上げることにより、基本分類別の国内生産額を推計する。これにより、取引基本表の右端(行部門の国内生産額)及び下端(列部門の国内生産額)の金額を確定させる。

② 投入額及び産出額の推計

①で推計した国内生産額を基に、列方向にみた各セル(「セル」とは、取引基本表の各マス目のこと。以下同じ。)の取引額、すなわち、投入額(費用構成)と、行方向にみた各セルの取引額、すなわち、産出額(販路構成)を推計する。

③ 投入額の生産者価格^(注2-11)への変換

投入額は、各種投入調査(産業連関構造調査の一部)等から得られた投入比率を用いて推計するが、投入調査等は、商品の購入者に対して行う調査であり、その結果として得られる各商品の購入額は、流通経費である商業マージンや国内貨物運賃を含んでいる。そのため、これら調査から得られた投入比率を参考にして推計した各商品の投入額(第一次推計値)も、商業マージンや国内貨物運賃を含んだ購入者価格^(注2-11)になっている。そこで、④に記載する生産者価格調整に対応するため、購入者価格になっている投入額(第一次推計値)から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を控除し(実務上「皮ハギ」という。以下同じ。)、生産者価格に変換する。

なお、産出額の推計については、商品の生産者に対する調査等を基礎にしていることから、推計の結果として得られる金額は、当初から生産者価格になっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

(注2-11)「生産者価格」とは、いわゆる「蔵出し価格」であり、出荷後の流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃を含まない。これに対して「購入者価格」とは、生産者価格に、出荷後の商業マージン及び国内貨物運賃を加えたものをいう。我が国の取引基本表においては、それぞれの価格による表として、「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」を作成している(第1部第2章5(2)ア及び付録第1章6(1)ア・イを参照)。

④ 生産者価格調整

②及び③により推計した生産者価格による投入額及び産出額は、それぞれ異なる資料により推計したものである。そのため、取引基本表上の同じセルであっても、投入額として推計した取引額と、産出額として推計した取引額には、一般的に差異が生じる。そこで、両者の取引額について、どちらがより適切なものであるかを比較・調整

し、一致させる。

⑤ 購入者価格調整

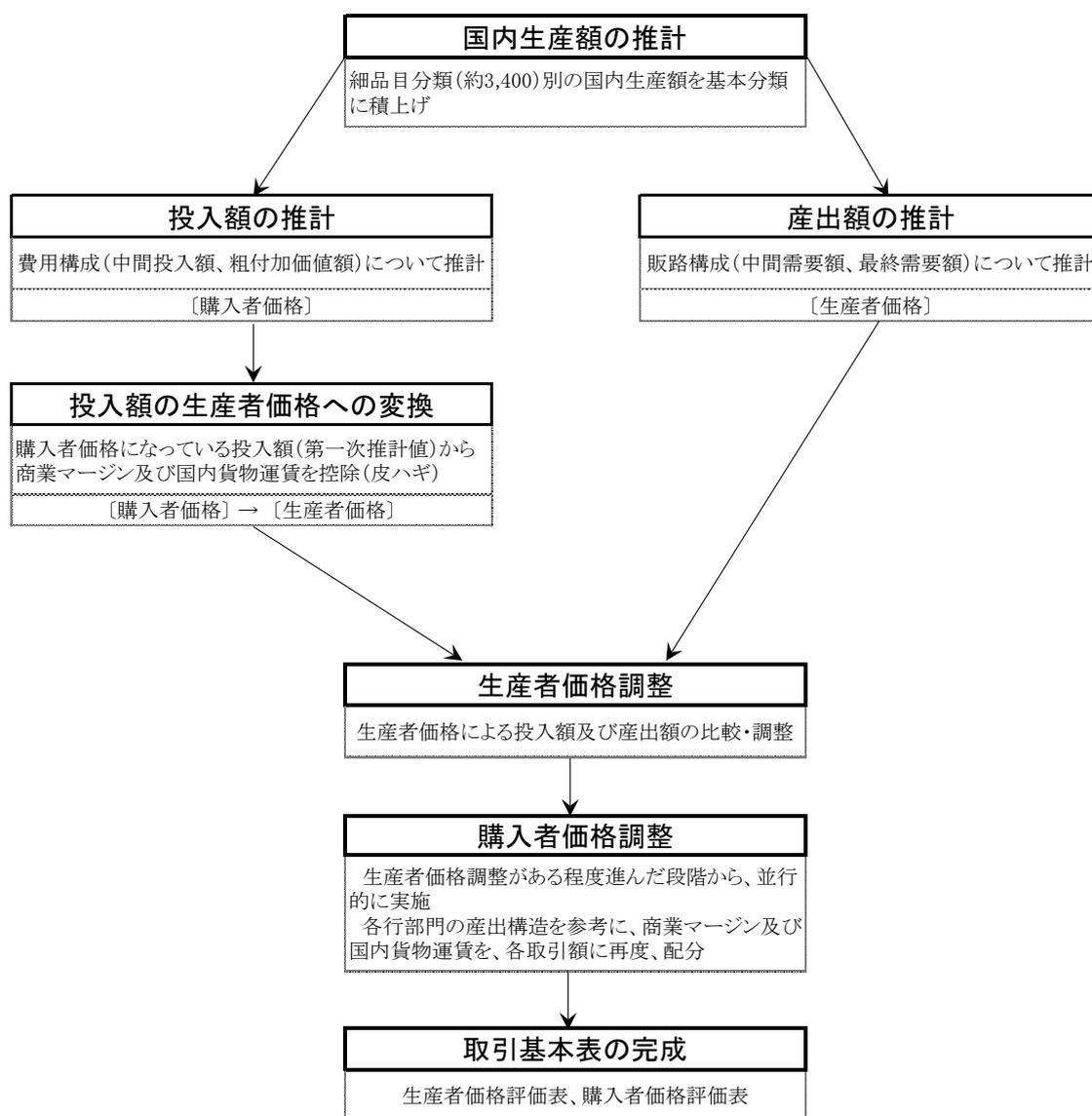
生産者価格調整の終了後、各行部門の産出構造を参考に、商業マージン及び国内貨物運賃を、各取引額に再度、配分する。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から、生産者価格調整がある程度進んだ段階から購入者価格調整についても並行的に進めることとしている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

⑥ 取引基本表の完成

生産者価格調整及び購入者価格調整を経て、産業連関表の中核となる取引基本表（「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」）が完成する。

図2-2 推計作業の手順



(2) 国内生産額の推計

ア 総論

部門別の国内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスについて、できる限り細かく分割し、把握した方が、産業連関表の精度向上につながる。そこで、約3,400の細品目分類（いわゆる10桁品目）ごとに推計を行い、これを積み上げて、基本分類の行部門別及び列部門別の国内生産額を推計する。

なお、細品目分類から基本分類までの国内生産額の推計結果については、「部門別品目別国内生産額表」として、取引基本表とは別に、取りまとめ、公表する。

イ 各論

具体的な部門種別ごとの国内生産額推計についての考え方は、次のとおりである。

なお、平成23年表における各部門の国内生産額の推計方法及び推計基礎資料の詳細については、「平成23年（2011年）産業連関表総合解説編」第4部第10章に記載している。

(ア) 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。

また、例えば、林業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乗せする。

(イ) 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上する。

(ロ) 中古品

中古品の価額は国内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上する^(注2-12)。

(注2-12) 中古船舶（「鋼船」の一部）については、従前、中古品としては例外的に、貿易統計から推計される取引額自体を輸出部門に計上した上で、同額を国内総固定資本形成にマイナス計上し（屑・副産物のマイナス投入方式と同様の表章方法）、更に、「屑・副産物発生及び投入表」にも計上していた。この取扱いは、かつて、中古船舶の取引額が大きかったことに由来すると考えられる。しかし、平成17年表の段階で190億円にまで縮小していることや、中古車等の中古品についても貿易統計に計上されているものの中古船舶のような扱いをしていないことから、平成23年表からは中古船舶の例外的な取扱いを取りやめた（「屑・副産物発生及び投入表」への計上も取りやめた。）。

(ハ) 中古の建築物

中古の建築物の価額は国内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の国内生産額に計上する。

なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

(ニ) サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国

内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないことが多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる^(注2-13)。

(注2-13) サービス関連の部門であっても、「映像・音声・文字情報制作」(活動内容に映像・音声等のコンテンツ記録媒体の販売を含むため、その部分については、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる。)など、一部の部門においては、生産者価格と購入者価格が等しくならないものがある。

(カ) 商業

商業部門の国内生産額は、そのほとんどが「販売額 - 売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」(付録第1章10(2)アを参照)に相当する額も含まれる。

(キ) 金融 (F I S I M)

金融 (F I S I M) の国内生産額は、次の式により推計する。

[国内生産額 = 借り手側 F I S I M + 貸し手側 F I S I M]

借り手側 F I S I M = 貸出残高総額 × (運用利率 - 参照利率)

貸し手側 F I S I M = 預金残高総額 × (参照利率 - 調達利率)

運用利率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利率 = 参照利率算出用利息総額 / 参照利率算出用残高総額

(ク) 生命保険及び損害保険

「生命保険」及び「損害保険」は、次の式で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

[帰属保険サービス = (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)]

(ケ) 住宅賃貸料 (帰属家賃)

持家、給与住宅及び寮等 (以下「持家等」という。) の居住に係るサービスを擬制的に計上する「住宅賃貸料 (帰属家賃)」(付録第1章10(4)エを参照) については、市中の粗賃貸料で評価する。

(コ) 非市場生産者 (一般政府) 及び非市場生産者 (対家計民間非営利団体) の活動

商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、非市場生産者 (一般政府) や非市場生産者 (対家計民間非営利団体) が提供するサービスのよう、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。

取引基本表では、このような非市場生産者 (一般政府) や非市場生産者 (対家計民間非営利団体) の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額によるものとする (第1部第3章別表4の4(1)~(3)及び付録第1章10(7)を参照)。

(サ) 資本減耗引当

資本減耗引当は、国内総固定資本形成に産出される生産物 (土地の造成・改良費を除く) を対象として、前年末の固定資産残高に資産別の償却率を乗じ、さらに資

産別の国内総固定資本形成の価格変化率を乗じて、時価評価額として計算する。

なお、産業連関表では固定資産残高の計算を行っていないため、産業連関表における資本減耗引当は、国民経済計算の時価評価の固定資本減耗を用いて推計する。

(シ) 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、国内生産額として計上しない（経済センサス - 活動調査などのように、出荷ベースの統計によって細品目分類ごとの国内生産額を推計する場合には、自家生産・自家消費品の国内生産額を把握する方法がない（出荷されないことから統計に計上されない）ためである。）。

しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、国内生産額を計上する。計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「市場生産者」として扱うことから（付録第1章5(3)オ(イ)②を参照）、これに該当する部分のみを計上する。

(ス) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサス - 活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあっては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額 - 売上原価 = 商業マージン額」（商業部門の国内生産額には、このほか、コスト商業に相当する金額も含まれる。）で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出先がなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ国内生産額に復元している（いわゆる「膨らまし」を行う。）。

$$\text{国内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。これを踏まえ、第3部第2章第1節「15 繊維製品」中の織物や衣服に関する部門の「注意点」には、「国内生産額には、製造業以

外からの委託も含める。」と記載している。

なお、海外から生産を委託された場合にも、非製造業からの委託を受けて生産するのと同様の国内生産額の過小評価が発生するため、経済センサス - 活動調査のデータを使用して推計する際には留意が必要である。

(セ) 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、国内生産額としては計上しない。なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する（付録第1章10(3)イ(イ)を参照）。

(ソ) プラントエンジニアリング業

「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。

(タ) 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

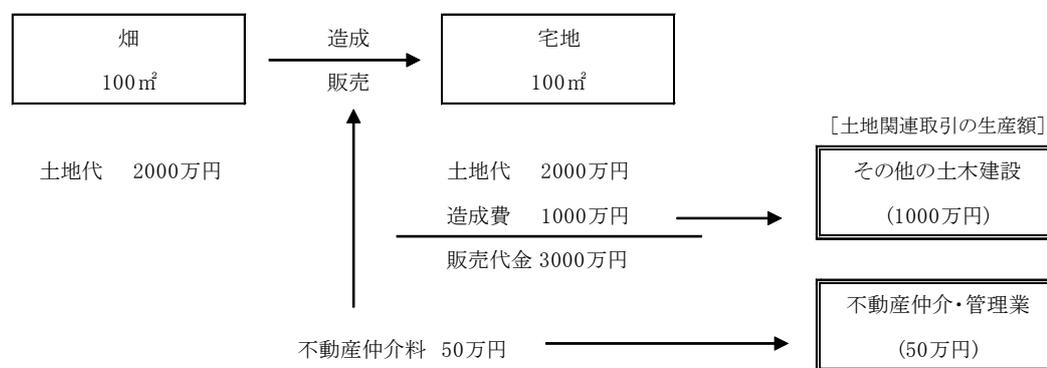
(チ) 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の国内生産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の国内生産額に含む（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。）ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める（第1部第2章5(2)ウを参照）。

(ツ) 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する（図2-3を参照）。

図2-3 土地の取引に係る国内生産額の計算イメージ



ウ 国内生産額推計上の留意点

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに行うものであり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する（図2-1を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると、自部門の投入額及

び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。取引基本表が、行については約500の部門、列については約400の部門にも上る詳細な表であることを鑑みれば、国内生産額の中途変更が、どれほどの影響を与えるかは、容易に想像できる。

このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なもの（このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して「CT」と呼ばれることが多い。）であることから、後記(6)以降に記載する計数調整を開始して以降の変更は、原則として行うべきではない。

そのため、国内生産額の推計作業は慎重に行う必要があり、国内生産額の取りまとめ段階においては、次の観点からチェックを行い、その精度を確保する必要がある。

- ① 1次統計の産業別伸び率や構成比との比較
- ② 前回表及び同年次簡易延長産業連関表の国内生産額との比較
- ③ 同年次の国民経済計算の産出額との比較

エ 国内生産額推計の作業手順

(ア) 入力ファイルのデータレイアウト

各府省庁が、国内生産額推計の際に用いる入力ファイルのデータレイアウトは、**表2-3**のとおりである（推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表2-3 国内生産額入力ファイルのデータレイアウト

省庁 コード	分類コード	数 量	単 価	生産額	単 位	名 称
-----------	-------	-----	-----	-----	-----	-----

(注)「分類コード」欄は、列部門の場合は6桁、行部門の場合は7桁、統合品目の場合は8桁、細品目分類の場合は10桁を入力する。

(イ) 作業手順

- ① 各府省庁が、担当する部門について、細品目分類の「数量」及び「単価」（数量や単価のない場合には、「生産額」）の入力を行う。
- ② 総務省が、各府省庁が作成したデータを集約し、国内生産額表を作成・出力する。
- ③ 国内生産額表のチェック・検討の結果、修正の必要がある場合は、該当するデータを修正する。

(3) 投入額推計

ア 投入額推計の基本的な方法

投入額推計とは、列部門（取引基本表のタテ）の国内生産額について、費用構成（粗付加価値構成も含む。）の内訳を推計することをいう。

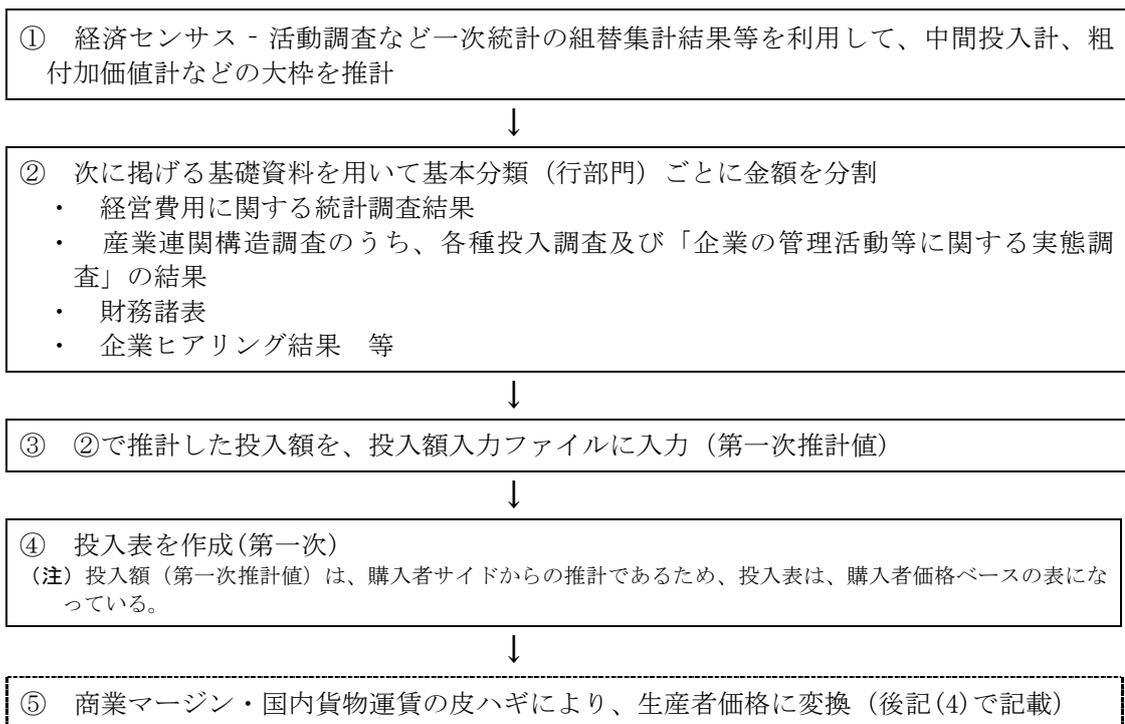
推計作業のおおまかな手順としては、原材料、燃料等の中間投入及び雇用者所得等の粗付加価値の大枠を推計した上で、細目の推計を行う。

例えば、工業製品の大部分については、まず、経済センサス - 活動調査の組替集計結果から、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などを大枠として把握する。次に、原材料統計、生産技術に関する資料や、別途実施した産業連関構造調査等の結果を利用し、細部にわたる経費内訳を推計する。

なお、投入額の第一次推計値については、購入者価格になっていることから、後記(7)記載の生産者価格調整に対応するため、後記(4)記載の商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。

投入額推計の流れは、おおむね、**図 2 - 4**のとおりである。

図 2 - 4 投入額推計の流れ



イ 投入額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成23年表の取引基本表のデータを平成27年表の部門分類で組み替えた上で、列部門ごとに、平成23年表において投入があった財・サービス（行部門）の分類コード（「行コード」：7桁）、「行部門名称」及び「投入額」（初期値として0円を入力）を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる投入額入力ファイルのデータレイアウトは、**表 2 - 4**のとおりである（第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。)

(イ) 各府省庁において、担当する列部門について、投入した財・サービス（行部門）の追加、削除を行った上で、投入額の入力を行う。なお、投入額の第一次推計値は購入者価格で入力し、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ後は、生産者価格で入力する。

表 2-4 投入額入力ファイルのデータレイアウト

種別	省庁 コード	列コード	列部門名称	行コード	特殊 符号	行部門名称	修正区分	投入額	推計方法
----	-----------	------	-------	------	----------	-------	------	-----	------

(注1)「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

(注2)「推計方法」欄は、平成23年表作成時から追加した項目であり、投入額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、計数調整会議（後記(7)ウを参照）の第1回において行う部門別推計方法の説明を簡素化し、調整作業の効率化に資することを目的としている。

ウ 投入額推計で特殊な扱いをする部門

(ア) 「商業マージン」及び「国内貨物運賃」

投入額推計に当たっての重要な基礎資料である各種投入調査（産業関連構造調査の一部）は、商品を需要（購入）した側に対する調査として行う。したがって、その結果等を基礎にして推計する投入額の第一次推計値は、購入者価格となっており、商業マージン及び国内貨物運賃は、いわゆる流通経費として、各商品の投入額に含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されていない。

各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃の投入額については、後記(4)で記載する商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行うことで、暫定的に推計する。

「暫定的」としているのは、皮ハギをした金額を、平成27年表における商業マージン及び国内貨物運賃の額として扱うわけではなく、後記(8)ウに記載する方法により推計した金額をもって、最終的な商業マージン及び国内貨物運賃の額として、置き換えるためである。

(イ) 「コスト商業」及び「コスト運賃」（付録第1章10(2)を参照）

各列部門の「コスト商業」及び「コスト運賃」に係る投入額は、生産者価格評価表、購入者価格評価表を問わず、各列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門の交点に計上する。

(ウ) 金融部門、自家輸送部門、広告部門等

金融部門、自家輸送部門、広告部門などのように、多くの列部門への産出がなされる行部門に係る投入額については、計数調整の段階では、基本的には、産出側から推計した値を優先する。

(エ) 各列部門における粗付加価値の推計

各列部門における粗付加価値の推計については、投入側からも推計を行うが、基本的には、産出側の担当府省庁が列部門ごとに行う推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(4) 投入額の生産者価格への変換（商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ）

ア 皮ハギの概要

前記(3)の作業で作成した投入表（第一次）は、購入者価格ベースの表となっており、各商品の投入額（第一次推計値）には、いわゆる流通経費である商業マージン及

び国内貨物運賃が含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されておらず、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれコスト商業及びコスト運賃のみが計上されている。しかし、取引基本表は、生産者価格で評価することを基本としており（第1部第2章6(1)を参照）、産出表は、第一次の段階から、生産者価格ベースの表になっている（後記(5)イ(1)を参照）。したがって、次の段階の作業である生産者価格調整において、投入額と産出額の双方を生産者価格ベースで比較・調整するためには、投入額を生産者価格に変換しておく必要がある。

そこで、投入表の各取引額から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を機械的に控除する。この作業を、実務上「皮ハギ」と称している。「皮」とは、商品そのものの金額を取引のいわば「本体」と考えたとき、それが流通する過程で付加される商業マージンや国内貨物運賃が、商品を覆う「皮」に相当すると考えられることに由来する用語であり、「皮ハギ」とは、購入者価格ベースになっている投入表（第一次）から、「皮」に相当する流通経費を、いわば「はぎ取る」ことで、当該投入表を生産者価格ベースの表に変換することを表現したものである。なお、皮ハギは、投入表の各セルについて行い、各投入額から皮ハギした商業マージン（卸売と小売の2区分）及び国内貨物運賃（鉄道貨物輸送など7区分）については、その列の〔行〕商業部門又は〔行〕運輸部門との交点において、それぞれ「6付き」又は「7付き」のコードの金額として計上する（図2-5中の【皮ハギ後】の図を参照。また、「6付き」「7付き」という表現とその意味については、付録第1章5(4)ウを参照）。

イ 皮ハギの実際

皮ハギの具体的手順については、図2-5のとおりである。なお、図2-5中の手順3（④及び⑤）については、平成23年表の作成に当たり、皮ハギ額の適正化のために新たに加えられた手順である。

図 2 - 5 投入額（第一次推計値）に関する皮ハギの手順

ここでは、列部門（需要部門）Aと行部門（商品）Bの交点における投入額を例に、皮ハギの手順を説明する。なお、金額は一例として示したものである。

【手順1】 前回表（平成23年表）の購入者価格と、商業マージン額（2区分）及び国内貨物運賃額（7区分）から、前回表ベースの商業マージン率及び国内貨物運賃率を計算する。

【① 前回表の投入表】

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	13,851	5,266	6	825	0	26	7	35	60	51,468

【② 前回表ベースの商業マージン率・国内貨物運賃率】（前回表の商業マージン額及び国内貨物運賃額を、前回表の購入者価格で除したもの）

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃						
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	0.269119	0.102316	0.000117	0.016029	0.000000	0.000505	0.000136	0.000680	0.001166

【手順2】 今回（平成27年表）推計した投入額の第一次推計値（購入者価格）に、②で計算した各区分の率を乗じて、暫定の商業マージン額及び国内貨物運賃額を計算する。

【③ 今回表における商業マージン・国内貨物運賃の暫定額】（第一次推計値である購入者価格が60,000の場合）

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格 （第一次推計値）
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	16,147	6,139	7	962	0	30	8	41	70	60,000

【手順3】 ③で計算した商業マージン額及び国内貨物運賃額は、前回表における購入者価格と、商業マージン額及び国内貨物運賃額との比率を基礎としている。そこで、前回表における各区分の国内生産額と、今回表における各区分の国内生産額の比率（伸び率）により、③で計算した金額を補正する。

【④ 前回表及び今回表における商業マージン及び国内貨物運賃の各区分の国内生産額】

	商業マージン		国内貨物運賃						
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫
平成23年国内生産額	卸CT23	小CT23	鉄CT23	道CT23	沿CT23	港CT23	航CT23	利CT23	倉CT23
平成27年国内生産額	卸CT27	小CT27	鉄CT27	道CT27	沿CT27	港CT27	航CT27	利CT27	倉CT27

（注1）「卸CT23」とは、前回表における「卸売」のCTを意味する。「小売」においても、同様の意味である。

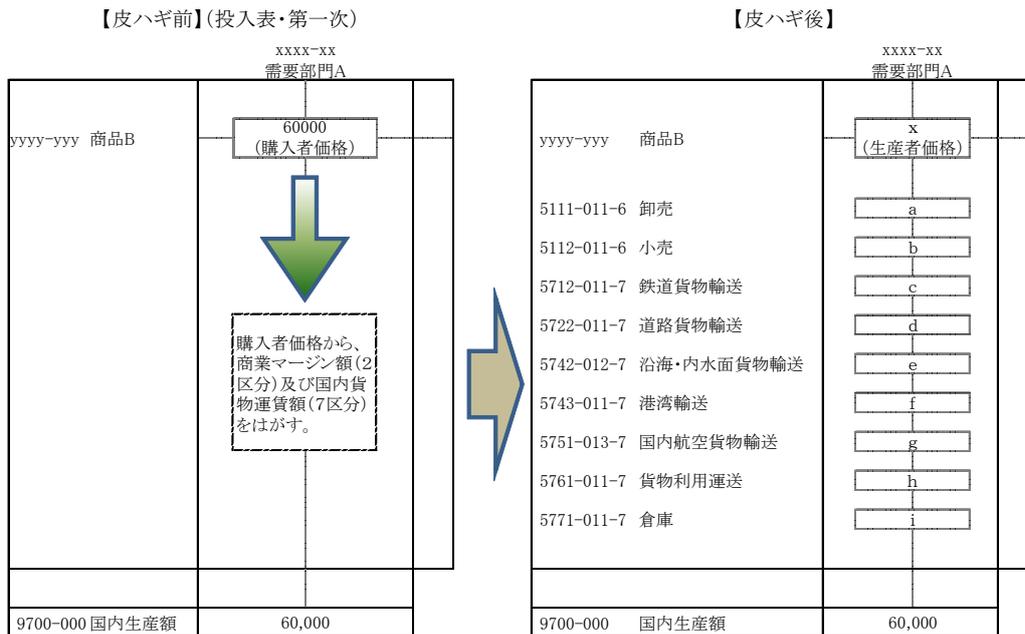
（注2）「鉄CT23」とは、前回表における「鉄道貨物輸送」のCTを意味する。他の国内貨物運賃の区分においても、それぞれ同様の意味である。

【⑤ 各区分ごとに、③で計算した金額に、前回表における国内生産額に対する今回表における国内生産額の比率を乗じる。これにより、皮ハギの金額を確定する。】

		皮ハギする金額	皮ハギした金額の計上先
商業マージン	卸売	16,147 × 卸CT27 / 卸CT23 = a	→ 需要部門A列の「卸売」の6付きコードに計上
	小売	6,139 × 小CT27 / 小CT23 = b	→ " 「小売」の6付きコードに計上
国内貨物運賃	鉄道	7 × 鉄CT27 / 鉄CT23 = c	→ " 「鉄道貨物輸送」の7付きコードに計上
	道路	962 × 道CT27 / 道CT23 = d	→ " 「道路貨物輸送」の7付きコードに計上
	沿海	0 × 沿CT27 / 沿CT23 = e	→ " 「沿海・内水面貨物輸送」の7付きコードに計上
	港運	30 × 港CT27 / 港CT23 = f	→ " 「港湾輸送」の7付きコードに計上
	航空	8 × 航CT27 / 航CT23 = g	→ " 「国内航空貨物輸送」の7付きコードに計上
	利用運送	41 × 利CT27 / 利CT23 = h	→ " 「貨物利用運送」の7付きコードに計上
	倉庫	70 × 倉CT27 / 倉CT23 = i	→ " 「倉庫」の7付きコードに計上

【⑥ 結論】 $60,000 - (a+b) - (c+d+e+f+g+h+i) = x$
 購入者価格 商業マージン 国内貨物運賃 生産者価格

以上の手順について、皮ハギの前後を表の形式で表すと、次のようになっている(実際には、この作業を、投入表の各セルについて行う。)



(5) 産出額推計

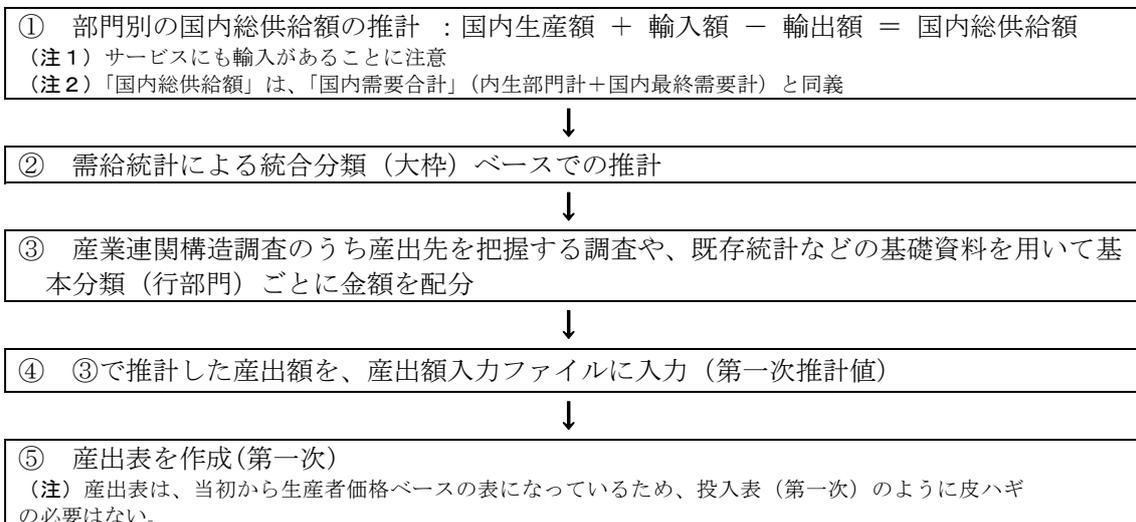
ア 産出額推計の基本的な方法

産出額推計とは、行部門(取引基本表のヨコ)別の国内生産額について、どの中間需要部門又は最終需要部門に対して販売されたのかといった販路構成の内訳額を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、まず、部門別の国内生産額に輸入額を加えたものを「総供給額」とし、これから輸出額を差し引いたものを「国内総供給額」とする(ただし、輸出入の金額を詳細に把握できるのは、専ら、財についてであり、サービスについては、詳細なデータが不足している。)。この国内総供給額を、細品目分類ごとの商品特性に応じて、各種の需給統計を利用して、各需要部門に配分していく。

産出額推計の流れは、おおむね、図2-6のとおりである。

図2-6 産出額推計の流れ



イ 産出額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成23年表の取引基本表のデータを平成27年表の部門分類で組み替えた上で、行部門ごとに、平成23年表において産出があった部門（列部門）の分類コード（「列コード」：6桁）、「列部門名称」及び「産出額」（初期値として0円を入力）を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる産出額入力ファイルのデータレイアウトは、表2-5のとおりである（第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表2-5 産出額入力ファイルのデータレイアウト

種別	省庁コード	行コード	特殊符号	行部門名称	列コード	列部門名称	修正区分	産出額	推計方法
----	-------	------	------	-------	------	-------	------	-----	------

(注1) 「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

(注2) 「推計方法」欄は、平成23年表作成時から追加した項目であり、産出額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、計数調整会議（後記(7)ウを参照）の第1回において行う部門別推計方法の説明を簡素化し、調整作業の効率化に資することを目的としている。

(イ) 各府省庁において、担当する行部門について、産出した財・サービス（列部門）の追加、削除を行った上で、産出額の入力を行う。なお、産出額は、商品の生産者に対する調査等を基礎にして推計することから、推計の結果として得られる金額は、当初から、生産者価格になっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

ウ 産出額推計で特殊な扱いをする事項

(ア) 金融のF I S I M

平成17年表までの金融の「帰属利子」は、68SNA（国際連合が1968年（昭和43年）に採択した国民経済計算の体系をいう。以下同じ。）に基づき、貸出残高に応じて内生部門にのみ配分し（家計との取引については、住宅ローンを「住宅賃貸料（帰属家賃）」に配分）、本来、最終需要に産出すべき金額については、「分類不明」との交点に計上していた。しかし、平成23年表からはF I S I Mを導入したことにより、内生部門のほか、「家計消費支出」等に対しても産出している。

(イ) 生命保険及び損害保険

「生命保険」については、その全てを「家計消費支出」に産出する。「損害保険」については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

(ウ) 住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等に係る「住宅賃貸料（帰属家賃）」については、その全てを「家計消費支出」に産出する。

(エ) 広告料金収入

「民間放送」、「新聞」、「出版」等における広告料金収入は、屑・副産物ではないものの、「トランスファー方式」により、それを一旦、主生産物部門である「広告」へ産出した後、「広告」から各需要部門へ産出する（付録第1章10(3)ア③の注を参照）。

(ウ) 屑・副産物（付録第1章10(3)を参照）

- ① 屑・副産物は、原則として「マイナス投入方式（ストーン方式）」により表章することから、競合部門（付録第1章5(4)ア(エ)を参照）と当該屑・副産物が発生する列部門との交点はマイナス値で、当該屑・副産物を投入する列部門との交点はプラス値で計上する。また、平成17年表以降では、〔列〕「再生資源回収・加工処理」には、回収・加工に係る経費のみを計上することとしたことから、〔行〕「再生資源回収・加工処理」は、屑・副産物が投入される列部門との交点に産出する。
- ② 農産物及び食料品部門は、「一括方式」により、本来の生産物と屑・副産物として発生する生産物とを区別せず、一括して各需要部門に産出する。

(カ) 非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動

生産者又は家計から支払われた個別の料金相当額は、その負担部門（内生部門又は「家計消費支出」）に、研究・開発に係る支出は、「国内総固定資本形成（公的）」、「国内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を、一般政府消費支出部門又は対家計民間非営利団体消費支出部門に計上する。

中央及び地方政府の一般的な行政活動を内容とする「公務」の産出先は、ほとんどが中央又は地方政府の集積的消費支出となる（第1部第3章別表4の4(1)及び(2)を参照）

(キ) 普通貿易

普通貿易については、輸出入とも貿易統計の組替集計の結果を採用する（輸入については、後記(8)エを参照）。

ただし、輸出については、FOB価格（本船渡し金額）のため、国内の生産地から輸出港（又は空港）に到達するまでの商業マージン及び国内貨物運賃を含んでいる。そこで、FOB価格から、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。一方、輸入については、CIF価格であり、国内に流通する前段階の金額であることから、生産者価格に相当するものであり、輸出の場合のような変換処理は必要ない。

なお、取引額は、一般的に、まず、生産者価格を推計し、その後、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して購入者価格を求めるが、普通貿易の取引額については、購入者価格が貿易統計の組替集計と一致する必要があるため、一般的な取扱いとは逆に、まず、購入者価格を推計した上で、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して生産者価格を求める。

また、今回、調整項の廃止（第1部第3章2(1)及び別表2参照）に伴い、内国消費税込みの推計値になる。

(ク) 輸出入以外の最終需要の推計

家計消費部門や在庫純増部門、国内総固定資本形成部門など、輸出入以外の最終需要部門については、産出側からも推計を行うが、基本的には、投入側からの推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(ケ) 資本減耗引当

資本減耗引当の計上は、所有者主義に基づいて計上することとしていることから、社会資本に係る資本減耗引当については、非市場生産者（一般政府）の各部門に産出する。

(6) 計数調整作業（その1：総論）

ア 計数調整作業の概要

投入額と産出額は、それぞれ別々の基礎資料を用い、推計方法も異なる。そのため、同じセルであっても、投入側から推計した金額と産出側から推計した金額は、当初は一般的に異なっている。計数調整作業は、取引基本表のセルの一つ一つについて、列方向から推計した担当者と行方向から推計した担当者が、それぞれの推計した投入額及び産出額について、推計方法の妥当性等の観点から協議し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させていく作業であり（注2-14）、これにより、最終的には、投入と産出のバランスがとれた一つの取引基本表が完成する。

計数調整作業には、大きく分けて、併記リストによる「生産者価格調整」と、調整リストによる「購入者価格調整」の二つがあり、このうち「生産者価格調整」にあつては、計数調整のための大規模な会議（以下「計数調整会議」という。）を開催する。なお、取引基本表と各種付帯表との間の計数調整も別途行う。

計数調整作業のおおまかな流れについては、図2-7のとおりである。

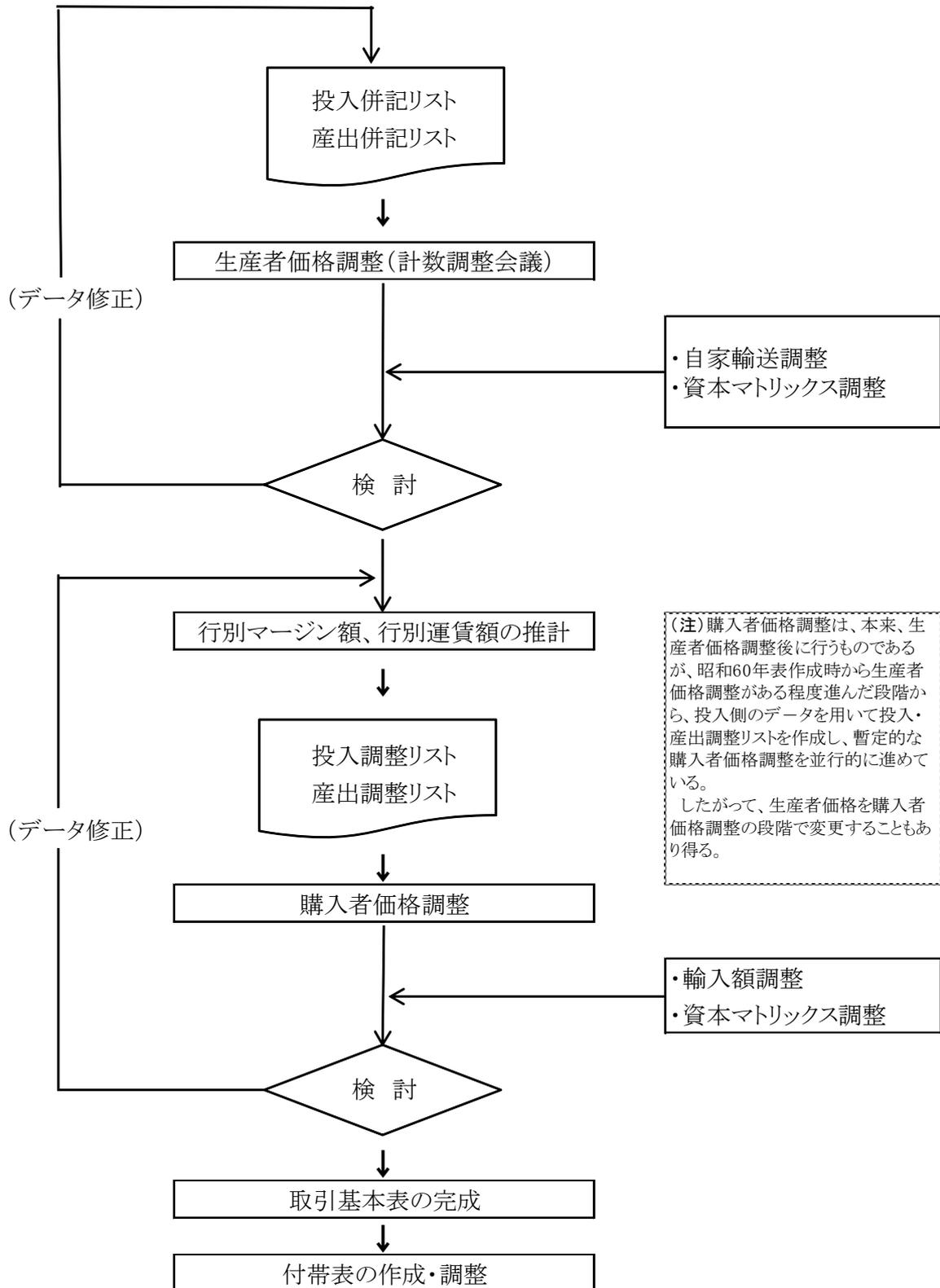
（注2-14）前記(2)ウに記載したとおり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計するものである。したがって、計数調整の開始後に国内生産額を変更すると、当該部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。したがって、計数調整作業の開始後における国内生産額の変更は、原則として行うべきではない。

イ 基礎統計の信頼度

計数調整作業の際には、推計の基礎となった統計の信頼度が問題になるが、一般的には、情報のカテゴリー別に、次のような順でデータの優先順位を考えている。なお、ここで「一般的」としているのは、資料を個別に見た場合に、業務統計であっても、貿易統計や自動車登録台数、電力需要のように、優先順位の高い情報があるからである（以下の②及び④については、標本規模だけでなく、精度設計についても信頼度を測る目安になると考えられる。）。

- ① 定期的に行われる統計調査（全数調査）の結果
- ② 定期的に行われる統計調査（大規模標本調査）の結果
- ③ 産業関連構造調査の結果
- ④ 定期的に行われる統計調査（①②以外の調査）の結果
- ⑤ 業務統計、業務資料（政府・独立行政法人・特殊法人等）
- ⑥ 不定期に行われる統計調査の結果
- ⑦ 業務統計、業務資料（民間）
- ⑧ ヒアリング結果その他の情報

図 2-7 計数調整作業の流れ



(7) 計数調整作業（その2：生産者価格調整）

ア 個々のセルについて、投入額と産出額（いずれも生産者価格）を併記したリストを作成し、両者が一致するまで繰り返し調整作業を行う（注2-15）。

一般的には、投入額推計のためのデータに比べ、産出額推計のためのデータが乏しいなど推計基礎資料の制約が見られることから、生産者価格調整においては、主として、投入額のデータに計数調整の際の主導的な役割を与えることが多い（前記(3)ウ(ウ)及び(エ)のように、産出側から推計した金額を優先する、又は、基礎にする部門もある。）。

（注2-15）調整の最終段階で残っている誤差について、機械的にバランス調整を図る手法（以下「機械調整」という。）も考えられる。過去においては、平成12年表の速報段階でのみ用いられたことがあるが、平成23年表では、その際の経験等も踏まえ、次の理由などから、採用をしなかった。

- ① 機械調整を行うに当たっては、全部門一律に機械調整の対象とするわけではなく、機械調整の対象にしない部分（計数調整会議により調整した取引額を最終値とする部分）の設定も必要になるが、この設定基準の作成が難しい。
- ② 人手による調整の場合、変動させた金額とその理由を確認しながら進めることができるが、機械調整の場合、文字通り、機械的に一括処理してしまうため、どのセルがどのように変動したのかが分かりにくく、また、変動理由が説明できない。
- ③ 機械調整を行う前提として、相当部分の調整を終えていることから、最後まで人手で行っても、作業量としてそれほどの差が認められない。

イ 併記リストは、次の2種類のものを用意する。平成27年表の推計に当たって用いる予定の様式イメージについては、図2-8を参照。

① 投入併記リスト

列部門ごとに、当該列部門担当者（当方）が推計した投入額推計値と、各行部門担当者（相手方）が推計した当該列部門への産出額推計値とを併記したもの。

② 産出併記リスト

行部門ごとに、当該行部門担当者（当方）が推計した産出額推計値と、各列部門担当者（相手方）が推計した当該行部門の投入額推計値とを併記したもの。

図2-8 併記リストの様式イメージ

① 投入併記リスト

			*** 投入併記リスト ***						yyyy/mm/dd		(参考情報)			page=1		
府省庁	列コード	列部門名称	投入部門の推計			産出部門の推計			差額		参考試算値		ハガシ額		産出部門	
			金額 ①	投入 係数	推計 方法	金額 ②	投入 係数	推計 方法	①-②	①/②	金額	投入 係数	マージン	運賃	CT- TOTAL	
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇														
	YY	aaaa-aaa														
	YY	bbbb-bbb														
	YY	cccc-ccc														
	ZZ	dddd-ddd														
	XX	eeee-eee														
		...														
		5111-011-6														
		5712-011-7														
		.														
		.														
		.														
	99	9700-000														
	99	9995-000														
	99	9998-000														
		国内生産額														
		TOTAL														
		CT-TOTAL														

- ・国内生産額は、列部門のものを表章
- ・TOTAL=②投入部門推計値 又は②産出部門の推計値、又は②試算値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・差額=自分の推計値-相手の推計値
- ・差率=自分の推計値/相手の推計値（小数第6位まで表章）
- ・産出部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL（現状）
- ・投入係数=各部門の投入額/国内生産額（小数第6位まで表章）
- ・表側は、府省庁コード>行部門コードの順
- ・1(列)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

(注1)「参考試算値」欄の「金額」とは、前回表における各部門の投入構造及び産出構造が、今回表（平成27年表）でも全く変化がないと仮定した場合の金額を計上する。しかし、最新の投入構造及び産出構造が反映されていないため、あくまで「参考」として扱うべきものである。

(注2)「ハガシ額」とは、前記(4)により皮ハギをした金額をいう。具体的には、各項目とも、「マージン」欄は、図2-5のaとbの金額、「運賃」欄は、同じ図2-5のcからiまでの金額を計上する。

② 産出併記リスト

*** 産出併記リスト ***

yyyy/mm/dd page=1

府省庁	行コード	行部門名称	産出部門の推計			投入部門の推計			差額	差率	(参考情報)		投入部門
			金額	産出	推計	金額	産出	推計			参考試算値	産出	
府省庁	列コード	列部門名称	①	係数	方法	②	係数	方法	①-②	①/②	金額	係数	CT-TOTAL
XX	xxxx-xxx	○○○○											
YY	AAAA-AA	○○○○											
YY	BBBB-BB	○○○○											
YY	CCCC-CC	○○○○											
ZZ	DDDD-DD	○○○○											
XX	EEEE-EE	○○○○											
99	9700-00	国内生産額											
99	9995-00	TOTAL											
99	9998-00	CT-TOTAL											

- ・国内生産額は、行部門のものを表章
- ・TOTAL=Σ産出部門の推計値 又はΣ投入部門の推計値、又は試算値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・差額=自分の推計値-相手の推計値
- ・差率=自分の推計値/相手の推計値 (小数第6位まで表章)
- ・投入部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL(現状)
- ・産出係数=各部門の産出額/国内生産額 (小数第6位まで表章)
- ・表例は、府省庁コード>列部門コードの順
- ・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

ウ 計数調整会議の実施

生産者価格調整の過程で行う計数調整会議は、関係府省庁の作業担当者が一堂に会する大規模な会議であり、列方向の担当者と行方向の担当者が相対し、投入併記リスト及び産出併記リストを用いて、一つ一つのセルについて、それぞれ推計した金額を、推計方法の妥当性等の観点から審査・協議し、より妥当性の高いと考えられる金額に一致させていく。

平成23年表における計数調整会議の開催実績は表2-6のとおりであるが、計数調整会議の実施回数及び時間は限られているので、効率的に作業を行う必要がある。そこで、一般的には、各府省庁作業担当者を20前後のグループに分けた総当たり方式とし、10組前後の協議が同時並行するように行う。

また、計数調整会議の結果、投入額又は産出額に変更が生じた場合は、それぞれの修正データを作成し、期限内に総務省へ提出する。その際には、投入額の修正の場合には表2-4、産出額の修正の場合には表2-5に示した各入力ファイルに入力して、総務省に提出する。

表2-6 平成23年表における計数調整会議の実績

回次	期 間	日数
1	平成26年 7月7日(月)～10日(木)	4
2	8月4日(月)～7日(木)	4
3	9月1日(月)～4日(木)	4
4	10月1日(水)～3日(金)	3

(注) 計数調整会議は、通常5回程度を想定しているが、その時々調整状況によって回数に増減がある。

(8) 計数調整作業（その3：購入者価格調整）

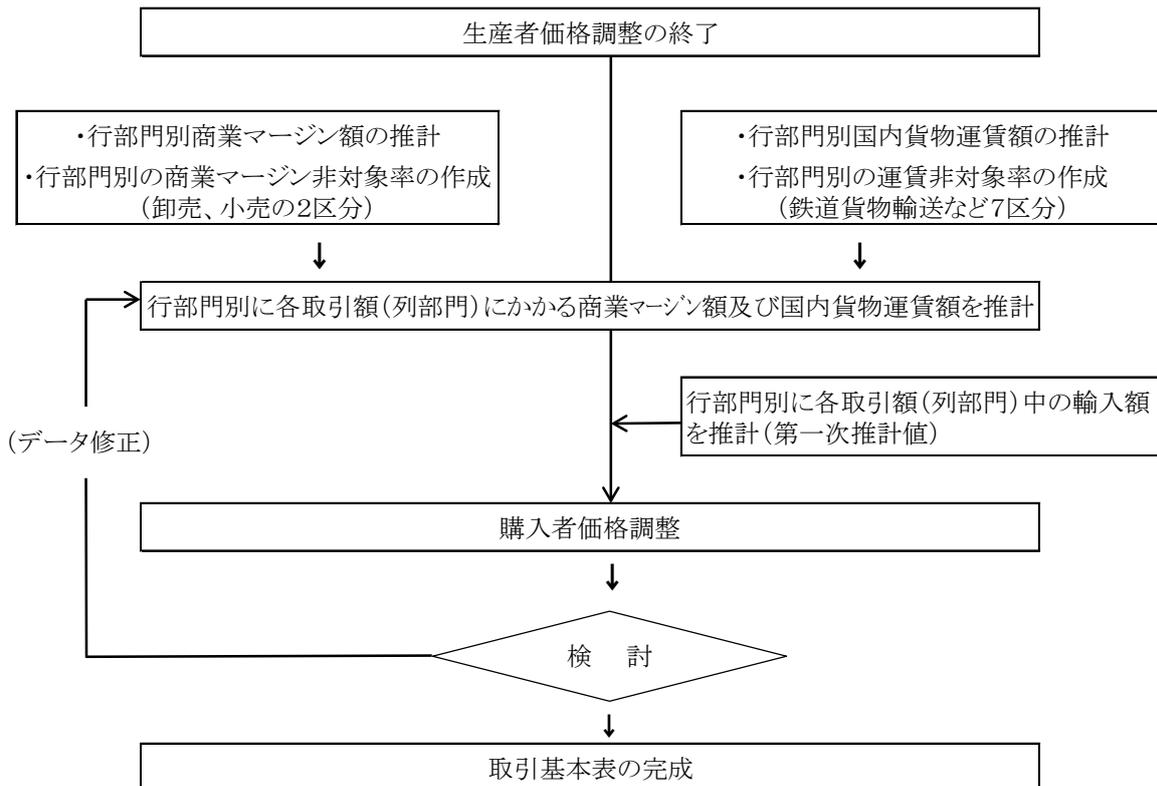
ア 購入者価格調整は、生産者価格調整によって決定した各セルの取引額に、商業マージン額及び国内貨物運賃額を再度、配分して、購入者価格を決定する作業である。また、購入者価格調整に並行して、生産者価格の内数である輸入額の推計（輸入品の需要先推計）を行う。

具体的には、図2-10に示す調整リストを作成し、各セルにおける輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格について調整がとれるまで（つまり、取引額、輸入額、商業マージン額及び国内貨物運賃額のそれぞれについて、投入額と産出額が一致し、かつ、各国内生産額と一致するまで）、繰り返し調整作業を行う。購入者価格調整の流れは、おおむね図2-9のとおりである。

また、生産者価格調整は、行部門及び列部門の担当者が相対して、各セルの取引額を一致させる計数調整会議により行うが、購入者価格調整は、主たる内容が、商業マージン額及び国内貨物運賃額の配分作業であることから、生産者価格調整の際のような大規模な会議の形式はとらない。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から生産者価格調整がある程度進んだ段階から、投入側のデータを用いて投入・産出調整リストを作成し、暫定的な購入者価格調整を並行的に進めている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

図2-9 購入者価格調整の流れ



イ 調整リストは、次の2種類のものを用意する。平成27年表の推計に当たって用いる予定の様式イメージについては、図2-10を参照。

① 投入調整リスト

列部門ごとに、投入品目別（つまり行部門別）の生産者価格、輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額（2区分）、国内貨物運賃額（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

② 産出調整リスト

行部門ごとに、産出先別（つまり列部門別）の生産者価格、輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額（2区分）、国内貨物運賃額（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

図2-10 調整リストの様式イメージ

① 投入調整リスト

投入調整リスト ### yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	列コード 行コード	列部門名称 行部門名称	生産者価格 輸入 (内数)	商業		国内貨物運賃							購入者 価格					
				卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計				
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇																
YY	aaaa-aaa	〇〇〇〇																
YY	bbbb-bbb	〇〇〇〇																
YY	cccc-ccc	〇〇〇〇																
ZZ	dddd-ddd	〇〇〇〇																
XX	eeee-eee	〇〇〇〇																
	...																	
	5111-011-6	卸売																
	5712-011-7	鉄道貨物輸送																
	...																	
99	9700-000	国内生産額																
99	9995-000	TOTAL																
99	9998-000	CT-TOTAL																

- ・国内生産額は、列部門のものを表章
- ・TOTAL=各項目の合計値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・表例は、府省庁コード>行部門コードの順
- ・1(列)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

② 産出調整リスト

産出調整リスト ### yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	行コード 列コード	行部門名称 列部門名称	生産者価格 輸入 (内数)	商業		国内貨物運賃							購入者 価格					
				卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計				
XX	XXXX-XXX	〇〇〇〇																
YY	AAAA-AA	〇〇〇〇																
YY	BBBB-BB	〇〇〇〇																
YY	CCCC-CC	〇〇〇〇																
ZZ	DDDD-DD	〇〇〇〇																
XX	EEEE-EE	〇〇〇〇																
	...																	
	...																	
99	9700-00	国内生産額																
99	9995-00	TOTAL																
99	9998-00	CT-TOTAL																

- ・国内生産額は、行部門のものを表章
- ・TOTAL=各項目の合計値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・表例は、府省庁コード>列部門コードの順
- ・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

ウ 商業マージン額及び国内貨物運賃額の推計

購入者価格調整では、行部門ごとに推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額を、生産者価格となっている各セルに、配分・上乗せする。そのため、ここで推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額が、生産者価格調整の前段階において暫定的に皮ハ

ギした商業マージン額及び国内貨物運賃額（前記(4)を参照）と大きく異なる場合には、計数調整に影響を与える場合がある。

なお、基本分類及び統合小分類ベースの取引基本表では、商業マージン額については2区分（卸売、小売）、国内貨物運賃額については7区分（鉄道貨物輸送など。後記(イ)①を参照）で表章するが、これら商業マージン額及び国内貨物運賃額について、それぞれ合算して、統集中分類ベースで行列表にしたものが「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である（注2-16）。これにより、個々の取引に伴う（取引基本表上の個々のセルにおける）流通経費が、どれだけ必要であったのかを一覧で読み取ることができる（取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係については、図2-11を参照）。

（注2-16）「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」は、平成17年表まで、付帯表の一つとして位置付けられていたが、取引基本表（基本分類及び統合小分類）で表章する金額を、単に統集中分類に集計したものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統集中分類表の一つとして位置付けが改められた。この位置付けの変更は、後記エで記載する「輸入表」についても同様である。

図2-11 取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係

① 購入者価格評価表(ひな型)

	中間需要					最終需要	需要合計	控除		国内生産額	
	A	B	C	商業	運輸			商業マージン	国内貨物運賃		
中間投入	A	30 (5+5)					125 (17+8)	410	-70	-40	300
	B	55 (10+5)	55 (10+5)	90 (12+8)	70 (18+12)	15 (3+2)					
	C	165 (35+20)									
粗付加値	商業	0					0	900	0	900	
	運輸	0					0	0	700	700	
国内生産額	300										

（注）（ ）内は、(商業マージン+国内貨物運賃)であり、購入者価格の内数である。これらを抜き出して統集中分類で一覧表にしたのが、「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である。

② 商業マージン表(ひな型)

	中間需要					最終需要	合計	
	A	B	C	商業	運輸			
中間投入	A	5					17	70
	B	10	10	12	18	3		
	C	35						
商業運輸	商業	-50						-900
	運輸	0						
合計	0						0	

③ 国内貨物運賃表(ひな型)

	中間需要					最終需要	合計	
	A	B	C	商業	運輸			
中間投入	A	5					8	40
	B	5	5	8	12	2		
	C	20						
商業運輸	商業	0						0
	運輸	-30						-700
合計	0						0	

(ア) 商業マージン額の推計（計算方法のイメージについては、図2-12を参照）

① 卸売・小売別商業マージン総額の推計

経済センサス - 活動調査の結果等から、「卸売」及び「小売」の商業マージン総額を推計する（図2-12の手順1）（注2-17）。

（注2-17）商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含まず、国内貨物運賃の国内生産額として処理する。

図2-12 商業マージン額の計算イメージ（医薬品に関する小売マージンを想定した簡易な例）

【手順1】商業マージン総額の推計



【手順2】商業マージン総額を行部門別に分解（行別マージン額を求める。）

行部門	小売マージン
AAA	xxxx
BBB	yyyy
...	
医薬品	300 ...A
...	
...	
CT	

《取引基本表（購入者価格調整前の生産者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	5	80	160	5	45	0	295
...							
CT	1000						

B
一皮ハギで求めた商業マージンの暫定的な推計値

【手順3】医薬品について、マージンがかからない取引の割合(%) (=商業マージン非対象率)の作成

中間需要					最終需要
	医薬品	病院	薬局	学校	家計
	95%	50%	20%	10%	0%

...C

0% = すべての取引にマージンがかかる。
100% = すべての取引にマージンがかからない。

【手順4】取引基本表の金額(B)に、「1-商業マージン非対象率(C)」を乗じて、取引額ごとに、マージンがかかる取引額(D)を求め、それを行部門で合算する(E)。

中間需要					最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計		
16	150	240	9	70	485 ...E	

D

【手順5】DのEに対する比率で医薬品のマージン額(300...A)を案分する。

中間需要					最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計		
10	93	148	6	43	300	

【手順6】手順5で推計した金額を取引基本表の医薬品の各取引額に上乘せする。

《取引基本表（購入者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	(控除)マージン	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計			
AAA								
BBB								
...								
医薬品	320	393	448	16	113	10	-300	
商業	0	0	0	0	0	0	300	
...								
CT	1000							

《取引基本表（最終的な生産者価格評価表）》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	10	93	148	6	43	0	300
...							
CT	1000						

② 行部門別商業マージン額の推計

①と同様の資料により、「卸売」「小売」それぞれの商業マージン総額を、まず、大まかな商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に、「行部門別商業マージン額」（以下「行別マージン額」という。）を推計する（**図 2-12の手順 2**）。

③ 商業マージン非対象率の作成

商品の取引について、その全てに商業マージンがかかるとは限らないし、また、どの取引においてもマージン率が一定であるとも限らない。そこで、各商品の担当府省庁において、経済センサス - 活動調査の結果や各種の資料・情報等に基づいて、各商品（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれの程度の取引が、商業マージンのかからない取引であるのかを推計し、「商業マージン非対象率」（商業マージンがかからない取引の比率をいう。例えば、商業マージンが全くかからない場合が100パーセント、全ての取引に商業マージンがかかる場合には0パーセント）を作成する（**図 2-12の手順 3**）。

取引先によって商業マージン非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費
- b 自社他工場消費
- c 他社直売・卸売についての小売直売
- d 割引マージン率の有無
- e リベートの有無
- f 流通系統の違い
- g 多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無

④ 各商品（行部門）の各取引額に「1-商業マージン非対象率」を乗じて、各取引額のうち商業マージンがかかる金額（i）（**図 2-12の手順 4のD**）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別商業マージン対象取引額」（ii）（**図 2-12の手順 4のE**）を求める。

⑤ ④で計算した（i）の（ii）に対する比率で、②の行別マージン額を案分し、各商品（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）を推計する（**図 2-12の手順 5**）。

⑥ ⑤で計算した各商品（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の取引別商業マージン額を、統合中分類で集計したものが「商業マージン表」である。

(イ) 国内貨物運賃額の推計（計算方法のイメージについては、**図 2-12**で示した商業マージンの場合とおおむね同様である。）

① 運輸部門の国内生産額の推計

次に掲げる7区分別に貨物運賃総額（生産者価格評価表における運輸部門の国内生産額。コスト運賃を含む。）を推計する。

- i) 鉄道貨物輸送
- ii) 道路貨物輸送
- iii) 沿海・内水面貨物輸送
- iv) 港湾運送
- v) 国内航空貨物輸送
- vi) 貨物利用運送
- vii) 倉庫

② 行部門（輸送する商品）別貨物運賃額の推計

どのような商品がどのような輸送機関によって輸送されたかを勘案しながら、7区分の貨物運賃総額のそれぞれについて、まず、大きく商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に、行部門別の貨物運賃総額を推計する。

③ コスト運賃額の分離

行部門別の貨物運賃総額から、別途推計した行部門別のコスト運賃額を控除し、「行部門別国内貨物運賃額」（以下「行別運賃額」という。）を推計する（注2-18）。

（注2-18）貨物運賃総額からコスト運賃額を控除した国内貨物運賃額が、特殊符号（第1部第2章4(4)及び付録第1章5(4)ウを参照）の「7」が付される「国内貨物運賃」である。なお、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、国内貨物運賃の国内生産額として処理する。

④ 運賃非対象率の作成

商品の取引について、その全てに運賃がかかるとは限らないし、また、どの取引においても運賃率が一定であるとも限らない。そこで、各商品の担当府省庁において、各商品（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれの程度の取引が、運賃のかからない取引であるのかを推計し、「運賃非対象率」（運賃のかからない取引の比率をいう。例えば、運賃が全くかからない場合が100パーセント、全ての取引に運賃がかかる場合には0パーセント）を作成する（図2-12の手順3に相当）。

取引先によって運賃非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費分の有無とその割合
- b 自家輸送分の割合
- c パイプライン輸送の有無
- d 輸送距離の長短
- e 割引運賃の適用の有無

⑤ 各商品（行部門）の各取引額に「1-運賃非対象率」を乗じて、各取引額のうち運賃がかかる金額（i）（図2-12の手順4のDに相当）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別運賃対象取引額」（ii）（図2-12の手順4のEに相当）を求める。

⑥ ⑤で計算した（i）の（ii）に対する比率で、③の行別運賃額を案分し、各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）を推計する（図2-12の手順5に相当）。

⑦ ⑥で計算した各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、購入者価格調整が終了した各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額を、統合中分類で集計したものが「国内貨物運賃表」である。

エ 輸入品の需要先推計

(ア) 概要

生産者価格調整は、国産品と輸入品とを区分することなく、行部門ごとに両者の合計で行う。しかし、購入者価格調整では、商品（行部門）別の輸入額（図2-13の「(控除) 輸入」の絶対値である「35」に相当）を、需要先（列部門）別に配分することで、各取引額の内数である輸入額（図2-13の〔行〕Bの各取引額に含まれる「(5)」「(15)」「(10)」及び「(5)」に相当）を推計する。推計は、「普通貿易」、「特殊貿易」、「直接購入」、「関税」及び「輸入品商品税」のそれぞれについて、各行部門別に行う。具体的な作成方法は、後記(イ)記載のとおりである。

なお、輸入額は、基本分類及び統合小分類ベースの取引基本表では、各取引額の内数として、普通貿易、特殊貿易、直接購入、関税及び輸入品商品税の合計額を表章するが、これのみを抜き出して、統合中分類ベースで行列表にしたものが「輸入表」である^(注2-19)。これにより、どのような輸入品が、どの部門で、どれだけ需要されているのかを一覧で読み取ることができる（取引基本表と輸入表との関係については、図2-13を参照）。

図2-13 取引基本表と輸入表との関係

① 生産者価格評価表(ひな型)

	中間需要				最終需要				国内生産額
	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	
中間投入	A		55 (10)						
	B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-)
	C		10 (5)						
	D		5 (0)						
粗付加価値		20							
国内生産額		100 (15)							

(注) ()内は、輸入額であり、内数である。これを抜き出して統合中分類で一覧表にしたのが、「輸入表」である。

↓

② 輸入表

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	需要合計
A		10						
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C		5						
D		0						
内生部門計		15						

(注2-19) 「輸入表」は、平成17年表まで、付帯表の一つとして位置付けられていたが、取引基本表（基本分類及び統合小分類）に表章する金額を、単に統合中分類に集計したものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統合中分類表の一つとして位置付けが改められた。この位置付けの変更は、前記で記載した「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」と同様である。

(イ) 推計方法（図2-14を参照）

① 普通貿易

まず、貿易統計を組替集計することにより取引基本表の行部門別の輸入額を計算する。次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門に、どれだけの需要があったのかを推計する。推計は各行部門に属する個々の輸入品ごとに、その商品特性及び「輸入品需要先調査」の結果等に基づいて行うが、需要部門の特定が困難な輸入品については、その商品の属する行部門の輸入係数（輸入計の絶対値／国内総供給額＝輸入計の絶対値／国内需要合計）を用いて計算する。

② 特殊貿易

特殊貿易については、個々の財・サービスの商品特性に応じて需要部門を特定することにより推計するが、推計資料が不備な行部門については、当該行部門の輸入係数を用いて計算する。

③ 直接購入

直接購入については、その定義・範囲から、全額を「家計消費支出」に配分する。

④ 関税

関税については、普通貿易に係る行部門別輸入額の需要先別比率に応じて配分する。

⑤ 輸入品商品税

輸入品商品税については、課税対象となった輸入財の需要先部門を特定し、当該部門の取引額比率に応じて配分する。

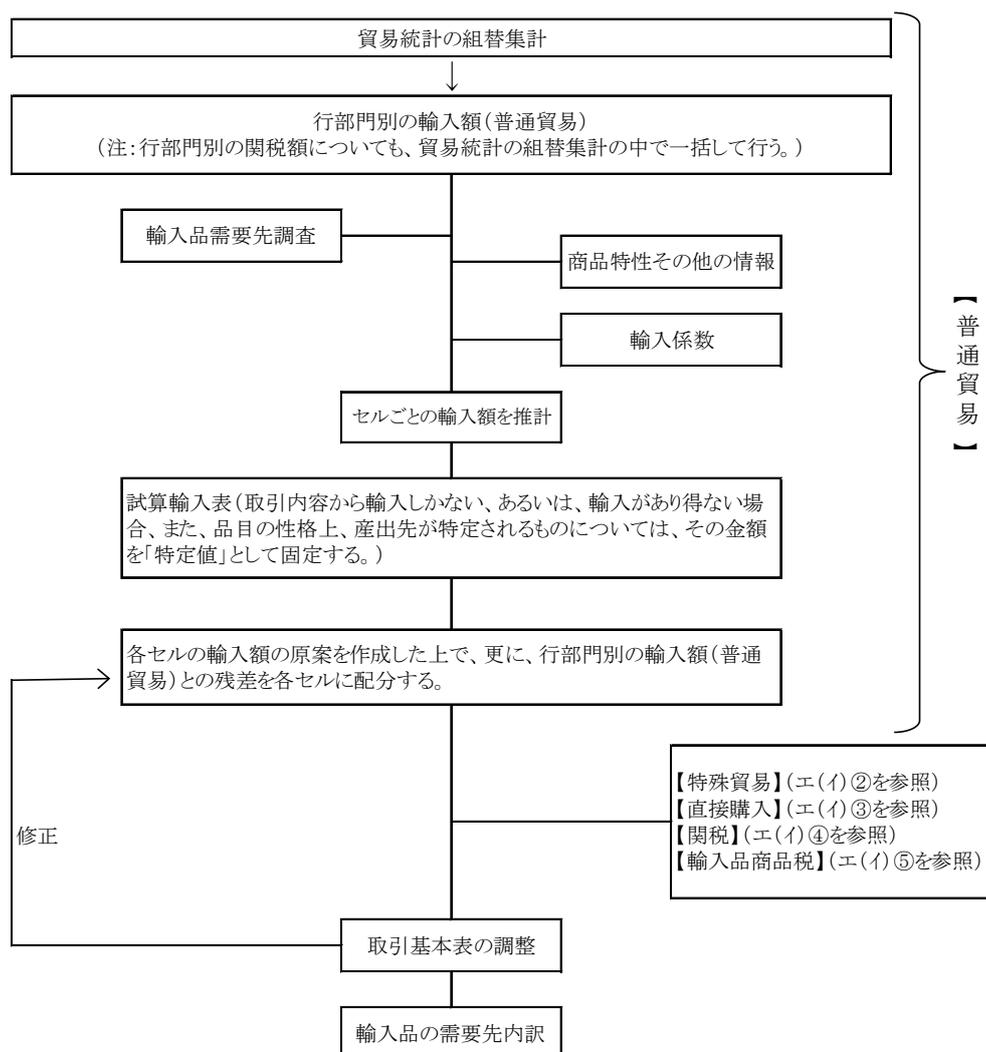
(ウ) 輸入の金額に関する留意点

取引基本表では、輸入額を各取引額の内数として計上することから、少なくとも「取引額 \geq 輸入額」となるよう計数調整を図る必要がある（注2-20）。

（注2-20）輸入のうち、「(控除) 輸入（直接購入）」は、居住者家計による海外市場での財・サービスの直接取引（例えば、海外旅行での土産品の購入）であり、概念上、家計消費支出の内数である「輸入額」の一部である。したがって、「(家計消費支出の取引額) \geq (内数である輸入額) \geq (対応する項目の輸入（直接購入）の絶対値)」という関係にもあることに留意しなければならない。

(エ) 前記(イ)により計算した各項目の金額は、購入者価格調整の一環として計数調整を行うが、調整が終了した各商品（行部門）の需要先別輸入額を、統合中分類で集計したものが「輸入表」である。

図 2-14 輸入品の需要先推計の流れ



(9) 計数調整作業（その4：その他留意事項）

ア 「分類不明」による調整

(ア) 各部門の分類不明の調整

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするほか、他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もあるが、各行・列部門ともに、分類不明の金額をできるだけ小さく抑えるよう計数調整を行う。

平成23年表では、各部門の分類不明を国内生産額の2パーセント未満にすることに加え、当該部門中における最大値のセルにならないことを目標に調整した。平成27年表においても同様の目標の下、調整する。

(イ) 二面等価の調整

取引基本表では、最終需要部門計と粗付加価値部門計の金額が一致（すなわち「二面等価」が成立）しなければならないが、国民経済計算のように「統計上の不突合」を調整する分類項目がないため、全体的な誤差は「分類不明」によって調整

する。

具体的には、〔行〕「分類不明」の合計額を「分類不明」の国内生産額とし、〔列〕「分類不明」の合計額と〔行〕「分類不明」の国内生産額との差額を、〔行〕「営業余剰」と〔列〕「分類不明」の交点で調整することにより、全体の二面等価を成立させる。

イ 取引基本表と各種付帯表との計数調整

取引基本表の取引額が、別途作成する各種の付帯表の計数と密接な関係を有する場合がある。このような付帯表の計数については、取引基本表の計数調整段階（又は投入額・産出額の推計段階）において、ある程度の調整を図っておかないと、取引基本表の金額が確定してしまった後では、計数調整が困難となる場合がある。

取引基本表との計数調整が事前に必要なものとして、次のようなものが挙げられる。

(ア) 自家輸送マトリックス

自家輸送マトリックスは、各産業が自家輸送活動のために、どのような財・サービスを投入したのかに係る内訳を明らかにするものである。投入額を推計する立場からは、自家輸送に関する金額を個別に推計することが難しい場合が多いため、自家輸送マトリックスで明らかにされる列部門別の自家輸送取引合計額（図2-15②のa、b及びcに相当）を、各列部門が投入する形で推計することが効率的であり、かつ、推計精度自体も高いと考えられる。こうしたことから、生産者価格調整の初期段階で、自家輸送マトリックスと各列部門の自家輸送の投入額とを調整する必要がある。取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係については、図2-15を参照。

図2-15 取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係

①取引基本表(自家輸送部門あり)

	A	B	C	自家輸送	CT
...					
ガソリン	T11	T12	T13	L	
タイヤ	T21	T22	T23	M	
自家輸送	a	b	c	0	自家輸送CT
自動車整備	T41	T42	T43	N	
...					
CT				自家輸送CT	

②自家輸送マトリックス

	A	B	C	CT
ガソリン	J11	J12	J13	L
タイヤ	J21	J22	J23	M
自動車整備	J41	J42	J43	N
合計	a	b	c	自家輸送CT

a、b、cを早期に調整しないと、自家輸送CTも決まらず、L、M、Nの調整もできない。

③取引基本表(自家輸送部門なし)

	A	B	C	CT
...				
ガソリン	T11+J11	T12+J12	T13+J13	
タイヤ	T21+J21	T22+J22	T23+J23	
自動車整備	T41+J41	T42+J42	T43+J43	
...				
CT				

(イ) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」の列部門として計上された資本財が、公的、民間の投資主体別にどの産業部門（「資本形成部門」という。）で資本形成されたのかを明らかにするものである。「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」の列部門の金額は、いわば固定資本マトリックスのコントロール・トータルズに当たる。

このため、取引基本表の金額を確定させるまでに、公的、民間の各列部門の各金額と、固定資本マトリックスの公的の資本財別合計値、民間の資本財別合計値との調整を図っておく必要がある。

6 各種係数表等の作成

取引基本表の作成を受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表等を作成する。

(1) 各種係数表等の作成

産業連関表の作成の過程では、基本分類による取引基本表のほかに、利用目的に応じて、統合分類（第1部第2章4(2)ウを参照）による取引基本表を作成する。これら取引基本表は、それ自体、対象年次の経済構造を表しており、表を読み取るだけでも十分に有用な情報を得ることができる。しかし、利用面から見れば、それは、いわば原表の利用にとどまるものであり、実際の産業連関表の利用においては、経済波及効果の分析などを通じた政策効果の測定や需要予測等が主である。

そこで、取引基本表の作成を受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表等を作成し、併せて公表する。平成27年表において作成する統計及びその公表形態の一覧については、第1部第2章の表1-2-1のとおりである。また、各種係数の概要については、付録第2章を参照。

(2) 前回表・前々回表の組替データの作成

産業連関表の公表に併せて作成している概要説明の中では、今回表の計数だけでなく、前回表及び前々回表の計数も併記している。

これは、時系列比較上の参考とするために、単純な組替処理のみで得られるデータであり、別途作成する接続産業連関表のように、基本分類ベースで、今回表と前回表又は前々回表との変更箇所等について、正確な概念・定義・範囲の調整を行ったものではなく、いわば、暫定的なものに過ぎない。平成17年表までは、組替表そのものについても併せて公表していたが、別途作成する接続産業連関表との間での疑義を生じないようにするため、平成23年表公表時から、概要説明中で必要とされる計数のみを用いることとした。

7 各種付帯表の作成

多様な産業連関分析に対応するために取引基本表の作成と並行して、各種付帯表を作成する。

(1) 概要

ア 多様な産業連関分析に対応するためには、取引基本表から得られる情報だけでなく、関連する付帯情報も必要になる場合がある。そこで、産業連関表作成の一環として、各種付帯表を作成する。

平成27年表において作成する付帯表は、次のとおりである。

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（以下「V表」という。）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

これら付帯表については、自家輸送マトリックスを除いて、取引基本表の作成後に作成するものであり（ただし、取引基本表の作成に合わせて計数の調整を行うものがある。）、それらの作成方法の詳細については、別途検討するが、(2)以下では、各付帯表の概要について説明する。なお、平成23年表における付帯表の作成方法については、「平成23年（2011年）産業連関表総合解説編」第2部第7章を参照。

イ 「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、平成17年表までは付帯表の一部として位置付けていたが、取引基本表中の該当する金額を統合中分類ごとに集計するにとどまるものであることから、平成23年表からは、付帯表ではなく、統合中分類表の一部として位置付けを改めている。なお、商業マージン額、国内貨物運賃額及び輸入額については、取引基本表の購入者価格調整の中で、一体的に処理するものであることから、詳細については、前記5(8)の中で記載している。

(2) 物量表

ア 物量表の概要

「物量表」とは、取引基本表に記述された個々の取引のうち、可能なものについて物量で表示した表である。

産業連関分析を行う際には、投入係数の安定性という観点から、部門間取引を実物量でとらえた取引基本表が理想的である。しかし、実際には、列部門については多種多様な投入原材料等があり、統一の数量単位で大きさを計測することが不可能であるため、金額でとらえた取引基本表を作成している。

物量表を作成することは、エネルギー需給見通しや環境負荷等の分析を、金額ではなく物量で行うことを可能にするとともに、より安定的な投入係数に基づく産業連関分析を行う手助けとなり、有用な情報を与えるものである。

ただし、以下の理由により、全部門について完全な物量表を作成することができな

い点に注意を要する。

- (ア) 物量表を作成するためには、各商品の取引額が「数量×単価」で把握できることが前提であるが、行部門のうち、数量単位の計測が極めて困難なサービス等の部門数が半数以上を占めていること。
- (イ) 財関係部門であっても、同一の部門に単位が異なる商品が含まれている場合があり、これらの部門では、行部門における統一単位での数量把握ができないこと。
- (ウ) 「その他の〇〇」といった部門や加工組立型産業の部門は、単価の異なる多種の商品が集合している部門が多くあり、これらの部門では行部門単位での物量を把握することが困難であること。
- (エ) 産出先別の数量情報が極めて不十分であること。

イ 物量表の作成手順の概要

財担当の府省庁が主体となって、物量表の採用部門を選定し、その採用部門について推計を行う。

(ア) 採用部門の選定

原則として、以下の基準により、物量表に採用する部門を選定する。

- ① 部門内の細品目分類（10桁品目）の全て（半製品・仕掛品を除く。）の数量が把握可能なものを選定する。
- ② 部門内の細品目分類（10桁品目）の数量単位が全て同一のもので構成されるものを選定する。
- ③ 同一の単位であっても、極端に単価が異なるものを含む場合は対象としない。

(イ) 推計方法

a 一次推計値の作成

- ① 輸入品と国産品を区分して、産出先別取引数量を推計する。
- ② 輸入品は、普通貿易については貿易統計の数量を採用し、特殊貿易及び直接購入については金額を普通貿易の平均単価で除して数量をそれぞれ求め、輸入（普通貿易、特殊貿易及び直接購入）の数量の合計を行別の輸入数量とする。次に、輸入数量を産出側の輸入品投入割合に基づき、各列部門に配分する。
- ③ 国産品については、まず、輸出品のうち普通貿易は、貿易統計の数量を採用する。また、特殊貿易及び直接購入については、金額を国産品の平均単価で除して数量をそれぞれ求める。次に、輸出（普通貿易、特殊貿易及び直接購入）の合計値を部門別・品目別国内生産額表から求めた行部門別国内生産数量から差し引くことによって、国内生産品の行部門別国内供給数量を推計する。最後に、国内生産数量を産出表の国産品投入割合に基づき、各列部門に配分する。

b 一次推計値の補正

一次統計により、原材料投入数量等が把握できる取引については、それを利用して可能な限り一次推計値を補正する。

c 表の完成

補正済みの国産、輸入数量を合算して物量表を完成させる。

(3) 屑・副産物発生及び投入表

ア 屑・副産物発生及び投入表の概要

(ア) 屑・副産物の範囲

一般的に生産活動を行う際に、ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主たる生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられる。対象とするものは有価財であり、統計資料等により把握可能なものである。

なお、平成17年表までは、中古船舶（「鋼船」の一部）についても、「屑・副産物発生及び投入表」に計上していたが、平成23年表からは、この取扱いを取りやめている。これについては、前記5(2)の注2-12を参照。

(イ) 取引基本表における屑・副産物の計上方法

産業連関表は、アクティビティ・ベースの分類により作成していることから、原則として一つの部門には一つの生産物を対応させている。そのため、屑・副産物については特殊な取扱いが必要となる。屑・副産物の取扱いに関してはいくつか方式があり、我が国では原則として「マイナス投入方式」（ストーン方式）を採用している（付録第1章10(3)①を参照）。「マイナス投入方式」による従来の取引基本表の表章方法では、屑・副産物の発生額が発生部門（列）と競合部門（行）（競合部門については、付録第1章5(4)ア(エ)を参照）との交点にマイナス値で、投入額が需要部門（列）と競合部門（行）との交点にプラス値で計上され、相殺されてゼロになる。

平成12年表では、近年の環境に対する関心の高まりを踏まえて「再生資源回収・加工処理」部門を新設したことにより、基本的にマイナス投入方式を踏襲するものの、取引基本表上、発生した屑・副産物（マイナス計上）は全て同部門へ産出（プラス計上）され、同部門を迂回して各投入部門へ産出されることになった。なお、屑・副産物に関する輸出入は、輸入係数の安定性及び分析の整合性を確保することから「再生資源回収・加工処理」部門で一括計上することとした（図2-16①を参照）。しかし、この表章方法では、全ての屑・副産物が「再生資源回収・加工処理」部門という単一部門から産出されることになり、具体的な財の特定やその投入額を把握することができないといった問題が生じた。

平成17年表以降では、「再生資源回収・加工処理」部門は、屑・副産物の投入は行わず経費のみ計上することとし、屑・副産物の発生及び投入は、平成7年表以前と同様にマイナス投入方式を採用した。その結果、屑・副産物の種類別にその発生部門、発生額、投入部門、投入額、それらに係る経費等が、取引基本表にそれぞれ別々に計上される（図2-16②を参照）。

(ウ) 屑・副産物発生及び投入表の計上方法

「屑・副産物発生及び投入表」は、屑・副産物の発生額及び投入額を図2-16③のようにまとめることにより、屑・副産物の発生及び投入状況を明らかにしたものである。具体的には、屑・副産物の競合部門（行）別、種類別に、発生部門（列）及び発生額（マイナス計上）、投入部門（列）及び投入額（プラス計上）等を一覧

表にまとめたものである。なお、屑・副産物の競合部門（行）別、種類別に、発生額合計と投入額合計は相殺されてゼロになる。

図 2-16 取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係

①生産者価格評価表（ひな型）（平成12年表）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		65	5	...	5 (5)	25 (△5)		100 (0)
B	45	20	△10 (△30)	50	35 (35)	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10 (0)
D	18 (△5)	30	5 (5)
再生資源	18 (15)	18 (15)	...	34 (20)	△5 (△5)	65 (45)
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	65			

(注1) 「再生資源」は「再生資源回収・加工処理」部門を表す(②の表についても同じ)。

(注2) ()内は、マイナス値(△で表示)は屑・副産物の発生額、プラス値は回収・加工経費が付加される前の投入額(いずれも内数)。

(注3) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由して、各部門に投入される。

②生産者価格評価表（ひな型）（平成17年表以降）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		70 (5)	5		0	25 (△5)		100 (0)
B	60 (15)	20	△10 (△30)	70 (20)	0	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10
D	18 (△5)	40 (10)	0	...	△5 (△5)	...
再生資源	3	3	...	14		20
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	20			

(注1) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由せず直接投入される。

(注2) 「再生資源」には、回収・加工経費のみ計上される。

③屑・副産物発生及び投入表（ひな型）（平成17年表以降）

競合部門	発生部門	発生額	投入部門	投入額
A	最終需要	△ 5	B	5
B	C	△ 30	A	15
	最終需要	△ 5	D	20
	計	△ 35	計	35
C
D	A	△ 5	B	10
	輸入	△ 5		
	計	△ 10	計	10

(注) 屑・副産物は「再生資源」を迂回しないことから「再生品投入額」欄を外した。

イ 屑・副産物発生及び投入表の作成手順の概要

屑・副産物に関しては、取引基本表を作成する際に、分類コードの末尾に、それぞれ次のような特殊符号を付すことにより、他の取引と区別できるようになっている。

特殊符号	特殊符号の内容
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副産物投入
5	副産物発生

実際に、どの列部門が、どのような屑・副産物を発生させ、又は投入しているのかの推計は、次のとおり行う。

- ① 屑・副産物の消費量を各種生産動態統計年報等から求めて金額換算する。発生額は、生産技術構造から明確な列部門に対応させて推計している。
- ② 屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報等により、各列部門別消費量を把握する。発生額については、経済センサス - 活動調査の屑出荷額や各産業部門における鉄材等の投入額などを参考に、部門別の発生額を推計する。
- ③ 古紙は、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報等により、消費量から消費額を推計する。

(4) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

ア 雇用表及び雇用マトリックスの概要

① 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）

雇用表とは、取引基本表の雇用者所得推計の基礎となった有給役員及び雇用者数並びに個人業主及び家族従業者数を取引基本表の列部門ごとに年平均で示したものである。雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算され、これらを用いることにより、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及効果分析等を行うことが可能となる。

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、ここでは基本分類、統合小分類、統集中分類の中で、雇用者所得への投入が存在する内生部門を抽出して表示している。表頭は、従業者の従業上の地位別内訳であり、これに参考として、1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得及び1人当たり常用雇用者賃金額を掲載している。

② 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

雇用マトリックスは、雇用表に掲げられた統集中分類別の雇用者（有給役員を含む。）について、これをさらに職業別に示し、「職業」という観点からアクティビティを特徴付けるものである。雇用マトリックスからは、職業別の雇用者数を、生産活動との関係において整合的に読み取ることができる。さらに、職業誘発係数を計算することにより、最終需要が変化した場合に各部門において必要とされる職業別雇用者数がどのように変化するかを予測することが可能となる。

イ 雇用表及び雇用マトリックスの作成作業

雇用表及び雇用マトリックスの作成作業は、第一次推計を厚生労働省が担当し、それを列部門担当各府省庁との間で調整するという方法により進める。作成の手順は、以下のとおりである。

- ① 国勢調査、就業構造基本調査、経済センサス（基礎調査及び活動調査）及び労働力調査を用いて、産業分類ベース（必ずしもアクティビティとは一致しない。）の従業者数を推計する。これで雇用表の従業者総数を把握する。
- ② 毎月勤労統計調査、賃金構造基本調査等を用いて、産業分類ベースで賃金単価を推計する。
- ③ 産業別の雇用者所得を、従業者数（①）に賃金単価（②）を乗じて算出する。
- ④ 算出した雇用者所得を積み上げて、雇用者所得の国内生産額とする。
- ⑤ 産業分類ベースの雇用者所得、従業者数を基本分類ベースに組み替える（雇用表の第一次推計値の算出）。
- ⑥ 列部門担当府省庁との計数調整の過程で、雇用者所得及び雇用表を調整する。
- ⑦ 算出した産業別従業者数と国勢調査の産業×職業クロス表から、職業別雇用者数を推計する。
- ⑧ 国勢調査の産業×職業クロス表を、アクティビティ×職業クロス表に変換する。
- ⑨ 雇用者所得、雇用表との整合性、列部門担当府省庁との職業とアクティビティの整合性等を検証し、計数の調整を行う。
- ⑩ 雇用表、雇用マトリックスの最終的な計数を確定させる。

(5) 固定資本マトリックス

ア 固定資本マトリックスの概要

固定資本マトリックスは、投資主体（公的・民間）別に、どの列部門（「資本形成部門」という。）が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにするものである。

取引基本表においては、固定資本形成の取扱いに関して、最終需要部門の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」として、資本財別の総額を計上しているだけであり、どの部門でどれだけの資本形成が行われたかは示していない。固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に計上されている資本財別の総額を資本形成部門別に展開してマトリックス形式にしたものである。

イ 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスは、公的及び民間のそれぞれの固定資産について、資本財販売先調査、経済センサス-活動調査、建築着工統計調査及び細品目の国内生産額などの資料に基づき、各資本財の担当府省庁が、資本財ごとに産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これを資本形成部門（列部門）担当府省庁との間で調整するという方法により進める。

(6) V表

ア V表の概要

V表は、各産業（事業所）が、屑及び副産物を含めてどのような財・サービスをどれだけ生産したかを示すものであり、いわば、各事業所（産業）のプロダクト・ミックスの実態を表したものである。V表は、表側（行）が産業、表頭（列）が商品の「産業×商品」のマトリックス表示となっており、その分類は、取引基本表の統合中分類にほぼ準じて作成する。内容的には、SNAで提唱されている供給・使用表（Supply and Use Tables、SUT表）中の供給表に相当する。

取引基本表が「〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（商品）」となっており、同一事業所の生産活動であってもそれぞれの財・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けされていることから、V表は、事業所ベースのデータを補う意味から作成している。

イ V表の作成方法

経済センサス-活動調査のデータ（製造業部門については、産業別・品目別製造品出荷額、サービス業部門については、産業別・事業収入内訳）をV表の部門分類に合わせて組替集計を行うことによって必要な金額を求める。その他の部門についても可能な限り各種の統計資料を利用して推計する。

なお、取引基本表では、マイナス投入方式を採用している屑及び副産物は原則として国内生産額に計上していないが、V表ではこれらを含めて作成する。この結果、商品別の合計値（商品別産出額＝V表の各列和（計））は、取引基本表の「国内生産額＋屑・副産物発生（内生部門発生分）」の計と一致する（最終需要部門で発生した屑・副産物については、V表の概念から外れるため、金額は計上されない）。

(7) 自家輸送マトリックス

ア 自家輸送マトリックスの概要

自家輸送マトリックスは、自家活動を表章する仮設部門である「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」について、当該自家輸送活動に要した財・サービスの内訳を取引基本表の産業（列部門）ごとに示した表である。

取引基本表において、各列部門が自家輸送活動を行うために投入した、燃料、損害保険、自動車修理等の額は、それぞれの列部門と財・サービスの行の交点に直接計上するのではなく、旅客・貨物それぞれの自家輸送活動に要した費用の合計を一括して「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を投入したものとして計上することとなる。このため、取引基本表からは、列部門ごとに自家輸送活動に要した経費の内訳を読み取ることができない。

自家輸送マトリックスは、これを補う付帯表として作成されるもので、列部門ごとの自家輸送活動に要した財・サービスの投入構造と、自家輸送に要した財・サービスそれぞれの各列部門への産出の状況が明らかになる。

なお、自家輸送部門は仮設部門のため、付加価値は計上されない。

イ 自家輸送マトリックスの作成手順の概要

(ア) 自家輸送部門の投入額推計

自家輸送部門の投入額推計は、各列部門に投入された財・サービスのうち、旅客又は貨物の自家輸送に要した燃料や自動車修理等の経費を自動車燃料消費量統計や自動車分解整備業実態調査結果等から推計し、これらの積み上げから、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」部門の投入額を推計している。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(イ) 自家輸送部門の産出額推計

自家輸送部門の産出額推計は、投入額推計と並行して、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」の両部門について、経済センサス-活動調査の組替集計結果から得られる産業別の自家用自動車の保有台数のデータ等を用いて、産業（列部門）ごとの産出額を推計する。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(ウ) 自家輸送マトリックス購入者価格推計

- ① 平成23年自家輸送マトリックスを平成27年表の部門分類（コード統合・分割）に合わせた組替集計を行う。
- ② 平成23年投入表における購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を平成27年投入表における同シェアで除し比率を求め、これに、平成23年自家輸送マトリックスにおける購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を乗じ、平成27年自家輸送マトリックスにおける同シェアにあたる暫定投入係数を推計する。
- ③ 前記②で算出した暫定投入係数に、各列部門が自家輸送部門へ投入した国内生産額を乗じ、平成27年自家輸送マトリックスにおける購入者価格を推計する。

(エ) 自家輸送マトリックス運賃・マージン推計

運賃・マージンは、平成27年の取引基本表における自家輸送投入表の構成比により配分する。

例えば、平成27年自家輸送マトリックスにおける、獣医業（列部門）からガソリン（行部門）への投入額に含まれる卸売マージンを推計する場合、平成27年取引基本表の自家輸送（列部門）における卸売等の金額を当該部門の国内生産額（購入者価格ベース）で除して算出された比率に、平成27年自家輸送マトリックスの獣医業（列部門）の国内生産額（購入者価格ベース）を乗じて推計する。

(オ) 自家輸送マトリックス残差調整

平成27年取引基本表における自家輸送（産出表）の「列部門が自家輸送活動に要した費用の合計」が、平成27年自家輸送マトリックスにおける「列部門の自家輸送マトリックスの合計」と一致するよう残差調整を行う。本調整は、国土交通省（運輸）が行い、必要に応じて関係省庁との協議を経て、合計金額を決定する。

(カ) 自家輸送マトリックス輸入額推計

平成27年輸入表における各行部門と自家輸送（列部門）との交点の金額を平成27

年自家輸送マトリックスにおける当該各行部門の国内生産額（生産者価格ベース）で除して算出された比率を、平成27年自家輸送マトリックスにおける当該各行部門と各列部門との交点の金額に乗じることにより、自家輸送マトリックスにおける当該各列部門の輸入額を推計する。

8 推計結果の公表

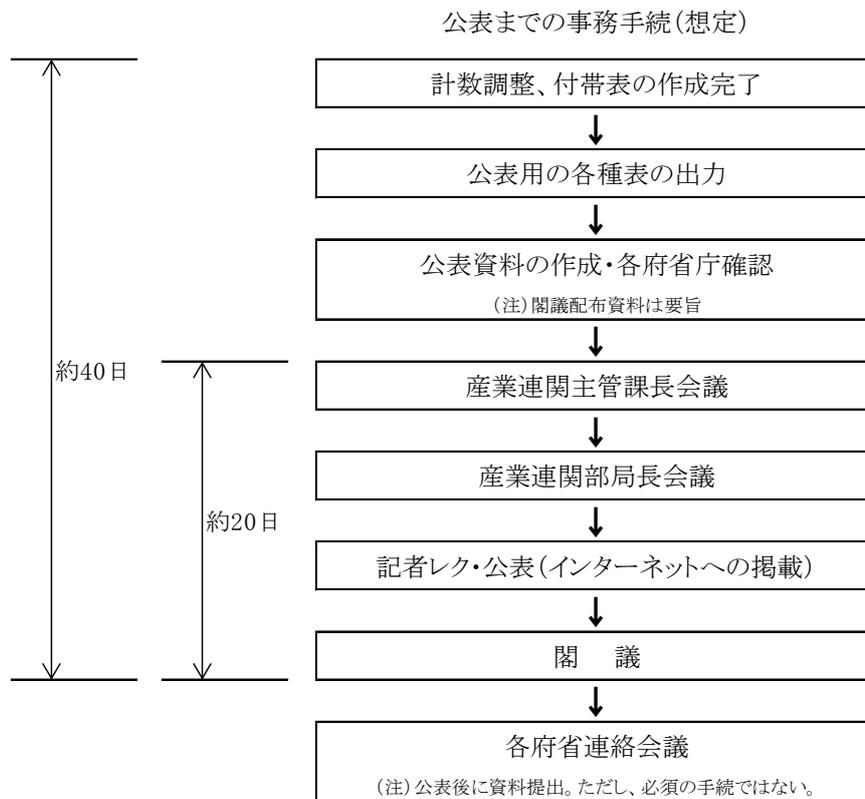
公表は、基本分類ベースの取引基本表や統合小分類ベースの各種係数表のほか、各種付帯表についても公表する。

推計結果の公表は、以下の①～③のとおり行う。

- ① 公表に当たっては、閣議への資料配布を予定している。
 なお、平成23年表までは速報、確報という形で公表していたが、閣議への資料配布は速報公表の際に行っていた。
- ② 公表はインターネット及び印刷物により行うが、データの早期利用の観点から、印刷物の完成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。
- ③ 印刷物においては、インターネットで先行して公表している統計表に加え、10府省庁の分担執筆により、解説部分を追加する。報告書の印刷・発行の事務は、総務省が担当する。

なお、平成23年表では、総合解説編、計数編(1)～計数編(4)の5分冊の構成とし、平成27年6月に刊行した。他に、英文の報告書を「2011 Input-Output Tables for Japan」として、平成28年9月にインターネットにより公表した。

図2-17 公表までの事務手続（想定）



9 接続産業連関表の作成・公表

産業連関表の時系列比較を可能とするため、公表後、今回、前回及び前々回の産業連関表を同一の部門概念で推計し直し、接続産業連関表を作成する。

(1) 接続産業連関表の作成目的

おおむね5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、作成の都度、部門の設定や各部門の概念・定義・範囲について相当程度の変更が行われており、そのままでは比較することが困難である。

このため、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析しようとするためには、相互の部門設定や概念等を統一した上で、改めて計数を推計し直す必要がある。

このような観点から、最新時点の産業連関表の部門分類に合わせて、過去の産業連関表を組み替え、異時点間の比較をできるようにしたものが「接続産業連関表」である。

(2) 接続産業連関表の種類

接続産業連関表には、価格評価の方法によって、二種類の表がある。一つは、それぞれの年次時点の価格で評価したものであり、「時価評価による接続産業連関表」（以下「名目表」という。また、名目表の中の計数を「名目値」という。）という。これに対し、最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価し（この作業を、「実質化」という。以下同じ。）、実質的な時系列比較ができるようにしたものを「固定価格評価による接続産業連関表」（以下「実質表」という。また、実質表の中の計数を「実質値」という。）という。

接続産業連関表の作成手順の概要については、図2-18のとおりであるが、まず、名目表を作成した上で、これを基に、実質表を作成する（前回作成した平成12-17-23年接続産業連関表の作成手順については、「平成12-17-23年接続産業連関表総合解説編」第2部第2章第2節を参照）。

(3) 名目表の作成

ア 接続産業連関表で用いる部門分類、概念・定義・範囲の検討

接続産業連関表は、今回、前回及び前々回の産業連関表の計数を組み替え、過去10年間の時系列比較ができるようにしたものである。その作成に当たっては、まず、接続産業連関表において、どのような部門分類を採用するか、その部門の概念・定義・範囲をどのように決めるかを検討する。

また、自家輸送（旅客自動車及び貨物自動車）については、特掲しない。

イ 今回表、前回表及び前々回表の組替集計

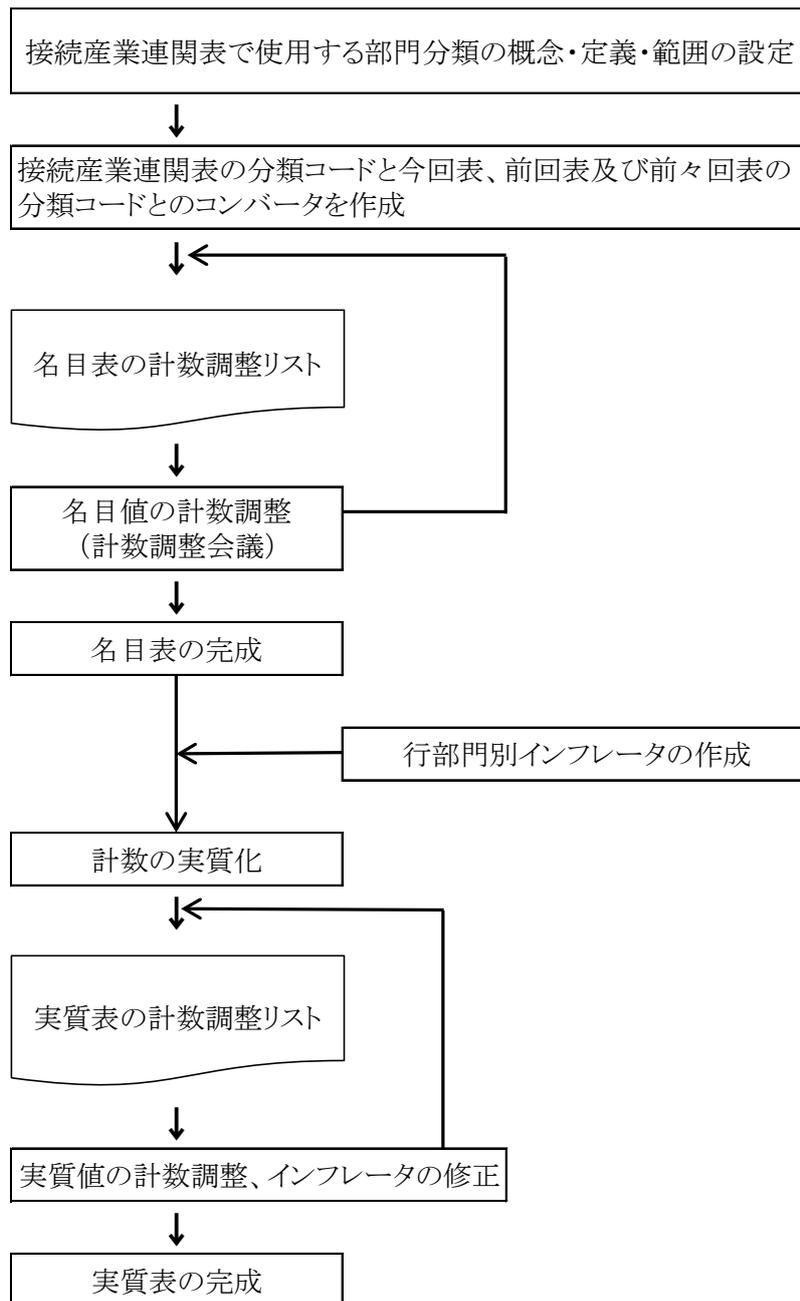
接続産業連関表で使用する部門分類を設定した後、各年次の表の計数を組み替えるための部門分類対応表（コードコンバータ）を作成する。コードコンバータは、接続産業連関表と各年次（今回表、前回表及び前々回表）の分類コードをそれぞれ行部門及び列部門ごとに対応させたものである。これに基づいて、各年次の産業連関表を組替集計すると、まず、接続産業連関表の部門分類で統一された各年次の名目値の初期

データが得られる。

ウ 名目値の計数調整

前記イで得られた名目値の初期データは、コードコンバータにより機械的に処理したものであるが、部門の中には、その結果から、更に、概念調整が必要な場合がある。そこで、各年次の投入額・産出額について、投入側推計担当者と産出側推計担当者による計数調整会議を開催するほか、関係府省庁間で個別に調整を繰り返すことにより、名目表を完成させる。

図 2-18 接続産業連関表の作成手順の概要



(4) 実質表の作成

ア 名目値の実質化の概要

我が国の産業連関表は、各取引を実際の価格で評価する、いわゆる「実際価格」（付録第1章6(1)アを参照）によって個々の取引を記録している。そのため、実質表を作成するための名目値の実質化は、名目値に、基準年次（最新の年次）に対する比較年次（過去の年次）の価格変化率を表す係数（インフレーター^(注2-21)）を乗じることによって行っている。ここで、価格をP、数量をQ、基準年次を0、各比較年次をtとすれば、インフレーターによる実質化は、以下のように表すことができる。

$$\sum P_0 Q_t = \sum P_t Q_t \times \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_t Q_t}$$

このとき、 $\sum P_t Q_t$ が名目値であり、これにインフレーター（ $\sum P_0 Q_t / \sum P_t Q_t$ ）を乗じることによって、実質値 $\sum P_0 Q_t$ を求めることができる。

(注2-21) インフレーターとは、「名目値」を「実質値」に変換するための係数であり、今回表の価格を「1」とした場合の前回表及び前々回表の価格の比率を表すものである。モノの価格が時間とともに上昇しているという前提に立った場合、過去の数量に現在の価格を乗じると、過去の国内生産額を大きく（inflate）することが一般的であるため、インフレーターと呼ばれる。

これに対して、過去の価格で現在の数量を評価する場合に用いる係数のことを「デフレーター」と呼ぶ。

イ 行部門別インフレターの作成

インフレーターは、実質化を行う前提として、各行部門ごとに、国産品と輸入品のそれぞれについて作成する。列部門ではなく、行部門ごとに作成する理由は、列部門が生産技術に着目したアクティビティ・ベースの分類であるのに対し、行部門が商品分類（第1部第2章4(1)アを参照）であり、インフレーターも商品の価格に関する変化率をとらえるものだからである。

インフレーターは、全ての行部門について同一の方法により作成することが望ましいが、資料の制約等を考慮し、従前から、品目ごとに、以下の①から④に掲げる方法のうち、最適な方法を選択して作成している。また、インフレターの計算は、名目表調整と並行して行い、SNAデフレーター（内閣府）や企業物価指数（日本銀行）も参考にしつつ、数次にわたる修正を経て確定する。

① 単価法（A法）

この方法は、インフレーター作成の最も基本的な方法であり、一つの行部門に含まれる品目の全部又は大部分の国内生産額（輸入品の場合、輸入額。以下「イ 行部門別インフレターの作成」の部分において同じ。）が「単価×数量」の形で推計されている部門に適用する。

$$A = \frac{\sum P_0 Q_t}{\sum P_t Q_t}$$

ただし、次の点に留意する必要がある。この方法の適用が適切ではない場合には、B法以降の方法により、インフレーターを作成する。

- i) 行部門を構成する細品目の全てについて、単価及び数量が得られるとは限らないので、インフレータは、単価及び数量が得られる品目のみによって作成する。そのため、単価及び数量が得られる品目の範囲が、当該行部門に含まれる細品目の全体に対して十分な代表性を持っていなければ、この方法は、有効ではない。
- ii) 単価及び数量が十分に把握できる場合であっても、品質変化等により単価を直接比較することが適当でないと思われる場合には、A法を適用しない。

② 物価指数法（B法）

この方法は、主としてサービス関係の部門のように、その部門を構成する品目の国内生産額を「単価×数量」の形で推計できない部門に適用する。また、品目の国内生産額が「単価×数量」の形で計測できたとしても、品目が多種多様な製品の集合である場合や、技術変化が著しく、金額の変化率／単価の変化率が、必ずしも数量の変化率を表さないとされる加工組立型機械や機械部品にも、この方法を適用する。

$$B = \frac{\sum I^p x_t}{\sum x_t}$$

ここで、 x は、行部門を構成する細品目別の国内生産額である。また、 $I^p = P_0 / P_t$ であるが、 I^p については、品質変化等について調整が行われている卸売物価指数や企業向けサービス価格指数などの物価指数を用いている。

ただし、適切な物価指数が得られない、又は、得られたものだけでは当該行部門の代表性が十分ではないと思われる場合には適用しない。

③ 数量指数法（C法）

この方法は、単価を計算することができないためA法及びB法が適用できないもののうち、何らかの形で数量の変化率が計測できる部門について、国内生産額の変化率と数量の変化率からインフレータを逆算する方法であり、例えば、倉庫（在庫量）、貸自動車（台数）、運輸（旅客数、貨物トン数）、金融・保険（貸付件数、契約件数）等の部門に適用する。

$$C = \frac{X_0}{X_t} \times \frac{\sum I^q x_0}{\sum x_0}$$

ここで、 X は、当該行部門の国内生産額である。また、 I^q は各種物量統計から得られた数量の変化率あるいは輸送指数などの数量指数であり、 $I^q = P_t / P_0$ である。

ただし、適切な数量指数（数量の変化率）が得られない、又は、得られたものだけでは当該行部門の代表性が十分ではない場合は、適用しない。

④ 投入コスト法（D法）

この方法は、前記①から③までのいずれの方法も適用できない部門について、投入側データからインフレータを作成する方法である。すなわち、当該部門に対応する列部門の物価指数等を、当該部門の投入額で加重平均して求める方法であり、例

えば、航空附帯サービス、下水道、学校教育及び公務等の部門に適用する。

$$D = \frac{\sum i^p x_t}{\sum x_t}$$

x は、当該品目を生産するために購入された財・サービスや人件費などの投入コストであり、 i^p は、それぞれの投入物に対応する物価指数等である。

非市場生産者（一般政府）や非市場生産者（対家計民間非営利団体）が生産するサービスについては、市場価格が存在しないため、生産額自体も売り上げではなく投入コストでとらえている。このことから、インフレータについても投入コスト法（D法）で作成している。

ウ 取引額の実質化

行部門ごとに国産品と輸入品のインフレータを作成した後、国内生産額、輸入額、輸出額、国内需要額及び粗付加価値額の実質化を行う。

① 国内生産額

名目生産額 $X_i^{(05)}$ に、A～D法によって作成した国産品インフレータ I_i^d を乗じて実質化する。

$$\hat{X}_i^{(05)} = X_i^{(05)} \times I_i^d$$

\downarrow \downarrow \downarrow
 実質生産額 名目生産額 国産品インフレータ

$\left[\begin{array}{l} \hat{X}_i^{(05)} \dots 2015\text{年価格で評価した}2005\text{年生産額} \\ X_i^{(05)} \dots 2005\text{年名目生産額} \\ I_i^d \dots 2015/2005\text{国産品インフレータ} \end{array} \right]$

② 輸入額

名目輸入額 $M_i^{(05)}$ に、A～D法によって作成した輸入品インフレータ I_i^M を乗じて実質化する。

$$\hat{M}_i^{(05)} = M_i^{(05)} \times I_i^M \quad [M = \text{輸入額}]$$

\downarrow \downarrow \downarrow
 実質輸入額 名目輸入額 輸入品インフレータ

③ 輸出額

国内生産の全部又は一部が輸出されていると考えられることから、従前から、次式のように、国産品のインフレータを用いて実質化を行っている。

$$\hat{E}_i^{(05)} = E_i^{(05)} \times I_i^E \quad [E = \text{輸出額}, I_i^E = I_i^d]$$

\downarrow \downarrow \downarrow
 実質輸出額 名目輸出額 国産品インフレータ

しかし、輸出品に係る部門内の品目構成や価格設定が、国産品に係るそれらと異なる場合があると考えられることなどを踏まえ、輸出品独自のインフレータ（輸出インフレータ）の作成及び導入の可否について、今回の接続産業連関表の作成前に検討を行うこととしている。

④ 国内需要額

中間需要及び国内最終需要について、次の式から求められるインフレータ D によって実質化を行う。

$$\begin{array}{ccccccc}
 D_i & = & (\hat{X}_i & - & \hat{E}_i & + & \hat{M}_i) & / & (X_i & - & E_i & + & M_i) \\
 \downarrow & & \downarrow \\
 \text{インフレータ} & & \text{実質国内生産額} & & \text{実質輸出額} & & \text{実質輸入額} & & \text{名目国内生産額} & & \text{名目輸出額} & & \text{名目輸入額}
 \end{array}$$

< 中間需要額 >

$$\hat{x}_{ij} = x_{ij} \times D_i \quad (\hat{x}_{ij} \text{は} i \text{行、} j \text{列の実質化後の中間需要額である。})$$

< 国内最終需要額 >

$$\hat{F}_i^d = F_i^d \times D_i \quad (\hat{F}_i^d \text{は第} i \text{部門実質化後の国内最終需要額である。})$$

⑤ 粗付加価値額

粗付加価値額については、各項目別の実質化は行わず、各列部門について、国内生産額と個々の中間投入額を別々に実質化し、その差額（実質国内生産額－実質中間投入額）をもって実質粗付加価値額とする、いわゆる「ダブルインフレーション方式」を採用している。

そして、表章上は、粗付加価値部門を構成する項目については、名目値のまま表章した上で、名目値と実質値の差額を「ダブルインフレーション調整項」として一括して計上している。これは、粗付加価値部門を構成する項目が、概念として実質化にそぐわない性格のものであることのほか、資料の制約等により評価が困難であること、また、粗付加価値部門の実質値がマイナスになる場合があることを踏まえたものである。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \hat{X}_i & = & \sum_j \hat{x}_{ij} & + & V_i & + & DI_i \\
 \downarrow & & \downarrow & & \downarrow & & \downarrow \\
 \text{実質国内生産額} & & \text{実質中間投入額} & & \text{名目付加価値額} & & \text{ダブルインフレーション調整項}
 \end{array}$$

エ 実質表の計数調整

取引額の実質化は、行部門ごとに行い、列部門の国内生産額の実質化は、これと対応する行部門の国内生産額（実質値）から求める。このため、列部門の国内生産額（実質値）と列部門の投入額（実質値）の合計値が一致しない場合には、差額をダブルインフレーション調整項に計上し、実質表を完成する。

(5) 接続産業連関表の付帯表の作成

接続産業連関表の付帯表としては、従前、厚生労働省を担当省として、雇用表と雇用マトリックスの2種類を作成しており、今回も、それを踏襲する予定である。

(6) 接続産業連関表の公表

接続産業連関表の公表は、名目値、実質値及び付帯表の計数調整が完了した段階で行う。

公表は、インターネット及び印刷物により行い、データの早期利用の観点から、印刷物の完成を待たずに、インターネットにより先行して公表する。

印刷物については、インターネットで先行して公表している統計表に加え、10府省庁の分担執筆により、解説部分を追加する。報告書の印刷・発行の事務は総務省が担当する。

なお、平成12年－17年－23年接続産業連関表は、総合解説編、計数編(1)～計数編(4)の5分冊構成とし、平成28年6月に刊行した。

10 その他

(1) 予算

産業連関表の作成に係る予算措置（産業連関表作成費）については、基本方針（第1部第1章2(3)）に記載のとおり、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括して計上し、これを作業内容に応じて各府省庁に配分する（昭和30年表からこの方式を採用している。付録第3章1(2)を参照）。予算要求から執行までの一般的な事務の流れは、表2-7のとおりである。

表2-7 産業連関表作成費に関する予算関連事務の一般的な流れ

事 務 内 容	時 期
次年度の予算要求額を総務省に提示（各府省庁）	5月～6月
各府省庁の要求の取りまとめ、必要に応じて、各府省庁からヒアリング（総務省）	6月～8月
概算要求書を財務省に提出（総務省）	8月末
政府案の決定	12月末
次年度における各府省庁の産業連関表作成費の配分（案）を検討・決定（総務省）	1～2月
各府省庁に対する産業連関表作成費の支出委任（総務省 → 各府省庁）	4月頃
予算執行（各府省庁）	支出委任後～3月
執行状況報告（各府省庁 → 総務省）	（上半期分）10月、（年度全体）4月

(2) 作成作業報告書

産業連関表の作成作業が長期にわたり、その間に作成される関係資料が広範多岐にわたることから、作成作業の段階ごとに、一定の資料がまとまり次第、作成作業の記録として、随時、作成作業報告書を作成する。作成期間中に担当者が交代することも多いことから、作成作業報告書は、担当者の引継資料としての意味も有している。このような性格から、作成作業報告書は、各府省庁、都道府県等産業連関表作成関係者に配布するなど、担当者用の部内資料として扱う。

[平成28年(2016年)度]No.2

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
6 産業連関表作成予算															
(1) 各府省庁概算要求		←	→											各府省庁	・総務省政策統括官室に要求書を提出
(2) 総務省概算要求				←	→									総務省	・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求
(3) 統計調査計画等審査					←	→								総務省	・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
(4) 各府省庁配分										◎	←	→		総務省	◎ 政府案決定
7 各種情報収集 都道府県等における産業連関分析 実施状況調査		←	→											総務省	
															実施・取りまとめ
8 全国研究会議、ブロック会議等															
(1) 全国研究会議													◎ 2.2	総務省	・平成27年表の作成状況等について説明
(2) ブロック会議等						◎ 9.9	◎ 10.13	◎ 11.1					◎ 2.8	各府省庁	・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席 ・9.9 1都3県(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県) ・10.13 九州・沖縄 ・10.24 近畿 ・11.15 北海道・東北 ・2.8 6県(山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、長野県、静岡県)
								◎10.24							

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
7 作成作業報告書 部門分類及び概念・定義・範囲 (原稿整理・印刷)														総務省	
8 産業連関表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分														政府原案 各府省庁 総務省 総務省 総務省	<ul style="list-style-type: none"> 総務省政策統括官室に要求書を提出 各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
9 各種情報収集 都道府県等における産業連関分析 実施状況調査														総務省	
10 全国研究会議、ブロック会議等 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議等														総務省 各府省庁	<ul style="list-style-type: none"> 開催時期は未定 自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席 中国ブロック 9月～11月開催予定 近畿ブロック、北海道・東北ブロック及び6県の会議は開催時期未定

[平成31年(2019年)度]No.1

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議 (1) 産業連関幹事会 (2) 産業連関技術会議 (3) 産業連関主管課長会議 (4) 産業連関部局長会議	←————→												各府省庁	・原則隔週開催 ・必要に応じて開催 ・平成27年公表(案)を了承 ・産業連関主管課長会議後、各府省庁の持ち回りにより、産業連関部局長決定予定
2 統計法施行状況報告対応 (1) 報告案作成・調整 (2) 統計委員会対応	←————→												総務省	
3 国内生産額の推計	←————→												各府省庁	
4 参考試算値の推計	←————→												各府省庁	
5 投入額・産出額推計	←————→												各府省庁	
6 公表に向けた計数調整	←————→												各府省庁	・生産者価格調整及び購入者価格調整を行う
7 公表 (1) 公表資料作成 (2) 閣議配布資料各府省庁協議 (3) 大臣等決裁 (4) 閣議・記者レク (5) 関係機関への送付	←————→												総務省 各府省庁 総務省 総務省 総務省	・平成31年6月に公表予定 ・閣議で資料配布(予定)後、公表
8 公表後の措置 (1) 全国研究会議の開催 ① 公表の内容 ② 各部門の推計結果 ③ 各種データの提供 (2) 各府省庁関係雑誌での紹介 (3) 各府省庁版で公表について紹介				←————→									総務省 総務省 各府省庁 総務省 各府省庁 各府省庁	・分析結果等の紹介
9 付帯表の作成方法の詳細検討													各府省庁	平成30年度に検討 ・平成27年表の付帯表は、以下のとおり。 ①物量表 ②屑・副産物発生及び投入表 ③雇用表 ④雇用マトリックス ⑤固定資本マトリックス ⑥産業別商品産出構成表(V表) ⑦自家輸送マトリックス なお、「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、統合中分類表の一部として位置付けを改めた上で作成

[平成31年(2019年)度]No.2

事 項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
10 付帯表の作成	←————→												各府省庁	
11 作成作業報告書	←————→												総務省	・総括編
12 接続表の作成 ① 作成方法の詳細検討 ② 部門分類の設定 ③ 時価評価計数調整 ④ インフレターの作成 ⑤ 固定評価計数調整 ⑥ 接続表・統合表等の作成・編集 ⑦ 付帯表の検討・作成	←————→													
13 産業連関表作成業務支援プログラムに係る本体集計プログラムの開発 (1) 基本表・統合表等作成プログラム (2) 付帯表作成プログラム (3) 接続表作成プログラム	←————→												総務省	
14 産業連関表作成予算 (1) 各府省庁概算要求 (2) 総務省概算要求 (3) 統計調査計画等審査 (4) 各府省庁配分	←————→												各府省庁 総務省 総務省 総務省	・総務省政策統括官室に要求書を提出 ・各府省庁分も含め、産業連関表作成費として一括して財務省に要求 ・各府省庁調査計画について、経済統計担当統計審査官室がヒアリングを実施
15 各種情報収集 都道府県等における産業連関分析実施状況調査	←————→ 実施・取りまとめ												総務省	
16 全国研究会議、ブロック会議等 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議等													総務省 各府省庁	・開催時期は未定 ・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席 ・平成30年度と同様、北海道・東北ブロック会議等を開催予定

[平成32年(2020年)度]No.1

事項	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			作業分担	備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 会議 (1) 産業連関幹事会 (2) 産業連関技術会議 (3) 産業連関主管課長会議 (4) 産業連関部局長会議			◎										各府省庁	・原則隔週開催 ・接続表公表(案)を了承 ・必要に応じて随時開催 ・5月、接続表の公表について、産業連関幹事会后、各府省庁の持ち回りにより、産業連関主管課長会議決定予定 ・開催予定なし
2 統計法施行状況報告対応 (1) 報告案作成・調整 (2) 統計委員会対応													総務省	
3 産業連関表作成業務支援プログラムに係る本体集計プログラムの開発 接続表作成プログラム														
4 接続表の作成 (1) 接続表の作成方法の検討 (2) 部門分類の設定 (3) 初期値の作成 (4) 時価評価計数調整 (5) インフレータの作成 (6) 固定評価計数調整 (7) 接続表・統合表等の作成・編集 (8) 付帯表の検討・作成													各府省庁	
5 接続表の公表			◎										総務省	
6 平成32年表に係る基本方針の作成														
7 平成32年表に係る基本要綱の検討														
8 平成32年表産業連関表作成支援プログラムの検討													総務省	
9 各種報告書の作成 (1) 接続報告書 (2) 報告書英文編													総務省	
10 全国研究会議、ブロック会議等 (1) 全国研究会議 (2) ブロック会議等													総務省 各府省庁	・開催時期は未定 ・自治体主催の会議。依頼を受けて、各府省庁から職員が出席 ・平成31年度と同様、北海道・東北ブロック会議等を開催予定

第 3 部

平成 27 年（2015 年）産業連関表における部門分類

第1章 部門分類表

(注1) 基本分類の部門名欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。

★★・・・非市場生産者（一般政府）

★・・・非市場生産者（対家計民間非営利団体）

(注2) Pは仮設部門を示す。

1 内生部門

基本分類（行509部門×列391部門）			統合小分類（187部門）		統合中分類（107部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
0111	-01	米 0111 -011 米 0111 -012 稲わら	0111	穀類	011	耕種農業	01	農林漁業
0111	-02	麦類 0111 -021 小麦 0111 -022 大麦						
0112	-01	いも類 0112 -011 かんしょ 0112 -012 ばれいしょ	0112	いも・豆類				
0112	-02	豆類 0112 -021 大豆 0112 -029 その他の豆類						
0113	-01	0113 -001 野菜	0113	野菜				
0113	-02	野菜(露地) 野菜(施設)						
0114	-01	0114 -011 果実	0114	果実				
0115	-01	0115 -011 砂糖原料作物	0115	その他の食用作物				
0115	-02	飲料用作物 0115 -021 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) 0115 -029 その他の飲料用作物						
0115	-09	その他の食用耕種作物 0115 -091 雑穀 0115 -099 他に分類されない食用耕種作物						
0116	-01	0116 -011 飼料作物	0116	非食用作物				
0116	-02	0116 -021 種苗						
0116	-03	0116 -031 花き・花木類						
0116	-09	その他の非食用耕種作物 0116 -091 葉たばこ 0116 -092 生ゴム(輸入) 0116 -093 綿花(輸入) 0116 -099 他に分類されない非食用耕種作物						
0121	-01	0121 -011 酪農 0121 -019 その他の酪農生産物	0121	畜産	012	畜産		
0121	-02	0121 -021 肉用牛						
0121	-03	0121 -031 豚						
0121	-04	0121 -041 鶏卵						
0121	-05	0121 -051 肉鶏						
0121	-09	0121 -099 その他の畜産						
0131	-01	0131 -011 獣医薬業	0131	農業サービス	013	農業サービス		
0131	-02	0131 -021 農業サービス(獣医薬業を除く。)						
0151	-01	0151 -011 育林	0151	育林	015	林業		
0152	-01	0152 -011 素材	0152	素材				
0153	-01	0153 -011 特用林産物(狩猟業を含む。)	0153	特用林産物				
0171	-01	0171 -011 海面漁業	0171	海面漁業	017	漁業		
0171	-02	0171 -021 海面養殖業						
0172	-01	0172 -001 内水面漁業・養殖業	0172	内水面漁業				
0172	-02	内水面漁業 内水面養殖業						
0611	-01	0611 -011 石炭・原油・天然ガス 0611 -012 石炭 0611 -013 原油 0611 -013 天然ガス	0611	石炭・原油・天然ガス	061	石炭・原油・天然ガス	06	鉱業
0621	-01	0621 -011 砂利・採石	0621	砂利・砕石	062	その他の鉱業		
0621	-02	0621 -021 砕石						
0629	-09	その他の鉱物 0629 -091 鉄鉱石 0629 -092 非鉄金属鉱物 0629 -093 石灰石 0629 -094 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 0629 -099 他に分類されない鉱物	0629	その他の鉱物				
1111	-01	1111 -011 食肉 1111 -012 牛肉 1111 -013 豚肉 1111 -013 鶏肉 1111 -014 その他の食肉 1111 -015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	1111	畜産食料品	111	食料品	11	飲食料品
1111	-02	1111 -021 酪農品 1111 -021 飲用牛乳 1111 -022 乳製品						
1111	-09	1111 -099 その他の畜産食料品						
1112	-01	1112 -011 冷凍魚介類	1112	水産食料品				
1112	-02	1112 -021 塩・干・くん製品						
1112	-03	1112 -031 水産びん・かん詰						
1112	-04	1112 -041 ねり製品						
1112	-09	1112 -099 その他の水産食料品						

基本分類 (行509部門×列391部門)			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
1113	-01	精穀	1113	精穀・製粉	111	(続き)食料品	11	(続き)飲食料品
	1113 -011	精米						
	1113 -019	その他の精穀						
1113	-02	製粉						
	1113 -021	小麦粉						
	1113 -029	その他の製粉						
1114	-01	めん類	1114	めん・パン・菓子類				
1114	-02	パン類						
1114	-03	菓子類						
1115	-01	農産保存食料品	1115	農産保存食料品				
1116	-01	砂糖	1116	砂糖・油脂・調味料類				
	1116 -011	精製糖						
	1116 -019	その他の砂糖・副産物						
1116	-02	でん粉						
1116	-03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖						
1116	-04	動植物油脂						
	1116 -041	植物油脂						
	1116 -042	動物油脂						
	1116 -043	加工油脂						
	1116 -044	植物原油かす						
1116	-05	調味料						
1119	-01	冷凍調理食品	1119	その他の食料品				
1119	-02	レトルト食品						
1119	-03	そう菜・すし・弁当						
1119	-09	その他の食料品						
1121	-01	清酒	1121	酒類	112	飲料		
1121	-02	ビール類						
1121	-03	ウイスキー類						
1121	-09	その他の酒類						
1129	-01	茶・コーヒー	1129	その他の飲料				
1129	-02	清涼飲料						
1129	-03	製氷						
1131	-01	飼料	1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		
1131	-02	有機質肥料(別掲を除く。)						
1141	-01	たばこ	1141	たばこ	114	たばこ		
1511	-01	紡績糸	1511	紡績糸	151	繊維工業製品	15	繊維製品
1512	-01	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	1512	織物				
1512	-02	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)						
1512	-09	その他の織物						
1513	-01	ニット生地	1513	ニット生地				
1514	-01	染色整理	1514	染色整理				
1519	-09	その他の繊維工業製品	1519	その他の繊維工業製品				
	1519 -091	網・網						
	1519 -099	他に分類されない繊維工業製品						
1521	-01	織物製衣服	1521	織物製・ニット製衣服	152	衣服・その他の繊維既製品		
1521	-02	ニット製衣服						
1522	-09	その他の衣服・身の回り品	1522	その他の衣服・身の回り品				
1529	-01	寝具	1529	その他の繊維既製品				
1529	-02	じゅうたん・床敷物						
1529	-09	その他の繊維既製品						
	1529 -091	繊維製衛生材料						
	1529 -099	他に分類されない繊維既製品						
1611	-01	製材	1611	木材	161	木材・木製品	16	パルプ・紙・木製品
1611	-02	合板・集成材						
1611	-03	木材チップ						
1619	-09	その他の木製品	1619	その他の木製品				
	1619 -091	建設用木製品						
	1619 -099	他に分類されない木製品						
1621	-01	木製家具	1621	家具・装備品	162	家具・装備品		
1621	-02	金属製家具						
1621	-03	木製建具						
1621	-09	その他の家具・装備品						
1631	-01	パルプ	1631	パルプ	163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1631 -021P	古紙						
1632	-01	洋紙・和紙	1632	紙・板紙				
1632	-02	板紙						
1633	-01	段ボール	1633	加工紙				
1633	-02	塗工紙・建設用加工紙						
1641	-01	段ボール箱	1641	紙製容器	164	紙加工品		
1641	-09	その他の紙製容器						
1649	-01	紙製衛生材料・用品	1649	その他の紙加工品				
1649	-09	その他のパルプ・紙・紙加工品						
1911	-01	印刷・製版・製本	1911	印刷・製版・製本	191	印刷・製版・製本	39	その他の製造工業製品(1/3)
2011	-01	化学肥料	2011	化学肥料	201	化学肥料	20	化学製品
2021	-01	ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	202	無機化学工業製品		
	2021 -011	ソーダ灰						
	2021 -012	か性ソーダ						
	2021 -013	液体塩素						
	2021 -019	その他のソーダ工業製品						

基本分類 (行509部門×列391部門)			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
2029	-01	無機顔料	2029	その他の無機化学工業製品	202	(続き)無機化学工業製品	20	(続き)化学製品
	2029 -011	酸化チタン						
	2029 -012	カーボンブラック						
	2029 -019	その他の無機顔料						
2029	-02	圧縮ガス・液化ガス						
2029	-03	塩						
	2029 -031	原塩						
	2029 -032	塩						
2029	-09	その他の無機化学工業製品						
2031	-01	石油化学基礎製品	2031	石油化学系基礎製品	203	石油化学系基礎製品		
	2031 -011	エチレン						
	2031 -012	プロピレン						
	2031 -019	その他の石油化学基礎製品						
2031	-02	石油化学系芳香族製品						
	2031 -021	純ベンゼン						
	2031 -022	純トルエン						
	2031 -023	キシレン						
	2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品						
2041	-01	脂肪族中間物	2041	脂肪族中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料	204	有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)		
	2041 -011	合成オクタノール・ブタノール						
	2041 -012	酢酸						
	2041 -013	二塩化エチレン						
	2041 -014	アクリロニトリル						
	2041 -015	エチレングリコール						
	2041 -016	酢酸ビニルモノマー						
	2041 -019	その他の脂肪族中間物						
2041	-02	環式中間物・合成染料・有機顔料						
	2041 -021	合成染料・有機顔料						
	2041 -022	スチレンモノマー						
	2041 -023	合成石炭酸						
	2041 -024	テレフタル酸(高純度)						
	2041 -025	カプロラクタム						
	2041 -029	その他の環式中間物						
2042	-01	2042 -011 合成ゴム	2042	合成ゴム				
2049	-01	2049 -011 メタン誘導品	2049	その他の有機化学工業製品				
2049	-02	2049 -021 可塑剤						
2049	-09	2049 -099 その他の有機化学工業製品						
2051	-01	2051 -011 熱硬化性樹脂	2051	合成樹脂	205	合成樹脂		
2051	-02	2051 -021 熱可塑性樹脂						
	2051 -021	ポリエチレン(低密度)						
	2051 -022	ポリエチレン(高密度)						
	2051 -023	ポリスチレン						
	2051 -024	ポリプロピレン						
	2051 -025	塩化ビニル樹脂						
2051	-03	2051 -031 高機能性樹脂						
2051	-09	2051 -099 その他の合成樹脂						
2061	-01	2061 -011 化学繊維	2061	化学繊維	206	化学繊維		
	2061 -011	レーヨン・アセテート						
	2061 -012	合成繊維						
2071	-01	2071 -011 医薬品	2071	医薬品	207	医薬品		
2081	-01	2081 -011 油脂加工製品・界面活性剤	2081	油脂加工製品・界面活性剤	208	化学最終製品(医薬品を除く。)		
	2081 -011	油脂加工製品						
	2081 -012	石けん・合成洗剤						
	2081 -013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)						
2082	-01	2082 -011 化粧品・歯磨	2082	化粧品・歯磨				
2083	-01	2083 -011 塗料	2083	塗料・印刷インキ				
2083	-02	2083 -021 印刷インキ						
2084	-01	2084 -011 農薬	2084	農薬				
2089	-01	2089 -011 ゼラチン・接着剤	2089	その他の化学最終製品				
2089	-02	2089 -021 写真感光材料						
2089	-09	2089 -099 その他の化学最終製品						
	2089 -091	触媒						
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品						
2111	-01	2111 -011 石油製品	2111	石油製品	211	石油製品	21	石油・石炭製品
	2111 -011	ガソリン						
	2111 -012	ジェット燃料油						
	2111 -013	灯油						
	2111 -014	軽油						
	2111 -015	A重油						
	2111 -016	B重油・C重油						
	2111 -017	ナフサ						
	2111 -018	液化石油ガス						
	2111 -019	その他の石油製品						
2121	-01	2121 -011 石炭製品	2121	石炭製品	212	石炭製品		
	2121 -011	コークス						
	2121 -019	その他の石炭製品						
2121	-02	2121 -021 舗装材料						

基本分類 (行509部門×列391部門)			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
2211	-01	プラスチック製品	2211	プラスチック製品	221	プラスチック製品	22	プラスチック・ゴム製品
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート						
	2211 -012	プラスチック板・管・棒						
	2211 -013	プラスチック発泡製品						
	2211 -014	工業用プラスチック製品						
	2211 -015	強化プラスチック製品						
	2211 -016	プラスチック製容器						
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品						
	2211 -019	その他のプラスチック製品						
2221	-01	タイヤ・チューブ	2221	タイヤ・チューブ	222	ゴム製品		
2229	-09	その他のゴム製品	2229	その他のゴム製品				
	2229 -091	ゴム製・プラスチック製履物						
	2229 -099	他に分類されないゴム製品						
2311	-01	革製履物	2311	革製履物	231	なめし革・革製品・毛皮	39	その他の製造工業製品(2/3)
2312	-01	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	2312	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)				
	2312 -011	製革・毛皮						
	2312 -012	かばん・袋物・その他の革製品						
2511	-01	板ガラス・安全ガラス	2511	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品	25	窯業・土石製品
	2511 -011	板ガラス						
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス						
2511	-02	ガラス繊維・同製品						
2511	-09	その他のガラス製品						
	2511 -091	ガラス製加工素材						
	2511 -099	他に分類されないガラス製品						
2521	-01	セメント	2521	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品		
2521	-02	生コンクリート						
2521	-03	セメント製品						
2531	-01	陶磁器	2531	陶磁器	253	陶磁器		
	2531 -011	建設用陶磁器						
	2531 -012	工業用陶磁器						
	2531 -013	日用陶磁器						
2591	-01	耐火物	2591	建設用土石製品	259	その他の窯業・土石製品		
2591	-09	その他の建設用土石製品						
2599	-01	炭素・黒鉛製品	2599	その他の窯業・土石製品				
2599	-02	研磨材						
2599	-09	その他の窯業・土石製品						
2611	-01	鉄鉄	2611	鉄鉄・粗鋼	261	鉄鉄・粗鋼	26	鉄鋼
2611	-02	フェロアロイ						
2611	-03	粗鋼(転炉)						
2611	-04	粗鋼(電気炉)						
	2612 -011P	鉄屑	2612	鉄屑				
2621	-01	熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材	262	鋼材		
	2621 -011	普通鋼形鋼						
	2621 -012	普通鋼鋼板						
	2621 -013	普通鋼鋼帯						
	2621 -014	普通鋼小棒						
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材						
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材						
2622	-01	鋼管	2622	鋼管				
	2622 -011	普通鋼鋼管						
	2622 -012	特殊鋼鋼管						
2623	-01	冷間仕上鋼材	2623	冷延・めっき鋼材				
	2623 -011	普通鋼冷間仕上鋼材						
	2623 -012	特殊鋼冷間仕上鋼材						
2623	-02	めっき鋼材						
2631	-01	鍛鋼	2631	鍛造品(鉄)	263	鍛造品(鉄)		
	2631 -011	鍛鋼						
	2631 -012	鍛鋼						
2631	-02	鍛鋼管						
2631	-03	鍛造品・鍛造品(鉄)						
	2631 -031	鍛造品						
	2631 -032	鍛造品(鉄)						
2699	-01	鉄鋼シャースリット業	2699	その他の鉄鋼製品	269	その他の鉄鋼製品		
2699	-09	その他の鉄鋼製品						
2711	-01	銅	2711	非鉄金属製錬・精製	271	非鉄金属製錬・精製	27	非鉄金属
2711	-02	鉛・亜鉛(再生を含む。)						
2711	-03	アルミニウム(再生を含む。)						
2711	-09	その他の非鉄金属地金						
	2712 -011P	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑				
2721	-01	電線・ケーブル	2721	電線・ケーブル	272	非鉄金属加工製品		
2721	-02	光ファイバケーブル						
2729	-01	伸銅品	2729	その他の非鉄金属製品				
2729	-02	アルミ圧延製品						
2729	-03	非鉄金属成形材						
2729	-04	核燃料						
2729	-09	その他の非鉄金属製品						

基本分類 (行509部門×列391部門)			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
2811	-01	2811 -011 建設用金属製品	2811	建設用金属製品	281	建設用・建築用金属製品	28	金属製品
2812	-01	2812 -011 建築用金属製品	2812	建築用金属製品				
2891	-01	2891 -011 ガス・石油機器・暖房・調理装置	2891	ガス・石油機器・暖房・調理装置	289	その他の金属製品		
2899	-01	2899 -011 ボルト・ナット・リベット・スプリング	2899	その他の金属製品				
2899	-02	2899 -021 金属製容器・製缶板金製品						
2899	-03	2899 -031 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類						
		2899 -032 配管工事附属品						
		2899 -033 粉末や金製品						
		2899 -033 刃物・道具類						
2899	-09	2899 -091 その他の金属製品						
		2899 -092 金属プレス製品						
		2899 -092 金属線製品						
		2899 -099 他に分類されない金属製品						
2911	-01	2911 -011 ボイラ	2911	ボイラ・原動機	291	はん用機械	29	はん用機械
2911	-02	2911 -021 タービン						
2911	-03	2911 -031 原動機						
2912	-01	2912 -011 ポンプ・圧縮機	2912	ポンプ・圧縮機				
2913	-01	2913 -011 運搬機械	2913	運搬機械				
2914	-01	2914 -011 冷凍機・温湿調整装置	2914	冷凍機・温湿調整装置				
2919	-01	2919 -011 ベアリング	2919	その他のはん用機械				
2919	-09	2919 -091 その他のはん用機械						
		2919 -091 動力伝導装置						
		2919 -099 他に分類されないはん用機械						
3011	-01	3011 -011 農業用機械	3011	農業用機械	301	生産用機械	30	生産用機械
3012	-01	3012 -011 建設・鉱山機械	3012	建設・鉱山機械				
3013	-01	3013 -011 繊維機械	3013	繊維機械				
3014	-01	3014 -011 生活関連産業用機械	3014	生活関連産業用機械				
		3014 -011 食品機械・同装置						
		3014 -012 木材加工機械						
		3014 -013 パルプ装置・製紙機械						
		3014 -014 印刷・製本・紙工機械						
		3014 -015 包装・荷造機械						
3015	-01	3015 -011 化学機械	3015	基礎素材産業用機械				
3015	-02	3015 -021 鋳造装置・プラスチック加工機械						
		3015 -021 鋳造装置						
		3015 -022 プラスチック加工機械						
3016	-01	3016 -011 金属工作機械	3016	金属加工機械				
3016	-02	3016 -021 金属加工機械						
3016	-03	3016 -031 機械工具						
3017	-01	3017 -011 半導体製造装置	3017	半導体製造装置				
3019	-01	3019 -011 金型	3019	その他の生産用機械				
3019	-02	3019 -021 真空装置・真空機器						
3019	-03	3019 -031 ロボット						
3019	-09	3019 -099 その他の生産用機械						
3111	-01	3111 -011 複写機	3111	事務用機械	311	業務用機械	31	業務用機械
3111	-09	3111 -099 その他の事務用機械						
3112	-01	3112 -011 サービス用・娯楽用機器	3112	サービス用・娯楽用機器				
		3112 -011 自動販売機						
		3112 -012 娯楽用機器						
		3112 -019 その他のサービス用機器						
3113	-01	3113 -011 計測機器	3113	計測機器				
3114	-01	3114 -011 医療用機械器具	3114	医療用機械器具				
3115	-01	3115 -011 光学機械・レンズ	3115	光学機械・レンズ				
3116	-01	3116 -011 武器	3116	武器				
3211	-01	3211 -011 半導体素子	3211	電子デバイス	321	電子デバイス	32	電子部品
3211	-02	3211 -021 集積回路						
3211	-03	3211 -031 液晶パネル						
3211	-04	3211 -041 フラットパネル・電子管						
3299	-01	3299 -011 記録メディア	3299	その他の電子部品	329	その他の電子部品		
3299	-02	3299 -021 電子回路						
3299	-09	3299 -099 その他の電子部品						
3311	-01	3311 -011 回転電気機械	3311	産業用電気機器	331	産業用電気機器	33	電気機械
		3311 -011 発電機器						
		3311 -012 電動機						
3311	-02	3311 -021 変圧器・変成器						
3311	-03	3311 -031 開閉制御装置・配電盤						
3311	-04	3311 -041 配線器具						
3311	-05	3311 -051 内燃機関電装品						
3311	-09	3311 -099 その他の産業用電気機器						
3321	-01	3321 -011 民生用エアコンディショナ	3321	民生用電気機器	332	民生用電気機器		
3321	-02	3321 -021 民生用電気機器(エアコンを除く。)						
3331	-01	3331 -011 電子応用装置	3331	電子応用装置	333	電子応用装置・電気計測器		
3332	-01	3332 -011 電気計測器	3332	電気計測器				
3399	-01	3399 -011 電球類	3399	その他の電気機械	339	その他の電気機械		
3399	-02	3399 -021 電気照明器具						
3399	-03	3399 -031 電池						
3399	-09	3399 -099 その他の電気機械器具						

基本分類 (行509部門×列391部門)				統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	
列部門	行部門								
3411	-01	3411 -011	有線電気通信機器	3411	通信機器	341	通信・映像・音響機器	34	情報通信機器
3411	-02	3411 -021	携帯電話機						
3411	-03	3411 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)						
3411	-04	3411 -041	ラジオ・テレビ受信機						
3411	-09	3411 -099	その他の電気通信機器						
3412	-01	3412 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ	3412	映像・音響機器				
3412	-02	3412 -021	電気音響機器						
3421	-01	3421 -011	パーソナルコンピュータ	3421	電子計算機・同附属装置	342	電子計算機・同附属装置		
3421	-02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)						
3421	-03	3421 -031	電子計算機附属装置						
3511	-01	3511 -011	乗用車	3511	乗用車	351	乗用車	35	輸送機械
3521	-01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車	352	その他の自動車		
3522	-01	3522 -011	二輪自動車	3522	二輪自動車				
3531	-01	3531 -011	自動車用内燃機関	3531	自動車部品・同附属品	353	自動車部品・同附属品		
3531	-02	3531 -021	自動車部品						
3541	-01	3541 -011	鋼船	3541	船舶・同修理	354	船舶・同修理		
3541	-02	3541 -021	その他の船舶						
3541	-03	3541 -031	船用内燃機関						
3541	-10	3541 -101	船舶修理						
3591	-01	3591 -011	鉄道車両	3591	鉄道車両・同修理	359	その他の輸送機械・同修理		
3591	-10	3591 -101	鉄道車両修理						
3592	-01	3592 -011	航空機	3592	航空機・同修理				
3592	-10	3592 -101	航空機修理						
3599	-01	3599 -011	自転車	3599	その他の輸送機械				
3599	-09		その他の輸送機械						
		3599 -091	産業用運搬車両						
		3599 -099	他に分類されない輸送機械						
3911	-01	3911 -011	がん具	3911	がん具・運動用品	391	その他の製造工業製品	39	その他の製造工業製品(3/3)
3911	-02	3911 -021	運動用品						
3919	-01	3919 -011	身辺細貨品	3919	その他の製造工業製品				
3919	-02	3919 -021	時計						
3919	-03	3919 -031	楽器						
3919	-04	3919 -041	筆記具・文具						
3919	-05	3919 -051	畳・わら加工品						
3919	-06	3919 -061	情報記録物						
3919	-09	3919 -099	その他の製造工業製品						
3921	-01	3921 -011	再生資源回収・加工処理	3921	再生資源回収・加工処理	392	再生資源回収・加工処理		
4111	-01	4111 -011	住宅建築(木造)	4111	住宅建築	411	建築	41	建設
4111	-02	4111 -021	住宅建築(非木造)						
4112	-01	4112 -011	非住宅建築(木造)	4112	非住宅建築				
4112	-02	4112 -021	非住宅建築(非木造)						
4121	-01	4121 -011	建設補修	4121	建設補修	412	建設補修		
4131	-01	4131 -011	道路関係公共事業	4131	公共事業	413	公共事業		
4131	-02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業						
4131	-03	4131 -031	農林関係公共事業						
4191	-01	4191 -011	鉄道軌道建設	4191	その他の土木建設	419	その他の土木建設		
4191	-02	4191 -021	電力施設建設						
4191	-03	4191 -031	電気通信施設建設						
4191	-09	4191 -099	その他の土木建設						
4611	-01	4611 -001	事業用電力	4611	電力	461	電力	46	電力・ガス・熱供給
4611	-02		事業用火力発電						
4611	-03	4611 -031	事業用火発電(火力発電を除く。)						
4611	-03	4611 -031	自家発電						
4621	-01	4621 -011	都市ガス	4621	都市ガス	462	ガス・熱供給		
4622	-01	4622 -011	熱供給業	4622	熱供給業				
4711	-01	4711 -011	上水道・簡易水道	4711	水道	471	水道	47	水道
4711	-02	4711 -021	工業用水						
4711	-03	4711 -031	下水道★★						
4811	-01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★	4811	廃棄物処理	481	廃棄物処理	48	廃棄物処理
4811	-02	4811 -021	廃棄物処理						
5111	-01	5111 -011	卸売	5111	卸売	511	商業	51	商業
5112	-01	5112 -011	小売	5112	小売				
5311	-01		金融	5311	金融	531	金融・保険	53	金融・保険
		5311 -011	公的金融(FISIM)						
		5311 -012	民間金融(FISIM)						
		5311 -013	公的金融(手数料)						
		5311 -014	民間金融(手数料)						
5312	-01	5312 -011	生命保険	5312	保険				
5312	-02	5312 -021	損害保険						
5511	-01	5511 -011	不動産仲介・管理業	5511	不動産仲介及び賃貸	551	不動産仲介及び賃貸	55	不動産
5511	-02	5511 -021	不動産賃貸業						
5521	-01	5521 -011	住宅賃貸料	5521	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料		
5531	-01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	553	住宅賃貸料(帰属家賃)		
5711	-01	5711 -011	鉄道旅客輸送	5711	鉄道旅客輸送	571	鉄道輸送	57	運輸・郵便
5712	-01	5712 -011	鉄道貨物輸送	5712	鉄道貨物輸送				
5721	-01	5721 -011	バス	5721	道路旅客輸送	572	道路輸送(自家輸送を除く。)		
5721	-02	5721 -021	ハイヤー・タクシー						
5722	-01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)				

基本分類 (行509部門×列391部門)			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)		
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	
列部門	行部門								
5731	-01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)	5731	自家輸送(旅客自動車)	573	自家輸送	57	(続き)運輸・郵便
5732	-01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)	5732	自家輸送(貨物自動車)				
5741	-01	5741 -011	外洋輸送	5741	外洋輸送	574	水運		
5742	-01		沿海・内水面輸送	5742	沿海・内水面輸送				
		5742 -011	沿海・内水面旅客輸送						
		5742 -012	沿海・内水面貨物輸送						
5743	-01	5743 -011	港湾運送	5743	港湾運送				
5751	-01		航空輸送	5751	航空輸送	575	航空輸送		
		5751 -011	国際航空輸送						
		5751 -012	国内航空旅客輸送						
		5751 -013	国内航空貨物輸送						
		5751 -014	航空機使用事業						
5761	-01	5761 -011	貨物利用運送	5761	貨物利用運送	576	貨物利用運送		
5771	-01	5771 -011	倉庫	5771	倉庫	577	倉庫		
5781	-01	5781 -011	こん包	5781	こん包	578	運輸附帯サービス		
5789	-01	5789 -011	道路輸送施設提供	5789	その他の運輸附帯サービス				
5789	-02	5789 -021	水運施設管理(国公営)★★						
5789	-03	5789 -031	水運施設管理						
5789	-04	5789 -041	水運附帯サービス						
5789	-05	5789 -051	航空施設管理(公営)★★						
5789	-06	5789 -061	航空施設管理						
5789	-07	5789 -071	航空附帯サービス						
5789	-09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス						
5791	-01	5791 -011	郵便・信書便	5791	郵便・信書便	579	郵便・信書便		
5911	-01	5911 -011	固定電気通信	5911	通信	591	通信	59	情報通信
5911	-02	5911 -021	移動電気通信						
5911	-03	5911 -031	電気通信に附帯するサービス						
5921	-01	5921 -011	公共放送	5921	放送	592	放送		
5921	-02	5921 -021	民間放送						
5921	-03	5921 -031	有線放送						
5931	-01		情報サービス	5931	情報サービス	593	情報サービス		
		5931 -011	ソフトウェア業						
		5931 -012	情報処理・提供サービス						
5941	-01	5941 -011	インターネット附随サービス	5941	インターネット附随サービス	594	インターネット附随サービス		
5951	-01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	5951	映像・音声・文字情報制作	595	映像・音声・文字情報制作		
5951	-02	5951 -021	新聞						
5951	-03	5951 -031	出版						
6111	-01	6111 -011	公務(中央)★★	6111	公務(中央)	611	公務	61	公務
6112	-01	6112 -011	公務(地方)★★	6112	公務(地方)				
6311	-01	6311 -011	学校教育(国公立)★★	6311	学校教育	631	教育	63	教育・研究
6311	-02	6311 -021	学校教育(私立)★						
6311	-03	6311 -031	学校給食(国公立)★★						
6311	-04	6311 -041	学校給食(私立)★						
6312	-01	6312 -011	社会教育(国公立)★★	6312	社会教育・その他の教育				
6312	-02	6312 -021	社会教育(非営利)★						
6312	-03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)★★						
6312	-04	6312 -041	その他の教育訓練機関						
6321	-01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★	6321	学術研究機関	632	研究		
6321	-02	6321 -021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★						
6321	-03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★						
6321	-04	6321 -041	人文・社会科学研究機関(非営利)★						
6321	-05	6321 -051	自然科学研究機関						
6321	-06	6321 -061	人文・社会科学研究機関						
6322	-01	6322 -011	企業内研究開発	6322	企業内研究開発				
6411	-01	6411 -011	医療(入院診療)	6411	医療	641	医療	64	医療・福祉
6411	-02	6411 -021	医療(入院外診療)						
6411	-03	6411 -031	医療(歯科診療)						
6411	-04	6411 -041	医療(調剤)						
6411	-05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)						
6421	-01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★	6421	保健衛生	642	保健衛生		
6421	-02	6421 -021	保健衛生						
6431	-01	6431 -011	社会保険事業★★	6431	社会保険・社会福祉	643	社会保険・社会福祉		
6431	-02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★						
6431	-03	6431 -031	社会福祉(非営利)★						
6431	-04	6431 -041	社会福祉						
6431	-05	6431 -051	保育所						
6441	-01	6441 -011	介護(施設サービス)	6441	介護	644	介護		
6441	-02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)						
6599	-01	6599 -011	会員制企業団体	6599	他に分類されない会員制団体	659	他に分類されない会員制団体	65	他に分類されない会員制団体
6599	-02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)						
6611	-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	661	物品賃貸サービス		
		6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)						
		6611 -012	建設機械器具賃貸業						
		6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業						
		6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)						
		6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業						
6612	-01	6612 -011	貸自動車業	6612	貸自動車業				
6621	-01		広告	6621	広告	662	広告		
		6621 -011	テレビ・ラジオ広告						
		6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告						
6631	-10	6631 -101	自動車整備	6631	自動車整備	663	自動車整備・機械修理		
6632	-10	6632 -101	機械修理	6632	機械修理				

基本分類 (行509部門×列391部門)				統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	
列部門	行部門								
6699	-01	6699 -011 法務・財務・会計サービス	6699	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス	66	(続き)対事業所サービス	
6699	-02	6699 -021 土木建築サービス							
6699	-03	6699 -031 労働者派遣サービス							
6699	-04	6699 -041 建物サービス							
6699	-05	6699 -051 警備業							
6699	-09	6699 -099 その他の対事業所サービス							
6711	-01	6711 -011 宿泊業	6711	宿泊業	671	宿泊業	67	対個人サービス	
6721	-01	6721 -011 飲食店	6721	飲食サービス	672	飲食サービス			
6721	-02	6721 -021 持ち帰り・配達飲食サービス	6731	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業	
6731	-01	6731 -011 洗濯業							
6731	-02	6731 -021 理容業							
6731	-03	6731 -031 美容業							
6731	-04	6731 -041 浴場業							
6731	-09	6731 -099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業							
6741	-01	6741 -011 映画館	6741	娯楽サービス	674	娯楽サービス	674	娯楽サービス	
6741	-02	6741 -021 興行場(映画館を除く。)・興行団							
6741	-03	6741 -031 競輪・競馬等の競走場・競技団							
6741	-04	6741 -041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地							
6741	-05	6741 -051 遊戯場							
6741	-09	6741 -099 その他の娯楽							
6799	-01	6799 -011 写真業	6799	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス	
6799	-02	6799 -021 冠婚葬祭業							
6799	-03	6799 -031 個人教授業							
6799	-04	6799 -041 各種修理業(別掲を除く。)							
6799	-09	6799 -099 その他の対個人サービス							
6811	-00P	6811 -000P 事務用品							6811
6911	-00	6911 -000 分類不明	6911	分類不明	691	分類不明	69	分類不明	
7000	-00	7000 -000 内生部門計	7000	内生部門計	700	内生部門計	70	内生部門計	

2 最終需要部門

基本分類 (行509部門×列391部門)			統合小分類 (187部門)		統合中分類 (107部門)		統合大分類 (37部門)								
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名							
列部門	行部門														
7111	-00	家計外消費支出(列)	7111	家計外消費支出(列)	711	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)							
7211	-00	家計消費支出	7211	家計消費支出	721	民間消費支出	72	民間消費支出							
7212	-00	対家計民間非営利団体消費支出	7212	対家計民間非営利団体消費支出											
7311	-01	中央政府集合の消費支出	7311	一般政府消費支出	731	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出							
7311	-02	地方政府集合の消費支出													
7311	-03	中央政府個別の消費支出													
7311	-04	地方政府個別の消費支出													
7321	-01	中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	7321	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	732	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)									
7321	-02	地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)													
7321	-03	中央政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)													
7321	-04	地方政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)													
7411	-00	国内総固定資本形成(公的)	7411	国内総固定資本形成(公的)	741	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成(公的)							
7511	-00	国内総固定資本形成(民間)	7511	国内総固定資本形成(民間)	751	国内総固定資本形成(民間)	75	国内総固定資本形成(民間)							
7611	-01	生産者製品在庫純増	7611	在庫純増	761	在庫純増		76	在庫純増						
7611	-02	半製品・仕掛品在庫純増													
7611	-03	流通在庫純増													
7611	-04	原材料在庫純増													
7800	-00	国内最終需要計	7800	国内最終需要計	780	国内最終需要計	78	国内最終需要計							
7900	-00	国内需要合計	7900	国内需要合計	790	国内需要合計	79	国内需要合計							
8011	-01	輸出(普通貿易)	8011	輸出	801	輸出		80	輸出						
8011	-02	輸出(特殊貿易)													
8012	-00	輸出(直接購入)													
8100	-00	輸出計													
8200	-00	最終需要計	8200	最終需要計	820	最終需要計	82	最終需要計							
8300	-00	需要合計	8300	需要合計	830	需要合計	83	需要合計							
8411	-01	(控除)輸入(普通貿易)	8411	(控除)輸入	841	(控除)輸入		84	(控除)輸入						
8411	-02	(控除)輸入(特殊貿易)													
8412	-00	(控除)輸入(直接購入)													
8511	-00	(控除)関税													
8611	-00	(控除)輸入品商品税	8611	(控除)輸入品商品税	861	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税							
8700	-00	(控除)輸入計	8700	(控除)輸入計	870	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計							
8800	-00	最終需要部門計	8800	最終需要部門計	880	最終需要部門計	88	最終需要部門計							
8911	-00	商業マージン(卸売)	8911	商業マージン(卸売)	891	商業マージン		89	商業マージン						
8912	-00	商業マージン(小売)													
9011	-00	貨物運賃(鉄道)	9011	貨物運賃(鉄道)	901	貨物運賃		90	貨物運賃						
9012	-00	貨物運賃(道路)													
9013	-01	貨物運賃(沿海内水面)													
9013	-02	貨物運賃(港湾運送)													
9014	-00	貨物運賃(航空)													
9015	-00	貨物運賃(利用運送)													
9016	-00	貨物運賃(倉庫)													
9700	-00	国内生産額								9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

3 粗付加価値部門

基本分類			統合小分類		統合中分類		統合大分類	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
7111	-001	宿泊・日当	7111	家計外消費支出(行)	711	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
7111	-002	交際費						
7111	-003	福利厚生費						
9111	-000	賃金・俸給	9111	賃金・俸給	911	雇用者所得	91	雇用者所得
9112	-000	社会保険料(雇用主負担)						
9113	-000	その他の給与及び手当						
9211	-000	営業余剰	9211	営業余剰	921	営業余剰	92	営業余剰
9311	-000	資本減耗引当						
9321	-000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9321	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	932	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	93	資本減耗引当
9411	-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	9411	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	941	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
9511	-000	(控除)経常補助金						
9600	-000	粗付加価値部門計	9600	粗付加価値部門計	960	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
9700	-000	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

4 13部門分類と統合大分類の対応

統合大分類		13部門分類	
分類コード	部門名	分類コード	部門名
01	農林漁業	01	農林漁業
06	鉱業	02	鉱業
11	飲食料品	03	製造業
15	繊維製品		
16	パルプ・紙・木製品		
20	化学製品		
21	石油・石炭製品		
22	プラスチック・ゴム製品		
25	窯業・土石製品		
26	鉄鋼		
27	非鉄金属		
28	金属製品		
29	はん用機械		
30	生産用機械		
31	業務用機械		
32	電子部品		
33	電気機械		
34	情報通信機器		
35	輸送機械		
39	その他の製造工業製品		
68	事務用品		
41	建設	04	建設
46	電力・ガス・熱供給	05	電力・ガス・水道
47	水道		
51	商業		
53	金融・保険	06	商業
55	金融・保険	07	金融・保険
57	不動産	08	不動産
59	運輸・郵便	09	運輸・郵便
61	情報通信	10	情報通信
63	公務	11	公務
48	廃棄物処理	12	サービス
63	教育・研究		
64	医療・福祉		
65	他に分類されない会員制団体		
66	対事業所サービス		
67	対個人サービス		
69	分類不明	13	分類不明
70	内生部門計	70	内生部門計

※ 13部門分類の分類コードは、01～13を機械的に付番している。

第2章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成27年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を記載したものである。また、平成23年表からの変更内容等についても部門ごとに記載しているほか、第1部第3章の【別表3】では、部門分類の新旧対照表を掲載している。

本章は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「,」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを例示している。

ただし、産出される主な財又はサービスが行部門名から明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成23年表からの変更点)

平成27年表において、平成23年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

(注 意 点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成17年表から平成23年表における変更点について記載している。

(注1) 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

★★・・・非市場生産者（一般政府）

★・・・非市場生産者（対家計民間非営利団体）

無印・・・市場生産者

(注2) Pは仮設部門を示す。

(注3) 平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定

された。しかし、平成23年表に引き続き平成27年表においても、この活動を独立した部門として設けず、概念上、各部門に含まれるものとして扱っているが、これについては、逐一記載していない。

また、日本標準産業分類の細分類7282「純粹持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられるため、同様の扱いとしている。

第1節 内生部門

01 農林漁業

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦
	0111-022	大麦

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦(二条、六条)、裸麦

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0111-021 小麦(国産)」と「0111-022 小麦(輸入)」を統合し「0111-021 小麦」に、「0111-023 大麦(国産)」と「0111-024 大麦(輸入)」を統合し「0111-022 大麦」とする。

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(注意点) さといも、やまのいも等は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0112-021 大豆(国産)」と「0112-022 大豆(輸入)」を統合し、「0112-021 大豆」とする。

(注意点) 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0113-01		野菜
	0113-001	野菜(露地)
	0113-002	野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、ガラス室(ガラスで被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)及びハウス(ガラス以外のもので被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地): かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類(露地): キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、

にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ

根菜類：だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

果菜類（施設）：かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、いちご

葉茎菜類（施設）：レタス、もやし

（注 意 点）平成23年表において、平成17年表ではトンネルでの生産を「野菜（施設）」としていたものを、「野菜（露地）」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011	果実

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ（輸入）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、バナナ（輸入）、果実の植物成長

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の行部門「0114-011 かんきつ」、「0114-012 りんご」、「0114-019 その他の果実」を統合し、「0114-011 果実」とする。

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） さとうきび、てんさい

列コード	行コード	部門名称
0115-02		飲料用作物
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	0115-029	その他の飲料用作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生葉）、ホップ、茶の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-091	雑穀
	0115-099	他に分類されない食用耕種作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」及び0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 雑穀：そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グレーンソルガム（輸入）
他に分類されない食用耕種作物：なたね、ごま、オリーブ、こんにやくいも、香辛料作物（輸入）、カッサバ芋（輸入）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の行部門「0115-092 油糧作物」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」に統合。

（注 意 点）平成23年表において、平成17年表の「0115-093 食用工芸作物（除別掲）」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち飼肥料作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根の生産活動及び細分類0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球根類、苗木類(山行き苗木を除く)、苗木類の植物成長

(注意点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木(成木)、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類、花木(成木)の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム(輸入)
	0116-093	綿花(輸入)
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(落綿)は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原料作物(い草等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の

「0116-099 その他の非食用工芸作物(除別掲)」を「他に分類されない非食用耕種作物」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け肉用牛(成牛換算飼養頭数の増減を含む。)、肥育向け子畜、きゅう肥

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-05、-051」を「0121-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、きゅう肥

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-04、-041」を「0121-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を含む。)、不正常卵、鶏ふん

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-02、-021」を「0121-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブロイラー、鶏ふん

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0121-03、-031」を「0121-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-099	その他の畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。
なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0121-091 羊毛」と「0121-099 他に分類されない畜産」を統合し、「0121-099 その他の畜産」とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の行部門「0121-099 その他の畜産」を「他に分類されない畜産」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(獣医業を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く。)」の活動を範囲とする。

(品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育事業、種付業、ふ卵業

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「0131-02、-021 農業サービス(除獣医業)」を「農業サービス(獣医業を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。
② 日本標準産業分類の細分類0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。
③ 平成23年表において、平成17年表のコード「0211-01、-011」を「0151-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0152-01	0152-011	素材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0152-011 素材(国産)」と「0152-012 素材(輸入)」を統合し、「0152-011 素材」とする。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「0212-01、-011~-012」を「0152-01、-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) きのこと類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による動物原皮

(注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは「0114-01、-011 果実」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

③ 平成23年表において、平成17年表の「0213-01、-011 特用林産物(含狩猟業)」を「0153-01、-011 特用林産物(狩猟業を含む。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-01	0171-011	海面漁業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の行部門「0171-011 海面漁業(国産)」と「0171-012 海面漁業(輸入)」を統合し、「0171-011 海面漁業」とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」及び「0311-03 遠洋漁業」を統合して「0171-01 海面漁業」とし、平成17年表のコード「0311-001~-002」を「0171-011~-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0311-04、-041」を「0171-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-01		内水面漁業
0172-02		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類032「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業: さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類

内水面養殖業: ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

(注 意 点) ① 平成17年表まで内水面漁業に含めていた遊漁者の採捕による国内生産額は含めていない。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「0312-01~-02、-001」を「0172-01~-02、-001」に変更。

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		石炭・原油・天然ガス
	0611-011	石炭
	0611-012	原油
	0611-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 石炭：原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭
天然ガス：天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「0621-01、-011～-013」を「0611-01、-011～-013」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0711-01、-011～-013」を「0621-01、-011～-013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0621-01	0621-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)、オリビンサンド

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「0631-01、-011」を「0621-01、-011」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0622-01、-011」を「0631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0621-02	0621-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2181「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱

さい(鉱滓))は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「0631-02、-021」を「0621-02、-021」に変更。

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「0622-02、-021」を「0631-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0629-09		その他の鉱物
	0629-091	鉄鉱石
	0629-092	非鉄金属鉱物
	0629-093	石灰石
	0629-094	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
	0629-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類051「金属鉱業」、055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物のうち石こう、化学石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびんは、「0629-094 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」を競合部門とする。また他部門で副産物として発生する硫黄は、「0629-099 他に分類されない鉱物」を競合部門とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

窯業原料鉱物(石灰石を除く。)：けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

他に分類されない鉱物：重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「0611-01 金属鉱物」と「0639-09 その他の鉱物」を統合し、「0629-09 その他の鉱物」とする。また平成23年表のコード「0611-011～-012」を

「0629-091～-092」に、「0639-091～-092、-099」を「0629-093～-094、-099」にそれぞれ変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の列部門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 その他の非金属鉱物」を統合し、「0639-09 その他の鉱物」とした。また平成17年表の行部門「0621-011 石灰石」、「0621-019 その他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-091 石灰石」、「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」及び「0639-099 他に分類されない鉱物」とした。

11 飲食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及び9521「と畜場」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物)

(注 意 点) ① 食肉処理加工以外のその他の畜産食料品は、「1119-09、-099 その他の食料品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「1111-01 と畜(含肉鶏処理)」を「食肉」に、「1111-011 牛肉(枝肉)」を「牛肉」に、「1111-012 豚肉(枝肉)」を「豚肉」に、「1111-014 その他の肉(枝肉)」を「その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」を「と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」にそれぞれ名称変更。

③ 平成23年表において、平成17年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1111-02		酪農品
	1111-021	飲用牛乳
	1111-022	乳製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 飲用牛乳：牛乳、加工乳

乳製品：乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1112-03、-031、-032」を「1111-02、-021、-022」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0912「肉加工品製造業」及び細分類0919「その他の畜産食料品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚、食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、その他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)を本部門に統合。
- ② 平成23年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を本部門に統合。
- ③ 平成23年表の「1112-01、-011 肉加工品」を「1111-09、-099 その他の畜産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-01、-011」を「1112-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-02、-021」を「1112-02、-021」に変更。

(注意点) さくら干し、みりん干しは、「1112-09、-099 その他の水産食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1112-03	1112-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-03、-031」を「1112-03、-031」に変更。

(注意点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1112-09、-099 その他の水産食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1112-04	1112-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1113-04、-041」を「1112-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-09	1112-099	その他の水産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「1113-09、-099 その他の水産食品」を「1112-09、-099 その他の水産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011 1113-019	精穀 精米 その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0961「精米・精麦業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1114-01、-011、-019」を「1113-01、-011、-019」に変更。

(注意点) 米(玄米)については、種子及び飼料向けを除き、本部門を経由して産出させているため、本部門の国内生産額には精穀業者が行う精米以外(農家の自家消費等)を含む。

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021 1113-029	製粉 小麦粉 その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0962「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、米穀粉

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1114-02、-021、

-029」を「1113-02、-021、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1115-01、-011」を「1114-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチ並びに5863「パン小売業(製造小売)」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1115-02、-021」を「1114-02、-021」に変更。

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

列コード	行コード	部門名称
1114-03	1114-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココア及び5861「菓子小売業(製造小売)」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1115-03、-031」を「1114-03、-031」に変更。

(注 意 点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	農産保存食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類093「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、ジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干がき、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていたジャム(びん・かん詰)、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁を本部門に統合し、平成23年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」を「1115-01、-011 農産保存食料品」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料、野菜ジュースは、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子のかん詰は、「1114-03、-031 菓子類」に含める。

② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)は、「1116-05、-051 調味料」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(除びん・かん詰)」を「農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-01		砂糖
	1116-011	精製糖
	1116-019	その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く。)」及び0952「砂

糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-01、-011、-019」を「1116-01、-011、-019」に変更。

(注 意 点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含めない。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-02、-021」を「1116-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖(無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖)、水あめ(水あめ、粉あめ)、異性化糖

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-03、-031」を「1116-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-04		動植物油脂
	1116-041	植物油脂
	1116-042	動物油脂
	1116-043	加工油脂
	1116-044	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類098「動植物

油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果汁搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂: 食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)

動物油脂: 動物油脂(牛脂、豚脂等)、魚油

加工油脂: マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす: なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-04、-041～-044」を「1116-04、-041～-044」に変更。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表の列部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動物油脂」を統合して「1117-04 動植物油脂」とし、平成17年表のコード「1117-051」を「1117-042」に、「1117-042～-043」を「1117-043～-044」に変更。

② 平成23年表において、平成17年表で「1117-051 動物油脂」に含まれていた精製ラードを「1117-043 加工油脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1116-05	1116-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「1117-05、-051」を「1116-05、-051」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1117-06、-061」を「1117-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣)菜製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

② 調理パン及びサンドイッチは「1114-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0993「豆腐・油揚げ製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココアを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あ

ん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち、調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)

(平成23年表からの変更点)

① 平成23年表において「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)を本部門に統合。

② 平成23年表において本部門に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を「1111-09、099 その他の畜産食料品」に統合。

(注 意 点) ① 即席ココアは「1114-03、-031 菓子類」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表で本部門に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を「1111-01 食肉」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「1121-02、-021 ビール」を「ビール類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留

酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「1121-03、-031 ウイスキー類」を「ウイスキー類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類103「茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注 意 点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1114-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類101「清涼飲料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳飲料、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、野菜ジュース

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「1116-01、-011 畜産びん・かん詰」に含まれていた野菜ジュースを本部門に統合。

(注 意 点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1111-02 酪農
品」及び「1111-022 乳製品」に、濃縮果
汁及び天然果汁は「1115-01、-011 農産保
存食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類104「製氷業」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1061「配合飼
料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の
生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑
肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部
門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペッ
トフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1063「有機質
肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、
加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥
料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ
油かす等)、その他(たい肥)

(注 意 点) ① 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及
び行部門「0121-019 その他の酪農生産
物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、
-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、
「0121-05、-051 肉鶏」、「0121-09、-099
その他の畜産」に含まれるきゅう肥、鶏
ふんである。

② 平成23年表において、平成17年表の
「1131-02、-021 有機質肥料(除別掲)」
を「有機質肥料(別掲を除く。)」に名称
変更。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類105「たばこ
製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、
パイプたばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸(生糸、副産糸)、綿紡績糸(純綿糸、混紡綿糸)、化学繊維紡績糸(ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸)、毛紡績糸(そ毛糸、紡毛糸)、ねん糸、かさ高加工糸、その他の紡績糸(絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸等)

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

(注 意 点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。
③ 平成23年表において、平成17年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物(合繊短繊維織物)」を「綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1122「絹・人

絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

(注 意 点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。
③ 平成23年表において、平成17年表の「1512-02、-021 絹・人絹織物(合繊長繊維織物)」を「絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物(そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛洋服地、その他の紡毛織物、その他の毛織物)、麻織物(亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物、繊維製ホース、麻風合成繊維織物)、細幅織物、その他の織物(モケット等)

(注 意 点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。
② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。
③ 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-03、-031 毛織物・麻織物・その他の織物」を「1512-09、-099 その他の織物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類113「ニット

生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類114「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注意点) 国内生産額は、「販売分(原材料購入分)」及び「賃加工分(原材料支給分)」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。このため、「販売分(原材料購入分)」については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09		その他の繊維工業製品
	1519-091	網・網
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類115「網・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 網・網: ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地

他に分類されない繊維工業製品: レース生地・雑品、組ひも、整毛(洗上羊毛、トップ、反毛等)、フェルト、不織布(乾式)、上塗りした織物、防水した織物、その他の繊維粗製品(ふとん綿、リリヤン、モール、ふさ類等)

(注意点) ① 平成23年表において、平成17年表の列部門「1519-01 網・網」と「1519-09 その他の繊維工業製品」を統合し、「1519-09 その他の繊維工業製品」とした。また平成17年表の行部門「1519-011 網・網」、「1519-099 その他の繊維工業製品」をそれぞれ「1519-091 網・網」、「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」とした。

② 平成23年表において、日本標準産業分

類の改定により、平成17年表で「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1161「織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1162「織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1163「織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1164「織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のものと及び1181「和装製品製造業(足袋を含む)」の生産活動を範囲とする。また洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、シャツ、事務用・作業用・衛生用衣服、スポーツ用衣服、学校服、下着、寝着類、和装製品(既製和服・帯、ショール、足袋類等)

(注意点) ① 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1166「ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)」、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173

「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち
ニット製のもの及び1174「補整着製造業」
の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アウターシャツ類、セーター類、その他
の外衣・シャツ(成人男子・少年服、成人
女子・少女服、乳幼児服、スポーツ用衣服、
海水着等)、下着、寝着類、補整着

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託
も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業(帽体を含む)」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子、毛皮製衣服・身の回り品、なめし革製衣服、繊維製履物

(注 意 点) 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていた足袋類を「1521-01、-011 織物製衣服」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、その他の寝具(寝具用カバー、シーツ、タオルケット、枕、クッション、寝袋等)、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生

産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1519-02、-021」を「1529-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1529-09		その他の繊維既製品
	1529-091	繊維製衛生材料
	1529-099	他に分類されない繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料：ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう(布製)、衛生マスク、三角きん、眼帯、綿棒

他に分類されない繊維既製品：帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の列部門「1519-03 繊維製衛生材料」と「1529-09 その他の繊維既製品」を統合し、「1529-09 その他の繊維既製品」とした。また平成17年表の行部門「1519-031 繊維製衛生材料」、「1529-099 その他の繊維既製品」をそれぞれ「1529-091 繊維製衛生材料」、「1529-099 他に分類されない繊維既製品」とした。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(木くず)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「単板(ベニヤ)製造業」、1222「合板製造業」及び1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、普通合板、特殊合板、集成材

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれていた床板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「1611-02、-021 合板」を「合板・集成材」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1213「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09		その他の木製品
	1619-091	建設用木製品
	1619-099	他に分類されない木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業(建具を除く)」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、

1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、1228「床板製造業」、小分類123「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び129「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品: 造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱、床板

他に分類されない木製品: 経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠、巻枠、たる、おけ類、薬品処理木材、コルク製品、はし、げた、せいろ、靴型、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品

(平成23年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成23年表において「1611-02、-021 合板・集成材」に含まれていた床板を本列部門及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

(注 意 点) ① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板を本列部門及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

② 平成23年表において、平成17年表の「1619-099 その他の木製品(除別掲)」を「他に分類されない木製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1311「木製家具製造業(漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

(注 意 点) 平成23年表において、日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表の「1711-01、-011 木製家具・装備品」を「1621-01、-011 木製家具」とし、平成17

年表で本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具（土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等）を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含めた。

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、テーブル、いす、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

(注 意 点) 平成23年表において、日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表の「1711-03、-031 金属製家具・装備品」を「1621-02、-021 金属製家具」とし、平成17年表で本部門に含まれていた装備品を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含めた。

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1711-02、-021」を「1621-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、事務所用・店舗用装備品(陳列ケー

ス、アコーディオンカーテン等)、窓用・扉用日よけ(ブラインド等)、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、鏡縁、額縁、黒板、プラスチック製家具、窯業・土石製家具

(注 意 点) 平成23年表において、日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表で「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に含まれていた日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」を分割再編し、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1811-01、-011」を「1631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(注 意 点) ① 本部門については、古紙を主生産物とする部門(競合部門)が無いため、行部門のみを仮設部門として設けている。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「1811-021P」を「1631-021P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」の生産活動を範囲と

する。独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を含む。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷用紙、情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(注 意 点) ① 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は、「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「1812-01、-011」を「1632-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1812-02、-021」を「1632-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール(シート)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1813-01、-011」を「1633-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1431「塗工紙製造業(印刷用紙を除く)」及び1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工

紙、ブックバイディングクロス、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1813-02、-021」を「1633-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1821-01、-011」を「1641-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 重包装紙袋(セメント袋、米麦袋等)、角底紙袋(ショッピングバッグ、手提紙袋等)、紙箱(折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等)、その他の紙器(紙筒、紙コップ、紙皿等)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「1821-09、-099」を「1641-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙製衛生材料(衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等)、紙製衛生用品(紙おむつ、紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等)

(注 意 点) ① ティッシュペーパー、トイレットペーパー

パー等の原紙は、「1632-01、-011 洋紙・和紙」に含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「1829-01、-011」を「1649-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー製品、バルカナイズドファイバー製品

(注 意 点) ① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていた繊維板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「1829-09、-099」を「1649-09、-099」に変更。

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619「その他の化学肥料製造業」及び1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(硫安、塩安、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料(アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん)、複合肥料(りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料)

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品
	2021-012	ソーダ灰
	2021-013	か性ソーダ
	2021-019	液体塩素
		その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品: 塩素ガス、塩酸ガス、塩酸、高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料
	2029-012	酸化チタン
	2029-019	カーボンブラック
		その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料: 亜鉛華、酸化第二鉄、

黄鉛、鉛丹、リサーチ、カドミウム顔料、銀朱

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) 岩塩は、列部門「0629-09 その他の鉱物」及び行部門「0629-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される

誘導品を含む)」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン(o-キシレン(精製のもの)、m-キシレン(精製のもの)、p-キシレン(精製のもの)を含む。)、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01		脂肪族中間物
	2041-011	合成オクタノール・ブタノール
	2041-012	酢酸
	2041-013	二塩化エチレン
	2041-014	アクリロニトリル
	2041-015	エチレングリコール
	2041-016	酢酸ビニルモノマー
	2041-019	その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1632「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) その他の脂肪族中間物: イソプロピルアルコール、酸化エチレン、塩化ビニル(モノマー)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において行部門「2041-011 合成アルコール類」に含まれていたエチルアルコール(石油系)、合成高級アルコー

ル(C9以上のもの)及びイソプロピルアルコールを行部門「2041-019 その他の脂肪族中間物」に統合し、平成23年表の行部門「2041-011 合成アルコール類」を「合成オクタノール・ブタノール」に名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2032-01、-011～-016、-019」を「2041-01、-011～-016、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02		環式中間物・合成染料・有機顔料
	2041-021	合成染料・有機顔料
	2041-022	スチレンモノマー
	2041-023	合成石炭酸
	2041-024	テレフタル酸(高純度)
	2041-025	カプロラクタム
	2041-029	その他の環式中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の環式中間物: 無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサン、アニリン、ニトロベンゼン、クロルベンゼン

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2041-02 環式中間物」と「2041-03 合成染料・有機顔料」を統合し、「2041-02 環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。また平成23年表のコード「2041-031」を「2041-021」に、「2041-021～-024」を「2041-022～-025」にそれぞれ変更。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表で「2039-09、-099 その他の有機化学工業製品」に含まれていたアゾ顔料を本部門に統合し、「2039-04、-041 合成染料」を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」にコード及び名称変更。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「2032-02、-021～-024、-029」を「2041-02、-021～-024、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2033-01、-011」を「2042-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2039-01、-011」を「2049-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン酸系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2039-03、-031」を「2049-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1633「発酵工業」及び1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動を範囲とする。日本アルコール産業株式会社の生産活動を含む。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート

油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール（油脂製品）

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「2039-09、-099」を「2049-09、-099」に変更し、平成17年表で本部門に含まれていたアゾ顔料を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「2041-01、-011」を「2051-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-02		熱可塑性樹脂
	2051-021	ポリエチレン（低密度）
	2051-022	ポリエチレン（高密度）
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
2051-025	塩化ビニル樹脂	

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

（注 意 点） ① EVA（エチレン・酢酸ビニルコポリマー）は、「2051-021 ポリエチレン（低密度）」に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「2041-02、-021～-025」を「2051-02、-021～-025」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1635「プラス

チック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、ポリフェニレンサルファイドの生産活動を範囲とする。

（品目例示） ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、ポリフェニレンサルファイド

（平成23年表からの変更点）

- ① 平成23年表において「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含まれていたポリフェニレンサルファイドを本部門に統合。
- ② 平成23年表において本部門に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に統合。

（注 意 点） ① ポリエチレンテレフタレート（繊維用）は、「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「2041-03、-031」を「2051-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 石油系樹脂（ポリブテン、石油樹脂）、メタクリル樹脂（成形材料、板状等材料）、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）、その他の樹脂

（平成23年表からの変更点）

- ① 平成23年表において「2051-03、-031

高機能性樹脂」に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを本部門に統合。

- ② 平成23年表において本部門に含まれていたポリフェニレンサルファイドを「2051-03、-031 高機能性樹脂」に統合。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2041-09、-099」を「2051-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2061-01		化学繊維
	2061-011	レーヨン・アセテート
	2061-012	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1112「化学繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レーヨン・アセテート: ビスコース長繊維糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維
合成繊維: ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2061-01 レーヨン・アセテート」と「2061-02 合成繊維」を統合し、「2061-01 化学繊維」とする。また平成23年表のコード「2061-021」を「2061-012」に変更。

- (注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表の「2051-01、-011 レーヨン・アセテート」を「2061-01、-011」にコード変更。
② 平成23年表において、平成17年表の「2051-02、-021 合成繊維」を「2061-02、-021」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品(清涼剤、てんか粉剤、

腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動物用医薬品・医薬部外品

- (注 意 点) ① 化粧品・歯磨は「2082-01、-011 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「2061-01、-011」を「2071-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び1643「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油脂加工製品: 硬化油(工業用)、脂肪酸、グリセリン

界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。): 陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表の列部門「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」を「油脂加工製品・界面活性剤」に名称変更。
② 平成23年表の行部門「2081-013 界面活性剤」を「界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)」に名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の列部門「2039-02 油脂加工製品」と「2071-01 石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とした。また行部門「2039-021 油脂加工製品」、「2071-011 石けん・合成洗剤」、「2071-012 界面活性剤」をそれぞれ「2081-011 油脂加工製品」、

「2081-012 石けん・合成洗剤」、「2081-013 界面活性剤」とした。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類166「化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品(シャンプー、ヘアリンス、養毛料、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2081-02、-021」を「2082-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2071-02、-021」を「2081-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2082-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2072-01、-011」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-02	2083-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷

インキ用ワニス

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2082-02、-021」を「2083-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2072-02、-021」を「2082-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、植物成長調整剤、補助剤

(注 意 点) ① 殺虫、殺そ(鼠)剤(農薬を除く。)

及び殺菌・消毒剤(農薬を除く。)の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「2074-01、-011」を「2084-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2079-01、-011」を「2089-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-02	2089-021	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1695「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、製版用感光材料、写真用化学薬品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「2083-01、-011」

を「2089-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2073-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09	2089-091 2089-099	その他の化学最終製品 触媒 他に分類されない化学最終製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗浄剤・磨用剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 他に分類されない化学最終製品：洗浄剤・磨用剤（クレンザー、ワックス、靴クリーム等）、ろうそく、火薬類（無煙火薬、電気雷管等）、香料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬、他に分類されない化学工業製品（デキストリン（可溶性でんぷんを含む）、修正液、漂白剤等）

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2079-09、-091」を「2089-09、-091」に変更し、「2079-099 その他の化学最終製品（除別掲）」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」にコード及び名称変更。

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01	2111-011 2111-012 2111-013 2111-014 2111-015 2111-016 2111-017 2111-018 2111-019	石油製品 ガソリン ジェット燃料油 灯油 軽油 A重油 B重油・C重油 ナフサ 液化石油ガス その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01	2121-011 2121-019	石炭製品 コークス その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類173「コークス製造業」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗製ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部

門とする。また他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗製ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)」及び189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック板(平板・波板・積層品・化粧板)・棒、プラスチック管(硬質管、ホース)、プラスチック継手、プラスチック異形押出製品(雨どい等)、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品:輸送機械器具用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装用品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品:強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、工業用強化プラスチック製品、その他の強化プラスチック製品(保安帽(帽体)、がい子、橋脚、コンテナ等)、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器:飲料用プラスチックボトル、プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品:プラスチック製台所・食卓用品(まな板、ボウル、食器、盆等)、プラスチック製浴室用品、その他のプラスチック製日用雑貨

その他のプラスチック製品:プラスチック成形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、漁礁等)、医療・衛生用プラスチック製品、その他のプラスチック製品(結束テープ、絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝等)、プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表で行部門「2211-015 強化プラスチック製品」に含まれていた発泡・強化プラスチック製品の加工品のうち発泡製品分を分割し、行部門「2211-013 プラスチック発泡製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類1994「更

生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2311-01、-011」を「2221-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2229-09	2229-091	その他のゴム製品
	2229-099	ゴム製・プラスチック製履物 他に分類されないゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」、193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム製・プラスチック製履物: ゴム製履物・同附属品(地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など)、プラスチック製履物・同附属品(プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品)

他に分類されないゴム製品: コンベヤゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン類等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォームラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、

消しゴム、ゴムバンド等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2229-01 ゴム製・プラスチック製履物」と「2229-09 その他のゴム製品」を統合し、「2229-09 その他のゴム製品」とする。また平成23年表の行部門「2229-099 その他のゴム製品」を「他に分類されないゴム製品」に名称変更し、コード「2229-011」を「2229-091」に変更。

- (注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表の「2319-01、-011 ゴム製履物」と「2319-02、-021 プラスチック製履物」を統合し、「2229-01、-011 ゴム製・プラスチック製履物」とした。
- ② 平成23年表において、平成17年表の「2319-09、-099 その他のゴム製品」を「2229-09、-099」にコード変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板ガラス：普通板ガラス、変り板ガラス、磨き板ガラス
安全ガラス・複層ガラス：合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維製品（フェルト、ボード、筒等）、ガラス長繊維製品（ロービング、チョップドストランド、糸、布、マット等）、光ファイバ（素線）

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2512-01、-011」を「2511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（ガ

ラスびん)は、「2511-099 他に分類されないガラス製品」を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材: 光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用・電子管用ガラスバルブ、その他のガラス管・棒・球(アンプル用ガラス管等)、電子機器用基盤ガラス

他に分類されないガラス製品: ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明用・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラスタイル等)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2519-09、-091」を「2511-09、-091」に変更し、「2519-099 その他のガラス製品(除別掲)」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。
なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ボルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、シリカセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2522-01、-011」を「2521-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2123「コンクリート製品製造業」及び2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、コンクリート系プレハブ住宅、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2523-01、-011」を「2521-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2531-01		陶磁器
	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器: 衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル等)

工業用陶磁器: 電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミック製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学用・工業用陶磁器、理化学用・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器: 陶磁器製食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい(坏)土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつば、高炉用ブロック等)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-01、-011」を「2591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類213「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類2192「石こう(膏)製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石こうボード・同製品(化粧ボード、ラスボード、シーリング石こうボード、強化石こうボード等)、石こうプラスタ、焼石こう、粘土かわら(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、その他の建設用粘土製品(陶管等)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-02、-021」を「2591-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1113「炭素繊維製造業」及び小分類216「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト等)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつば、精製黒鉛、炭素れんが、黒鉛れんが、特殊炭素製品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-03、-031」を「2599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙、再生研磨材、天然と石

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2599-04、-041」を「2599-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2182「再生骨材製造業」、2183「人工骨材製造業」、2184「石工品製造業」、2185「けいそう土・同製品製造業」、2186「鉱物・土石粉碎等処理業」、2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業(中子を含む)」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、宝飾製品(七宝製品、人造宝石)、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガン、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 普通鋼形鋼: 鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板: 厚板、中板、薄板

普通鋼鋼帯: 冷延用鋼帯、その他用鋼帯

普通鋼小棒: 小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材: 軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材: 工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管:普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管
特殊鋼鋼管:特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒心線、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材:磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼
特殊鋼冷間仕上鋼材:磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素綱線、その他の特殊鋼線

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類224「表面処

理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鋳鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鋳鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2253「鋳鋼製造業」及び2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼:普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放)
鋳鋼:普通鋼・特殊鋼鋳鋼品(鋳放)

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鋳鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2293「鋳鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管(普通・強じん鋳鉄)、異形管(普通・強じん鋳鉄)

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鋳鉄品・鍛工品(鉄)
	2631-031	鋳鉄品
	2631-032	鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2251「鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)」、2252「可鍛鋳鉄製造業」及び2254「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品:鋳鉄鋳物、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手
鍛工品(鉄):鍛工品(自動車用、産業機械器具用等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「2631-03 鋳鉄品及び鍛工品(鉄)」を「鋳鉄品・鍛工品(鉄)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2649-01、-011」を「2699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2649-09、-099」を「2699-09、-099」に変更。

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2311「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。
なお、粗銅は中間製品扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛 (再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2312「亜鉛第1次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうち鉛第1次製錬・精製業、2321「鉛第2次製錬・精製業 (鉛合金製造業を含む)」及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。

なお、粗鉛 (副産粗鉛を含む) は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛 (含再生)」を「鉛・亜鉛 (再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム (再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ精製業及び2322「アルミニウム第2次製錬・精製業 (アルミニウム合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミニウム、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「2711-03、-031 アルミニウム (含再生)」を「アルミニウム (再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、鉛第1次製錬・精製業を除く生産活動及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2341「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。

なお、裸線及び荒引線は中間製品扱いとする。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2342「光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-01、-011」を「2729-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2332「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム圧延製品（板、円板、条、管、棒、線、形材、はく）

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-02、-021」を「2729-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳物（銅、銅合金、アルミニウム等）、ダイカスト（アルミニウム、亜鉛等）、精密鋳造品、鍛造品（アルミニウム等）

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-03、-031」を「2729-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-04、-041」を「2729-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)」及び2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。
なお、粗製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、非鉄金属・同合金展伸材(アルミニウムを除く)、非鉄金属・同合金粉、その他の非鉄金属製品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「2722-09、-099」を「2729-09、-099」に変更。

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業(サッシ, ドア, 建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、メタルラス、シャッター、建築用板金製品、金属製物置

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・ふろ釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房機、温水ボイラ等の暖房装置、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器・暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖房・調理装置」に名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の

「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖厨房機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「2899-01、-011 ボルト・ナット・リベット及びスプリング」を「ボルト・ナット・リベット・スプリング」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、ドラム缶、コンテナ、板金製タンク、高压容器(ポンペ)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金製品」を「金属製容器・製缶板金製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業

用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事附属品: 金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品: 機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物・道具類: 機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(スパナ、ペンチ、ドライバ等)、手引のこぎり、のこ刃、農業用器具(すき、くわ、かま等)、農業用器具部分品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」を「配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」に、「2899-031 配管工事附属品」を「配管工事附属品」に、「2899-033 刃物及び道具類」を「刃物・道具類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	他に分類されない金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類246「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類2491「金庫製造業」及び2499「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う貨幣の生産活動を含む。

(品目例示) 金属プレス製品: アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、

アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品、王冠等）

金属線製品：くぎ、金属製金網、PC鋼より線、ワイヤロープ、溶接棒

他に分類されない金属製品：洋食器、その他の金物類（錠、かぎ、建築用金物、架線金物等）、金属表面処理品（金属彫刻品、金属熱処理品等）、金庫・同部分品・取付具・附属品、その他の金属製品（貨幣、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製チューブ、打ちはく、脚立等）

（注 意 点）平成23年表において、平成17年表の「2899-099 その他の金属製品（除別掲）」を「他に分類されない金属製品」に名称変更。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

（注 意 点）平成23年表において、平成17年表のコード「3011-01、-011」を「2911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

（注 意 点）① 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「3011-02、-021」を「2911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2513「はん用内燃機関製造業」及び2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、はん用ガス機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

（注 意 点）① 本部門は、船用、航空機用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含めない。

② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3011-03、-031」を「2911-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類252「ポンプ・圧縮機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポンプ・同装置(単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しよく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ等)、空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機(往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機等)、油圧・空圧機器(油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧機器等)、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 消防用ポンプ、船用ポンプは本部門に含める。

② 真空ポンプは「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」に、航空機の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」に、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」にそれぞれ含める。

③ 平成23年表において、平成17年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ(家庭用を含む)、エスカレータ(動く歩道を含む)、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 自動車用エレベータは、列部門「2919-09 その他のはん用機械」及び行部門「2919-099 他に分類されないはん用機械」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3012-01、-011」を「2913-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース(冷凍陳列棚を含む)、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機(民生用を除く)、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3013-01、-011」を「2914-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、玉軸受・ころ軸受の部分品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3031-02、-021」を「2919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-09		その他のはん用機械
	2919-091	動力伝導装置
	2919-099	他に分類されないはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2531「動力伝

導装置製造業(玉軸受,ころ軸受を除く)」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置: 変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン

他に分類されないはん用機械: 工業窯炉、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、重油・ガス燃焼装置、駐車装置、自動車用エレベータ、他に分類されないはん用機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表の列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」(包装・荷造機械を除く。)と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を統合し、「2919-09 その他のはん用機械」とした。また平成17年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」(包装・荷造機械を除く。)と「3031-099 その他の一般機械器具及び部品」を統合・再編して「2919-091 動力伝導装置」と「2919-099 他に分類されないはん用機械」とした。

② 平成23年表において、平成17年表で「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を列部門「3014-01 生活関連産業用機械」及び行部門「3014-015 包装・荷造機械」に分割・再編した。

30 生産用機械

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 農業用手道具は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3029-01、-011」を「3011-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3021-01、-011」を「3012-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編

組機械、染色整理仕上機械、縫製機械（家庭用ミシン、工業用ミシン、毛糸手編機械等）、繊維機械の部分品・取付具・附属品

（注 意 点）平成23年表において、平成17年表のコード「3029-02、-021」を「3013-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3014-01		生活関連産業用機械
	3014-011	食品機械・同装置
	3014-012	木材加工機械
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
	3014-015	包装・荷造機械

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類264「生活関連産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示）食品機械・同装置：穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・附属品

木材加工機械：製材機械（帯のご盤、丸のご盤等）、木材加工機械（かんな盤、のご盤、くぎ打機械等）、合板機械（ベニヤレース、プレス、スライサ等）、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品

パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置（割木機、砕木機、リファイナー等）、抄紙機（長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等）、その他の製紙機械（断裁機、巻取機、コーティングマシン等）、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙工機械：印刷機械（とつ版印刷機械、平版印刷機（B3判以上）、特殊印刷機械、おう版印刷機等）、製本機械（断裁機、紙締機、紙折機等）、紙工機械（製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等）、製版機械（活字鑄造機、写真

植字機等）、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品

包装・荷造機械：個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品

（注 意 点）① 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-031 食品機械・同装置」を「3014-011」にコード変更。

② 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-091 製材・木材加工・合板機械」を「3014-012 木材加工機械」にコード及び名称変更。

③ 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-092 パルプ装置・製紙機械」を「3014-013」にコード変更。

④ 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-093 印刷・製本・紙工機械」を「3014-014」にコード変更。

⑤ 平成23年表において、平成17年表で行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を行部門「3014-015 包装・荷造機械」として分割特掲。

⑥ 平成23年表において、平成17年表で行部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械、「3029-03 食品機械・同装置」、「3029-09 その他の特殊産業用機械」のうち木材加工機械、パルプ装置・製紙機械及び印刷・製本・紙工機械分を再編し、列部門「3014-01 生活関連産業用機械」とした。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2652「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示）ろ過機器、分離機器、熱交換器（分縮機、熱換器を含む）、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、集じん機器、化学装置用タンク（固

定式、浮屋根式、球形等)、環境装置(化学的処理を行うもの)、その他の化学機械・同装置(圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器等)、化学機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3022-01、-011」を「3015-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3015-02		鑄造装置・プラスチック加工機械
	3015-021	鑄造装置
	3015-022	プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「鑄造装置製造業」及び2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鑄造装置: ダイカストマシン、その他の鑄造装置(造型機、型込機、中子整形機、特殊型造型機等)、鑄型、鑄型定盤(製鉄・製鋼用に限る)、鑄造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械: 射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」を「3015-021」にコード変更。

② 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-095 プラスチック加工機械」を「3015-022」にコード変更。

③ 平成23年表において、平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」のうち鑄造装置及びプラスチック加工機械を分割し、列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」とした。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「金属工作機械製造業」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、専用機、マシニングセンタ、その他の金属工作機械(平削盤、形削盤、ブローチ盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤等)、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3024-01、-011」を「3016-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2662「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械・同附属装置、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、その他の金属加工機械(製管機械、気圧プレス等)、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3024-02、-021」を「3016-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2664「機械工

具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金製品を除く）、ダイヤモンド工具、空気動工具、電動工具、治具、金属加工用附属品

（注 意 点）① 超硬工具（粉末や金製品）は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3019-02、-021」を「3016-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類267「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「3029-04、-041」を「3017-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型（ダイカスト用を含む）、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「3031-01、-011」を「3019-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 真空装置・真空機器（半導体製造装置を除く）（真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等）、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「3029-05、-051」を「3019-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 数値制御ロボット、マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、ロボットの部分品・取付具・附属品

（注 意 点） 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表の「3023-01、-011 産業用ロボット」を「3019-03、-031 ロボット」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械（たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等）、その他の生産用機械の部分品・取付具・附

属品

- (注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械 (除別掲)」を「3019-099 その他の生産用機械」にコード及び名称変更。
- ② 平成23年表において、平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」のうちその他の生産用機械を分割し、列部門「3019-09 その他の生産用機械」とした。

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) デジタル式複写機、フルカラー複写機、静電間接式複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金銭登録機(レジスタ)、電子会計機(プログラム内蔵方式でないもの)、ワードプロセッサ、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3判未満)、硬貨計算機、事務用シュレッダ、製図機械、その他の事務用機械の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 電子計算機は「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」に、計算尺、そろばん、謄写版及び図案・製図用具などの事務用具は「3919-04、-041 筆記具・文具」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用・娯楽用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類272「サービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機: 飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自

動販売機の部分品・取付具・附属品
 娯楽用機器:パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器:業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用機械器具(業務用食器洗浄機、自動給茶機、自動改札機、自動入場機、両替機、コインロッカー、自動ドア等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の列部門「3112-01 サービス用機器」を「サービス用・娯楽用機器」に名称変更。

(注 意 点) 家庭用エレベータは、「2913-01、-011 運搬機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 体積計(積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等))、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、圧力計・流量計・液面計等(圧力計、金属温度計、流量計、液面計)、精密測定器(工業用長さ計等)、分析機器(光分析装置、その他の分析装置)、試験機(材料試験機、その他の試験機)、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、理化学機械器具(研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学博物実験機器、数学機器等)、天文機器、地球

物理学機器(重量計、磁力計等)等)、その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具(一般長さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、周波数計、速さ計、地震計、温度計(ガラス製のもの)等)、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・試験機・計量器・測定器」を統合し、「3113-01、-011 計測機器」とした。

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・同装置、病院用器具・同装置、歯科用機械器具・同装置、医療用品、動物用医療機械器具、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 医療用のX線装置、電子応用装置及びレーザ応用装置は、「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3719-03、-031」を「3114-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類275「光学機械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 顕微鏡・望遠鏡等(望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡)、写真機・映画用機械(カメラ(デジタルカメラを除く)(フォーカルプレキシヤッタ式カメラ、レンズシャッタ式カメラ、ハーフサイズカメラ、二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ等)、

写真装置・同関連器具（引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダ、ビューア等）、映画用機械器具（映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン等）、光学機械用レンズ・プリズム（カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム）、顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属品、写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品（フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボデー、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等）

- （注 意 点）① 平成23年表において、平成17年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」（眼鏡（枠を含む）を除く。）を統合し、「3115-01、-011 光学機械・レンズ」とした。
- ② 平成23年表において、平成17年表で「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡（枠を含む）を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

- （担当府省庁） 経済産業省
- （定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。
- （品目例示） 銃、砲、爆発物投射機、銃弾、砲弾、爆発物、その他の武器（火えん発射機、戦闘車両、射撃指揮装置等）、武器の部分品・附属品
- （注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-06、-061」を「3116-01、-011」に変更。

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	半導体素子

- （担当府省庁） 経済産業省
- （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2812「光電変換素子製造業」及び2813「半導体素子製造業（光電変換素子を除く）」の生産活動を範囲とする。
- （品目例示） 光電変換素子（発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル等）、その他の半導体素子（ダイオード、整流素子、トランジスタ（シリコントランジスタ、電界効果型トランジスタ、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ等）、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、受光素子等）
- （平成23年表からの変更点）
平成23年表のコード「3211-02、-021」を「3211-01、-011」に変更。
- （注 意 点）① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「3411-01、-011」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	集積回路

- （担当府省庁） 経済産業省
- （定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
- なお、実装していない集積回路は中間製品扱いとする。
- （品目例示） 線形回路、バイポーラ型集積回路、モスタ型集積回路、混成集積回路、実装していない集積回路（輸出分）
- （平成23年表からの変更点）
平成23年表のコード「3211-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。
- （注 意 点）① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	液晶パネル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 液晶パネル(アクティブ型(TFT型)、パッシブ型)、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、液晶素子

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3211-04、-041」を「3211-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、-041 液晶パネル」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2811「電子管製造業」及び2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電子管(マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管等)、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、その他のフラットパネル(有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていたその他のフラットパネルを本部門に統合し、平成23年表の「3211-01、-011 電子管」を「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 電子管の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「3421-01、-011 電子管」を「3211-01、-011」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	記録メディア

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類283「記録メディア製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 半導体メモリメディア(SDメモ리카ード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等)、光ディスク(生のもの)(光磁気ディスク(MO等)、CD-R/RW、DVD-R/RW、BD-R/RW等)、磁気ディスク(生のもの)(リジッドディスク等)、磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電子計算機用)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていた半導体メモリメディアを本部門に統合し、平成23年表の「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」を「記録メディア」に名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3421-03、-031 磁気テープ・磁気ディスク」を「3299-01、-011」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) リジッドプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3421-09、-099 その他の電子部品」から電子回路を分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類282「電子部品製造業」、285「ユニット部品製造業」及び289「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 抵抗器、コンデンサ、変成器(トランス)、

複合部品、音響部品、磁気ヘッド、小形モータ（3W未満のもの）、コネクタ、スイッチ、リレー、ユニット部品（スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット等）、その他の電子部品等（磁性材部品（粉末や金によるもの）、シリコンウエハ（表面研磨したもの）、タッチパネルセンサ、LEDランプ等）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において本部門に含まれていたその他のフラットパネルを「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」に、半導体メモリメディアを「3299-01、-011 記録メディア」にそれぞれ統合。

- （注 意 点）① 超小形電動機（3W未満）は、本部門に含める。
- ② LED（発光ダイオード）ランプは、本部門に含める。
- ③ 半導体素子、集積回路、電子管の部品は、本部門に含める。
- ④ 有線電気通信機器、無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）、ラジオ・テレビ受信機、その他の電気通信機器（交通信号保安装置を除く。）の部分品・附属品は、本部門に含める。
- ⑤ 平成23年表において、平成17年表で本部門に含まれていた電子回路を分割特掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新設。
- ⑥ 平成23年表において、平成17年表のコード「3421-09、-099」を「3299-09、-099」に変更。
- ⑦ 平成23年表において、平成17年表で「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ（表面研磨したもの）を本部門に統合。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01		回転電気機械
	3311-011	発電機器
	3311-012	電動機

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 発電機器：タービン発電機（交流）、エンジン発電機（交流）、その他の発電機（直流発電機、水車発電機、電動発電機等）、その他の回転電気機械、発電機器の部分品・取付具・附属品

電動機：直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機（同期電動機、整流子電動機等）、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機（シンクロ電機、ステッピングモータ等）、電動機の部分品・取付具・附属品

（注 意 点）① 自動車、航空機などの内燃機関用の発電機、電動機は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

② 超小形電動機（3W未満）は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-01、-011～-012」を「3311-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2912「変圧器類製造業（電子機器用を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、リアクトル、誘導電圧調整器、変圧器類の部分品・取付具・附属品

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-02、-021」を「3311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2913「電力開閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電力開閉装置(継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ)、配電盤・電力制御装置(配電盤、監視制御装置、分電盤等)、電力開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3211-03、-031 開閉制御装置及び配電盤」を「3311-03、-031 開閉制御装置・配電盤」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2921「電気溶接機製造業」及び2929「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気溶接機(アーク溶接機、抵抗溶接機)、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用電気機器の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-09、-099」を「3311-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2915「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、その他の配線器具・配線附属品(電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、端子等)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-04、-041」を「3311-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2932「空調・住宅関連機器製造業」のうち民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形等)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3251-01、-011」を「3321-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2922「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発電機、始動電動機、磁石発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「3211-05、-051」を「3311-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類293「民生用電気機械器具製造業」のうち民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器(電気がま、電子レンジ(オープンレンジ、スチームレンジを含む)、電気冷蔵庫、電磁調理器(IH調理器、IHクッキングヒータ等)、その他のちゅう房機器(電気ポット、食器洗い機、食器乾燥機等)、空調・住宅関連機器(扇

風機、換気扇、電気温水器、加湿器、除湿器、空気清浄機等)、衣料衛生関連機器(電気アイロン、電気洗濯機、電気掃除機、衣料乾燥機等)、その他の民生用電気機器(電気こたつ、理容用電気器具(電気かみそり、ヘアドライヤ等)、電気温水洗浄便座、電気ストーブ、電気カーペット、家庭用高周波等治療器等)、民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3251-02、-021 民生用電気機器(除エアコン)」を「3321-02、-021 民生用電気機器(エアコンを除く。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) X線装置(医療用、産業用)、医療用電子応用装置、その他の電子応用装置(超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザ装置、磁気応用探知装置、産業用テレビジョン装置等)、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていた産業用録画再生装置・ビデオカメラ(放送用を除く。)、同部分品・取付具・附属品を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「3221-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計

等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3231-01、-011」を「3332-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、ハロゲン電球、蛍光ランプ、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、H I Dランプ

(注 意 点) ① L E D (発光ダイオード) ランプは、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3241-01、-011」を「3399-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウィンカ、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3241-02、-021」を「3399-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蓄電池(鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池)、一次電池(マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池等)、電池の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3241-03、-031」を「3399-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類299「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 導入線、太陽電池モジュール、他に分類されない電気機械器具(電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、リードフレーム等)

(注 意 点) ① 電球類の部品は、本部門に含める。
 ② 平成23年表において、平成17年表で本部門に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を、「3299-09、-099 その他の電子部品」に統合。
 ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3241-09、-099」を「3399-09、-099」に変更。

34 情報通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話(有線)装置(電話機、交換機、インターホン、電話応用装置等)、電信・画像(有線)装置(ファクシミリ、テレビ会議電話装置等)、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム)等)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3412-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 携帯電話機及び簡易型携帯電話機(PHS)は、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機・ファクシミリの子機が外部ではPHSとして利用できるものは本部門に含める。また本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3321-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電話機・PHS電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話機(PHS)

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3412-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3321-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、その他の移動局通信装置、携帯用通信装置（携帯電話機及び簡易型携帯電話機（PHS）を除く）、無線応用装置（GPS装置、カーナビゲーションシステム、ETC等）、その他の無線通信装置（パーソナル無線装置等）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表のコード「3412-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

（注 意 点）① 無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器（除携帯電話機）」を「3412-03、-031 無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ラジオ受信機、テレビジョン受信機（録画・再生機能一体型を含む）（液晶パネル式、プラズマディスプレイパネル式、ブラウン管式、プロジェクション式（受信機一体型）等）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表のコード「3411-03、-031」を「3411-04、-041」に変更。

（注 意 点）① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3311-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3015「交通信号保安装置製造業」及び3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品（電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器等）、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、ガス警報機

（平成23年表からの変更点）

平成23年表のコード「3412-09、-099」を「3411-09、-099」に変更。

（注 意 点）① その他の電気通信機器（交通信号保安装置を除く。）の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3321-09、-099」を「3412-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3021「ビデオ機器製造業」及び3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 録画・再生装置（DVDレコーダ等）、ビデオカメラ（放送用を除く）、デジタルカメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部分品・取付具・附属品

（平成23年表からの変更点）

平成23年表のコード「3411-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

（注 意 点）① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれていた産

業用録画再生装置・ビデオカメラ（放送用を除く。）、同部分品・取付具・附属品を本部門に統合。

- ② 平成23年表において、平成17年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、その他の電気音響機械器具(テープレコーダ、ICレコーダ等)、スピーカシステム・マイクロホン・イヤホン・音響用ピックアップ類等(完成品)、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「3411-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3311-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) パーソナルコンピュータ(デスクトップ型、ノートブック型、タブレット型等)、パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3331-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3031「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ(オフィスコンピュータ、ワークステーション等)、電子計算機(パソコンを除く)の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3331-02、-021 電子計算機本体(除パソコン)」を「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」及び3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 外部記憶装置(磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置等)、印刷装置(シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置(プロッター)等)、表示装置(ディスプレイ(電子計算機用)等)、その他の附属装置(金融用端末装置、その他の端末装置、その他の入出力装置等)、電子計算機附属装置の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「3331-03、-031 電子計算機附属装置」を「3421-03、-031 電子計算機附属装置」にコード及び名称変更。

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち乗用車の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車

(注意点) シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー

(注意点) ① シャシーのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とした。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。

(注意点) ① 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3531-01、-011」を「3522-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

(注意点) 平成23年表において、平成17年表の「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機関」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品、車体部品、カー

エアコン、カーヒータ、座席、KDセット
(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)

(注 意 点) ① KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3541-03、-031」を「3531-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(注 意 点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として国内生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3611-01、-011」を「3541-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製(鋼船を除く。)舟艇(20総トン数未満)

(注 意 点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇(20総トン数未満)は本部門に含める。

② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3611-02、-021」を「3541-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用蒸気機関、船用電気点火機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3611-03、-031」を「3541-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。

② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3611-10、-101」を「3541-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

(注 意 点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。

② 信号保安装置は本部門に含めず、

「3411-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

- ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3621-01、-011」を「3591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

- (注 意 点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。
 ② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。
 ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「3621-10、-101」を「3591-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 航空機(飛行機(ターボジェット機、ターボプロップ機等)、ヘリコプター、その他の航空機(グライダー、飛行船等))、航空機用原動機(ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等)、その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、主翼、胴体、降着装置、操縦訓練用設備等)

- (注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3622-01、-011」を「3592-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類901「機械修理業(電気機械器具

を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備の活動を範囲とする。

- (注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3622-10、-101」を「3592-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車)、車いす(手動式)、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

- (注 意 点) ① 車いす(電動式)は、列部門「3599-09 その他の輸送機械」及び行部門「3599-099 他に分類されない輸送機械」に含める。
 ② 平成23年表において、平成17年表のコード「3629-01、-011」を「3599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-09		その他の輸送機械
	3599-091	産業用運搬車両
	3599-099	他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両:フォークリフトトラック、構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等)、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、産業用トレーラ、パレットトラック、ショベルトラック(建設用を除く)、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

他に分類されない輸送機械:飛ばしうり体(ロケット、人工衛星、宇宙船等)、

飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具（荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート、車いす（電動式）等）、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

- （注 意 点）① 車いす（手動式）は、「3599-01、-011 自転車」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「3629-09、-091」を「3599-09、-091」に変更し、「3629-099 その他の輸送機械（除別掲）」を「3599-099 他に分類されない輸送機械」にコード及び名称変更。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」及び159「印刷関連サービス業」の活動を範囲とする。独立行政法人国立印刷局が行う印刷・製版・製本の活動を含む。

なお、国内生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

（品目例示） 印刷（オフセット印刷（平版印刷、デジタル印刷等）、とっ版印刷（活版印刷等）、おう版印刷（スクリーン印刷、グラビア印刷等）、官報印刷、紙幣印刷、紙以外のものに対する印刷（特殊印刷）、製版（写真製版、フォトマスク、活字、鉛版、銅おう版、木版彫刻製版）、製本、印刷物加工、その他の印刷関連、独立行政法人国立印刷局広告料収入

（注 意 点） 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 革製履物（紳士用革靴（23cm以上）、婦人用・子供用革靴、運動用革靴（登山靴、スケート靴、スパイク靴、ゴルフ靴等）、作業用革靴（保安靴、耐電靴、耐酸靴等）、その他の革製靴（一部革製の靴等）、その他の革製履物（草履、スリッパ、サンダル等）、革製履物用材料・同附属品（甲、靴底、かかと等）

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「2411-01、-011」を「2311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2312-01		なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）
	2312-011	製革・毛皮
	2312-012	かばん・袋物・その他の革製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類201「なめし革製造業」、202「工業用革製品製造業（手袋を除く）」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」、208「毛皮製造業」及び209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 製革・毛皮：なめし革（成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革（わに革、とかげ革、へび革等））、毛皮（調整済で完成品ではないもの）

かばん・袋物・その他の革製品：工業用革製品（工業用革ベルト、革製パッキン、ガスカート等）、革製手袋（合成皮革製を含む）（衣服用、作業用、スポーツ用）、かばん（材料のいかんを問わない）（なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入かばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等）、袋物（札入れ、財布、ショッピングバッグ等）、ハンドバッグ（材料のいかんを問わない）、その他のなめし革製品（服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の列部門「2312-01 製革・毛皮」と「2312-02 かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、「2312-01 なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」とする。また平成23年表のコード「2312-021」を「2312-012」に変更。

（注 意 点）① 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品（コート、えり巻、毛皮装飾品等）は「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に、革製の運動用具（グローブ等）は「3911-02、-021 運動用品」にそれぞれ含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「2412-01、-011 製革・毛皮」を「2312-01、-011」にコード変更。

③ 平成23年表において、平成17年表の「2412-02、-021 かばん・袋物・その他の革製品」を「2312-02、-021」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3251「娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）」及び3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 娯楽用具・がん具（トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、ゲーム盤、電子応用がん具（家庭用テレビゲーム機、携帯用電子ゲーム機等）、金属製がん具、プラスチック製がん具（モデルキット、空気入りビニールがん具、児童乗物（歩行補助機、乳母車、三輪車等）等）、縫いぐるみ動物、木製がん具等）、人形（日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形、節句人形、ひな人形等）、がん具の部分品・附属品

（注 意 点） ゲームソフト記録物（CD、DVD、カセット等）は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・附属品

（注 意 点） 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト、ヘル

メット等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身近細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類321「貴金属・宝石製品製造業」及び322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う勲章の生産活動を含む。

(品目例示) 装身具・装飾品(貴金属(金、銀、プラチナ等)・宝石(天然宝石、真珠等)製、すず・アンチモン製等)(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスポタン等)、その他の身近細貨品・貴金属製品(コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、手鏡、宝石箱、小物箱、宗教用具、賞杯、勲章、貴金属製たばこケース、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・皿等の洋食器類等)、造花、装飾用羽毛、ボタン、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品(縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップ、ホック、クリップ、画びょう、マジックテープ、安全ピン等)、かつら、かもじ、身近細貨品の部分品・附属品

(注 意 点) ① うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)は、「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-04、-041」を「3919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(機械時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計等)、その他の時計(ス

トップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ等)、時計側

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3712-01、-011」を「3919-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザ、電子キーボード、電子ピアノ等)、ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、オルゴール、楽器の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-01、-011」を「3919-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆・ペン類・鉛筆(万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯等)、毛筆・絵画用品(水彩絵具、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、スケッチボックス、カンバス、画板、画布、ポスターカラー等)、その他の事務用品(印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、事務用・工業用のり、そろばん、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器等)、筆記具・文具の部分品・附属品

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-03、-031」を「3919-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 音響用情報記録物(オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等)、映像用情報記録物(ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等)、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(注 意 点) ① ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、未記録の媒体(半導体メモリメディア、光ディスク、磁気テープ等)は「3299-01、-011 記録メディア」に含める。

なお、ゲームソフト、映像ソフト及び音楽ソフトについては、それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)」の生産活動とする。本部門は、情報の価値は含めずメディアの生産活動のみを計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「3919-02、-021」を「3919-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器(家具、台所・食卓用品等)、うちわ、扇子、ちょうちん、ほうき・ブラシ(歯ブラシ、化粧用ブラシ、たわし、ほうき、はたき、モップ等)、喫煙用具(たばこ用ライター、たばこ用フィルター等)、その他の生活雑貨製品(傘、マッチ、魔法瓶等)、煙火(がん具用を含む)、看板・標識機(看板、標識機、展示装置等)、パレット(荷役・運搬用)、モデル・模型(マネキン人形、人台、地球儀、食品模型等)、工業用模型(木型を含む)、眼鏡(枠を含む)(眼鏡、眼鏡枠、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、眼鏡の部分品等)、他に分類されないその他の製品(繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命器具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、オガライト、靴中敷物(革製を除く)、つえ等)

(注 意 点) ① プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。

② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理活動を範囲とする。日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は回収活動であるため、本部門に含める。また屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳さい(鋳滓)、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、木くず、硫安、珪酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

(注 意 点) 平成12年表においては、発生した屑・副産物は本部門に投入し本部門の国内生産額に含めていたが、平成17年表以降は本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部(「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造の建築物(「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)

(注 意 点) ① 住宅建築(木造)における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の各部門についても同様とする。

② 新築:既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

増築:既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築:建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物(住宅及び非住宅)に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増

築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)

(注 意 点) 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造): 主要構造部(「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造(RC造): 主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

鉄骨造(S造): 主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの(鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。)

コンクリートブロック造(CB造): 鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック造も含む。)

その他: 無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築(木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

(注 意 点) 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築(非木造)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注 意 点) 建築物(住宅及び非住宅)に係る工事のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は国内総固定資本形成に産出し、経常的な維持・修理工事は中間消費とする。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業

② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

(品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理

(注 意 点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事の扱いとする。

② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031

農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、全て本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川: 国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
- ② 都市計画: 国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設
- ③ 港湾・漁港: 国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④ 空港: 国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧: 国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等: 国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木: 国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業
- ② 林道: 国及び地方公共団体の行う林道事業
- ③ 治山: 国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧: 国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、J R、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物

(注 意 点) ① 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物(建築物)の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-01、-011」を「4191-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可(1000kw以上)を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-02、-021」を「4191-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-03、-031」を「4191-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の

行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「4132-09、-099」を「4191-09、-099」に変更。

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
4611-01	4611-001	事業用電力
4611-02		事業用火力発電 事業用発電（火力発電を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類331「電気業」のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

（品目例示） 事業用火力発電（バイオマスを含む）、事業用水力発電、原子力発電、新エネルギー等による事業用発電（風力、地熱、太陽光）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の列部門「4611-01 事業用原子力発電」と「4611-03 水力・その他の事業用発電」を統合し、「4611-02 事業用発電（火力発電を除く。）」とする。また平成23年表のコード「4611-02」を「4611-01」に変更。

（注 意 点）① 平成23年表において、平成17年表のコード「5111-01～-03、-001」を「4611-01～-03、-001」に変更。

② 平成23年表において、平成17年表の列部門「5111-02 事業用火力発電」、「5111-03 水力・その他の事業用発電」及び本行部門に含まれていた共同発電を「4611-04、-041 自家発電」に含めた。

列コード	行コード	部門名称
4611-03	4611-031	自家発電

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類331「電気業」のうち自家用発電の活動を範囲とする。ただし、「鉱工業」部門などにおいて最大出力1000kW以上の発電設備を有し、常時発電をしている活動を対象とする。

（平成23年表からの変更点）

平成23年表のコード「4611-04、-041」を「4611-03、-031」に変更。

（注 意 点）① 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、

独立したアクティビティとして部門を設定している。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「5111-04、-041」を「4611-04、-041」に変更。

③ 平成23年表において、平成17年表で列部門「5111-02 事業用火力発電」、「5111-03 水力・その他の事業用発電」及び行部門「5111-001 事業用電力」に含まれていた共同発電を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」の活動を範囲とする。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「5121-01、-011」を「4621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類351「熱供給業」の活動を範囲とする。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「5122-01、-011」を「4622-01、-011」に変更。

47 水道

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

- (注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(「水道法」に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
- ② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理(国公営)★★」及び「5789-03、-031 水運施設管理」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「5211-01、-011」を「4711-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類362「工業用水道業」の活動を範囲とする。

- (注 意 点) ① 本部門は、工業用に供する水(水力発電用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)の供給を行う活動(「工業用水道事業法」に基づく工業用水事業)が該当する。
- ② 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は、「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「5211-02、-021」を「4711-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

- (注 意 点) ① 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「5211-03、-031」を「4711-03、-031」に変更。

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（注 意 点）① 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「5212-01、-011」を「4811-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の「4811-02、-021 廃棄物処理（産業）」を「廃棄物処理」に名称変更。

（注 意 点）① 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に同じ。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「5212-02、-021」を「4811-02、-021」に変更。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場の活動を範囲に含む。

（注 意 点）① 日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は、「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「6111-01、-011」を「5111-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619の「小売業」及び642「質屋」の活動を範囲とし、その国内生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうち製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの「製造業」部門に含める。

（品目例示） 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、量小売、宗教用具小売

（注 意 点）① 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「6112-01、-011」を「5112-01、-011」に変更。

③ 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合。

④ 平成23年表において、平成17年表の保険外診療に係る調剤分のうち商業マージン相当分を「6411-04、-041 医療（調剤）」に統合。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融（F I S I M）
	5311-012	民間金融（F I S I M）
	5311-013	公的金融（手数料）
	5311-014	民間金融（手数料）

（担当府省庁） 金融庁

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類621「中央銀行」、622「銀行（中央銀行を除く）」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資顧問業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、インターネット專業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、金融商品取引所、日本郵便株式会社（銀行代理業務）及び「〔別表4〕平成27（2015年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

（注 意 点）① 公的金融機関とは、「〔別表4〕平成27年（2015年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び日本郵便株式会社（銀行代理業務）である。それ以外の金融機関は、全て民間金融機関である。

② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、

-011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。

③ 行部門を「公的」と「民間」に分割しているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

④ 平成23年表において、93SNAに沿って、FISIMを導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融（帰属利子）」を「5311-011 公的金融（FISIM）」に、「6211-012 民間金融（帰属利子）」を「5311-012 民間金融（FISIM）」にコード及び名称変更。

⑤ 平成23年表において、平成17年表のコード「6211-01、-013～-014」を「5311-01、-013～-014」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

（担当府省庁） 金融庁

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類671「生命保険業」、細分類6741「生命保険媒介業」、小分類673「共済事業、少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業並びに小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当しない活動を範囲とする。

（品目例示） 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済、社会保険事務（国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等）

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の「6431-01、-011 社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合。

（注 意 点）① 本部門には、住宅金融支援機構の団体信用生命保険、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「6212-01、-011」を「5312-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

（担当府省庁） 金融庁

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類672「損害保険業」、細分類6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」並びに小分類673「共済事業、少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

（品目例示） 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災保険、自動車共済等）の再保険・再々共済

（注 意 点）① 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融支援機構（住宅融資保険）、日本政策金融公庫（信用保険事業）、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付、国立研究開発法人森林総合研究所の森林保険業務勘定、独立行政法人日本貿易保険を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「6212-02、-021」を「5312-02、-021」に変更。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(注 意 点) ① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。
 ② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを国内生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。
 ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「6411-01、-011」を「5511-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場の活動（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。）を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

(注 意 点) ① 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。
 ② 平成23年表において、平成17年表のコード「6411-02、-021」を「5511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類692「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「6421-01、-011」を「5521-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「6422-01、-011」を「5531-01、-011」に変更。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送

- (注意点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額に含めない。
- ② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。
- ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「7111-01、-011」を「5711-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

- (注意点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「7112-01、-011」を「5712-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類431「一般乗

合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

- (注意点) ① バス事業の車両等における広告料は、本部門の国内生産額に含めない。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「7121-01、-011」を「5721-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

- (注意点) ① 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「7121-02、-021」を「5721-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業(一般貨物(特別積合せ貨物含む。)、特定貨物、貨物軽自動車)、軽車両などによる貨物輸送

- (注意点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。
- ② 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

③ 平成23年表において、「郵便法」の改正により、平成17年表で「7311-01、-011 郵便・信書便」に含まれていた小包郵便物を本部門に統合。

④ 平成23年表において、平成17年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送（除自家輸送）」を「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送（旅客自動車）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送（マイカー輸送を除く。）を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

（注 意 点）① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の範囲に含まれるなど、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」（旅客及び貨物）を付帯表として作成する。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「7131-01P、-011P」を「5731-01P、-011P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送（貨物自動車）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送（マイカーを除く。）を行う活動を範囲とする。

（注 意 点）① 「5731-01P、-011P 自家輸送（旅客自動車）」に同じ。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7132-01P、-011P」を「5732-01P、-011P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類451「外航海運業」及び細分類4541「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」の活動を範囲とする。

（品目例示） 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

（注 意 点）① 日本標準産業分類の細分類4541「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船料は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用船料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「7141-01、-011」を「5741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5742-01		沿海・内水面輸送
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 沿海旅客海運業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。）の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

（注 意 点）① 日本標準産業分類の細分類4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て自部門取引となるので、国内生産額には計上しない。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「7142-01、-011～-012」を「5742-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

(注意点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7143-01、-011」を「5743-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5751-01		航空輸送
	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」及び462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

(注意点) ① 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機(旅客チャーター及び貨物チャーター)は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用機料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「7151-01、-011～-014」を「5751-01、-011～-014」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類444「集配利用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 利用運送業(第一種利用運送業)、集配利用運送業(第二種利用運送業)、運送取次業

(注意点) ① 本部門の国内生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7161-01、-011」を「5761-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む。)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点) ① 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7171-01、-011」を「5771-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注 意 点) ① 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7181-01、-011」を「5781-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注 意 点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-01、-011 貸自動車業」に含める。

② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務(地方)★★」の範囲とする。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「7189-01、-011」を「5789-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理(国公営)★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きよ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業及び細分類4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(平成23年表からの変更点)

① 平成23年表において本部門に含まれていた地方公営事業会計の適用範囲である港湾事業、港湾運営会社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動を「5789-03、-031 水運施設管理」に分割し特掲。

② 平成23年表の「5789-02、-021 水運施設管理★★」を「水運施設管理(国公営)★★」に名称変更。

(注 意 点) ① とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。
また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7189-02、-021」を「5789-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きよ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業とする。

(品目例示) 港湾の管理

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「5789-02、-021 水運施設管理★★」に含まれていた地方公営事業会計の適用範囲である港湾事業、港湾運営会社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動を本部門に分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	水運附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「5789-03、-031」を「5789-04、-041」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「7189-03、-031 その他の水運付帯サービス」を「5789-03、-031 水運附帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理 (公営) ★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体が設置及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(平成23年表からの変更点)

① 平成23年表において本部門に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を「5789-06、-061 航空施設管理」に統合。

② 平成23年表の「5789-04、-041 航空施設管理 (国公営) ★★」を「5789-05、-051 航空施設管理 (公営) ★★」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、「5789-06、-061 航空施設管理」

に計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7189-04、-041」を「5789-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

(平成23年表からの変更点)

① 平成23年表において「5789-04、-041 航空施設管理 (国公営) ★★」に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を本部門に統合

② 平成23年表の「5789-05、-051 航空施設管理 (産業)」を「5789-06、-061 航空施設管理」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は、全て本部門に計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7189-05、-051」を「5789-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-07	5789-071	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動(機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等)を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(平成23年表からの変更点)

平成23年表のコード「5789-06、-061」を「5789-07、-071」に変更。

(注 意 点) ① 空港ターミナルビル等は「5511-02、

-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油（燃料販売）は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。

- ② 平成23年表において、平成17年表の「7189-06、-061 その他の航空付帯サービス」を「5789-06、-061 航空付帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類4891「海運仲立業」及び4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(注意点) ① 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業を含む。

- ② 平成23年表において、平成17年表の「7189-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類491「郵便業（信書便事業を含む）」の活動、861「郵便局」及び862「郵便局受託業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所（手数料）等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を本部門に統合。

(注意点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道

貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「7311-01、-011」を「5791-01、-011」に変更。また、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていた小包郵便物を分割し、「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」に統合。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」のうちサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用、ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)、IX(インターネット・エクスチェンジ)業、IDC(インターネット・データ・センター)業、固定電気通信によるインターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、有線放送電話等

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「5911-09、-099 その他の電気通信」及び「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を本部門に統合。
- ② 平成23年表において「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5941-01、-011 インターネット附随サービス」に統合。

(注 意 点) ① 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。
 ② 平成23年表において、平成17年表の「7312-01、-011 固定電気通信」を「5911-01、-011」にコード変更。
 ③ 平成23年表において、平成17年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」を「5911-09、-099」にコード変更。
 ④ 平成23年表において、平成17年表で「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、移動電気通信によるインターネット接続サービス等

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7312-02、-021」を「5911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 電気通信業務受託、携帯電話取扱店(契約事務取扱手数料)、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業等

(平成23年表からの変更点)

- ① 平成23年表において「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を「5911-01、-011 固定電気通信」に、簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所(手数料)を「5791-01、-011 郵便・信書便」にそれぞれ統合。
- ② 平成23年表の「5919-09、-099 その他の通信サービス」を「5911-03、-031 電気通信に附帯するサービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「7319-09、-091 その他の通信サービス」を「5919-09、-099」にコード変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(注 意 点) ① 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「7321-01、-011」を「5921-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を除く。)を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7321-02、-021」を「5921-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類383「有線放送業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7321-03、-031」を「5921-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5931-01		情報サービス
	5931-011	ソフトウェア業
	5931-012	情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類391「ソフトウェア業」及び392「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。国立研究開

発法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の活動を含む。

(品目例示) ソフトウェア業：受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア

情報処理・提供サービス：受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、データ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査、社会調査

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「7331-01、-011～-012」を「5931-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類401「インターネット附随サービス業」の活動及び小分類371「固定電気通信業」のうちサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスに係る活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「7341-01、-011」を「5941-01、-011」に変更。

② 平成23年表において、平成17年表で本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 映画の制作・配給、ビデオ制作・発売、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、レコード制作、音楽出版、ラジオ番組制作、広告制作（印刷物にかかるもの）、共同通信社、時事通信社、新聞社支局（印刷発行を行わないもの）、貸スタジオ、プリプロダクション、ポストプロダクション

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」を「映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）」に名称変更。

- （注 意 点）① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。
- ② 日本標準産業分類の細分類7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表で「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。
- ④ 平成23年表において、平成17年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類413「新聞業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

（注 意 点）① 電子メディアも本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7351-02、-021」を「5951-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類414「出版業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

（品目例示） 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版

（注 意 点）① 電子メディアも本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「7351-03、-031」を「5951-03、-031」に変更。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務（中央）★★

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、中央政府関係の非市場生産者（一般政府）★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

（品目例示） 「〔別表4〕平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」の「公務」の項を参照のこと。

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた中央政府の手数料のうち、市場生産者の支払分（電波利用料収入、許可料収入等）を本部門の財・サービスの販売に含める。

（注 意 点）① 自衛隊の活動も本部門に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「8111-01、-011」を「6111-01、-011」に変更。

（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた地方政府の手数料のうち、市場生産者の支払分を本部門の財・サービスの販売に含める。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「8112-01、-011」を「6112-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務（地方）★★

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、地方政府関係の非市場生産者（一般政府）★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

（品目例示） 「〔別表4〕平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」の「公務」の項を参照のこと。

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において「9411-000 間接税

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校、各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動（高等教育機関が行う研究活動を除く）を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

（平成23年表からの変更点）

日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含める。

また、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外する。

（注 意 点）① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。

② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「8211-01、-011」を「6311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、

812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校、各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動（高等教育機関が行う研究活動を除く）を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

（平成23年表からの変更点）

日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含める。

また、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外する。

（注 意 点）① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。

② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「8211-02、-021」を「6311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6311-03	6311-031	学校給食（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

（平成23年表からの変更点）

分野が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 そ

他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-04、-041」を「6311-03、-031」に変更。

(注 意 点) 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起すことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

列コード	行コード	部門名称
6311-04	6311-041	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

分野が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-05、-051」を「6311-04、-041」に変更。

(注 意 点) 「6311-03、-031 学校給食(国公立)★」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、女性教育会館等

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコー

ド「8213-01、-011」を「6312-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、女性教育会館等

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8213-02、-021」を「6312-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

(品目例示) 防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人航海訓練所等

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8213-03、-031」を「6312-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職

員訓練施設並びに8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所(専修学校、各種学校でないもの)、料理学校(専修学校、各種学校でないもの)、洋裁学校(専修学校、各種学校でないもの)、自動車教習所(専修学校、各種学校でないもの)等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6312-04、-041 その他の教育訓練機関(産業)」を「その他の教育訓練機関」に名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8213-04、-041」を「6312-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立) ★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 公立大学(研究活動に限る)、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成23年表からの変更点)

国公立高等教育機関の活動のうち自然科学に関する研究活動分を本部門に含める。

(注 意 点) ① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-01、-011」を「6321-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う人文・社会科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 国公立大学(研究活動に限る)、国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人経済産業研究所等

(平成23年表からの変更点)

① 国公立高等教育機関の活動のうち人文・社会科学に関する研究活動分を本部門に含める。

② 平成23年表の「6321-02、-021 人文科学研究機関(国公立)★★」を「人文・社会科学研究機関(国公立)★★」に名称変更。

(注 意 点) ① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。
② 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-02、-021」を「6321-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利) ★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 私立大学(研究活動に限る)、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学

研究所等

(平成23年表からの変更点)

私立高等教育機関の活動のうち自然科学に関する研究活動分を本部門に含める。

- (注 意 点) ① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動は、本部門に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-03、-031」を「6321-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う人文・社会科学に関する研究活動を範囲とする。

(品目例示) 私立大学（研究活動に限る）、東洋文化研究所、社会科学研究所等

(平成23年表からの変更点)

- ① 私立高等教育機関の活動のうち人文・社会科学に関する研究活動分を本部門に含める。
- ② 平成23年表の「6321-04、-041 人文科学研究機関（非営利）★」を「人文・社会科学研究機関（非営利）★」に名称変更。

- (注 意 点) ① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動は、本部門に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-04、-041」を「6321-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究

等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6321-05、-051 自然科学研究機関（産業）」を「自然科学研究機関」に名称変更。

- (注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-05、-051」を「6321-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文・社会科学研究機関

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の人文・社会科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6321-06、-061 人文科学研究機関（産業）」を「人文・社会科学研究機関」に名称変更。

- (注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8221-06、-061」を「6321-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。

なお、企業が製品(商品)の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。

② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8222-01、-011」を「6322-01、-011」に変更。

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療(入院診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び細分類8321「有床診療所」における一般診療のうち入院診療の活動を範囲とする。

なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療(歯科診療)」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 一般診療(入院診療(歯科診療は除く))

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療(入院外診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び832「一般診療所」における一般診療のうち、入院外診療、保健予防活動及び医療相談等の活動を範囲とする。

なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療(歯科診療)」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 一般診療(入院外診療(歯科診療は除く))

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療(歯科診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び833「歯科診療所」における歯科診療

及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。
 なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 歯科診療

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療（調剤）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。
 なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類834「助産・看護業」、835「療術業」及び836「医療に付随するサービス業」の活動を範囲とする。
 また、病院及び一般診療所が行う訪問看護サービスは本部門に含む。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）、臨床検査業等

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類841「保健所」、842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） 保健所、健康相談所、検疫所（動、植物を除く）、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「8312-01、-011」を「6421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

（品目例示） 健康相談施設、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査業、消毒業（物品、電話機）、犬管理所、犬管理事務所

（平成23年表からの変更点）

平成23年表の「6421-02、-021 保健衛生（産業）」を「保健衛生」に名称変更。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「8312-02、-021」を「6421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当する活動を範囲とする。

（品目例示） 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保険、介護保険、労働保険等の社会保険事務

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金

基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を分割し、「5312-01、-011 生命保険」に統合。

- （注 意 点）① 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。
- ② 平成23年表において、平成17年表の「8313-01、-011 社会保険事業(国公立)★★」と「8313-02、-021 社会保険事業(非営利)★」を統合し、「6431-01、-011 社会保険事業★★」とした。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類852「福祉事務所」、細分類8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 社会福祉事務所、児童相談所、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「8313-03、-031」を「6431-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「8313-04、-041」を「6431-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

（平成23年表からの変更点）

① 平成23年表において本部門に含まれ

ていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

② 平成23年表の「6431-04、-041 社会福祉（産業）」を「社会福祉」に名称変更。

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「8313-05、-051」を「6431-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-05	6431-051	保育所

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8531「保育所」の活動を範囲とする。

（品目例示） 保育所、託児所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において「6431-02、-021 社会福祉（国公立）★★」、「6431-03、-031 社会福祉（非営利）★」及び「6431-04、-041 社会福祉（産業）」にそれぞれ含まれていた保育所を分割し、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

（品目例示） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表の「8314-02、-021 介護（施設）」を「6441-01、-011 介護（施設サービス）」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細

分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

（品目例示） 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

（注 意 点） ① 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

② 平成23年表において、平成17年表の「8314-01、-011 介護（居宅）」を「6441-02、-021 介護（施設サービスを除く。）」にコード及び名称変更。

65 他に分類されない会員制団体

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	会員制企業団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、収益を目的としない活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6599-01、-011 対企業民間非営利団体」を「会員制企業団体」に名称変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8411-01、-011」を「6599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類94「宗教」、小分類932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(注 意 点) ① 非市場生産者(対家計民間非営利団体)★として個別に設定されている部門の

範囲を除く。

② 平成23年表において、平成17年表の「8411-02、-021 対家計民間非営利団体（除別掲）★」を「6599-02、-021 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★」にコード及び名称変更。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鋁山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、冷蔵陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業、航空機賃貸業

建設機械器具賃貸業：掘削機械器具賃貸業、建設用クレーン賃貸業、整地機械賃貸業、基礎工事用機械賃貸業、仮設資材賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業、パーソナルコンピュータ賃貸業

事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、複写機賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業、タイムレコーダ賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸

業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モーターボート業、貸馬業、映画・演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、音楽・映像記録物（CD・DVD・BD等）賃貸業、貸衣しょう業、レンタルブティック、貸テレビ業、貸本業、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、貸ピアノ業、医療・福祉用具賃貸業

（注 意 点）① 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護（施設サービスを除く。）」を迂回して産出される。

② 平成23年表において、平成17年表の列部門「8512-01 物品賃貸業（除貸自動車）」を「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」にコード及び名称変更。

③ 平成23年表において、平成17年表の行部門「8512-011 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」を「6611-011 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」にコード及び名称変更。

④ 平成23年表において、平成17年表の行部門「8512-014 事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」を「6611-014 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」にコード及び名称変更。

⑤ 平成23年表において、平成17年表のコード「8512-012～-013、-015」を「6611-012～-013、-015」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） レンタカー業、自動車リース業

（注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコー

ド「8513-01、-011」を「6612-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01	6621-011 6621-012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類731「広告業」の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、出版等)の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、インターネット広告、折込み広告

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8511-01、-011～-012」を「6621-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車の整備、修理、検査、登録

(平成23年表からの変更点)

自動車安全特別会計自動車検査登録勘定の業務は本部門に含める。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

④ 平成23年表において、平成17年表の「8514-10、-101 自動車修理」を「6631-10、-101 自動車整備」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「機械修理業(電気機械器具を除く)」のうち空港等で行われる航空機整備を除く活動及び902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(注 意 点) ① 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「8515-10、-101」を「6632-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「法律事務所、特許事務所」、細分類7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-02、-021」を「6699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-03、-031」を「6699-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。

(a)港湾運送業務、(b)建設業務、(c)警備業務、(d)病院等における医療関連の業務(一部を除く。)など

なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記(a)～(d)と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣サービスを投入することはあり得る。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-04、-041」を「6699-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管清掃業

(注 意 点) ① 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-01、-011」を「6699-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類923「警備業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 施設警備(施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警

備業務)、雑踏警備(交通誘導警備業務、雑踏警備業務)、運搬警備(貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務)、身辺警備業務

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7222「土地家屋調査士事務所」、小分類723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類7281「経営コンサルタント業」、小分類729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」及び929「他に分類されない事業サービス業」の活動を範囲とする。独立行政法人大学入試センターの活動及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のうち資源備蓄事業を除く活動を含む。

(品目例示) 速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、コールセンター業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業、興信所、信用調査所

(注 意 点) ① 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「6111-01、-011 公務(中央)★★」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていた興信所を本部門に統合。

③ 平成23年表において、平成17年表で本

部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」に統合。

- ④ 平成23年表において、平成17年表で本部門に含まれていた警備業を分割特掲し、「6699-05、-051 警備業」を新設。
- ⑤ 平成23年表において、平成17年表のコード「8519-09、-099」を「6699-09、-099」に変更。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び759「その他の宿泊業」のうち会社の寄宿舍、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

- (注 意 点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。
- ② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿舍、会社の独身寮及び学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。
- ③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。
- ④ 平成23年表において、日本標準産業分類の細分類7592「リゾートクラブ」を本部門に含めた。
- ⑤ 平成23年表において、平成17年表のコード「8613-01、-011」を「6711-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食店

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類76「飲食店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6721-01、-011 飲食サービス」のうち飲食店を分割。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを統合し、「6721-01、-011 飲食サービス」とした。

列コード	行コード	部門名称
6721-02	6721-021	持ち帰り・配達飲食サービス

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(平成23年表からの変更点)

平成23年表の「6721-01、-011 飲食サービス」のうち持ち帰り・配達飲食サービスを分割。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを統合し、「6721-01、-011 飲食サービス」とした。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-01、-011」を「6731-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 理容店、理髪店、パーバー、床屋

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-02、-021」を「6731-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-03、-031」を「6731-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸しぶろ業、砂湯業、サウナぶろ業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯

(注 意 点) ① ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていたソープランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-04、-041」を「6731-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソープランド業

(注 意 点) ① 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「8614-04、-041 浴場業」に含まれていたソープランド業を本部門に統合。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「8614-09、-099」を「6731-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-01、-011」を「6741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場（別掲を除く）、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表の「8611-02、-021 興行場（除別掲）・興行団」を「6741-02、-021 興行場（映画館を除く。）・興行団」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場、競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団等

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-04、-041」を「6741-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類804「スポーツ施設提供業」及び805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) 体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-05、-051」を「6741-04、-041」に変更。

② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で「8619-04、-041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラブを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供

する活動を含む。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-03、-031」を「6741-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-09	6741-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類809「その他の娯楽業」及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品目例示) ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸ぎ業、カラオケボックス業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8611-09、-099」を「6741-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類746「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、出版等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8619-01、-011」を「6799-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類795「火葬・墓地管理業」及び796「冠婚葬祭業」の活

動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(注 意 点) ① 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「8619-02、-021」を「6799-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類823「学習塾」及び824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「8619-04、-041」を「6799-03、-031」に変更。

② 平成23年表において、日本標準産業分類の改定により、平成17年表で本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類903「表具業」及び909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(注 意 点) ① 別掲とは、以下の(a)~(c)である。

(a) 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航

空機の修理は、それぞれの部門に含める。

(b) 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。

(c) 衣服の修理は、「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表の「8619-03、-031 各種修理業(除別掲)」を「6799-04、-041 各種修理業(別掲を除く。)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、793「衣服裁縫修理業」、794「物品預り業」及び799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業(ガイド)、宝くじ売りさばき業

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8619-09、-099」を「6799-09、-099」に変更。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く。)

なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く。)、印刷用紙、はさみ及び半導体メモリメディアは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ、半導体メモリメディア

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「8900-00P、-000P」を「6811-00P、-000P」に変更。

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(注 意 点) ① 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9000-00、-000」を「6911-00、-000」に変更。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出(列)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

(注 意 点) ① 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9110-00」を「7111-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 家計(個人企業を除いた消費主体としての家計)の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」(国内概念)と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」(国民概念)という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00 (控除) 輸入(直接購入)」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出(直接購入)」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点がある。

1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。

2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「8412-00 (控除) 輸入 (直接購入)」、「8012-00 輸出 (直接購入)」を参照のこと。

③ 海外現物贈与 (個人が外国から受ける贈与) と海外消費支出 (居住者の外国における財及びサービスの消費) については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や非市場生産者 (一般政府) などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

⑥ 現物給付 (通勤手当等) については、家計消費支出に含める。したがって、企業 (企業負担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が家計に提供される場合、このための飲食材料費は一旦各部門の中間投入として計上し、同部門から家計へ産出するものとする。

(注 意 点) ① 平成23年表において、「金融」部門で F I S I M (間接的に計測される金融仲介サービス) が導入されたことにより、家計が購入した F I S I M を計上。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9121-00」を「7211-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★により供給されるサービスの生産額 (生産活動に要するコストで評価) から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成 (研究・開発) を差し引いたものに等しい。したがって、非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(平成23年表からの変更点)

① 非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★の研究・開発の支出分は「7511-00 総固定資本形成 (民間)」へ振替。

② 新たに計上される研究・開発 (非市場生産者 (対家計民間非営利団体) ★分) 等の固定資産から発生する減耗分を含める。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9122-00」を「7212-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス (外交・防衛など社会全体に対するサービス) に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者 (一般政府) ★★により供給される集会的サービスの生産額 (集会的サービスの生産活動に要するコストで評価) から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成 (研究・開発) を差し引いたもの、つま

り、中央政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

(平成23年表からの変更点)

- ① 中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★の研究・開発の支出分は「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」へ振替。
- ② 「公的金融(F I S I M)」部門の産出額のうち、中央銀行の非市場産出分を従来の金融部門から「公務(中央)★★」部門の中間投入に変更することにより、生産額の合計から算出する「公務(中央)★★」部門の国内生産額の増加分を本部門に記録する。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9131-10」を「7311-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成(研究・開発)を差し引いたもの、つまり地方政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

(平成23年表からの変更点)

地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★の研究・開発の支出分は「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」へ振替。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9131-20」を「7311-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で

提供する個別な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される個別サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの(つまり、中央政府の個別サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

(注 意 点) ① 介護保険給付費(市町村特別給付分を除く。)は、本部門に計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9131-30」を「7311-03」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別な財・サービス(教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★により供給される個別サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別サービスの自己消費額に等しい。

(注 意 点) ① 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9131-40」を「7311-04」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集会的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(「7311-01 中央政府集会的消費支出」の範囲)に係る固

定資本減耗分を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

新たに計上される研究・開発(中央政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★分)等の固定資産から発生する減耗分を含める。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9132-10」を「7321-01」に変更。

② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(「7311-02 地方政府集合的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成23年表からの変更点)

新たに計上される研究・開発(地方政府に分類される非市場生産者(一般政府)★★分)等の固定資産から発生する減耗分を含める。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9132-20」を「7321-02」に変更。

② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9132-30」を「7321-03」に変更。

② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で

提供する個別的な財・サービス(「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9132-40」を「7321-04」に変更。

② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成(公的)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 非市場生産者(一般政府)★★又は公的企業による国内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替等)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も本部門に計上される。

② 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返しあるいは継続的に使用されるものとする。ただし、作業に用いる手工具等のように安価かつ安定的に購入されるものについては、経常取引とみなし、固定資本形成には含まない。

③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定

(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

- ⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その国内生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N Aの「研究・開発の資本化」「所有権移転費用の扱いの精緻化」「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産と見なし、同部門に含める。

(注 意 点) ① 税法上の少額の減価償却資産として、使用可能期間が1年未満のもの及び取得価額が10万円未満のものは、推計に使用する基礎統計において固定資産に記録されていない場合がある。このような基礎統計を産出額の推計に使用している行部門では、実態上、複数年使用される財のうち単価が10万円以上の財が本部門へ計上され、それ以下の財は内生部門に産出される扱いとなる。

- ② 本部門の対象となる非市場生産者(一般政府)★★及び公的企業の範囲については、「[別表4]平成27年(2015年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」を参照。

- ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「9141-00」を「7411-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成(民間)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 国内における建設物、機械、装置、知的財産生産物(研究・開発、ソフトウェアを含む)等の固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「国内総固定資本形成(民間)」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、市場生産者(公的企業を除く。)及び非市場生産者(対家計民間非営利団体)★である。なお、持家に係る建物、構築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス(住宅賃貸料(帰属家賃))の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N Aの「研究・開発の資本化」「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産と見なし、同部門に含める。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9142-00」を「7511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品(建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注 意 点) ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9150-10」を「7611-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しとされないもの(ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9150-20」を「7611-02」に変更。

② と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者(育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者)が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9150-30」を「7611-03」に変更。

② 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を探取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得する全ての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ 防衛省の保有する弾薬類
- ⑥ その他

(平成23年表からの変更点)

2008 SNAの「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

(注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9150-40」を「7611-04」に変更。

② 非市場生産者(一般政府)★★の国内生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、国内生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額(例えば、国公立学校の授業料等)を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、市場生産者との対比で非市場生産者(一般政府)★★の原材料在庫にあたとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。ただし、防衛省の保有する弾薬類については定義・範囲に記載のとおり本部門に含める。

③ 非市場生産者(対家計民間非営利団体)

★についても、非市場生産者（一般政府）
★★と同様の扱いをしている。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出（普通貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額（当該年次に日本国内で生産された財の輸出額）を計上するという観点から、再輸出品（輸入された後、国内で需要されることなく、輸出されたもの。すなわち、国産品ではないもの。）及び再輸入を前提とする輸出品（国産品が国内で需要されることと実態として変わらない。）を控除するとともに、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、FOB 価格（船積価格）で評価する。

（品目例示） 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）

（注 意 点）① 貿易統計では、輸出品について FOB 価格で評価されており、本部門もそれを用いている。しかし、FOB 価格は、財の金額の中に生産工場から本船までの間に要した商業マージン及び国内貨物運賃が含まれており、購入者価格に相当するものとなっている。

そのため、生産者価格評価表で記録する場合、同表の一般的な取扱いと同様、各財については、商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた額を計上し、各財の商業マージン及び国内貨物運賃については、商業及び運輸部門に一括して計上する。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9211-10」を「8011-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出（特殊貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸出（直接購入）」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸（保険）事業者が受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸（保険）サービスを、貿易という場面で提供（輸出）したもの」と考え、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。

なお、国際収支統計と産業連関表の対応（概要）については、「8411-02（控除）輸入（特殊貿易）」に記載した表のとおり。

（品目例示） 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引

（注 意 点）① 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出（直接購入）」に含める。

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9211-20」を「8011-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のため

の部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

(品目例示) 訪日外国人旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費

(注 意 点) ① 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\begin{aligned} & \text{家計消費支出 (国内概念)} \\ & = \text{家計消費支出 (国民概念)} + \text{輸出 (直接購入)} \\ & \quad - \text{輸入 (直接購入)} \end{aligned}$$

② 平成23年表において、平成17年表のコード「9212-00」を「8012-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8411-01		(控除) 輸入 (普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額(当該年次に日本国内で需要された外国産の財の輸入額)を計上するという観点から、再輸入品(輸出された後、外国で需要されることなく、輸入された財。すなわち、日本国内で生産された財)及び再輸出を前提とする輸入品(国内需要されることなく輸出される財の輸入)を控除し、また、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等についても控除する。

なお、①少額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。)

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9411-10」を「8411-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸入(直接購入)」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸(保険)事業者が受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸(保険)サービスを、貿易という場面で提供(輸出)したもの」と考え、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出(特殊貿易)」に計上する。例えば、本邦の運輸事業者が輸入品の輸送について、収入を得たとしても、本部門には計上しない(本部門に計上すると、収入を得たにもかかわらず、国内生産額を減額してしまうことになる。)

なお、外国の運輸事業者に対する用船料や用機料の支払については、本部門に計上されるが、外洋輸送、国際航空輸送において自部門投入されることで、行部門としては相殺される。

国際収支統計と産業連関表との対応(概要)については、次表のとおり。

	国際収支統計				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	受取	支払	受取	支払	輸出	輸入
本邦運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払	○		○		○	
非居住者の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
居住者の支払					○	
非居住者の支払					○	
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払						
非居住者の支払						
輸入に係るもの						
居住者の支払		○		○		
非居住者の支払		○		○		

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引

- (注 意 点) ① 産業連関表における輸入(普通貿易)はC I F 価格で評価・計上するため、貨物運賃や貨物保険について輸入(特殊貿易)でも計上すると、その分が重複する。このため、産業連関表では、用船料や用機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸入(特殊貿易)には計上されない。
- ② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8412-00 (控除) 輸入(直接購入)」に含める。
- ③ 平成23年表において、平成17年表のコード「9411-20」を「8411-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除) 輸入(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

(品目例示) 日本人の海外旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費

(注 意 点) ① 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出(国内概念)} = \text{家計消費支出(国民概念)} + \text{輸出(直接購入)} - \text{輸入(直接購入)}$$

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「9412-00」を「8412-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。

(注 意 点) ① 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の(普通貿易+関税+輸入品商品税)の額が計上される。

- ② 平成23年表において、平成17年表のコード「9413-00」を「8511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、「8511-00 (控除) 関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品目例示) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表のコード「9414-00」を「8611-00」に変更。

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	7111-001	宿泊・日当
	7111-002	交際費
	7111-003	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として、宿泊と日当)を範囲とする。

① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

③ 福利厚生費…保健衛生医療費(従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000～9113-000 雇用者所得」部門、「9311-000 資本減耗引当」及び「9411-000 間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に含める。

(平成23年表からの変更点)

平成23年表において本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に統合。

(注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舍、独身寮、学生寮の活動は、「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得(「9113-000 その他の給与及び手当」)に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食店」等を投入することとして扱う。

② 「7111-00 家計外消費支出(列)」(列部門の国内生産額)と、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の合計(行部門の国内生産額の合計)は一致する。

③ 平成23年表において、平成17年表のコード「9110-010～030」を「7111-001～003」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料(雇用主負担)
	9113-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする(発生主義)。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものであり、したがって、イ) もロ) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ) を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給

（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給、役員賞与

企業のコストとして役員に支払った額である。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）
- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 船員保険
- e 私立学校教職員共済
- f 雇用保険
- g 労働者災害補償保険
- h 児童手当
- i 国家公務員共済組合
- j 地方公務員等共済組合
- k 国家公務員災害補償基金
- l 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及びk、lの中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）とする。

③ その他の給与及び手当

a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、確定給付型企業年金に係る勤務費用（一定期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付）及び当該年金制度運用に係る費用、中小企業退職金共済制度等への掛金並びに確定拠出年金（企業型）への掛金である。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金である。

b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストである。

c 給与住宅差額家賃
雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。

d 社会保険に関する上積給付金
社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険における法定外の補償、組合管掌健康保険における付加給付などが挙げられる。

e 財産形成に関する費用
雇用主が雇用者のために支出する以下の費用である。
(a) 私的保険制度への拠出金
(b) 持家援助に関する費用
(c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

f 娯楽・スポーツ費
従業員及び家族のレクリエーションに関する費用並びにこれら施設に関する費用である。

g 雇用者ストックオプション
雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付（権利確定日）又は発効日以降一定の期間内（権利行使期間）のいずれかにおいて、雇用主企業の株式をあらかじめ定められた価格（行使価格）で購入することができる権利を付与するものである。

（平成23年表からの変更点）

- ① 平成23年表において「9112-000 社会保険（雇用主負担）」に含まれていた厚生年金基金並びに「9113-000 その他の給与及び手当」に含まれていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付企業年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用（一定期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付）及び当該年金制度運用に係る費用を「9113-000 その他の給与及び手当」に含める。
- ② 平成23年表において「7111-003 福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に含める。

③ 雇用者ストックオプションを「9111-000 賃金・俸給」に含める。

- （注 意 点）
- ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9311-000」を「9111-000」に、「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」を「9113-000」に変更。
 - ② 役員賞与を「賃金・俸給」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

（担当府省庁） 内閣府

- （定義・範囲）
- ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。
 - ② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含める。
 - ③ 非市場生産者（一般政府）★★及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）★の国内生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は市場生産者のみに発生する。

（平成23年表からの変更点）

平成23年表において「9411-000 間接税（関税・輸人品商品税を除く。）」に含まれていた地方法人特別税を本部門に統合。

- （注 意 点） 平成23年表において、平成17年表のコード「9401-000」を「9211-000」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

（担当府省庁） 内閣府

- （定義・範囲） 固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資産の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の

対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N Aの「研究・開発の資本化」等に対応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産と見なし、同部門に含める。

- (注 意 点)
- ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9402-000」を「9311-000」に変更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 一般政府の保有する固定資産について、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9311-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。なお、固定資本の範囲については、国内総固定資本形成(公的)と同じである。

(平成23年表からの変更点)

- ① 2008 S N Aの「研究・開発の資本化」等に対応するため、定義・範囲を拡張。
- ② 建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産と見なし、同部門に含める。

- (注 意 点)
- ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9403-000」を「9321-000」に変更。
 - ② 平成23年表において、時価評価を導入。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもそ

の負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が税外負担では、印紙収入等が間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て市場生産者によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

- ④ 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り2分の1を、生産者負担分として間接税に含める。

(平成23年表からの変更点)

政府手数料のうち、平成23年表において本部門に含まれていた市場生産者の支払分(電波利用料収入、許可料収入等)を「6111-01、-011 公務(中央)★★」「6112-01、-011 公務(地方)★★」の財・サービスの販売に、また、地方法人特別税を「9211-000 営業余剰」に統合。

- (注 意 点)
- ① 特別地方消費税は平成12年3月31日付で廃止されたが、その後納等が存在している。これらについては、平成17年及び平成23年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込

みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

- ② 平成23年表において、平成17年表の「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」を「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除) 経常補助金

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 経常補助金は、一般的に、①非市場生産者(一般政府)★★から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、非市場生産者(一般政府)★★内の支払や非市場生産者(対家計民間非営利団体)★に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

- (注 意 点) ① 平成23年表において、平成17年表のコード「9405-000」を「9511-000」に変更。
- ② 平成23年表において、本部門の定義・範囲を国民経済計算上での取扱いと同様の記載にした。

〔参考1〕部門名の五十音順一覧

(1) 基本分類

列コード	行コード	部門名
【あ】		
	2041-014	アクリロニトリル
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品
2711-03	2711-031	アルミニウム（再生を含む。）
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス
【い】		
0151-01	0151-011	育林
1632-02	1632-021	板紙
	2511-011	板ガラス
2511-01		板ガラス・安全ガラス
5911-02	5911-021	移動電気通信
	0111-012	稲わら
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品
0112-01		いも類
2071-01	2071-011	医薬品
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）
6411-04	6411-041	医療（調剤）
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）
6411-01	6411-011	医療（入院診療）
3114-01	3114-011	医療用機械器具
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
2083-02	2083-021	印刷インキ
6721-01	6721-011	飲食店
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス
	1111-021	飲用牛乳
0115-02		飲料用作物
	0115-029	その他の飲料用作物
【う】		
1121-03	1121-031	ウスキー類
3911-02	3911-021	運動用品
2913-01	2913-011	運搬機械
【え】		
6741-01	6741-011	映画館
	9211-000	営業余剰
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）
	2111-015	A重油
	2111-018	液化石油ガス
3211-03	3211-031	液晶パネル
	2021-013	液体塩素
	2031-011	エチレン
	2041-015	エチレングリコール
5742-01	5742-012	沿海・内水面貨物輸送
		沿海・内水面輸送
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	2051-025	塩化ビニル樹脂
【お】		
	0111-022	大麦
1512-09	1512-099	その他の織物
1521-01	1521-011	織物製衣服
5111-01	5111-011	卸売
【か】		
	2029-012	カーボンブラック
6599-01	6599-011	会員制企業団体
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）
3311-01		回転電気機械
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤
	2081-013	界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）
0171-01	0171-011	海面漁業
0171-02	0171-021	海面養殖業
5741-01	5741-011	外洋輸送
3015-01	3015-011	化学機械
2089-09		その他の化学最終製品
	2089-099	他に分類されない化学最終製品
2061-01		化学繊維
2011-01	2011-011	化学肥料
0116-03	0116-031	花き・花木類
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品
6799-04	6799-041	各種修理業（別掲を除く。）
2729-04	2729-041	核燃料
7111-00		家計外消費支出（列）
7211-00		家計消費支出

列コード	行コード	部門名
	1116-043	加工油脂
6612-01	6612-011	貸自動車業
0114-01	0114-011	果実
1114-03	1114-031	菓子類
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置
	2021-012	か性ソーダ
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業
2049-02	2049-021	可塑剤
	2111-011	ガソリン
3919-03	3919-031	楽器
6311-03	6311-031	学校給食（国公立）★★
6311-04	6311-041	学校給食（私立）★
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★
3019-01	3019-011	金型
	2312-012	かばん・袋物・その他の革製品
	2041-025	カプロラクタム
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品
1641-09	1641-099	その他の紙製容器
9013-01		貨物運賃（沿海内水面）
9014-00		貨物運賃（航空）
9013-02		貨物運賃（港湾運送）
9016-00		貨物運賃（倉庫）
9011-00		貨物運賃（鉄道）
9012-00		貨物運賃（道路）
9015-00		貨物運賃（利用運送）
5761-01	5761-011	貨物利用運送
	2511-091	ガラス製加工素材
2511-09		その他のガラス製品
	2511-099	他に分類されないガラス製品
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品
2311-01	2311-011	革製履物
3911-01	3911-011	がん具
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業
	2041-029	その他の環式中間物
2041-02		環式中間物・合成染料・有機顔料
	0112-011	かんしょ
8511-00		（控除）関税
	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）
【き】		
3016-03	3016-031	機械工具
6632-10	6632-101	機械修理
6322-01	6322-011	企業内研究開発
	2031-023	キシレン
1512-02	1512-021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）
	1111-011	牛肉
	9113-000	その他の給与及び手当
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★
	2211-015	強化プラスチック製品
3299-01	3299-011	記録メディア
3016-02	3016-021	金属加工機械
3016-01	3016-011	金属工作機械
1621-02	1621-021	金属製家具
2899-09		その他の金属製品
	2899-099	他に分類されない金属製品
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品
	2899-092	金属線製品
	2899-091	金属プレス製品
5311-01		金融
【け】		
	9511-000	（控除）経常補助金
3113-01	3113-011	計測機器
3411-02	3411-021	携帯電話機
6699-05	6699-051	警備業
	2111-014	軽油
0121-04	0121-041	鶏卵
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団
2082-01	2082-011	化粧品・歯磨
4711-03	4711-031	下水道★★
	2029-031	原塩
7611-04		原材料在庫純増
	6611-012	建設機械器具賃貸業
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械
4121-01	4121-011	建設補修

列コード	行コード	部 門 名
2811-01	2811-011	建設用金属製品
	2531-011	建設用陶磁器
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品
	1619-091	建設用木製品
2812-01	2812-011	建築用金属製品
2911-03	2911-031	原動機
2599-02	2599-021	研磨材
	0611-012	原油
【こ】		
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ
2622-01		鋼管
2051-03	2051-031	高機能性樹脂
6741-02	6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団
5921-01	5921-011	公共放送
4711-02	4711-021	工業用水
	2531-012	工業用陶磁器
	2211-014	工業用プラスチック製品
3592-01	3592-011	航空機
3592-10	3592-101	航空機修理
	5751-014	航空機使用事業
5789-06	5789-061	航空施設管理
5789-05	5789-051	航空施設管理（公営）★★
5789-07	5789-071	航空附帯サービス
5751-01		航空輸送
6621-01		広告
	7111-002	交際費
	2041-011	合成オクタノール・ブタノール
2042-01	2042-011	合成ゴム
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂
	2041-023	合成石炭酸
	2061-021	合成繊維
	2041-021	合成染料・有機顔料
3541-01	3541-011	鋼船
	5311-013	公的金融（手数料）
	5311-011	公的金融（F I S I M）
1611-02	1611-021	合板・集成材
0629-09		その他の鉱物
	0629-099	他に分類されない鉱物
6112-01	6112-011	公務（地方）★★
6111-01	6111-011	公務（中央）★★
5112-01	5112-011	小売
5743-01	5743-011	港湾運送
	2121-011	コークス
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	5751-011	国際航空輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
7800-00		国内最終需要計
7900-00		国内需要合計
9700-00		国内生産額
	9700-000	国内生産額
7411-00		国内総固定資本形成（公的）
7511-00		国内総固定資本形成（民間）
	1631-021P	古紙
6799-03	6799-031	個人教授業
5911-01	5911-011	固定電気通信
	0111-021	小麦
	1113-021	小麦粉
	2229-091	ゴム製・プラスチック製履物
2229-09		その他のゴム製品
	2229-099	他に分類されないゴム製品
0111-01		米
	0111-011	米
6741-09	6741-099	その他の娯楽
	3112-012	娯楽用機器
5781-01	5781-011	こん包
【さ】		
3112-01		サービス用・娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器
8200-00		最終需要計
8800-00		最終需要部門計
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理
0621-02	0621-021	砕石
	2041-012	酢酸
	2041-016	酢酸ビニルモノマー

列コード	行コード	部 門 名
	0115-091	雑穀
1116-01		砂糖
	1116-019	その他の砂糖・副産物
0115-01	0115-011	砂糖原料作物
	2029-011	酸化チタン
	3599-091	産業用運搬車両
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器
【し】		
	2111-012	ジェット燃料油
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品
2029-03		塩
	2029-032	塩
4611-03	4611-031	自家発電
5732-01P	5732-011P	自家輸送（貨物自動車）
5731-01P	5731-011P	自家輸送（旅客自動車）
4611-01		事業用火力発電
	4611-001	事業用電力
	4611-002	事業用発電（火力発電を除く。）
6321-05	6321-051	自然科学研究機関
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★
3599-01	3599-011	自転車
6631-10	6631-101	自動車整備
3531-02	3531-021	自動車部品
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関
	3112-011	自動販売機
2041-01		脂肪族中間物
	2041-019	その他の脂肪族中間物
	9311-000	資本減耗引当
	9321-000	資本減耗引当（社会資本等減耗分）
3111-09	3111-099	その他の事務用機械
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
6811-00P	6811-000P	事務用品
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★
6431-04	6431-041	社会福祉
6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★
6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★
6431-01	6431-011	社会保険事業★★
	9112-000	社会保険料（雇用主負担）
2089-02	2089-021	写真感光材料
6799-01	6799-011	写真業
0621-01	0621-011	砂利・採石
0131-01	0131-011	獣医薬
3211-02	3211-021	集積回路
4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）
4111-01	4111-011	住宅建築（木造）
5521-01	5521-011	住宅賃貸料
5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物
6711-01	6711-011	宿泊業
	7111-001	宿泊・日当
5951-03	5951-031	出版
0116-02	0116-021	種苗
8300-00		需要合計
1121-09	1121-099	その他の酒類
	2031-022	純トルエン
	2031-021	純ベンゼン
8911-00		商業マージン（卸売）
8912-00		商業マージン（小売）
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道
3919-06	3919-061	情報記録物
5931-01		情報サービス
	5931-012	情報処理・提供サービス
3511-01	3511-011	乗用車
1111-01		食肉
	1111-014	その他の食肉
	2089-091	触媒
	3014-011	食品機械・同装置
	1116-044	植物原油かす
	1116-041	植物油脂
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-099	他に分類されない食用耕種作物
1119-09	1119-099	その他の食料品

列コード	行コード	部 門 名
1131-01	1131-011	飼料
0116-01	0116-011	飼料作物
1529-01	1529-011	寝具
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器
2729-01	2729-011	伸銅品
5951-02	5951-021	新聞
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告
6321-02	6321-061	人文・社会科学研究機関
6321-06	6321-021	人文・社会科学研究機関 (国公立) ★★
6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関 (非営利) ★
3919-01	3919-011	身辺細貨品
【す】		
5789-03	5789-031	水運施設管理
5789-02	5789-021	水運施設管理 (国営) ★★
5789-04	5789-041	水運附帯サービス
1112-09	1112-099	その他の水産食料品
1112-03	1112-031	水産びん・かん詰
	2041-022	スチレンモノマー
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地
【せ】		
	2312-011	製革・毛皮
3014-01		生活関連産業用機械
1113-01		精穀
	1113-019	その他の精穀
1611-01	1611-011	製材
7611-01		生産者製品在庫純増
3019-09	3019-099	その他の生産用機械
1121-01	1121-011	清酒
	1116-011	精製糖
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品
	0121-011	生乳
1129-03	1129-031	製氷
1113-02		製粉
	1113-029	その他の製粉
	1113-011	精米
5312-01	5312-011	生命保険
1129-02	1129-021	清涼飲料
	0611-011	石炭
0611-01		石炭・原油・天然ガス
2121-01		石炭製品
	2121-019	その他の石炭製品
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-019	その他の石油化学基礎製品
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品
2111-01		石油製品
	2111-019	その他の石油製品
	0629-091	石灰石
	2081-012	石けん・合成洗剤
2521-01	2521-011	セメント
2521-03	2521-031	セメント製品
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤
3013-01	3013-011	繊維機械
1529-09		その他の繊維既製品
	1529-099	他に分類されない繊維既製品
1519-09		その他の繊維工業製品
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品
	1529-091	繊維製衛生材料
1514-01	1514-011	染色整理
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
6731-01	6731-011	洗濯業
2611-01	2611-011	銑鉄
3541-02	3541-021	その他の船舶
3541-10	3541-101	船舶修理
【そ】		
5771-01	5771-011	倉庫
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当
2021-01		ソーダ工業製品
	2021-019	その他のソーダ工業製品
	2021-011	ソーダ灰
2611-04	2611-041	粗鋼 (電気炉)
2611-03	2611-031	粗鋼 (転炉)
0152-01	0152-011	素材

列コード	行コード	部 門 名
	9600-000	粗付加価値部門計
	5931-011	ソフトウェア業
5312-02	5312-021	損害保険
【た】		
2911-02	2911-021	タービン
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体 (別掲を除く。) ★
2591-01	2591-011	耐火物
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス
	0112-021	大豆
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ
3919-05	3919-051	畳・わら加工品
6699-04	6699-041	建物サービス
1141-01	1141-011	たばこ
	2631-011	鍛鋼
	2631-032	鍛工品 (鉄)
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品
1633-01	1633-011	段ボール
1641-01	1641-011	段ボール箱
【ち】		
0121-09	0121-099	その他の畜産
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品
7311-04		地方政府個別的消費支出
7321-04		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)
7311-02		地方政府集合的消費支出
7321-02		地方政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)
1129-01	1129-011	茶・コーヒー
7311-03		中央政府個別的消費支出
7321-03		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)
7311-01		中央政府集合的消費支出
7321-01		中央政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)
	2631-012	鋳鋼
	3015-021	鋳造装置
3015-02		鋳造装置・プラスチック加工機械
2631-01		鋳鍛鋼
2631-02	2631-021	鋳鉄管
	2631-031	鋳鉄品
2631-03		鋳鉄品・鍛工品 (鉄)
1116-05	1116-051	調味料
9111-000		貸金・俸給
【つ】		
	1519-091	網・網
【て】		
	2612-011P	鉄屑
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品
	0629-011	鉄鉱石
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設
3591-01	3591-011	鉄道車両
3591-10	3591-101	鉄道車両修理
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送
	6621-011	テレビ・ラジオ広告
	2041-024	テレフタル酸 (高純度)
3412-02	3412-021	電気音響機器
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具
3332-01	3332-011	電気計測器
3399-02	3399-021	電気照明器具
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器
4191-03	4191-031	電気通信施設建設
5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス
3399-01	3399-011	電球類
3331-01	3331-011	電子応用装置
3299-02	3299-021	電子回路
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置
3421-02	3421-021	電子計算機本体 (パソコンを除く。)
3299-09	3299-099	その他の電子部品
2721-01	2721-011	電線・ケーブル
3399-03	3399-031	電池
	3311-012	電動機
	0611-013	天然ガス
1116-02	1116-021	でん粉

列コード	行コード	部 門 名
4191-02	4191-021	電力施設建設
【と】		
2711-01	2711-011	銅
2531-01		陶磁器
1116-04		動植物油脂
	1116-042	動物油脂
	2111-013	灯油
	2919-091	動力伝導装置
5722-01	5722-011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）
4131-01	4131-011	道路関係公共事業
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供
	2622-012	特殊鋼鋼管
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材
0153-01	0153-011	特用林産物（狩猟業を含む。）
3919-02	3919-021	時計
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙
4621-01	4621-011	都市ガス
	1111-015	と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）
4191-09	4191-099	その他の土木建設
6699-02	6699-021	土木建築サービス
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車
	1111-013	鶏肉
2083-01	2083-011	塗料
【な】		
0172-01		内水面漁業
	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-02		内水面養殖業
7000-00	7000-000	内生部門計
3311-05	3311-051	内燃機関電装品
	2111-017	ナフサ
	0116-092	生ゴム（輸入）
2521-02	2521-021	生コンクリート
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（再生を含む。）
2312-01		なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）
【に】		
	2041-013	二塩化エチレン
0121-05	0121-051	肉鶏
0121-02	0121-021	肉用牛
1513-01	1513-011	ニット生地
1521-02	1521-021	ニット製衣服
	2531-013	日用陶磁器
	1111-022	乳製品
3522-01	3522-011	二輪自動車
【ね】		
2051-02		熱可塑性樹脂
2621-01		熱間圧延鋼材
4622-01	4622-011	熱供給業
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂
1112-04	1112-041	ねり製品
【の】		
0131-02	0131-021	農業サービス（獣医業を除く。）
3011-01	3011-011	農業用機械
1115-01	1115-011	農産保存食料品
2084-01	2084-011	農薬
4131-03	4131-031	農林関係公共事業
【は】		
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ
	2899-031	配管工事附属品
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
4811-02	4811-021	廃棄物処理
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★
3311-04	3311-041	配線器具
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー
3541-03	3541-031	船用内燃機関
5721-01	5721-011	バス
	0116-091	葉たばこ
	3311-011	発電機器
	2899-033	刃物・道具類
1631-01	1631-011	パルプ
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	0112-012	ばれいしょ
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

列コード	行コード	部 門 名
3017-01	3017-011	半導体製造装置
3211-01	3211-011	半導体素子
2919-09		その他のはん用機械
	2919-099	他に分類されないはん用機械
1114-02	1114-021	パン類
【ひ】		
	2111-016	B重油・C重油
1121-02	1121-021	ビール類
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル
4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）
4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物
3919-04	3919-041	筆記具・文具
3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ
	2712-011P	非鉄金属屑
	0629-012	非鉄金属鉱物
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材
6731-03	6731-031	美容業
【ふ】		
2611-02	2611-021	フェロアロイ
3116-01	3116-011	武器
3111-01	3111-011	複写機
	7111-003	福利厚生費
0121-03	0121-031	豚
	1111-012	豚肉
	2621-011	普通鋼形鋼
	2622-011	普通鋼鋼管
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業
5511-02	5511-021	不動産賃貸業
1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	3015-022	プラスチック加工機械
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
2211-01		プラスチック製品
	2211-019	その他のプラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管
	2031-012	プロピレン
	2899-032	粉末や金製品
6911-00	6911-000	分類不明
【へ】		
2919-01	2919-011	ベアリング
3311-02	3311-021	変圧器・変成器
【ほ】		
6431-05	6431-051	保育所
2911-01	2911-011	ボイラ
1511-01	1511-011	紡績糸
	3014-015	包装・荷造機械
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス
6421-02	6421-021	保健衛生
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★
2121-02	2121-021	舗装材料
	2051-022	ポリエチレン（高密度）
	2051-021	ポリエチレン（低密度）
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機
【ま】		
0112-02		豆類
	0112-029	その他の豆類
【み】		
	5311-014	民間金融（手数料）

列コード	行コード	部 門 名
	5311-012	民間金融 (F I S I M)
5921-02	5921-021	民間放送
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ
3321-02	3321-021	民生用電気機器 (エアコンを除く。)
【む】		
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品
2029-01		無機顔料
	2029-019	その他の無機顔料
0111-02		麦類
3411-03	3411-031	無線電気通信機器 (携帯電話機を除く。)
【め】		
2049-01	2049-011	メタン誘導品
2623-02	2623-021	めっき鋼材
	0116-093	綿花 (輸入)
1114-01	1114-011	めん類
【も】		
	3014-012	木材加工機械
1611-03	1611-031	木材チップ
1621-01	1621-011	木製家具
1621-03	1621-031	木製建具
1619-09		その他の木製品
	1619-099	他に分類されない木製品
6721-02	6721-021	持ち帰り・配達飲食サービス
【や】		
	0113-001	野菜
0113-02		野菜 (施設)
0113-01		野菜 (露地)
【ゆ】		
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品
1131-02	1131-021	有機質肥料 (別掲を除く。)
6741-05	6741-051	遊戯場
3411-01	3411-011	有線電気通信機器
5921-03	5921-031	有線放送
5791-01	5791-011	郵便・信書便
	2081-011	油脂加工製品
2081-01		油脂加工製品・界面活性剤
8012-00		輸出 (直接購入)
8011-02		輸出 (特殊貿易)
8011-01		輸出 (普通貿易)
8100-00		輸出計
3599-09		その他の輸送機械
	3599-099	他に分類されない輸送機械
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)
8411-01		(控除) 輸入 (普通貿易)
8700-00		(控除) 輸入計
8611-00		(控除) 輸入品商品税
【よ】		
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品
	0629-092	窯業原料鉱物 (石灰石を除く。)
1632-01	1632-011	洋紙・和紙
6731-04	6731-041	浴場業
【ら】		
0121-01		酪農
	0121-019	その他の酪農生産物
1111-02		酪農品
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機
【り】		
7611-03		流通在庫純増
6731-02	6731-021	理容業
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス
【れ】		
2623-01		冷間仕上鋼材
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置
1112-01	1112-011	冷凍魚介類
1119-01	1119-011	冷凍調理食品
	2061-011	レーヨン・アセテート
1119-02	1119-021	レトルト食品
【ろ】		
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス
3019-03	3019-031	ロボット

列コード	行コード	部 門 名
【わ】		
1512-01	1512-011	綿・スフ織物 (合繊短繊維織物を含む。)

(注) 部門名が「その他の・・・」、「他に分類されない・・・」及び「(控除)・・・」であるものについては、それぞれ「その他の」、「他に分類されない」、「(控除)」以下に続く名称で配列した。

(2) 統合小分類(187部門)

コード	部門名
【い】	
0151	育林
1522	その他の衣服・身の回り品
0112	いも・豆類
2071	医薬品
6411	医療
3114	医療用機械器具
1911	印刷・製版・製本
6721	飲食サービス
5941	インターネット付随サービス
1129	その他の飲料
【う】	
2913	運搬機械
5789	その他の運輸附帯サービス
【え】	
3412	映像・音響機器
5951	映像・音声・文字情報制作
5742	沿海・内水面輸送
【お】	
1512	織物
1521	織物製・ニット製衣服
5111	卸売
【か】	
6441	介護
6599	他に分類されない会員制団体
0171	海面漁業
5741	外洋輸送
2089	その他の化学最終製品
2061	化学繊維
2011	化学肥料
1621	家具・装備品
6321	学術研究機関
1633	加工紙
6612	貸自動車業
0114	果実
2891	ガス・石油機器・暖房・調理装置
6311	学校教育
1632	紙・板紙
1649	その他の紙加工品
1641	紙製容器
5761	貨物利用運送
2511	ガラス・ガラス製品
2311	革製履物
3911	がん具・運動用品
【き】	
6632	機械修理
6322	企業内研究開発
3015	基礎素材産業用機械
3016	金属加工機械
2899	その他の金属製品
5311	金融
【け】	
3113	計測機器
2082	化粧品・歯磨
3012	建設・鉱山機械
4121	建設補修
2811	建設用金属製品
2591	建設用土石製品
2812	建築用金属製品
【こ】	
3115	光学機械・レンズ
2622	鋼管
4131	公共事業
3592	航空機・同修理
5751	航空輸送
6621	広告
2042	合成ゴム
2051	合成樹脂
0629	その他の鉱物
6112	公務(地方)
6111	公務(中央)
5112	小売
5743	港湾運送
0111	穀類
2229	その他のゴム製品
6741	娯楽サービス

コード	部門名
5781	こん包
【き】	
3112	サービス用・娯楽用機器
3921	再生資源回収・加工処理
1116	砂糖・油脂・調味料類
3311	産業用電気機器
【し】	
5732	自家輸送(貨物自動車)
5731	自家輸送(旅客自動車)
6631	自動車整備
3531	自動車部品・同附属品
2041	脂肪族中間物・環状中間物・合成染料・有機顔料
3111	事務用機械
6811	事務用品
6312	社会教育・その他の教育
6431	社会保険・社会福祉
0621	砂利・砕石
4111	住宅建築
5521	住宅賃貸料
5531	住宅賃貸料(帰属家賃)
6711	宿泊業
1121	酒類
5931	情報サービス
3511	乗用車
0115	その他の食用作物
1119	その他の食料品
1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)
【す】	
1112	水産食料品
4711	水道
【せ】	
3014	生活関連産業用機械
1113	精穀・製粉
3019	その他の生産用機械
3919	その他の製造工業製品
0611	石炭・原油・天然ガス
2121	石炭製品
2031	石油化学系基礎製品
2111	石油製品
2521	セメント・セメント製品
3013	繊維機械
1529	その他の繊維既製品
1519	その他の繊維工業製品
1514	染色整理
6731	洗濯・理容・美容・浴場業
2611	銑鉄・粗鋼
3541	船舶・同修理
【そ】	
5771	倉庫
2021	ソーダ工業製品
0152	素材
【た】	
6799	その他の対個人サービス
6699	その他の対事業所サービス
2221	タイヤ・チューブ
1141	たばこ
【ち】	
0121	畜産
1111	畜産食料品
2631	鋳鍛造品(鉄)
【つ】	
5911	通信
3411	通信機器
【て】	
2612	鉄屑
2699	その他の鉄鋼製品
5712	鉄道貨物輸送
3591	鉄道車両・同修理
5711	鉄道旅客輸送
3399	その他の電気機械
3332	電気計測器
3331	電子応用装置
3421	電子計算機・同附属装置
3211	電子デバイス
3299	その他の電子部品
2721	電線・ケーブル

コード	部門名
4611	電力
【と】	
2531	陶磁器
5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)
5721	道路旅客輸送
0153	特用林産物
4621	都市ガス
4191	その他の土木建設
3521	トラック・バス・その他の自動車
2083	塗料・印刷インキ
【な】	
0172	内水面漁業
2312	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)
【に】	
1513	ニット生地
3522	二輪自動車
【ね】	
2621	熱間圧延鋼材
4622	熱供給業
【の】	
0131	農業サービス
3011	農業用機械
1115	農産保存食料品
2084	農薬
【は】	
4811	廃棄物処理
1631	バルブ
3017	半導体製造装置
2919	その他のはん用機械
【ひ】	
4112	非住宅建築
0116	非食用作物
2712	非鉄金属屑
2729	その他の非鉄金属製品
2711	非鉄金属製錬・精製
【ふ】	
3116	武器
6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)
5511	不動産仲介及び賃貸
2211	プラスチック製品
6911	分類不明
【ほ】	
2911	ボイラ・原動機
1511	紡績糸
5921	放送
5312	保険
6421	保健衛生
2912	ポンプ・圧縮機
【み】	
3321	民生用電気機器
【む】	
2029	その他の無機化学工業製品
【め】	
1114	めん・パン・菓子類
【も】	
1611	木材
1619	その他の木製品
【や】	
0113	野菜
【ゆ】	
2049	その他の有機化学工業製品
5791	郵便・信書便
2081	油脂加工製品・界面活性剤
3599	その他の輸送機械
【よ】	
2599	その他の窯業・土石製品
【れ】	
2623	冷延・めっき鋼材
2914	冷凍機・温湿調整装置

(3) 統合中分類(107部門)

コード	部門名
【い】	
152	衣服・その他の繊維既製品
207	医薬品
641	医療
191	印刷・製版・製本
672	飲食サービス
594	インターネット附随サービス
112	飲料
【う】	
578	運輸附帯サービス
【え】	
595	映像・音声・文字情報制作
【か】	
659	他に分類されない会員制団体
644	介護
208	化学最終製品（医薬品を除く。）
206	化学繊維
201	化学肥料
162	家具・装備品
462	ガス・熱供給
164	紙加工品
576	貨物利用運送
251	ガラス・ガラス製品
【き】	
631	教育
311	業務用機械
017	漁業
289	その他の金属製品
531	金融・保険
【け】	
632	研究
412	建設補修
281	建設用・建築用金属製品
411	建築
【こ】	
062	その他の鉱業
413	公共事業
575	航空輸送
662	広告
262	鋼材
011	耕種農業
205	合成樹脂
611	公務
222	ゴム製品
674	娯楽サービス
【さ】	
392	再生資源回収・加工処理
331	産業用電気機器
【し】	
573	自家輸送
352	その他の自動車
663	自動車整備・機械修理
353	自動車部品・同附属品
681	事務用品
643	社会保険・社会福祉
552	住宅賃貸料
553	住宅賃貸料（帰属家賃）
671	宿泊業
511	商業
593	情報サービス
351	乗用車
111	食料品
113	飼料・有機質肥料（別掲を除く。）
【す】	
574	水運
471	水道
【せ】	
301	生産用機械
391	その他の製造工業製品
061	石炭・原油・天然ガス
212	石炭製品
203	石油化学系基礎製品

コード	部門名
211	石油製品
252	セメント・セメント製品
151	繊維工業製品
673	洗濯・理容・美容・浴場業
261	鉄鉄・粗鋼
354	船舶・同修理
【そ】	
577	倉庫
【た】	
679	その他の対個人サービス
669	その他の対事業所サービス
114	たばこ
【ち】	
012	畜産
263	鑄鍛造品（鉄）
【つ】	
591	通信
341	通信・映像・音響機器
【て】	
269	その他の鉄鋼製品
571	鉄道輸送
339	その他の電気機械
333	電子応用装置・電気計測器
342	電子計算機・同附属装置
321	電子デバイス
461	電力
【と】	
253	陶磁器
572	道路輸送（自家輸送を除く。）
419	その他の土木建設
【な】	
231	なめし革・革製品・毛皮
【の】	
013	農業サービス
329	その他の電子部品
【は】	
481	廃棄物処理
163	パルプ・紙・板紙・加工紙
291	はん用機械
【ひ】	
272	非鉄金属加工製品
271	非鉄金属製錬・精製
【ふ】	
661	物品賃貸サービス
551	不動産仲介及び賃貸
221	プラスチック製品
691	分類不明
【ほ】	
592	放送
642	保健衛生
【み】	
332	民生用電気機器
【む】	
202	無機化学工業製品
【も】	
161	木材・木製品
【ゆ】	
204	有機化学工業製品（石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。）
579	郵便・信書便
359	その他の輸送機械・同修理
【よ】	
259	その他の窯業・土石製品
【り】	
015	林業

[参考2]

部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係

取引基本表の表章上、様々な合計欄を設けているが、その対象範囲は、それぞれ異なる。そこで、本表では、生産者価格評価表における部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係を示す(表中の2桁の数値は、統合大分類の分類コードである。)

統合大分類		各種合計欄とその範囲					
		70 内生部門計	79 国内需要合計	70 内生部門計	83 需要合計	70 内生部門計	97 国内生産額
01 農林漁業							
・							
・							
69 分類不明							
71 家計外消費支出		78 国内最終需要計		82 最終需要計		88 最終需要部門計	
72 民間消費支出							
73 一般政府消費支出							
74 国内総固定資本形成(公的)							
75 国内総固定資本形成(民間)							
76 在庫純増							
80 輸出		81 輸出計		81 輸出計			
84 (控除)輸入		87 (控除)輸入計		87 (控除)輸入計		87 (控除)輸入計	
85 (控除)関税							
86 (控除)輸入品商品税							

付 録

第1章 産業連関表（取引基本表）の基礎的理論

我が国の産業連関表は、各府省庁の共同事業として作成された2回目の産業連関表である昭和35年表において、国民所得統計との整合性や日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類の採用などが図られ、これにより、我が国における産業連関表の枠組みが形成された。その後は、付録第3章「我が国における産業連関表作成事業の沿革」に記載するとおり、それぞれの作成時点における生産活動の実態や経済状況を踏まえつつ、SNAや最新の産業分類との整合性等も勘案しながら、逐次、改善が進められている。

今回作成する平成27年表の作成基本フレーム及び基本方針で示された課題の検討結果については、それぞれ第1部第2章及び第3章に記載したとおりであるが、本章では、産業連関表として作成する各種統計表の中核であり、かつ、統計法上の「基幹統計」としての指定範囲である「取引基本表」に関する基礎的な理論について、その詳細を説明する。

1 対象期間

取引基本表に記録する生産活動や取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の取引基本表では、関係府省庁の共同事業として作成を開始した昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次にするとともに、当該年の1月から12月までの1年間を対象期間として作成することを原則としている。前回作成した取引基

本表は、重要な基礎資料となる経済センサス - 活動調査が平成23年（2011年）を対象年次として実施されたことを受け、例外的に平成23年（2011年）を対象期間としたが、今回は同調査が平成27年（2015年）を対象とするため、従来原則に戻し、平成27年（2015年）を対象期間として作成する。

2 地域的範囲

(1) 国内概念と国民概念

取引基本表を作成する上での地域的範囲の捉え方としては、「国内概念」及び「国民概念」の二つがある。

国内概念とは、端的には、ある国の領土内で行われた経済活動を範囲とする考え方である。例えば、我が国の領土内で行われた外国企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国の領土内で行った活動は除かれる。ただし、我が国の在外公館が行う活動は含まれるが、我が国に所在する外国政府の公館や外国の軍隊の活動は含まれない（図1-1を参照）。

これに対して国民概念とは、当該国の居住者を対象とする概念である（「国民」という語はしばしば「その国の国籍を有する者」という意義で用いられるが、ここでは異なる点に留意）。「居住者」とは、当該国において、長期間にわたり、相当規模の経済活動に携わる者をいう。例えば、国内に居住している自国民、国内に長期間居住している外国人、国内で活動している自国の企業・機関及び外国籍の企

図1-1 取引基本表における国内の範囲



業・機関などが含まれるが、海外での滞在期間が短期間にとどまる自国民も居住者として扱われる。一方で、留学や治療目的等で国内に滞在している外国人は、居住者に含まれない。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、従前から、原則として国内概念を採用し、日本国内で行われた生産活動や取引を記録の対象としている。ただし、「家計消費支出」のみは、国民概念で表章した上で、居住者家計による海外での消費を「(控除) 輸入 (直接購入)」、非居住者家計による国内での消費を「輸出 (直接購入)」として計上しており、これにより、「家計消費支出」を国内概念に変換することを可能としている(「家計消費支出」の扱いの詳細については、第3部第2章第2節の「家計消費支出」の項を参照)。

3 記録の時点

(1) 発生主義と現金主義

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義 (accrual basis)」及び「現金主義 (cash basis)」の二つがある。

発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。

これに対して、現金主義とは、現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価(粗付加価値部門の合計と最終需要部門(輸入を控除)の合計が一致すること)は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録の時点は、以下のとおりである。

ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、産業連関表の作成対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、同年次中に提供されたものが対象になる。

イ 中間生産物(例えば、原材料)の取引

中間生産物が需要部門(列部門)において現実に消費された時点(中間生産物を投入して生産が

行われた時点)をもって取引の時点とし、その時点が産業連関表の作成対象年次中のものを中間投入額として計上する。(注)

(注) 列部門が、中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは、「在庫」として扱われる。

ウ 最終需要部門への産出

(ア) 消費支出に関する部門(統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門)への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

(イ) 「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録している。

(ウ) 「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録している。

(エ) 「輸出(普通貿易)」及び「輸入(普通貿易)」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準としている。

エ 生産期間が1年を超える財(長期生産物)

(ア) 最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上している。長期生産物の完成品の国内生産額は、「(完成品の金額) - (前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額)」としている。

(イ) 自己勘定(自家用として使用される財及び知的財産生産物の生産)による資本の生産については、基本的に、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上している。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上している。

(ウ) 動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの(乳用牛、競走馬、果樹、茶等)については、「国内総固定資本形成」に計上している。また、それ以外の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上している。

オ 生産期間が1年を超えるサービス

サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

4 評価の単位

取引基本表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。

財については、それぞれに固有の数量単位がある。したがって、これによって生産活動や取引の大きさを測ることにすれば、価格に係るその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。一方で、サービスの多くは、固有の数量単位を持たない。また、財であっても、複数の細品目分類から構成される部門では、同一の行部門に含まれる各品目が、同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、我が国の取引基本表では、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価している。なお、取引基本表が、このように金額のみの表示になっていることを補うため、一部の財については、付帯表の一つとして、「物量表」を作成している。

5 部門分類

(1) 部門分類の概念

世の中では、様々な経済活動が行われているが、取引基本表の形で表章するためには、経済活動を一定数の項目に分類する必要がある。これらの項目のことを「部門」という（後記(2)から(4)については、専ら内生部門の部門分類について説明する。）。

(2) 部門分類の原則

ア 商品単位の分類と生産活動単位の分類

(ア) 我が国の取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースにより分類しているが、1つの商品が1つのアクティビティに対応している部門も多い。

(イ) 生産活動単位による分類とは、具体的には、投入係数によって表される投入構造の類似性に着目して行う分類である。

したがって、生産活動単位による分類におい

ては、

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、どの産業で生産されたものであっても、同一の部門に格付ける。
- ② 一方で、同一の商品であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける（例えば、火力発電と水力発電）。
- ③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。この点は、複数の経済活動を行っている事業所を、その主たる経済活動によって分類する日本標準産業分類の格付けの考え方とは異なる。

イ 部門分類の基準

上記のように、取引基本表では、行部門は商品単位、列部門は生産活動単位で分類が行われているが、部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等については、産業連関表の作成の都度、投入構造や産出構造の類似性、国内生産額又は総需要額の大きさ、日本標準産業分類の最新の状況、時系列性、推計資料の整備状況などを勘案して行う。

ウ 行部門と列部門の対応関係

内生部門の行部門と列部門とは、多くは1対1で対応している。

しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合や、産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品が生産されている場合には、1つの列部門に対して、行部門が商品ごとに分割される。

一方で、電力のように、火力、水力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品（この場合、電気）を生産している場合には、列部門が生産設備や生産工程により分割され、行部門は1つにまとめられている。

この結果、平成27年表の基本分類は、行部門（509部門）が列部門（391部門）よりも多くなっている（統合分類による取引基本表では、行部門と列部門が1対1で対応する表になっている。後記(4)の表1-1を参照）。

(3) 生産活動主体分類

ア 生産活動主体分類の意味

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売する

ことを目的として生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「市場生産者」である。しかし、取引基本表では、このほかに、一般政府や対家計民間非営利団体から供給される

① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス

② 市場において販売されない財・サービス

についても「商品」の一つとして、記録の対象に含んでいる。

我が国の取引基本表では、これら様々な商品を基本分類として分類しているが、基本分類では、行部門については商品、列部門については生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティ・ベース）によって分類することを原則としており、そのままでは、商品の生産・供給主体（つまり、一般政府、対家計民間非営利団体及び市場生産者）の相違についてまで考慮するものとはなっていない。

そこで、昭和50年表からは、国際連合で示されたSNA（当時は68SNA）への対応の一環として、基本分類については、商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」による分類機能も付与し、今日に至っている。

具体的には、基本分類の名称末尾に「★★」ないし「★」印を付すことで、生産活動主体の分類指標とし、これにより、基本分類が、本来の商品又は生産活動単位による分類だけでなく、生産活動主体による分類機能をも有するものとしている。

イ 生産活動主体分類の体系

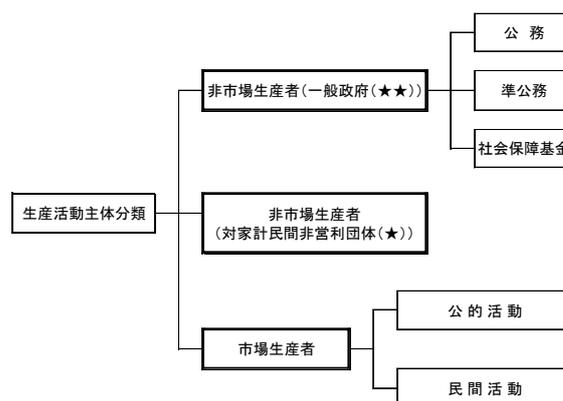
平成27年表で用いた生産活動主体分類の体系は、図1-2のとおりであり、次の3つに大別される^(注)。

- ① 非市場生産者（一般政府）
⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 非市場生産者（対家計民間非営利団体）
⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 市場生産者
⇒ 無印

(注) 平成23年表までは、国民経済計算における「経済活動別分類」と同様に、生産活動主体分類の体系を「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」、「産業」の3つの区分に大別していた。しかし、平成28年に行われた国民経済計算の基準改定により、経済活動別分類上ではこれらの区分がなくなったため、生産活動主体分類における区分の名称変更を行った。

なお、名称以外の分類体系は23年表と同様である。

図1-2 生産活動主体分類の体系



このうち、非市場生産者（一般政府）については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」^(注)の内訳区分を設けるとともに、市場生産者については、「公的活動」及び「民間活動」の内訳区分を設けている。

以下では、これらの区分について、概要を記載する。なお、生産活動主体による分類作業の一環として行った政府及び独立行政法人等に係る格付けの詳細については、第1部第3章の「【別表4】平成27（2015年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付け及び平成23年表からの変更点等」のとおりである。

(注) 学校給食については、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては、教育機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して行う場合がある。しかし、実際にサービスを行う機関で分類すると、推計上、支障が生じるのみならず、利活用上、混乱が生じるおそれがある。そのため、取引基本表では、「学校給食（国公立）★★」及び「学校給食（私立）★」のように、本来、学校給食を実施すべき機関である教育機関の生産活動主体分類に基づいて区分している。

ウ 一般政府

(ア) 「非市場生産者(一般政府)」とは、国際基準を踏まえ、次表に掲げる要件を満たすものとする。

区分	要件
「社会保障基金」	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
「社会保障基金」以外の非市場生産者（一般政府）	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会保障基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配があること

社会保障基金以外の一般政府には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

(イ) 「非市場生産者（一般政府）」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、「集会的サービス」及び「個別的サービス」の2つのサービスが含まれている。

【集会的サービス】防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税収や他の政府収入によって賄われる。

【個別的サービス】教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

(ウ) なお、我が国の取引基本表では、分析の用に供するため、SNAには存在しない独自の区分として、社会保障基金以外の「非市場生産者（一般政府）」を、さらに、「公務」及び「準公務」に区分している。それぞれの区分の内容及び格付けの考え方は、次のとおりである。

【公務】「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】原則として、「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公共サービスの提供という観点から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、次に掲げるような条件を満たす場合には、「市場生産者」に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」に格付けることができることとしている（例えば「下水道」）。

① 投入・産出構造が「公務（中央）」又は「公務（地方）」と著しく異なっているこ

と

② 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること

エ 対家計民間非営利団体

「対家計民間非営利団体」とは、国際基準を踏まえ、次の①～④に掲げる要件を満たすものをいう。具体的には、第1部第3章の〔別表4〕に格付けているもののほか、私立の教育機関、学術・文化団体などが該当する^(注)。

- | |
|--------------------------------|
| ① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと |
| ② 活動内容に市場性がないこと |
| ③ 政府による所有・支配がないこと |
| ④ サービスの提供先が専ら家計であること |

(注) 政府及び独立行政法人等については、個別機関ごとに格付けを行っているが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難である。このため、労働組合、政党、宗教団体、私立学校（除く病院）等のうち、経営組織別にとらえて、個人、会社、国、公共企業体及び地方公営団体である事業所を除いたもの、すなわち「会社以外の法人」及び「法人でない団体」を「対家計民間非営利団体」の範囲としている。

オ 市場生産者

(ア) 総論

「市場生産者」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう（2008SNAの基準では、売上高が生産費用の50パーセント以上であれば、市場性があるものとしている。）。

このうち、政府が活動に係る議決権の過半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」に格付けている。このうち、「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動、中央政府の特別会計並びに地方公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

(イ) 前記(ア)のほか、次に掲げるものも「市場生産者」として扱っている。

① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「市場生産者」（「住宅賃

貸料（帰属家賃）」として扱う（後記10(4)ウを参照）。

- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も「市場生産者」として扱う。
- ③ 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払ととらえ、「市場生産者」（会員制企業団体）として扱う。

(4) 部門分類の種類及び分類コード

ア 部門分類の構成

(ア) 我が国の取引基本表を公表する際の部門分類については、第1部第2章4に記載のとおり、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合分類」として、

- ・統合小分類
- ・統合中分類
- ・統合大分類

を設けている。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類（平成27年表では13部門分類。産業連関表作成上は「ひな型」と称している。）も設けている。

(イ) 一般的に、部門を細かく分類して推計することにより、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。しかし、一方で推計に用いる資料の制約から、一定の精度を確保するためには、

分類の詳細化にも限界がある。このような制約を踏まえ、我が国の取引基本表では、表1-1のとおり、近年は、基本分類が、行部門については約500、列部門については約400となっている。

なお、投入額及び産出額の推計及び計数調整作業は、基本分類に基づいて行うが、投入額及び産出額を推計する基礎となる国内生産額を推計するため、作業上の更に詳細な分類として「細品目分類」を設けている。

(ウ) 統合分類は、逆行列係数等の各種係数を計算する上での数学上の制約から、内生部門は、行部門と列部門の数が同じ正方形（行部門と列部門が1対1で対応している。）となっている。

(エ) 前記(ア)及び(イ)記載の分類のほか、付帯表の一つである「屑・副産物発生及び投入表」において特に用いる部門として「競合部門」という用語がある。これは、屑・副産物の発生及び投入を計上するため、行部門の分類コード（7桁）に特殊符号（「2」～「5」）を付した部門のことをいう。

イ 分類コード

表章に用いる部門分類の分類コードは、以下の桁数で設定している。

- ・統合大分類 : 2桁
- ・統合中分類 : 3桁
- ・統合小分類 : 4桁
- ・基本分類 : 行部門は7桁、列部門は6桁

表1-1 部門数（内生部門の数）^(注1)の変遷

	基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型 ^(注2)
	行部門	列部門				
昭和30年（1995年）表	310	278	122	54	—	—
35年（1960年）表	453	339	153	56	—	6
40年（1965年）表	447	341	156	56	—	10
45年（1970年）表	541	407	160	60	—	10
50年（1975年）表	554	407	165	61	—	13
55年（1980年）表	541	406	164	72	28	13
60年（1985年）表	529	408	183	84	29	13
平成2年（1990年）表	527	411	187	91	32	13
7年（1995年）表	519	403	186	93	32	13
12年（2000年）表	517	405	188	104	32	13
17年（2005年）表	520	407	190	108	34	13
23年（2011年）表	518	397	190	108	37	13
27年（2015年）表	509	391	187	107	37	13

(注1) 取引基本表のサイズ（詳細度）を表す際には、内生部門の行及び列の部門数をもって表す。基本分類以外は、行部門と列部門の部門数は同じである。

(注2) 統合大分類を更に集約した「ひな型」については、従前から日本標準産業分類の大分類を参考にして部門の設定を行っている。なお、サービス関連部門については、便宜上、一つの部門として扱っている。

ウ 特殊符号

特殊な扱いをしている部門（後記10を参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃を、投入表や産出表などで表章する際には、利用者の便宜に資するため、分類コードの末尾に、次のような特殊符号を付している（実務上、「2付き」、「3付き」のようにいう場合がある。）。

・屑投入	： 2
・屑発生	： 3
・副産物投入	： 4
・副産物発生	： 5
・商業マージン	： 6
・国内貨物運賃	： 7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

ア 取引基本表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、表1-2のとおり、家計外消費支出の扱いを除けば、名称に相違はあるものの、内閣府が作成する国民経済計算の各項目に、ほぼ対応している。

イ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきものである。最終需要部門の「家計外消費支出（列）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上している。

一方、粗付加価値部門の「家計外消費支出（行）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を列部門別に計上している。つまり、各生産部門（列部門）がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上している。

国民経済計算では、国際基準を踏まえ、家計外消費支出を、生産活動に必要な経費であるとして、内生部門（中間消費、中間投入）に格付け、外生部門（最終需要部門及び粗付加価値部門）には含めていない。

しかし、我が国の取引基本表では、家計外消費支出に相当する経費が、①生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものと考えられること、②一般的な原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数（内生部門の生産構造）が一層安定的になると考えられることなどの理由から、外生部門に位置付けている。

6 取引基本表の基本構造

(1) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

ア 価格の評価方法

我が国の取引基本表では、前記4記載のとおり、個々の取引の大きさを、商品共通の尺度である「金額」を用いて記録しているが、その際に、「金額」を、どの段階の価格で捉えるのかによって、取引額の大きさや表し方が変わる。

实体经济の中では、たとえ同一かつ同量の商品であったとしても、同じ価格で取引されるとは限らない。これは、取引段階の差異に基づく場合もあるし、地理的・時期的な要因、需給状況又は取引形態の相違等に基づく場合もある。

例えば、生産者の出荷価格と消費者が購入する価格は、流通段階における経費によって、異なる場合が多いほか、同じ商品であっても、大口需要者向けか小口需要者向けかにより価格が異なる場合がある。

このようなことから、取引基本表に記録する際の価格評価については、次のような二つの視点がある。

- ①「実際価格」によるか「統一価格」によるか
前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法。
- ②「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法。

我が国では、このうち、①については実際価格に基づく表のみを作成していることから、取引基本表としては

- 実際価格に基づく生産者価格評価
 - 実際価格に基づく購入者価格評価
- の2種類を作成しており、前者を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼んでいる。

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」という課題を別途解決しなければならないからである。なお、価格評価における消費税の扱いについては、後記(2)を参照。

表 1-2 産業連関表と国民経済計算との対応

① 最終需要部門

産業連関表	国民経済計算（内閣府）
家計外消費支出（列）	（内生部門に格付けられている。）
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府集合の消費支出 中央政府集合の消費支出（社会資本等減耗分） 中央政府個別の消費支出 中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分） 地方政府集合の消費支出 地方政府集合の消費支出（社会資本等減耗分） 地方政府個別の消費支出 地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）	政府最終消費支出 中央政府集合消費支出 中央政府個別消費支出 地方政府集合消費支出 地方政府個別消費支出
国内総固定資本形成（公的）	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府 企業設備 住宅
国内総固定資本形成（民間）	民間 企業設備 住宅
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増	在庫変動 民間企業 公的企業 一般政府
輸出 輸出（普通貿易） 輸出（特殊貿易） 輸出（直接購入）	財貨・サービスの輸出 財貨 財貨、輸送、旅行、情報・通信、金融・保険、その他 （再掲）直接購入
（控除）輸入 輸入（普通貿易） 輸入（特殊貿易） 輸入（直接購入）	財貨・サービスの輸入 財貨 財貨、輸送、旅行、情報・通信、金融・保険、その他 （再掲）直接購入
（控除）関税	[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]
（控除）輸入品商品税	[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]

（注）「産業連関表」欄で□で囲んだ項目は、統合大分類の部門名を示す。

② 粗付加価値部門

産業連関表	国民経済計算（内閣府）
家計外消費支出（行） 宿泊・日当 交際費 福利厚生費	（内生部門に格付けられている。）
雇用者所得 賃金・俸給 社会保険料（雇用主負担） その他の給与及び手当	雇用者報酬 賃金・俸給 雇主の現実社会負担 雇主の帰属社会負担
営業余剰	営業余剰・混合所得
資本減耗引当 資本減耗引当 資本減耗引当（社会資本等減耗分）	固定資本減耗
間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	生産・輸入品に課される税
（控除）經常補助金	（控除）補助金

（注）「産業連関表」欄で□で囲んだ項目は、統合大分類の部門名を示す。

イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

(7) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、取引額に流通経費、すなわち、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか否かである。ただし、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないサービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。

生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する（図1-3②を参照）。

一方、購入者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれ「コスト商業」、「コスト運賃」（後記10(2)を参照）のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は、商業部門及び運輸部門の行部門には計上されない。

なお、我が国の取引基本表では、後記7(2)記載のとおり、国内生産額を実際価格に基づく生産者価格で評価することを基本としていることから、購入者価格評価表の各行部門においては、外生部門で商業マージンと国内貨物運賃を控除することで、国内生産額が生産者価格であることを維持している（図1-3③を参照）。

(イ) 両表に係る利用上の特徴

生産者価格評価表及び購入者価格評価表について、利用上の観点からみれば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

しかし、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、必ずしも安定的とはいえない。通常の産業連関分析では、できるだけ安定的な投入係数を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が、利便性が高い。我が国の産業連関表においても、投入係数表や逆行列係数表は、生産者価格評価表から作成しており、産業

連関分析は、生産者価格評価表を基本にして行われる。

〔参考〕基本価格

我が国の取引基本表にあつては、国内生産額について、「生産者価格」で評価しているが、SNAでは、68SNA以来、「基本価格」による取引額の評価が提唱されている。

基本価格とは、生産者価格から消費税、たばこ税、酒税などの間接税を差し引き、受け取る補助金を加えた価格をいう。

基本価格が提唱される理由は、間接税の税率が必ずしも安定的ではなく、各取引額に税額を含めると、生産構造とは別の要因によって投入係数が左右される場合があると考えられるためである。

しかし、我が国の取引基本表では、データ上の制約等の理由から基本価格による表は作成していない。

(2) 消費税の扱い

付加価値税のうち、酒税やたばこ税のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税については、課税額（＝納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別無く税込の価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示される。

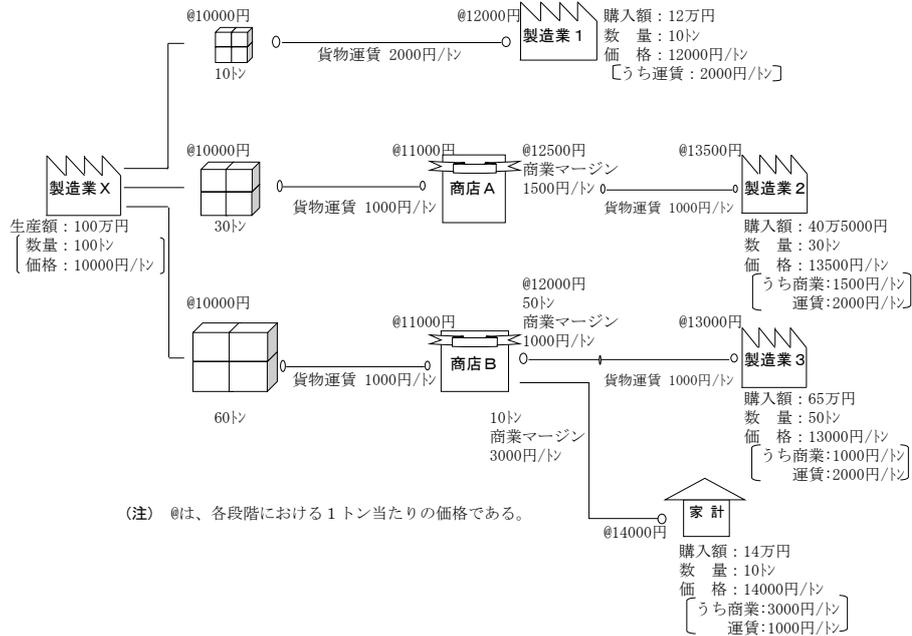
これに対して、消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が累積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものとして計算される仕組みになっている。

そのため、消費税を取引基本表上、どのように扱うかについては、実際に動いた金額をそのまま評価する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて評価する方法という異なる考え方があり得る。

我が国の取引基本表では、実際の取引額の大きさを読み取ることができるといふ長所などから、消費税制度の導入以来、流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法（税込表）を採用しており、取引額には、納税段階の計算では控除される額も含めて計上している。

図 1-3 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ 一仮設例一



② 生産者価格評価表(例)

単位: 千円

		中間需要			最終需要			需要合計	(控除)	国内生産額	
		製造業 1	製造業 2	製造業 3	消費	投資	輸出				
中間投入	商品 X	100	300	500	0	100	0	0	1000	0	1000
	商業	0	45	50	0	30	0	0	125	0	125
	運輸	20	60	100	0	10	0	0	190	0	190
粗付加価値											
国内生産額											

(注) 図 1-3 ①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表(例)

単位: 千円

		中間需要			最終需要			需要合計	控除			国内生産額	
		製造業 1	製造業 2	製造業 3	消費	投資	輸出		輸入	商業マージン	国内貨物運賃		
中間投入	商品 X	120	405	650	0	140	0	0	1315	0	-125	-190	1000
	商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125
	運輸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	190
粗付加価値													
国内生産額													

(注) 図 1-3 ①の数字を表にしたものである。商品 X の行には、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれた取引額が計上されているが、外生部門の「(控除) 商業マージン」及び「(控除) 国内貨物運賃」で相殺することで、各行部門の国内生産額が生産者価格であることを維持している。

(3) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型と非競争輸入型

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品について、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型」(図1-4の①)という。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型」(同図の②、③)という。

イ 我が国の表形式

我が国の取引基本表では、国産品と輸入品をまとめて計上する「競争輸入型」を採用している(注)。

ただし、基本分類及び統合小分類の取引基本表では、各取引額について、輸入額を内数として別掲しており、これにより、図1-4の②への組替えが可能になるようにしている。

(注) 平成23年表までは、一部の輸入品(小麦、大豆等)について輸入品の行部門を別掲していたため、正確には、「競争・非競争混合輸入型」(同図の④)であった。

7 国内生産額の価格評価

(1) 国内生産額の重要性

「国内生産額」とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ(control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。

(2) 国内生産額に関する価格評価

我が国の取引基本表では、国内生産額は基本的に、実際価格に基づく生産者価格で評価することとしている。

主な部門種別ごとの国内生産額推計についての基本的な考え方は、第2部5を参照のこと。

図1-4 輸入の扱い別の表形式

① 競争輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値、輸出及び(控除)輸入を除く各マスの数値は、国産品と輸入品との合計値である。

② 非競争輸入型(基本型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額	
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	0	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	0	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	0	150
輸入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35	0
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50	0
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25	0
粗付加 価値	10	15	55	35						
国内 生産額	50	100	160	150						

③ 非競争輸入型(簡略型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額	
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	0	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	0	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	0	150
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-210	0	
粗付加 価値	10	15	55	35						
国内 生産額	50	100	160	150						

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計値のみを示したものである。

④ 競争・非競争混合輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計が計上されている。

(3) 国内生産額の重複計算

ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、まず、細品目分類（約3,400分類）ごとに国内生産額を推計し、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の国内生産額を推計している。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されているような場合には、その原材料の部分の国内生産額は、重複して計上されている。

[国内生産額の重複計算のイメージ]

基本分類：3412-021 電気音響機器	
電気音響機器	3,219億円
電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	939億円
半製品・仕掛品	12億円
計	4,171億円

(注) 完成品3,219億円の中には、部分品や半製品が含まれているが、基本分類ベースでみると、この分が重複計算され、4,171億円の国内生産額になる。

イ 基本分類をまたぐ場合の重複

前記アでは、同一基本分類内での国内生産額の重複計算について述べたが、これは、基本分類をまたぐ場合も同様である。例えば、自動車に関する国内生産額については、完成品はもとより、車体及びエンジン等の部品についても、それぞれ異なる基本分類で推計されている。しかし、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されている部品の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品の国内生産額は、自部門及び完成品である自動車の部門の両方において、重複して計上されている。

なる基本分類で推計されている。しかし、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分類において既に計上されている部品の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品の国内生産額は、自部門及び完成品である自動車の部門の両方において、重複して計上されている。

ウ 部門の統合による重複

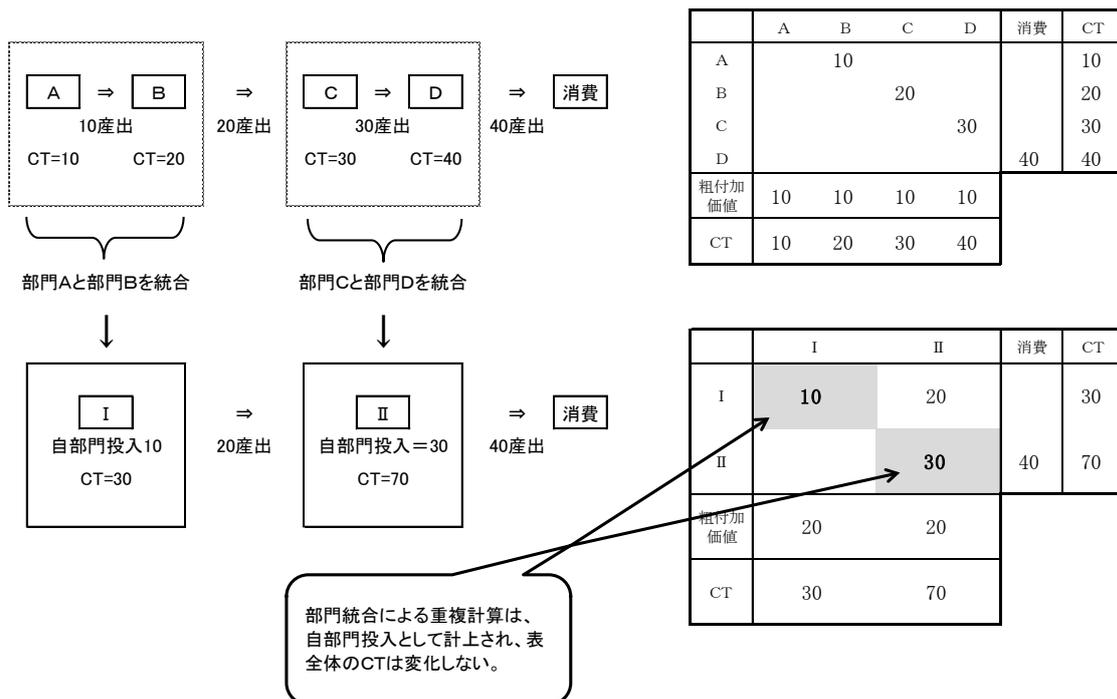
国内生産額の重複計算は、部門を統合することでも発生する。しかし、部門分類を統合した場合、国内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、取引基本表全体として国内生産額が変化するわけではない（図1-5を参照）。

8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。（前記3(2)イを参照）。

図1-5 部門統合による国内生産額の重複



(2) 資本財の取引

ア 生産活動に使用される、いわゆる「資本財」については、次の①～④に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する（資本財の範囲等の詳細については、第3部第2章第2節の「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」及び「7511-00 国内総固定資本形成（民間）」の項目を参照。）。

[内生部門に計上する資本財の取引]

① 機械組込

他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

② 建設迂回

建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

③ 土木迂回

橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

④ 造船迂回

造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

イ どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成する「固定資本マトリックス」によって明らかにしている。

ウ 各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

(3) 在庫

我が国の取引基本表では、在庫について1年間の変動分を「在庫純増」に関する部門で計上することとしている。つまり、対象年次の年末（例えば平成27年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成26年末）の在庫を差し引いた変動分を計上している。

ア 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費

もされなかったものについての増減を計上している（図1-6の①）。

イ 「半製品・仕掛品在庫純増」には、対象年次の生産活動としては、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものについての増減を計上している（図1-6の②）。

ウ 「流通在庫純増」には、対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を計上している。この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上している（図1-6の③及び④）。

エ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を計上している。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上している（図1-6の⑤及び⑥）。

なお、輸入された商品が在庫となるのは、「流通在庫純増」と「原材料在庫純増」の場合のみである。

図1-6 「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を商業部門経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中で「在庫純増」の発生例

		中間需要	最終需要			
			生産者製品在庫純増	半製品・仕掛品在庫純増	流通在庫純増(注1)	原材料在庫純増(注2)
中間投入	素材 国産				③	⑤
	素材 輸入		(注3)		④	⑥
	木製家具		①	②		
	商業					
	...					

(注1) 商業部門が仕入れた流通在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「流通在庫純増」との交点に計上する(③、④)。

(注2) 「木製家具製造業」が仕入れた原材料在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「原材料在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。

(注3) 輸入品が、「生産者製品在庫純増」や「半製品・仕掛品在庫純増」に計上されることはない。

9 輸出及び輸入の価格評価

(1) 普通貿易の輸出品

「普通貿易」（貿易統計に計上される財を対象とする部門）の輸出品は、生産者価格評価表にあつては、国内向けの財と同様に、生産した工場から出荷する段階の生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあつては、本船渡しのF O B（free on board）価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価している。

推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品がF O B価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、F O B価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格によって評価している。

(2) 普通貿易の輸入品

「普通貿易」の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価している。

なお、取引基本表の各マス目の取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

「特殊貿易」及び「直接購入」の輸出入、すなわちサービスの輸出入や、海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、前記(1)及び(2)とは異なり、国際収支統計等から推計している。

10 取引基本表作成上の特殊な取扱い

取引基本表の作成に当たっては、S N Aの概念に基づき、又は、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしているものがある。

以下では、(1)から(7)について、説明する。

- (1) 商業部門及び運輸部門
- (2) コスト商業とコスト運賃
- (3) 屑・副産物
- (4) 帰属計算を行う部門
- (5) 仮設部門
- (6) 使用者主義と所有者主義
- (7) 非市場生産者の活動

(1) 商業部門及び運輸部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあつては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとする、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100単位をB部門が購入した場合の商品取引の流れが、以下のような内容になっていたとする。

- (i) まず、A部門から運輸部門（運賃10単位）を経由して商業部門に販売される。
- (ii) 商業部門の購入価格は110単位である（A部門に100単位支払い、運輸部門に10単位支払う。）。
- (iii) 次に、商業部門はマージン（20単位）を加えた上で、再び運輸部門を経由（運賃10単位）してB部門に販売する。
- (iv) B部門の購入価格は140単位である（商業部門の購入価格110単位にマージン20単位を加えた130単位を商業部門に支払い、運輸部門に10単位支払う。）

このような取引過程をそのままの形で記録すると、**図1-7①**のようなものとなり、A（生産者）とB（需要者）との取引関係が読み取れなくなる。

そこで、生産者価格評価表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間（例えば、A部門とB部門の間）で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者（この場合、B部門）の経費として一括計上する（需要者と商業部門及び運輸部門の交点にそれぞれ一括計上する。）こととしている（**図1-7②**を参照）。

なお、購入者価格評価表においては、個々の取引金額に、商業マージン及び国内貨物運賃を含むことから、商業及び運輸の行部門には、商業マージン及び国内貨物運賃を計上しない（**図1-7②**の場合、〔行〕A部門と〔列〕B部門との交点に140を計上し、〔行〕商業や〔行〕運輸との交点は0になる。）

図 1-7 商業部門と運輸部門の扱い



(2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。取引基本表では、これらの経費について、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれにおいても、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上している。

ア コスト商業

「コスト商業」に該当するものとしては、例えば、中古品の取引額が挙げられる。

中古品自体は、基本的に産業連関表の作成対象年次の生産物ではないことから、取引基本表への記録の対象とはならないが(注)、中古品の取引に伴う商業活動は当該年次の活動であるため、その取引マージンのみを「コスト商業」として計上している(図1-8を参照)。

具体的には、家計による中古車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

イ コスト運賃

「コスト運賃」に該当するものとしては、次に掲げるものが挙げられる。

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動(つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動)に伴う経費

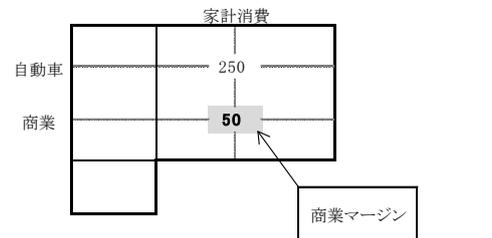
① 木材のように、集荷場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用(第2部5(2)イ(ア)を参照)

② 鉄鋼や船舶のように、原材料や半製品等を大規模工場内における次の生産工程に移動させるために要した費用

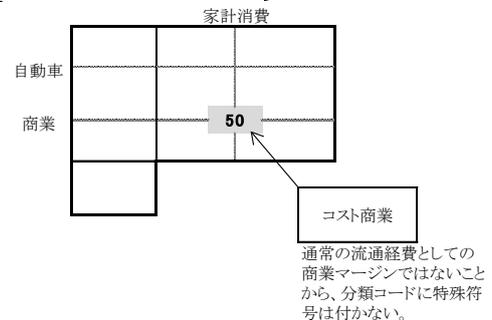
③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

図 1-8 家計が新車又は中古車を購入した場合の取引基本表上の相違

- ① 新車
- 本体価格 = 250万円
 - 商業マージン = 50万円
 - 購入者価格 = 300万円



- ② 中古車
- 本体価格 = 150万円
 - 商業マージン = 50万円
 - 購入者価格 = 200万円



(注) 作成対象年次に新品として取引された後、同一年次に中古品として転売される場合もあるが、その場合には、新品として取引されたときの価額(財本体の価額及び商業マージン)が取引基本表に計上され、中古品としての取引については、あくまでコスト商業分のみが計上される。

(イ) 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、靈きゅう、廃棄物・廃土砂などに係る輸送費用

① 引越荷物や旅行手荷物については、引越や旅行をする者の荷物について場所の移動を行うだけであり、これら荷物そのものが取引されているわけではないことから、当該荷物の価額自体は取引基本表には計上されず、その輸送費用が、引越や旅行をする者のコスト運賃となる。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いとするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となる。一方、旅行者が旅先で購入した土産物を、自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類などの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

② 中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱っている。

③ 廃棄物・廃土砂は、取引基本表においては無価値の物として計上の対象としていないが、それらを輸送するために要した費用については、これらを発生させた部門の「コスト運賃」として、〔行〕運輸部門との交点に計上している。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

(3) 屑・副産物

ア 屑・副産物の扱いに関する各種方式

ある商品Aの生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品Aのほかに、別の商品Bが一定量だけ生産される場合がある。取引基本表では、商品Aの生産過程において副次的に発生する商品Bのことを、商品Bを主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」、ない場合には「屑」という。屑及び副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられるが、我が国の取引基本表では、有価財かつ統計資料等により把握可能なものについて計上の対象としている。

我が国の取引基本表では、行部門を商品分類に

より作成することから、生産活動の結果として発生する商品について、いずれかの行部門に対応させる必要があるが、屑・副産物については、具体的に、以下の4つの処理方式がある。

① マイナス投入方式（ストーン方式）

② 一括方式

③ トランスファー方式

④ 分離方式

我が国では、原則として「マイナス投入方式」によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスファー方式」も採用しているが、以下、次の事例をモデルケースとして、これら4つの方式について説明する（図1-9を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPG（液化石油ガス）を10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に販売し、LPGを家計に販売している場合

① マイナス投入方式（ストーン方式）

この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式であり、この方式を考案したリチャード・ストーン（1913-1991）の名にちなんで「ストーン方式」とも言われている。我が国では、原則として、この方式によって屑・副産物を処理している。

具体的には、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の100のみを計上する。一方で、石油化学部門で副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものと計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と、〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産はゼロになる。

この表形式によると、副産物の金額は国内生産額には計上されないが、「屑・副産物」別に、発生源と投入先を捉えることが可能となる。また、分析上の観点からみると、①合成樹脂原料に対する需要は、石油化学部門の需要を誘発することでLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなる。②一方で、副産物としてのLPGの生産額がLPG部門の国内生産額に含まれていないことから、LPG部門

図1-9 屑・副産物の表章方式

① マイナス投入方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100		投入	100
LPG	-10			10	(0)
...					
国内生産額	100		(0)		

② 一括方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100		10	110
LPG					
...					
国内生産額	110				

③ トランスファー方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100	10		110
LPG				10	(10)
...					
国内生産額	110		(10)		

④ 分離方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100			100
LPG				10	(10)
...					
国内生産額	100		(10)		

に対する需要について、主産物としてのLPGに対する需要のみを波及計算の対象として純化でき、石油化学部門の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

ただし、この方式によれば、副産物としてのLPGが、主産物としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、合成樹脂原料に対する需要が大きい（副産物としてのLPGの発生が多くなる。）一方で、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG部門の生産をマイナスにしなければ需要のバランスがとれないという不都合が生じる。

なお、平成12年表以降は、この方式で処理するものに関連して、「再生資源回収・加工処理」の部門を設けている（後記イを参照）。

② 一括方式

主産物である合成樹脂原料と副産物であるLPGの合計（合成樹脂原料（100単位）+LPG（10単位）=110単位）を、一括して石油化学部門の国内生産額としてとらえて計上する考え方である。したがって、家計に販売されたLPG（10単位）は、取引基本表の上では、石油化学部門の販売として記録される。

この方式では、石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も利用可能であると考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」等を一括方式によって処理している。

③ トランスファー方式^(注)

石油化学部門の副産物として生産されたLPG（10単位）について、それを主産物として活動しているLPG部門に産出した上で、当該LPG部門から家計に販売されたものとして記録する方式である。副産物として生産されたものを、それを主産物として活動する部門に、いわば「乗り換えて」産出させることから、トランスファー方式と言われている。

この場合、石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上される。

この方式によると、合成樹脂部門に投入される石油化学部門が、その投入構造の中にLPGの投入を有しないことから、合成樹脂原料に対する需要が発生しても、LPGに対する誘発は

発生しない。一方で、LPG部門の投入構造には、石油化学からの投入（10単位）が存在するため、LPGに対する需要が発生すると、石油化学部門の生産を誘発するという結果が導かれる。

(注) 我が国の取引基本表では、「民間放送」、「新聞」、「出版」等の活動の中で行われる広告活動について、屑・副産物ではないが、トランスファー方式と同様の表章をしている。これは、①金額が相当程度大きいものであること、②民間放送、新聞、出版等という媒体の中に含まれる広告であっても、各列部門としては、民間放送、新聞、出版等に費用を支払っているというよりも、あくまで「広告」部門に費用を支払っているものとして扱うことが取引感覚に沿っていることによる。

④ 分離方式

この方式は、主産物と副産物を分離し、それぞれ該当する部門に計上する方式である。具体的には、石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

合成樹脂原料とLPGとは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずである。しかし、この方式の場合、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。そのため、我が国の取引基本表では、この方式は用いていない。

イ 「再生資源回収・加工処理」の扱い

前記ア記載のとおり、我が国の取引基本表では、屑・副産物について、基本的にマイナス投入方式を採用しているが、リサイクル活動の重要性が高まることを想定し、平成12年表から、この方式により処理している屑・副産物の表章に関連して、「再生資源回収・加工処理」を部門として設けている。

そこで、次の事例をモデルケースとして、本部門の具体的な表章方法とその変遷について説明する（図1-10を参照）。

〔事例〕

石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に販売し、LPGを家計消費部門に販売している場合であって、LPGの回収・加工等の経費として、8単位必要とされる場合

図1-10 再生資源回収・加工処理に関する屑・副産物の表章形式

① 平成12年表で採用した表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	国内生産額
石油化学		100				100
LPG	-10			10		(0)
再生資源					18	(18)
回収・加工経費				5		
雇用者所得				3		
国内生産額	100					(18)

② 平成17年表以降で採用している表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	国内生産額
石油化学		100				100
LPG	-10				10	(0)
再生資源					8	(8)
回収・加工経費				5		
雇用者所得				3		
国内生産額	100					(8)

(7) 平成12年表

平成12年表では、石油化学部門から副産物として発生したLPGを、〔行〕LPG部門との交点にマイナス計上し（-10単位）、その発生分を新たに設けた〔列〕「再生資源回収・加工処理」に一括して投入（10単位）した上で、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から、回収・加工処理経費を付加した額（18単位）を、需要部門である家計消費部門に産出する方法を採用した。

これにより、平成7年表までは、屑・副産物が該当する既存の行部門に個別に計上していた屑・副産物の輸出入を、「再生資源回収・加工処理」に一括計上することができ、輸入係数の安定化が図られた。

しかし、一方で、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して、〔列〕「再生資源回収・加工処理」に投入され、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から需要部門に産出されることになるため、取引基本表の原則である「一つの部門に一つの生産物を対応させる」ことができなくなるといった支障

が生じた。要するに、〔行〕「再生資源回収・加工処理」の個々の産出額に、どのような屑・副産物が含まれるのかが不明確な状態となった（図1-10の事例では、副産物がLPGの1種類であり、また、産出先も家計消費部門のみという単純なモデルであるが、実際には、様々な屑・副産物が、内生部門・外生部門を問わず、様々な部門に産出される。）。

そのため、別途、付帯表として作成する「屑・副産物発生及び投入表」を用いないと、屑・副産物ごとの投入を捉えることができないほか、回収と加工は、本来別々のアクティビティであるにもかかわらず、資料の制約上分離できないなどの問題があった。

また、分析面からも、以下のような問題があった。

- ① 副産物の発生がマイナスで表示されるため、波及効果分析の観点から、逆行列にマイナスが多くなり、係数としての意味がなくなる。
- ② 様々な屑・副産物が、「再生資源回収・加工処理」に一括して扱われることにより、投入係数の安定性や、波及効果分析の観点から問題がある。
- ③ 発生した屑・副産物が、「再生資源回収・加工処理」を経由して産出されるため、波及結果も、全ての屑・副産物が影響を受ける。

(イ) 平成17年表以降

平成12年表におけるこのような問題点を踏まえ、平成17年表では、「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は、屑・副産物に付随して産出されることとした。平成23年表においても同様の扱いである。

具体的には、前記ア①記載の場合と同様、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料（100単位）のみを計上する一方で、石油化学部門から副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したもとして計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産額はゼロになる。それとは別に、「再生資源回収・加工処理」には、LPGの回収経費等を計上し、LPGの需要先である家計消費部門へ産出する。

つまり、前記ア①記載のマイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

(4) 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の国内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理している。

これは、現実に観察される現象に隠れている経済活動を把握しようとするものであり、これにより、社会状況や制度の変化・相違に関わらず、時系列比較や国際比較が可能となる。

具体的には、

- 金融仲介サービス
 - 生命保険及び損害保険
 - 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）
- について、帰属計算を行っている。

ア 金融仲介サービス

金融部門の活動は、次の二つに大別できる。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務
- ② 送金業務や有価証券の売買等

このうち、②に伴う手数料収入については、純粹にサービスの提供に対する対価といえるが、①に伴ういわゆる「利ざや」は、財産所得としての利子の受払いという点からみれば、所得の移転が生じたに過ぎず、必ずしも新たな付加価値の形成とはいえない。しかし、金融部門の営業活動を考える際に、利ざやによる収益は極めて重要である。このため、従前から、利ざやに関しても、金融部門によって生み出されたサービスの対価であるとみなして、国内生産額に含めてきた。つまり、金融部門が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考えるわけである。そのため、金融部門に係るこのような活動を「金融仲介サービス」と呼び、それに伴う付加価値を帰属計算している。

平成17年表までは、帰属利子方式により、国内生産額について、

$$\text{帰属利子} = (\text{貸付金に対する受取利子}) - (\text{預貯金に対する支払利子})$$

として計算した上で、産出先については、中間需要

部門（産業部門）に限定し、貸出残高に応じて配分していた。これは、金融仲介サービスを受けるのは、貸付けを受ける企業であるとみなし、金額の全てを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68SNAに準拠していたためである。また、この方法によれば、外生部門の金額が金融仲介サービスによって影響を受けないため、金利の変動によって外生部門の金額が増減しない等のメリットがあった。

しかし、帰属利子方式では、預金者の存在が考慮されていないほか、家計なども資金の借り手になっている経済の実態に沿っていないなどの課題があった。

そこで、平成23年表からは、93SNAで提唱された概念である「F I S I M」（Financial Inter-mediation Services Indirectly Measured：間接的に計測される金融仲介サービス）を新たに採用した。F I S I Mでは、国内生産額を次のように計算する。

$$\begin{aligned} & \left[\text{国内生産額} = \text{借り手側F I S I M} + \right. \\ & \qquad \qquad \qquad \left. \text{貸し手側F I S I M} \right] \\ \text{借り手側F I S I M} &= \text{貸出残高総額} \times \\ & \qquad \qquad \qquad (\text{運用利率} - \text{参照利率}) \\ \text{貸し手側F I S I M} &= \text{預金残高総額} \times \\ & \qquad \qquad \qquad (\text{参照利率} - \text{調達利率}) \\ \text{運用利率} &= \text{貸出金受取利息総額} / \text{貸出残高総額} \\ \text{調達利率} &= \text{預金支払利息総額} / \text{預金残高総額} \\ \text{参照利率} &= \text{参照利率算出用利息総額} / \\ & \qquad \qquad \qquad \text{参照利率算出用残高総額} \end{aligned}$$

また、この方法では、帰属利子方式のような産出先の限定がなく、より実態に沿った産出構造の表章に資するとされている。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$\begin{aligned} & (\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - \\ & \qquad \qquad \qquad (\text{支払保険金} + \text{準備金純増}) \end{aligned}$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱っている。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出している。

ウ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等は、一般的に家賃の支払が発生しない点において、実際に家賃の支払が伴う賃貸住宅と、経済取引上の外形は異なっている。しかし、持家等についても、居住者が住宅サービスを楽しんでいる点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられる。そこで、SNAでは、持家等についても、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみなして金額（帰属家賃）を計上することとしている。（注1）

我が国の取引基本表においても、従前から、この考え方に沿って、帰属家賃を計上しており、「住宅賃貸料（帰属家賃）」という部門を設けている（注2）。この部門は、持家等に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるものとしてとらえた部門であり、投入額としては、当該持家等に居住・維持するための経費が計上される。具体的には、ほとんどの金額は、粗付加価値部門に計上されるが、中間投入として、建設補修や金融（住宅ローンに関する利払い）も計上される。また、産出額については、居住者自身へのサービスの提供であることから、全額を「家計消費支出」に産出している（図1-11を参照）。

（注1） 居住者により、実際に家賃の支払が行われている給与住宅や寮については、当該給与住宅や寮と同等の居住施設の市場価格と実際に支払われた家賃との差額分を帰属家賃として計上する。

（注2） 「住宅賃貸料（帰属家賃）」が、「住宅賃貸料」から独立したのは、平成12年表からであるが、該当する金額については、それ以前にも「住宅賃貸料」に計上されていた。

図1-11 帰属家賃の表章形式

〔例〕	〔家賃相当額を市場価格で評価〕
	・200万円／年
	〔住宅の維持経費〕
	・修繕費 10万円／年
	・住宅ローンの利払い 10万円／年

	住宅賃貸料 (帰属家賃)	家計消費 支出	国内 生産額
修繕費等 (建設補修)	10		
住宅ローンの利払い (金融)	10		
住宅賃貸料 (帰属家賃)		200	200
付加価値	180		
国内生産額	200		

(5) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けているものであり、「仮設部門」と呼ぶ。部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別している。

具体的には、

- 「事務用品」
- 「自家輸送（旅客自動車）」
- 「自家輸送（貨物自動車）」
- 「古紙」
- 「鉄屑」
- 「非鉄金属屑」

といった部門を設けている。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、計数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、「消耗品」として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

事務用品を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、図1-12のとおりである。事務用品を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、取引基本表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

イ 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賅ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、こん包活動、社員教育、研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

図1-12 事務用品の表章方式

① 事務用品部門を設けない場合

	A部門		国内生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆	5		(5)
ノート	5		(5)
付加価値	40		
国内生産額	100		

② 事務用品部門を設けた場合

	A部門	事務用品		国内生産額
原料1	30			
原料2	20			
鉛筆		5		(5)
ノート		5		(5)
事務用品	10			(10)
付加価値	40	0		
国内生産額	100	10		

取引基本表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離して投入構造を推計することは難しい。このような事情もあり、現在では、自家輸送のみを仮設部門として設けている。

なお、これまでの自家部門の設定状況は、以下のとおりである。

部門	設定年
自家輸送 (旅客自動車)	昭和50年～平成27年
自家輸送 (貨物自動車)	昭和50年～平成27年
自家教育	昭和50年、55年、60年
自家研究 ^(注)	昭和50年、55年、60年
自家梱包	昭和50年、55年
自家倉庫	昭和50年

(注) 平成2年表からは粗付加価値を推計し、産業部門の「企業内研究開発」としている。

(イ) 表章形式

自家活動を行うために必要な商品を〔列〕自家活動部門に産出した上で、各需要部門（生産活動の過程で自家活動を行っている列部門）は、〔行〕自家活動部門から一括して購入するという形で表章している。

自家部門を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、図1-13のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、自家部門の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図1-13 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門を設けない場合

	A部門		国内生産額
原料1	25		(15)
原料2	20		
石油	15	〔うち原材料 5 輸送用 10〕	
付加価値	40		
国内生産額	100		

② 自家輸送部門を設けた場合

	A部門	自家輸送	国内生産額
原料1	25		(15)
原料2	20		
石油	5	10	
自家輸送	10		(10)
付加価値	40	0	
国内生産額	100	(10)	

A部門が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、②のように自家輸送を仮設部門として独立させると、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額に計上される。

ウ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

屑・副産物については、原則としてマイナス投入方式によって処理しているが、「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するので、当該行部門に「競合部門」を設定して計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」といった「屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、何らかの部門を設けなければ、発生及び投入の計上ができない。そこで、行部門についてのみ、仮設部門として「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を設けている。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理をしている。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方があ

る。「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する列部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。そのため、賃貸部門は部門として成り立たないが、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点がある。

一方、「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う行部門からの中間投入として計上する。経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウェイトが相当程度あるとともに、物品賃貸を行う部門の国内生産額及び粗付加価値を個別に計上する必要がある場合には、所有者主義が採られることになる。

イ 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、昭和60年表まで、両方の考え方を併用^(注1)していたが、平成2年表以降は、全面的に「所有者主義」で推計している。

(注2)

これは、前述のとおり、物品賃貸業のウェイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要がある一方で、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であると判断したためである。

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の相違は、図1-14のとおりである。

(注1) 昭和60年表までは、日本標準産業分類(当時)の「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具(除電算機等)賃貸業」及び「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

(注2) 物品賃貸には、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」の2つの形態がある。

オペレーティング・リースは、一般的にイメージされる賃貸であり、機械又は設備の耐用年数よりも短い期間について賃貸するものである。これは、所有者(貸し手)が使用者(借り手)に対して、物品賃貸というサービスを提供する(その一環として、機械又は設備の維持・修理の責任を負うことが多い。)という生産活動の一形態であり、国内生産額は、使用者が所有者に支払う賃借料で評価される。

これに対して、ファイナンス・リースは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」(リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)第5項)とされている。

我が国では、平成20年のリース取引に関する会計基準の変更に伴い、ファイナンス・リースの会計処理が、原則、賃貸借から売買に変更され、同じ物品賃貸業の中でも、会計上の取扱いが分かれることとなった。しかし、基礎統計上の制約から、取引基本表では、ファイナンス・リースについても、引き続き、物品賃貸業の活動として扱い、物品賃貸業全体として、「所有者主義」で計上している。

図1-14 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A部門が物品賃貸業からリース料100単位で産業機械のリースを受けている場合

- ① 使用者主義(あたかもA部門が自己所有の機械を使用しているように記述)
 ※ A部門の本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが上乘せされる。

A部門	
機械修理	(15)
営業余剰	(65)
資本減耗引当	(20)
国内生産額	(100)

- ② 所有者主義(機械の所有者を物品賃貸業として記述)

※ 通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

A部門	物品賃貸業
機械修理	15
物品賃貸業	100
雇用者所得	50
営業余剰	15
資本減耗引当	20
国内生産額	100

(7) 非市場生産者の活動

ア 政府及び独立行政法人等が行う活動は、第1部第3章の【別表4】のとおり、「生産活動主体分類」によって、①非市場生産者(一般政府)、②非市場生産者(対家計民間非営利団体)、③市場生産者に大別されるが、①及び②については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そのため、特殊な扱いを行っている。

詳細は、第1部第3章の【別表4】「4 計数の取扱い等」を参照のこと。

イ 私立学校などが該当する「学校教育(私立)」や、学術団体などが該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門も、生産活動主体分類上、非市場生産者(対家計民間非営利団体)として扱われる部門であり、これらの部門についても、次のとおり、特殊な扱いを行

っている（図1-15を参照）。

- ① 国内生産額は、生産コストの総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計の列部門）に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。
- ③ 「自然科学研究機関（非営利）★」、「人文・社会科学研究機関（非営利）★」の産出先については、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額をその負担部門に、研究・開発への支出額を「国内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。

図1-15 非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動の表章形式

例：私立大学が100の経費を支出している場合で、それに対応する収入のうち、授業料収入が60となっている場合

	私立大学	家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出	国内生産額
物品1	10			
物品2	10			
私立大学		60	40	100
雇用者所得	80			
営業余剰	0			
国内生産額	100			

〔参考〕

産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違

我が国の取引基本表は、68SNAとの整合性を図る一環として、昭和50年表から68SNAの概念を、平成7年表から93SNAの概念を段階的に取り入れきた。平成27年表では、2008SNAの概念を順次取り入れる（これらの対応状況については、第1部第3章の【別表1】を参照）。ここでは、取引基本表と平成28年に平成23年基準改定を行った「国民経済計算」（2008SNA準拠）との主な相違点を示す。

(1) 屑・副産物

取引基本表では、原則として屑・副産物の発生をマイナス投入方式で処理するため、商品別の生産額に影響が生じない（第1章10(3)ア①を参照）。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物が当該財貨・サービスの生産額に含まれているため、国民経済計算の財貨・サービス別の国内生産額は、取引基本表の屑・副産物分（内生部門発生分）だけ大きくなる。

また、取引基本表では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設け、回収・加工に係る経費を計上しているが、国民経済計算では、「再生資源回収・加工処理」が部門として設けられていない。

(2) 事務用品、自家輸送

取引基本表では、作表・分析上の観点から、「事務用品」、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を仮設部門として設けている。一方、国民経済計算では、事務用品、自家輸送を部門として設けられておらず、他の各投入部門に割り振られている。

(3) 家計外消費支出

取引基本表では、「家計外消費支出」を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各経済活動の生産活動に直接必要とする経費として中間消費（内生部門）に計上している。

(4) 対外取引

取引基本表と国民経済計算における対外取引の範囲は、図1-16に示すとおりである。国民経済計算では、海外からの要素所得（雇用者報酬等）の受取

と海外への要素所得の支払が含まれているが、取引基本表は「国内概念」であるため、これらを含まない。このほか、次のような相違点がある。

ア 関税及び輸入品商品税

取引基本表では、関税及び輸入品商品税を輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらは「生産・輸入品に課される税」（間接税）として扱われており、付加価値部門に計上されている。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することを原則としているが、その配分が困難なため、「輸入品に課される税・関税」として、付加価値部門に一括計上されている。

イ 輸出入品価格

取引基本表では、輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価されている。

ウ 産業財産権等使用料

産業財産権等使用料の受払について、取引基本表では、記録の対象外とする一方、平成23年基準の国民経済計算では、サービスの純輸出に計上している（後述、(9)参照）。

(5) 消費税（投資控除）

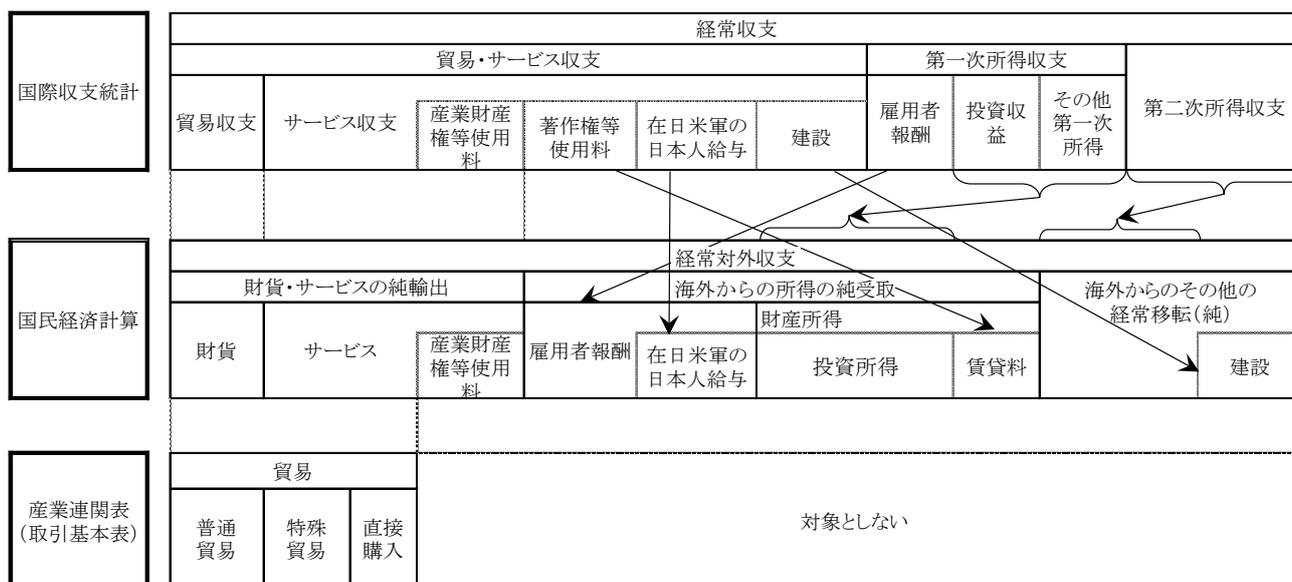
消費税納税額については、取引基本表及び国民経済計算ともに、間接税に含まれている。

ただし、取引基本表においては、内生部門・外生部門とも消費税込みの価格で表示している（グロス表示）が、国民経済計算では、我が国の消費税制度が前段階課税分の控除を認めていることを踏まえ、課税業者の投資に係る消費税額については、投資額から一括控除されている（修正グロス方式という。）。

(6) 政府及び独立行政法人等の扱い

政府及び独立行政法人等の諸活動に係る格付け（非市場生産者（一般政府）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）、市場生産者のいずれかへの区分）については、取引基本表、国民経済計算とも2008SNAの基準に沿って見直したことから、両者の格付けは基本的に整合している。ただし、ごく一部の機関（法人を含む。）については、取引基本表上、当該機関に係る計数を適切に表章できないなどの理由か

図 1-16 国際収支統計、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(注 1) 産業連関表の特殊貿易及び直接購入には、一部、財が含まれる。

(注 2) この図は、国際収支マニュアル第 6 版 (BPM6) に準拠した国際収支統計、平成 23 年基準の国民経済計算及び平成 27 年の取引基本表の関係を示したものである。国際収支統計 (BPM6 準拠) では、2014 年以降については、サービス収支に F I S I M を計上しているが、国民経済計算の定義範囲の相違や、過去の計数の利用可能でない等から、国民経済計算では独自に F I S I M の海外取引を推計し、サービスの輸出に記録するとともに、投資所得 (利子) の調整を行っている。また、取引基本表においても、独自に F I S I M の海外取引を推計し、特殊貿易に記録する。

ら、国民経済計算における格付けと異なる扱いをしている (格付けの詳細については、第 1 部第 3 章の [別表 4] を参照)。

とともに、その使用料の受払については、「特許等サービス」と呼ばれるサービスの供給と使用として扱っている。これにより、海外との使用料 (「国際収支統

(7) 部門名称の相違

取引基本表の外生部門 (粗付加価値部門と最終需要部門) の各項目は、図 1-17 のとおり、国民経済計算の各項目にほぼ対応しているが、一部において名称の相違がある。

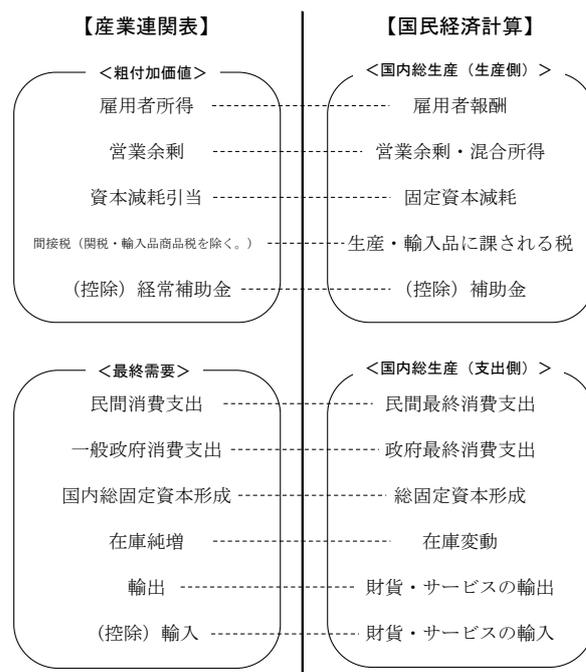
(8) 自社開発ソフトウェア

国民経済計算では、平成 17 年基準改定から 93 SNA (2008 SNA も同様) で提唱されている自社内で開発するソフトウェア (1 年を超えて生産に使用することが予定されているもの) について、その開発費用から産出額を推計し、総固定資本形成に計上している。一方、取引基本表では、該当する費用について、各生産活動の生産費用に内包されている。

(9) 特許使用料

国民経済計算では、平成 23 年基準改定から、2008 SNA の研究・開発の資本化に対応することに伴い、特許実体を研究・開発という固定資産に含まれると扱う

図 1-17 外生部門の対応関係



計」の産業財産権等使用料)の受払は、財産所得でなく、サービスの輸出入に記録される。一方、取引基本表では、2008SNAの研究・開発の資本化に対応するものの、特許使用料をサービスの生産活動としては扱わず、記録の対象外としている。

第2章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法

第1節 投入係数

1 投入係数の計算方法

「投入係数 (input coefficients)」とは、各列部門において、1単位の生産を行う際に必要とされる原材料等の単位を示したもので、取引基本表の中間需要の列部門ごとに、原材料等の投入額を当該列部門の国内生産額で除すことによって得られる係数である。これを使用することにより、取引基本表では金額で表されている産業間の取引関係を比率としてみる事が可能になる。この投入係数を列部門別に一覧表にしたものが「投入係数表」である (図2-2を参照)。

国民経済を単純化し、部門1及び部門2だけからなるものと仮定した場合、取引基本表は、図2-1のように表すことができる。

図2-1 取引基本表 (概念図)

	[列] 部門1	[列] 部門2	最終需要	国内生産額
[行] 部門1	x_{11}	x_{12}	F_1	X_1
[行] 部門2	x_{21}	x_{22}	F_2	X_2
粗付加価値	V_1	V_2		
国内生産額	X_1	X_2		

ただし、次のバランス式が成り立つものとする。

需給バランス式 (総需要と総供給の均衡)

$$\begin{cases} x_{11} + x_{12} + F_1 = X_1 \\ x_{21} + x_{22} + F_2 = X_2 \end{cases}$$

収支バランス式

$$\begin{cases} x_{11} + x_{21} + V_1 = X_1 \\ x_{12} + x_{22} + V_2 = X_2 \end{cases}$$

ここで、[列] 部門1が[行] 部門1から投入した額 x_{11} を [列] 部門1の国内生産額 X_1 で除した値を a_{11} とすれば、 a_{11} は [列] 部門1の生産物を1単位生産するために必要な [行] 部門1からの投入額を表す。

$$a_{11} = \frac{x_{11}}{X_1} \dots \dots \dots \textcircled{1}$$

同様に、 $a_{21} = x_{21}/X_1$ は、[列] 部門1がその生産物を1単位生産するために [行] 部門2から投入した原材料等の額を表している。

中間投入と同様に、[列] 部門1の粗付加価値 V_1 をその国内生産額で除して、 $v_1 = V_1/X_1$ を定義できる。

この場合、粗付加価値 V_1 が、[列] 部門1の労働や資本など投入額を意味するから、 v_1 はそれら生産要素の投入原単位を示していると考えられる。

以上の計算を [列] 部門2についても同様に行うと、図2-2のような投入係数表を求めることができる。

図2-2 投入係数表 (概念図)

	[列] 部門1	[列] 部門2	(注)
[行] 部門1	a_{11}	a_{12}	$a_{ij} = \frac{x_{ij}}{X_j}$
[行] 部門2	a_{21}	a_{22}	$v_j = \frac{V_j}{X_j}$
粗付加価値	v_1	v_2	
国内生産額	1.0	1.0	

投入係数表は、各列部門において、それぞれ1単位 (注) の生産を行うために必要な原材料等の大きさを示したものであり、粗付加価値部分を含む投入係数の和は、各列部門とも定義的に1.0となる。

(注) ここでいう「単位」は、本来、重量、個数等の物量単位であることが望ましいが、産業連関表は単位の異なる様々な商品を統一的に記述するため、金額によって表示しており、そこから計算される投入係数は、対象年次の価格で評価された金額ベースの投入係数である。

ところで、今、A商品100円を生産するためにB商品を50円投入したとする。もし、全ての商品の価格が数量×単価で表せるものとする、これは、「1円で買えるA商品」100個を生産するために、「1円で買えるB商品」50個を投入したと考えることができる。全ての産業の生産数量を1円 (又は1ドル、100万円等の同一金額) 価値相当の数量を単位として、その物量を評価し、各産業の生産単位を比較可能にしたものを「円価値単位」の産業連関表という。そのとき基準年の「円価値単位」による評価は名目金額そのものとなり、比較年に基準年の「円価値単位」を適用すれば、基準時表の円価値相当で評価した「実質評価」となる。

2 投入係数の意味

(1) 投入係数による生産波及の測定

次に、投入係数がどのような意味を持っているかについて、前記1の図2-1及び図2-2を用いて考えてみることにする。

今、部門1に対する需要が1単位だけ増加したものとすると、部門1は、その1単位の生産を行うために、当然、原材料等が必要となり、部門1は、その投入係数に従って、部門1及び部門2に対して、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の原材料等の中間需要を発生させる。これが第1次の生産波及である。そして、需要を受けた部門1及び部門2は、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の生産を行うに当たって、更にそれぞれの投入係数に従って第2次の生産波及を引き起こす。このような生産波及の過程は、無限に続けられ、その結果としての究極的な各部門の国内生産額の水準は、これら生産波及の総和として計算することができる。

このように投入係数は、ある部門に対して一定の最終需要が発生した場合、究極的にみて各部門の生産をどれだけ誘発するかを測定する鍵となるものである。

しかし、実際の計算において、生産波及の各過程をその都度追跡し、計算することは事実上不可能であり、また、現実的でもない。そこで、このような生産波及の計算を簡略化するために、後述する逆行列係数が用意されるが、その前提として、まず、生産波及の過程について述べることにする。

(2) 生産波及の数学的計算

前記1の図2-1におけるヨコ（行）方向の需給バランス式は、次のとおりである。

$$\left. \begin{array}{l} x_{11} + x_{12} + F_1 = X_1 \\ x_{21} + x_{22} + F_2 = X_2 \end{array} \right\} \dots\dots\dots ②$$

①式と同様に a_{21} 、 a_{12} 、 a_{22} を計算して②式に代入して変形すると、

$$\left. \begin{array}{l} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 = X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 = X_2 \end{array} \right\} \dots\dots\dots ③$$

となる。

③式にみられるとおり、最終需要と国内生産額との間には、一定の関係が存在しており、その関係を規定しているのが「投入係数」ということになる。

また、③式を行列表示すると

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

となる。このとき、

$$A = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix}$$

を投入係数行列という。

③式の連立方程式の最終需要 F_1 及び F_2 に具体的な数値を与えれば、これを解くことによって、最終需要を過不足なく満たすための国内生産額を求めることができる。この計算により、前記(1)で述べたような生産波及効果の結果としての部門1及び部門2の国内生産額の水準を計算したことになる。

ある部門に対する需要の増加は、その部門が生産を行うに当たって原材料、燃料等を各部門から投入する必要があるため、その部門だけではなく他部門の生産にも影響を及ぼし、それがまた自部門に対する需要となって返ってくるという生産波及効果をもたらす。③式は、このような生産波及効果の累積結果を計算し得る仕組みを示したものであり、これが投入係数を基礎とする産業連関分析の基本となる考え方である。

しかし、この考え方には、次に述べるような投入係数の安定性という前提が置かれていることを忘れてはならない。投入係数が常に変動しているとすれば、最終需要と国内生産額との間に一義的な関係を求めることができないからである。

3 投入係数の安定性

(1) 生産技術水準の不変性

産業連関分析においては、投入係数によって表される各財・サービスの生産に必要な原材料、燃料等の投入比率は、分析の対象となる年次と作表年次の間において大きな変化がないという前提が置かれている。

投入係数は、端的に言えば、ある特定の年次において採用されていた生産技術を反映したものであり、生産技術が変化すれば、当然に投入係数も変化することも考えられる。

通常、短期間に大幅な生産技術の変化は考えられないが、技術革新のテンポの早い国においては、分析の対象となる年次が作表の対象となった年次から離れるにしたがって何らかの方法で投入係数の変化についての情報を得て、修正の上、利用することも必要となる。

第2節 逆行列係数

(2) 生産規模に関する一定性

各部門は、それぞれ生産規模の異なる企業、事業所群で構成されているが、同一商品を生産していたとしても、生産規模が異なれば、当然に生産技術水準の相違、規模の経済性などにより、投入係数も異なったものとなることも考えられる。

しかし、産業連関表は、作表の対象となった年次における生産規模のいわば平均的生産構造を示したものであり、産業連関分析においては、各部門に格付けされた企業、事業所の生産規模は、分析の対象となる年次と作表年次の間において大きな変化がないという前提が置かれている。

(3) 投入係数の変動要因

産業連関分析では、対象年次と作表年次の期間においては投入係数に大きな変化がないという仮定が置かれているが、実際には前述した(1)及び(2)以外にも次のような要因により、時間の経過とともに変化する。

ア 相対価格の変化

取引基本表における各取引の大きさは、作表年次の価格で評価されているため、それぞれの財・サービスの相対価格が変化すると、技術構造が一定であったとしても、投入係数が変化する。

時系列比較を行う場合には、このような相対価格の変化による影響を除去した固定価格評価による接続産業連関表が必要となる。

イ プロダクト・ミックスの変化

同一部門に投入構造や単価の異なったいくつかの商品が格付けられている（これをプロダクト・ミックスという。）場合には、それぞれの投入構造や単価に変化がなくても、部門内の商品構成が変化すれば、その部門全体としての投入係数が変化することとなる。

1 逆行列係数の意味と計算方法

ある部門に一定の最終需要が発生した場合に、それが各部門に対して直接・間接にどのような影響を及ぼすのかを分析するのが、産業連関分析の最も重要な分析の一つであり、その際に重要な役割を果たすのが各部門の投入係数であることは、前述したとおりである。

今、仮に部門1及び部門2だけの国民経済を考えた場合、第1節で述べたように、最終需要が与えられれば、次の連立方程式を解くことによって、部門1及び部門2の国内生産額の水準を計算することができる。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ③$$

しかし、このように2部門だけであれば計算も容易であるが、実際の部門数は、統合中分類の場合であっても107あり、その都度③式のような連立方程式を解くことは現実的ではない。

そこで、もし、ある部門に対する最終需要が1単位生じた場合、各部門に対してどのような生産波及が生じ、部門別の国内生産額が最終的にはどれだけになるかを、あらかじめ計算しておくことができれば、分析を行う上で非常に便利である。このような要請に応じて作成されるのが「逆行列係数表」である。

そこで、前記③式の行列表示

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} \dots\dots\dots ③'$$

において

$$\begin{aligned} \text{投入係数の行列} & \quad \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} = A \\ \text{最終需要の列ベクトル} & \quad \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = F \\ \text{国内生産額の列ベクトル} & \quad \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = X \end{aligned}$$

とすると、

$$AX + F = X \dots\dots\dots ③''$$

となる。これをXについて解くと、

$$\begin{aligned} X - AX &= F \\ (I - A)X &= F \\ \therefore X &= (I - A)^{-1}F \end{aligned}$$

となる^(注)。ここで I は単位行列、 $(I-A)^{-1}$ は $(I-A)$ の逆行列であり、

$$(I-A)^{-1} = \begin{bmatrix} 1-a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1-a_{22} \end{bmatrix}^{-1}$$

この行列の成分を「逆行列係数」と呼ぶ。これを一つの表にまとめたものが、「逆行列係数表」であり、各部門に対する1単位の需要増があった場合、究極的にみて、どの部門の生産がどれだけ誘発されるかを示す。逆行列係数を一度計算しておけば、③式の連立方程式をその都度解くまでもなく、ある部門に対する最終需要を与えれば、直ちにその最終需要に対応する各部門の国内生産額を計算することが可能となる。

(注) 任意の最終需要 F (非負) に対して③式が非負の解を持つためには、行列 $I-A$ の全ての主座小行列式が正であること (ホーキンス・サイモンの条件) が必要十分であり、また、 $I-A$ の全ての主座小行列式が正であるためには、

$$\sum_{i=1}^n a_{ij} < 1 \quad (j=1,2,\dots,n)$$

すなわち、投入係数の列和がすべて1未満であること (フロアの条件) が十分条件である。

なお、第1節で述べた投入係数は、ある一つの財・サービスを1単位だけ生産する場合、直接必要となる原材料等の量を示しているが、逆行列係数は、ある部門に対して1単位の最終需要があった場合の、各部門に対する直接・間接の究極的な生産波及の大きさ^(注)を示している。

(注) 逆行列係数を生産誘発との関係でみると、ある部門、例えば「農林漁業」に1単位の最終需要が発生すると、それを満たすためには、まず「農林漁業」自身の生産を1単位増加させなければならない (直接効果)。

また、この「農林漁業」自身の生産増のために他部門の生産も増加し、この影響で「農林漁業」の生産も更に追加的に増加する (間接効果)。その結果、「農林漁業」の生産増は、1単位以上になるのが普通である。このため自部門の生産増加の程度を示す逆行列係数表の対角要素は、1を超えるのが普通である。

また、逆行列を B 、その対角要素を b_{ii} とし、 i 番目の要素が1で他の要素が0である列ベクトルを u_i で表せば、

$$Bu_i = \begin{bmatrix} b_{11} & \cdots & b_{1i} & \cdots & b_{1n} \\ \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ b_{i1} & & b_{ii} & & b_{in} \\ \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ b_{n1} & \cdots & b_{ni} & \cdots & b_{nn} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ \vdots \\ 1 \\ \vdots \\ 0 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_{1i} \\ \vdots \\ b_{ii} \\ \vdots \\ b_{ni} \end{bmatrix}$$

となることから、逆行列 B の第 i 列のベクトルが、 i 部門に1単位の最終需要が発生した場合の各部門の生

産増加単位を表すことが分かる。(上に述べた理由により $b_{ii} \geq 1$)。

逆行列 B の第 i 列を合計した列和は第 i 部門の生産誘発係数に相当する (第3節を参照)。

2 逆行列係数の類型 (輸入の扱い)

産業連関表を用いて生産波及の分析を行う場合には、輸入をどのように取り扱うかが大きな問題となる。前記1の③から導いた逆行列 $(I-A)^{-1}$ は、輸入を考えない単純なモデルに基づくものである。しかし、実際の経済では、全ての商品が国産品のみで賄われることは少なく、各種の商品が輸入され、産業や家計等において国産品と合わせて消費されているのが実態である。

輸入を明示した取引基本表の概念図は、図2-3のとおりである。

表をヨコにみると中間需要 x_{ij} 、最終需要 F_i とも輸入分を含んだ供給となっているので、輸入分をマイナスで表示することにより、ヨコの内訳合計が国内生産額に一致するようになっている。

図2-3 取引基本表 (輸入を明示した概念図)

	部門1	部門2	最終需要	輸入	国内生産額
部門1	x_{11}	x_{12}	F_1	$-M_1$	X_1
部門2	x_{21}	x_{22}	F_2	$-M_2$	X_2
粗付加価値	V_1	V_2			
国内生産額	X_1	X_2			

投入係数に輸入分が含まれるということは、最終需要によってもたらされる波及効果のすべてが、国内生産の誘発という形で現れるものではなく、その一部は輸入を誘発するという意味を意味する。

逆に言えば、国内生産に対する誘発を正確に求めるためには、輸入誘発分を控除しておかなくてはならない。

そのため、我が国では、輸入品の投入を考慮した $[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数が一般的に利用されているが、これを含め、逆行列係数には、以下の(1)から(3)に説明するように、いくつかの型がある。

(1) $(I-A)^{-1}$ 型

このタイプは、輸入額が外生的 (国内の生産活動の大小に関係なく変動するものとする考え方) に与えられるとするモデルでもある。

図2-3の需給バランス式は、次のように表される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 - M_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ④$$

これを行列表示すると

$$AX + F - M = X \dots\dots\dots ④'$$

となる。

これは、「競争輸入型」のモデルであって、中間需要 AX 及び最終需要 F の中には一定の輸入が含まれている。これを X について解くと、

$$\begin{aligned} X - AX &= F - M \\ (I - A)X &= F - M \\ \therefore X &= (I - A)^{-1}(F - M) \end{aligned}$$

となる。

このモデルでは、最終需要とともに輸入額についても、外生的に決定されるものとなっているが、輸入は、特別な場合を除き、国内の生産活動によって誘発される性格のものであり、内生的に決定されるものとするのが自然である。そのため、この型は、一般的な経済波及効果分析では、あまり利用されていない。

(2) $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型

最終需要 F を国内最終需要 Y と輸出 E とに分離したものである。すなわち、

$$F = Y + E$$

とし、これを前記④'式に代入し、需給バランス式を次のように表す。

$$AX + Y + E - M = X \dots\dots\dots ⑤$$

産業連関表では、輸出について、通過取引^(注)を計上しないものとして作表している。したがって、概念上、輸出には輸入品は含まれないものとして扱われる。そこで、行別輸入係数を次のように定義する。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum_j a_{ij}X_j + Y_i}$$

すなわち、 m_i は i 商品の国内総需要に占める輸入品の割合、輸入依存度を表し、 $1 - m_i$ が自給率を表すことになる。

⑤を i 行について記せば、

$$\sum_j a_{ij}X_j + Y_i + E_i - M_i = X_i \dots\dots\dots ⑥$$

輸入係数の定義から

$$M_i = m_i \left(\sum_j a_{ij}X_j + Y_i \right) \dots\dots\dots ⑦$$

⑦を⑥に代入して整理すると、

$$X_i - (1 - m_i) \sum_j a_{ij}X_j = (1 - m_i)Y_i + E_i \dots\dots\dots ⑧$$

輸入係数 m_i を対角要素とし、非対角要素を0とする対角行列を \hat{M} 、すなわち

$$\hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & 0 \\ & \ddots & \\ 0 & & m_n \end{bmatrix}$$

とすれば、⑧より次が得られる。

$$[I - (I - \hat{M})A] X = (I - \hat{M})Y + E \dots\dots\dots ⑨$$

⑨から

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots ⑩$$

となり、国内最終需要 Y と輸出 E を与えることにより、国内生産額 X を求めることができる。

ここで $(I - \hat{M})A$ は、輸入品の投入比率が中間需要、最終需要を問わず、全ての部門について同一であると仮定した場合の国産品の投入係数を示し、また $(I - \hat{M})Y$ は、同様の仮定の下で国産品に対する国内最終需要を表している。言い換えれば、品目ごと（行別）の輸入比率（輸入係数）が全ての産出部門について同一と仮定した時の「競争輸入型」モデルである。

我が国では、一般的にはこのモデルによる逆行列係数表が利用されている。

(注) 「通過取引」とは、輸入した商品について、国内で加工することなく、そのまま輸出すること、つまり、商品が国内を通過するだけの取引をいう。

(3) $(I - A^d)^{-1}$ 型

このモデルによる逆行列係数は、「非競争輸入型」のモデルによるものであり、輸入品の投入比率が部門によって異なる場合の分析を行うことができる。

非競争輸入型の取引基本表を単純化して図2-4のように表す。

図2-4 取引基本表（非競争輸入型の概念図）

		部門1	部門2	最終需要	輸入	国内生産額
国産	部門1	x_{11}^d	x_{12}^d	F_1^d	—	X_1
	部門2	x_{21}^d	x_{22}^d	F_2^d	—	X_2
輸入	部門1	x_{11}^m	x_{12}^m	F_1^m	$-M_1$	—
	部門2	x_{21}^m	x_{22}^m	F_2^m	$-M_2$	—
粗付加価値		V_1	V_2			
国内生産額		X_1	X_2			

ここで、

$$x_{ij} = x_{ij}^d + x_{ij}^m$$

$$F_i = F_i^d + F_i^m$$

である。

また、国産品の需給バランス式（ヨコ方向のバランス式）は、次のとおりとなる。

$$\left. \begin{aligned} x_{11}^d + x_{12}^d + F_1^d &= X_1 \\ x_{21}^d + x_{22}^d + F_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{⑩}$$

ここで、国内中間財の投入係数を、

$$a_{ij}^d = \frac{x_{ij}^d}{X_j}$$

とすれば、⑩式は次のように変形される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}^d X_1 + a_{12}^d X_2 + F_1^d &= X_1 \\ a_{21}^d X_1 + a_{22}^d X_2 + F_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{⑪}$$

これを行列表示すると、

$$A^d X + F^d = X \dots\dots\dots \text{⑫}$$

これが「非競争輸入型」のモデルであり、中間需要 $A^d X$ 及び最終需要 F^d はいずれも国産品に対するものであり、輸入品は含まれていない。

⑫を X について解くと、

$$X - A^d X = F^d$$

$$(I - A^d)X = F^d$$

$$\therefore X = (I - A^d)^{-1} F^d$$

となり、国産品に対する最終需要 F^d を与えれば、国内生産額 X の水準を求めることが可能である。

なお、競争輸入型モデルとの関係は、次のようなものとなっている。すなわち、輸入品に対する投入係数の行列 A^m 、輸入品に対する最終需要の列ベクトルを F^m とすれば、

$$A = A^d + A^m$$

$$F = F^d + F^m$$

となる。これを用いて需給バランスを求めると

$$(A^d + A^m)X + (F^d + F^m) = X + M$$

となる。これが競争輸入型モデルの基本式である。

実体経済においては国産品と輸入品の投入割合は、部門によって異なるのが普通であり、このモデルによる逆行列係数は、こうした状況を反映したモデルである。この型の逆行列係数を、 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型と比較してみると、部門によっては、かなり数値が異なる場合もある。

関係府省庁の共同事業により作成する産業連関

表では、投入・産出を国産品と輸入品に分けて把握できるようにしており、二つのタイプの逆行列表を使用できる。したがって、どちらの型を使うかについては、分析目的や、作表のために置いた仮定との整合性を勘案して選択することとなる。

3 影響力係数と感応度係数

(1) 影響力係数

逆行列係数表の各列の数値は、その列部門に対する最終需要（すなわち、国産品に対する需要）が1単位発生した場合において、各行部門において直接・間接に必要な生産量を示し、その合計（列和）は、その列部門に対する最終需要1単位によって引き起こされる産業全体に対する生産波及の大きさを表す。

この部門別の列和を列和全体の平均値で除した比率を求めると、それは、どの列部門に対する最終需要があったときに、産業全体に与える生産波及の影響が強いかという相対的な指標となる。これが「影響力係数」と言われるものであり、次の式によって計算される（図2-5を参照）。

$$\text{部門別影響力係数} = \frac{\text{逆行列係数表の各列和}}{\text{逆行列係数表の列和全体の平均値}}$$

$$= \frac{b_{\cdot j}}{\bar{B}}$$

ただし、

$$b_{\cdot j} = \sum_i b_{ij}$$

$$\bar{B} = \frac{1}{n} \sum_j b_{\cdot j} = \frac{1}{n} \sum_j \sum_i b_{ij}$$

なお、逆行列係数の列和は、中間投入率が高い程、大きくなる傾向があり、かつ、中間投入には同一部門間取引である「自部門投入」（列部門と同じ行部門からの投入）が含まれ、それが中間投入率を大きく左右する。そこで、「影響力係数」の計算に当たっては、「自部門投入」を除く方法もある。

上式の影響力係数を、第1種影響力係数というが、自部門への直接効果1.0を除いた間接効果だけを対象とするものを第2種影響力係数、自部門への影響を完全に除去し、他部門への影響度合だけを対象とするものを第3種影響力係数という。

(2) 感応度係数

逆行列係数表の各行は、表頭の列部門に対して

それぞれ1単位の最終需要があったときに、その行部門において直接・間接に必要となる供給量を表しており、その合計（行和）を行和全体の平均値で除した比率は、各列部門にそれぞれ1単位の最終需要があったときに、どの行部門が相対的に強い影響力を受けるかという相対的な指標となる。これが「感応度係数」と言われるものであり、次の式によって計算される（図2-5を参照）。

$$\begin{aligned} \text{部門別感応度係数} &= \frac{\text{逆行列係数表の各行和}}{\text{逆行列係数表の行和全体の平均値}} \\ &= \frac{b_{i*}}{\bar{B}} \end{aligned}$$

ただし、

$$\begin{aligned} b_{i*} &= \sum_j b_{ij} \\ \bar{B} &= \frac{1}{n} \sum_i b_{i*} = \frac{1}{n} \sum_i \sum_j b_{ij} \end{aligned}$$

上式の感応度係数を、第1種感応度係数というが、「感応度係数」についても「影響力係数」と同様に、「自部門投入」を除く方法がある。この場合、影響力係数と同様に、第2種感応度係数と第3種感応度係数が定義できる。

なお、影響力係数及び感応度係数とも、逆行列係数を基本としていることから、部門統合の仕方や逆行列のタイプの違いで結果が異なるので注意を要する。

図2-5 逆行列係数表（概念図）

	1	2	3	...	n	行和	感応度係数
1	b_{11}	b_{12}	b_{13}	\vdots	b_{1n}	b_{1*}	b_{1*}/\bar{B}
2	b_{21}	b_{22}	b_{23}	\vdots	b_{2n}	b_{2*}	b_{2*}/\bar{B}
3	b_{31}	b_{32}	b_{33}	\vdots	b_{3n}	b_{3*}	b_{3*}/\bar{B}
\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots
\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots
n	b_{n1}	b_{n2}	b_{n3}	\vdots	b_{nn}	b_{n*}	b_{n*}/\bar{B}
列和	b_{*1}	b_{*2}	b_{*3}	\dots	b_{*n}	$\sum b_{i*}$ $= \sum b_{*j}$	
影響力係数	$\frac{b_{*1}}{\bar{B}}$	$\frac{b_{*2}}{\bar{B}}$	$\frac{b_{*3}}{\bar{B}}$	\dots	$\frac{b_{*n}}{\bar{B}}$		

第3節 最終需要と国内生産額との関係

1 最終需要項目別生産誘発額

内生部門の各行部門は、中間需要部門（各生産部門）及び最終需要部門に財・サービスの供給を行っているが、内生部門の生産活動は、究極的には、最終需要を過不足なく満たすために行われているのであり、その生産水準は、各最終需要の大きさによって決定される。すなわち、産業連関表では、競争輸入型モデルで、輸入が国内需要に比例している場合は、逆行列係数を介して、次のような関係が存在している。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E]$$

国内生産額 逆行列 最終需要額

ここで最終需要(F)は、大別すれば、国内最終需要(Y)である①家計外消費支出、②民間消費支出、③一般政府消費支出、④国内総固定資本形成及び⑤在庫純増並びに⑥輸出(E)の6項目からなっているが、各部門の国内生産額が、どの最終需要項目によってどれだけ誘発されたものであるのか、その内訳をみたのが「最終需要項目別生産誘発額」である。

これは、国内生産額の変動が、最終需要のどの項目によってもたらされたものであるのかを分析するための一つの指標となるものであり、次のようにして計算される。

前述のように最終需要ベクトルFは国内最終需要ベクトルYと輸出ベクトルEに分解される。さらに、国内最終需要ベクトルYを各国内最終需要項目（民間消費支出、国内総固定資本形成等）ベクトルに分解する。

$$Y = Y_1 + Y_2 + Y_3 + \dots + Y_N$$

各国内最終需要項目によって誘発される生産額ベクトルを X_k で表せば、

$$X_k = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} (I - \hat{M})Y_k \quad k=1,2,\dots,N$$

輸出Eによって誘発される生産額ベクトルは、

$$X_E = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} E$$

となり、各最終需要項目別生産誘発額の和が、国内生産額であるから、

$$X = \sum_{k=1}^N X_k + X_E$$

が成立する。

逆行列として $(I - A^d)^{-1}$ を使用することももちろん可能であり、その場合、右辺に乗ずる最終需要ベクトルは国産品に対する最終需要(F^d)になる。

2 最終需要項目別生産誘発係数

最終需要項目別生産誘発額を、それぞれ対応する項目の最終需要の合計額で除した比率を「最終需要項目別生産誘発係数」と言う。

すなわち、

$$Y_k = \begin{bmatrix} Y_{1k} \\ \vdots \\ Y_{nk} \end{bmatrix}, \quad X_k = \begin{bmatrix} X_{1k} \\ \vdots \\ X_{nk} \end{bmatrix} \quad k = 1, 2, \dots, N \quad (\text{国内最終需要項目})$$

及び

$$E = \begin{bmatrix} E_1 \\ \vdots \\ E_n \end{bmatrix}, \quad X_E = \begin{bmatrix} X_{1, N+1} \\ \vdots \\ X_{n, N+1} \end{bmatrix}$$

とすれば、国内最終需要項目 k 及び輸出による部門 i の生産誘発額は、それぞれ X_{ik} 、 $X_{i, N+1}$ となり、生産誘発係数は、

$$\text{最終需要項目別生産誘発係数} = \begin{cases} \frac{X_{ik}}{\sum_{j=1}^n Y_{jk}} & (\text{国内最終需要}) \\ \frac{X_{i, N+1}}{\sum_{j=1}^n E_j} & (\text{輸出}) \end{cases}$$

と表される（図2-6を参照）。

これは、ある最終需要項目が合計で1単位（品目別構成は同じ）だけ増加した場合、各部門の国内生産額がどれだけ増加するかを示すものとなっている。

なお、最終需要項目別生産誘発係数を部門について合計したもの、すなわち、

$$\frac{\sum_{i=1}^n X_{ik}}{\sum_{j=1}^n Y_{jk}} \quad \text{及び} \quad \frac{\sum_{i=1}^n X_{i, N+1}}{\sum_{j=1}^n E_j}$$

をもって、生産誘発係数と呼ぶ場合もある。

図2-6 最終需要項目別生産誘発係数（概念図）

		最終需要項目							
		1	2	3	N	N+1
部 門	1	最終需要項目別生産誘発係数							
	2								
	3								
	⋮								
	⋮								
	n								
合計									

(注) X_{ik} , $X_{i, N+1}$: 最終需要項目別生産誘発額

$$\sum_{j=1}^n Y_{jk}, \sum_{j=1}^n E_j : \text{項目別最終需要額の合計値}$$

3 最終需要項目別生産誘発依存度

部門ごとの生産誘発額の項目別構成比を「最終需要項目別生産誘発依存度」という。各部門の国内生産額が、どの最終需要の項目によってどれだけ誘発されたのか、そのウェイトを示したものである（図2-7を参照）。

図2-7 最終需要項目別生産誘発依存度（概念図）

		最終需要項目								合計
		1	2	3	N	N+1	
部 門	1	最終需要項目別生産誘発依存度								1.0
	2									
	3									
	⋮									
	⋮									
	n									

(注) X_{ik} , $X_{i, N+1}$: 最終需要項目別生産誘発額

X_i : 生産誘発額の合計値（国内生産額）

第4節 最終需要と粗付加価値との関係

各部門の国内生産額は中間投入額と粗付加価値額とで構成されているが、国内生産額は最終需要によって誘発されるものであるため、その一部である粗付加価値額も同様に最終需要によって誘発されるものと考えることができる。

すなわち、第3節で述べた国内生産と最終需要との関係性を粗付加価値と最終需要についても同様に適用することができる。

各産業部門（列部門）の粗付加価値額を当該列部門の国内生産額で除した比率を粗付加価値率という。生産物1単位当たりの粗付加価値であり、これを要素とする対角行列を \hat{v} とする。

$$\hat{v} = \begin{bmatrix} v_1 & & & 0 \\ & v_2 & & \\ & & v_3 & \\ & & & \ddots \\ 0 & & & & v_n \end{bmatrix} \quad v_j = \frac{V_j}{X_j} (j=1,2,\dots,n)$$

すなわち、 V を粗付加価値額からなるベクトルとすれば、

$$V = \hat{v} \cdot X$$

である。

したがって、第3節で述べた需給バランス式を粗付加価値について示すと、

$$V = \hat{v} \cdot [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E]$$

である。この式を用いて、生産誘発と同様に、

- ① 粗付加価値誘発額
- ② 粗付加価値誘発係数
- ③ 粗付加価値誘発依存度

が定義される。

生産誘発係数と粗付加価値誘発係数とを比較して特徴的なことは、生産誘発係数の場合、最終需要項目の中で大きな値を示していた「輸出」及び「国内総固定資本形成」が、粗付加価値誘発係数の場合はともに「消費」に比べて小さい点である。このことは、景気拡大のいわゆるカンフル剤としては公共投資の追加や輸出が効果的であるが、付加価値レベル（GDPレベル）では、むしろ消費による刺激の方が効果的であることを示している。

第5節 最終需要と輸入との関係

1 最終需要項目別輸入誘発額、同誘発係数及び同誘発依存度

ある最終需要が生じたとき、通常その全てが国内生産によって賄われるものではなく、一部は輸入によって賄われる。

産業連関分析の柱の一つは、ある最終需要が発生した時、それを起因として誘発される各産業部門の生産額の大きさを計測することにあるが、同時にそれによって誘発される輸入額の大きさを求めることもできる。その際に必要となるのが各産業部門の輸入係数であり、最終需要1単位によって誘発される輸入の大きさは、輸入係数を介して計算される

我が国において一般的に利用されている $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数においては、第2節2(2)で述べたとおり、産業連関表が通過取引を対象としない（すなわち輸出の中には輸入は含まれない。）ため、輸入係数は、国内需要に対する比率として、次のように定義される。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + Y_i} \quad \hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & 0 \\ & \ddots & \\ 0 & & m_n \end{bmatrix}$$

$$\therefore M = \hat{M}(AX + Y) \quad \dots\dots\dots ⑫$$

国内生産額 X は、

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \quad \dots\dots\dots ⑬$$

であり、⑬について、逆行列 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を B で表し、⑫式に代入して展開すると、

$$M = \hat{M}AB(I - \hat{M})Y + \hat{M}ABE + \hat{M}Y$$

$$M = [\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}] Y + \hat{M}ABE \quad \dots\dots\dots ⑭$$

となる。すなわち、輸入 M は、輸出を除く国内最終需要によって誘発されるもの（⑭式の右辺第1項）と、輸出 E によって誘発されるもの（⑭式の右辺第2項）とに分離される。

なお、 $\hat{M}AB$ は、逆行列係数 B に輸入品の投入係数 $\hat{M}A$ を乗じたものとして理解される。

輸入が最終需要の各項目によってどれだけ誘発されたのか、その内訳を示したのが「最終需要項目別輸入誘発額」であり、⑭式にみられるとおり、輸入 M が、

$$M = [\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}] Y + \hat{M}ABE$$

と、分解されることから明らかなようにそれぞれ

対応する項目の最終需要額を乗じて計算される。すなわち、国内最終需要である「家計外消費支出」から「在庫純増」までの、各最終需要項目ベクトルに、行列 $[\hat{M}AB(I-\hat{M})+\hat{M}]$ を、「輸出」については輸出ベクトルに行列 $\hat{M}AB$ を、それぞれ乗じて求められる。

最終需要項目別輸入誘発係数及び輸入誘発依存度については、第3節の生産誘発係数及び生産誘発依存度と同様の方法で算出されるものであるため、ここでは説明を省略する。

2 総合輸入係数

行列 $[\hat{M}AB(I-\hat{M})+\hat{M}]$ 、 $\hat{M}AB$ のそれぞれの列和は、各産業に「輸出を除く最終需要」及び「輸出」がそれぞれ1単位（品目別構成は同じ）発生した場合の輸入誘発の大きさを表す係数であり「総合輸入係数」と呼ばれている。

第6節 労働力の産業連関分析係数

1 労働誘発係数

産業連関表では、既に述べたとおり、国内生産額と最終需要との間には、逆行列係数を介した次のような関係があり、最終需要に対する生産誘発係数が計算できた。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \cdots \cdots \quad (15)$$

X : 国内生産額
 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$: 逆行列
 $[(I - \hat{M})Y + E]$: 最終需要額

これを産業連関表の付帯表の一つである雇用表又は雇用マトリックスに適用することで、労働投入係数や労働誘発係数ができる。

まず、雇用表（各列部門について、1年間に生産活動のために投入した労働の量を、従業上の地位別に年平均人数で表示した行列。） L の各要素を、その列部門の国内生産額で除して得られた労働投入係数の行列を L' とする。

この労働投入係数は、単位生産額当たり直接に必要な労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当する。

(雇用表 L)

	部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
従業者総数	l_{11}	l_{12}	l_{13}	l_{1n}
個人業主	l_{21}	l_{22}	l_{23}	l_{2n}
家族従業者	l_{31}	l_{32}	l_{33}	l_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
国内生産額	X_1	X_2	X_3	X_n

(労働投入係数の行列 L')

	部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
従業者総数	l'_{11}	l'_{12}	l'_{13}	l'_{1n}
個人業主	l'_{21}	l'_{22}	l'_{23}	l'_{2n}
家族従業者	l'_{31}	l'_{32}	l'_{33}	l'_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) $l'_{ij} = \frac{l_{ij}}{X_j}$

ここで、従業者総数及び各従業上の地位のうちの第 i 番目についての分析を行うものとする。 L の第 i 行をタテに並べたベクトルを L_i 、 L' の第 i 行の成分を対角に並べた行列を \hat{L}'_i 、すなわち、

$$L_i = \begin{bmatrix} l_{i1} \\ l_{i2} \\ \vdots \\ l_{in} \end{bmatrix}, \quad \hat{L}'_i = \begin{bmatrix} l'_{i1} & & 0 \\ & l'_{i2} & \\ & & \ddots \\ 0 & & & l'_{in} \end{bmatrix}$$

として、(15)式を用いると、

$$\begin{aligned} L_i &= \hat{L}'_i X \\ &= \hat{L}'_i [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \\ &= \hat{L}'_i B [(I - \hat{M})Y + E] \cdots \cdots \quad (16) \end{aligned}$$

ただし、 $B = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}$

となる。

行列 $\hat{L}'_i B$ の各列は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位増加した場合に、各部門において直接・間接に必要な労働力需要の大きさを示すものとなっており、この行列 $\hat{L}'_i B$ の成分を通常「労働誘発係数」と呼んでいる。

一方、 $L'B$ を考えると、各列は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位だけ生じた場合に、直接・間接に必要な従業上の地位別の労働力需要の大きさを示すものであり、これも一種の「労働誘発係数」と言える。なお、後述する「職業誘発係数」は、後者の考え方に対応するものである。

また、国内最終需要 Y は、家計消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成等からなり、これを

$$Y = Y_1 + Y_2 + \dots + Y_N \dots\dots\dots \textcircled{17}$$

のように表せば、 $\textcircled{16}$ 、 $\textcircled{17}$ 式から

$$L_i = \hat{L}'_i B [(I - \hat{M})(Y_1 + Y_2 + \dots + Y_N) + E] \\ = \hat{L}'_i B (I - \hat{M}) Y_1 + \dots + \hat{L}'_i B (I - \hat{M}) Y_N + \hat{L}'_i B E \dots \textcircled{18}$$

が得られる。右辺の各項は、誘発される労働量の最終需要項目別内訳となっている。

ここで、産業連関分析を行う上では、投入係数は安定的であり、産業連関表の作成対象年と分析対象年との間に大きな変化がないという仮定が置かれているが、労働力の産業連関分析を行う上でも同様であり、労働投入係数は安定的であるという仮定が置かれている。

しかし、労働投入係数の場合は投入係数と異なり、必ずしも安定的であるとは言えない事情がある。例えば、ある部門の生産額が2倍になったとしても、産業ロボットの導入や操業度の引き上げ等があった場合には、労働投入量が必ずしも2倍になるとは限らないからである。したがって、労働力の産業連関分析を行う場合には、操業度や労働生産性の変化について十分考慮することが必要である。

2 労働誘発に関する影響力係数と感応度係数

逆行列係数から影響力係数と感応度係数が計算されたように、労働誘発係数の行列 $\hat{L}'_i B$ から労働誘発に関する影響力係数と感応度係数が計算される。

(1) 労働誘発に関する影響力係数

ある部門の最終需要が1単位だけ増加した場合、各列部門の労働需要に対してどれだけの影響を与えることになるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられる指標である。

「労働誘発に関する第1種影響力係数」は、次式により計算される。

$$\begin{aligned} & \text{労働誘発に関する部門別第1種影響力係数} \\ &= \frac{\text{労働誘発係数行列の各列和}}{\text{労働誘発係数行列の列和全体の平均値}} \\ &= \frac{C_j}{\bar{C}} \end{aligned}$$

ただし、

$$C = \hat{L}'_i B = [C_{ij}] \\ C_j = \sum_i C_{ij}, \quad \bar{C} = \frac{1}{n} \sum_j C_j$$

この影響力係数が大きいほど、その部門の最終需要1単位によって誘発される各部門の労働需要量が相対的に大きいことを表す。

この「労働誘発に関する第1種影響力係数」は、その自部門を含む直接・間接の労働誘発効果を示すものであるが、逆行列係数から計算したものと同様、このほかに、自部門への直接効果のみ除き、他部門に対する労働誘発効果をみた「労働誘発に関する第2種影響力係数」と、自部門への直接・間接の影響を完全に除き、他部門に対する労働誘発効果だけをみた「労働誘発に関する第3種影響力係数」がある。

(2) 労働誘発に関する感応度係数

影響力係数は、労働誘発係数の各列和から計算されたものであるが、各行和からも同様の方法で指標を計算することができる。感応度係数と呼ばれるものであり、そのうちの「労働誘発に関する第1種感応度係数」は、全ての部門の最終需要がそれぞれ1単位である場合に各部門がどれだけの労働誘発効果を受けるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられ、次式により計算される。

$$\begin{aligned} & \text{労働誘発に関する部門別第1種感応度係数} \\ &= \frac{\text{労働誘発係数行列の各行和}}{\text{労働誘発係数行列の行和全体の平均値}} \\ &= \frac{C_i}{\bar{C}} \end{aligned}$$

ただし、

$$C_i = \sum_j C_{ij}, \quad \bar{C} = \frac{1}{n} \sum_i C_i$$

この「労働誘発に関する第1種感応度係数」の高い部門ほど、労働誘発効果を受ける度合いが強いということになる。

なお、「労働誘発に関する影響力係数」と同様に、労働誘発に関する感応度係数についても、「労働誘発に関する第2種感応度係数」と「労働誘発に関する第3種感応度係数」が定義できる。

3 職業誘発係数

産業連関表の付帯表の一つである雇用マトリックス（前記1記載の雇用表から得た有給役員を含む雇用者について、これを更に職業別に表示した行列。）を用いることにより職業誘発係数が計算できる。

雇用マトリックス S の各要素をその列部門の国内生産額で除して得られる職業投入係数の行列を S' とする。

(雇用マトリックス S)

		部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
職業	1	S_{11}	S_{12}	S_{13}	S_{1n}
職業	2	S_{21}	S_{22}	S_{23}	S_{2n}
職業	3	S_{31}	S_{32}	S_{33}	S_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
国内生産額		X_1	X_2	X_3	X_n

(注) 雇用者には有給役員が含まれる。

(職業投入係数の行列 S')

		部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
職業	1	S'_{11}	S'_{12}	S'_{13}	S'_{1n}
職業	2	S'_{21}	S'_{22}	S'_{23}	S'_{2n}
職業	3	S'_{31}	S'_{32}	S'_{33}	S'_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) $S'_{ij} = \frac{S_{ij}}{X_j}$

S の行和から成るベクトルを S^* とすると、

$$S^* = S'B [(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots \textcircled{17}$$

ただし、 $B = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}$

行列 $S'B$ が「職業誘発係数」の行列であり、各部門の最終需要1単位によって直接・間接に必要な職業別の雇用者数を表している。

4 最終需要項目別労働誘発係数及び同職業誘発係数

既に述べたとおり、国内最終需要 Y を項目別に分解し、次のように表せば、

$$Y = Y_1 + Y_2 + \dots + Y_N \dots\dots\dots \textcircled{17}$$

$$L_t = \hat{L}'_t B(I - \hat{M})Y_1 + \dots + \hat{L}'_t B(I - \hat{M})Y_N + \hat{L}'_t BE \dots \textcircled{18}$$

が得られる。これにより最終需要項目別の労働誘発係数が得られ、また、各部門の雇用者又は就業者がどの最終需要項目にどの程度依存しているかが、いずれも従業上の地位別に明らかにされる。

また、 $\textcircled{18}$ 式において、国内最終需要を項目別に分解すれば、

$$S^* = S'B(I - \hat{M})Y_1 + \dots + S'B(I - \hat{M})Y_N + S'BE$$

となり、特定の最終需要項目によって必要となる職業別雇用者数（最終需要項目別職業誘発係数）を明らかにすることができる。

第7節 部門統合の問題

1 はじめに

平成27年表では、行509部門×列391部門の基本分類による取引基本表を始めとして、それを統合した統合小分類（187部門）、統集中分類（107部門）、統合大分類（37部門）及び13部門分類による表の作成を予定しているが、これ以外にも、利用者がその目的に即して、独自の部門数の統合分類表を作成することは、統合部門に属する各基本分類の計数を単純に加算することにより可能である。

産業連関表をそのまま読み取るだけであれば、どのように部門を統合するかは、表章の精粗の問題に過ぎない。しかし、産業連関表の最も重要な利用方法は、これから導かれる投入係数や逆行列係数、最終需要項目別生産誘発係数などを用いて、経済の予測や特定の経済政策の効果測定、あるいは価格分析等を行うことであり、産業連関表をこのような目的で利用しようとする場合には、産業連関表の部門をどのように設定するかは、極めて重要な問題となってくる。

すなわち、独自の部門数の統合分類を作るに当たっては、分析の対象とする部門は独立した部門として設定する一方、扱いやすさ等の観点から、他の部門は適切に統合することが適当であると考えられる

が、ここで留意しなければならないことは、産業連関表を用いて生産誘発効果等を計算（逆行列係数を算出）する場合、部門の設定の仕方によって、通常、結果が異なることである。

このような事実に関しては、産業連関表の創始者であるW. レオンチェフが、その著書の中で、次のように言及しているところである。

「投入産出分析のための産業の分類は、技術的同質性を考慮することによって導かれ（中略）る。統合の問題は、投入産出行列の列とそれに対応する行の幾つかを結合することによって、行列の大きさを小さくするときに発生する。統合された行列の性質と統合されない行列の性質との関係は、統合されている部門の投入列が統合されない行列内のどんな位置にあるかに依存している。ある理想的な条件のもとでは、もとの行列の逆行列を統合したものは統合した行列の逆行列と一致する。これらの条件が完全にではなく近似的に満たされるときは、いま述べた一致性はもちろん、ただ近似的に実現されるに過ぎない。」（「産業連関分析」、新飯田宏訳、岩波書店、1969、p. 119）

それでは、どのように部門を設定すれば適切に生産波及効果が計測できるか等、部門統合で注意すべき点について、以下にその概略を述べる。

2 部門統合の理論的側面

(1) 2部門を統合する場合

投入係数の行列を次のようなものとして、部門1及び部門2の二つの部門を統合する場合について考察を行うこととする。

$$A = \begin{array}{c|ccc|c} & \text{部門1} & \text{部門2} & \text{部門r} & \\ \hline \text{部門l} & P & u_1 & u_2 & R \\ \hline & l'_1 & a_{11} & a_{12} & r'_1 \\ \hline & l'_2 & a_{21} & a_{22} & r'_2 \\ \hline & Q & d_1 & d_2 & S \\ \hline & & & & \text{部門r} \end{array}$$

ここで部門1及び部門2の国内生産額をそれぞれ X_1 及び X_2 とし、

$$\alpha = \frac{X_1}{X_1 + X_2} \quad \beta = \frac{X_2}{X_1 + X_2}$$

と定義すれば、部門1及び部門2を統合した場合の投入係数行列は、次のような行列に表すことができる。

$${}^+A = \begin{array}{c|cc|c} & P & \alpha u_1 + \beta u_2 & R \\ \hline & l'_1 + l'_2 & \alpha(a_{11} + a_{21}) + \beta(a_{12} + a_{22}) & r'_1 + r'_2 \\ \hline & Q & \alpha d_1 + \beta d_2 & S \end{array}$$

ここで、最終需要を次のように表すこととする。

$$F = \begin{array}{l|ll} \begin{bmatrix} F_l \\ F_1 \\ F_2 \\ F_r \end{bmatrix} & F_l: \text{部門lに対する最終需要} & \\ & F_1: \text{部門1} & \text{//} \\ & F_2: \text{部門2} & \text{//} \\ & F_r: \text{部門r} & \text{//} \end{array}$$

$(I-A)^{-1}$ 型逆行列のモデルで、任意の最終需要 F に対して A と ${}^+A$ で生産誘発額が一致する場合の条件を考えてみる。

まず、部門統合を行う前の投入係数行列を用いて、最終需要 F に対する1次波及を計算する。1次波及によって誘発される各部門の国内生産額をベクトル X^1 で表せば、

$$X^1 = \begin{bmatrix} X_l^1 \\ X_1^1 \\ X_2^1 \\ X_r^1 \end{bmatrix} = AF = \begin{bmatrix} PF_l + u_1 F_1 + u_2 F_2 + RF_r \\ l'_1 F_1 + a_{11} F_1 + a_{12} F_2 + r'_1 F_r \\ l'_2 F_1 + a_{21} F_1 + a_{22} F_2 + r'_2 F_r \\ QF_l + d_1 F_1 + d_2 F_2 + SF_r \end{bmatrix} \dots\dots\dots (20)$$

となる。次に、部門統合を行った後の投入係数行列 ${}^+A$ を用いて、最終需要に対する1次波及を計算する。

ここで、

$${}^+F = \begin{bmatrix} F_l \\ F_1 + F_2 \\ F_r \end{bmatrix}$$

とする。1次波及で誘発される各部門の国内生産額をベクトル ${}^+X^1$ で表せば、

$${}^+X^1 = \begin{bmatrix} X_l^1 \\ X_{1+2}^1 \\ X_r^1 \end{bmatrix} = {}^+A {}^+F = \begin{bmatrix} PF_l + \\ (l'_1 + l'_2)F_l + \\ QF_l + \\ (\alpha u_1 + \beta u_2)(F_1 + F_2) + RF_r \\ \{\alpha(a_{11} + a_{21}) + \beta(a_{12} + a_{22})\}(F_1 + F_2) + (r'_1 + r'_2)F_r \\ (\alpha d_1 + \beta d_2)(F_1 + F_2) + SF_r \end{bmatrix} \dots\dots\dots (21)$$

となる。ここで、統合の有無にかかわらず、1次波及による生産誘発額が一致する条件は、任意の F について

$$\left. \begin{array}{l} X_l^1 = X_l^1 \\ X_1^1 + X_2^1 = X_{1+2}^1 \\ X_r^1 = X_r^1 \end{array} \right\} \dots\dots\dots (22)$$

が成立することである。

⑩式及び⑪式を⑫式に代入し書き換えると、 $\alpha + \beta = 1$ から、

$$\left. \begin{array}{l} u_1 = u_2 \\ a_{11} + a_{21} = a_{12} + a_{22} \\ d_1 = d_2 \end{array} \right\} \dots\dots\dots \text{⑫}'$$

となる。

これまでみてきたように、⑫'式は、1次波及の大きさが部門統合による変化を生じさせないための条件であるが、⑩式の F 及び⑪式の F を、それぞれ X^1 及び X^1 に置き換えることで求められる2次波及による国内生産誘発額 X^2 及び X^2 が一致するための条件ともなり、結局、究極的な波及の大きさ（いわゆる「生産誘発額」）が一致するための条件となる。すなわち、各部門における生産誘発額が、統合によって変化しないための条件は⑫'式のとおりで、統合対象となった各部門の投入係数が、統合後の対応する部門の投入係数と一致していることである。換言すれば、生産技術構造を示す投入係数が同じである場合のみ、統合前と統合後とは生産誘発効果に変化は生じないということになる。

我が国における産業連関表の部門は、財・サービスの種類に応じたアクティビティ・ベースの分類となっているが、上に述べた条件は、このアクティビティ・ベースの等質性が部門設定の条件であることを示したものであり、その意味では、当初の部門設定の基準や原理を示すものでもある。

(2) 部門統合に伴う他部門での生産誘発における影響

次に、部門統合に伴う他部門での生産誘発における影響について考えてみることにする。ここで、他部門を特定の部門 I で代表させて考えることにする。

部門 I への1次波及の大きさが、部門統合を行う前と後とで一致する条件は、前記⑫式のうち、

$$X_1^1 = X_1^1$$

となる。これから得られる条件は、

$$u_1 = u_2$$

である。すなわち、部門統合の対象となる部門1及び部門2における部門 I からの投入係数が、相互に一致している場合には、部門統合の前と後とで、任意の最終需要による部門 I への1次の生産波及効果は一致することとなる。しかし、2次以降の波及効果については、通常、統合の前と後とは一致しない。

ここで、特に

$$u_1 = u_2 = 0 \quad \text{及び} \quad R = 0$$

が成立する場合、すなわち、考察の対象となっている部門 I 以外の部門が、部門 I から全く投入を行っていない場合には、部門 I 以外の部門をどのように統合しても、部門 I に対する生産波及効果には影響が生じない。

このような関係を全体的に把握するためには、投入係数表の行部門及び列部門について、それぞれの対応関係を保ちつつ、その順番を入れ替えて、次のように変形する投入係数表のブロック化が有効である。

	I	II	III	IV
I	×			
II	×	×		
III		×	×	
IV	×	×	×	×

(注) ×以外は、全て0である。

このとき、ある最終需要による波及効果を、例えばグループIにのみ注目して分析する場合には、グループII、III、IVをどのように統合しても、Iにおける誘発効果は一定である。IIまたはIIIのグループに関しても同様である。

また、部門統合の対象となる各部門の最終需要の相互の比率が、それぞれの国内生産額の比率と等しい場合、すなわち、

$$F_1 : F_2 = X_1 : X_2 = \alpha : \beta \quad (\text{なお、} \alpha + \beta = 1)$$

の場合には、

$$X^1 = \begin{bmatrix} PF_1 + (u_1 + \frac{\beta}{\alpha} u_2)F_1 + RF_r \\ l'_1 F_1 + (a_{11} + \frac{\beta}{\alpha} a_{12})F_1 + r'_1 F_r \\ l'_2 F_1 + (a_{21} + \frac{\beta}{\alpha} a_{22})F_1 + r'_2 F_r \\ QF_1 + (d_1 + \frac{\beta}{\alpha} d_2)F_1 + SF_r \end{bmatrix}$$

$$X^1 = \begin{bmatrix} PF_1 & + (\alpha u_1 + \beta u_2) \\ (l'_1 + l'_2)F_1 & + \{ \alpha(a_{11} + a_{21}) + \beta(a_{12} + a_{22}) \} \\ QF_1 & + (\alpha d_1 + \beta d_2) \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} (1 + \frac{\beta}{\alpha})F_1 + RF_r \\ (1 + \frac{\beta}{\alpha})F_1 + (r'_1 + r'_2)F_r \\ (1 + \frac{\beta}{\alpha})F_1 + SF_r \end{bmatrix}$$

$$= \left[\begin{array}{l} PF_1 + (u_1 + \frac{\beta}{\alpha} u_2) F_1 \\ (l'_1 + l'_2) F_1 + \left\{ (a_{11} + a_{21}) + \frac{\beta}{\alpha} (a_{12} + a_{22}) \right\} F_1 \\ QF_1 + (d_1 + \frac{\beta}{\alpha} d_2) F_1 \\ + RF_r \\ + (r'_1 + r'_2) F_r \\ + SF_r \end{array} \right]$$

となり、 X^1 を統合したものが X^1 に一致することとなる。

(3) 統合により生産波及に影響を生じさせないための条件

以上のことより、次のようなことが言える。

- ① 統合の対象となる各部門の投入係数が、統合後の部門の投入係数と一致している場合には、任意の最終需要に関して、その生産波及効果は完全に一致する。
- ② 統合の対象となる部門の、その他の特定部門からの投入係数が、部門統合の前と後とで一致している場合には、その特定部門に対する1次の生産波及効果は、任意の最終需要に関して変化しない。
- ③ ある特定の部門から全く投入を受けていない部門については、どのように統合しても、その特定部門に対する生産波及効果には影響が生じない。
- ④ 統合の対象となる各部門の最終需要の相互の比率が、それぞれの国内生産額の比率と等しい場合には、その最終需要がもたらす1次の生産波及効果は全ての対応する部門において一致する。

なお、輸入を考慮した $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数のモデルで考える場合には、③を除き、統合の対象となる部門の輸入率が等しいという条件が加わる。このように、投入構造が統合の前後で変化しないという非常に特殊な場合を除き、部門の統合（あるいは部門の設定）の仕方によって生産波及・誘発に異なる結果が導かれるということを、常に念頭に置く必要がある。

第8節 産業連関分析上の留意点

投入係数や逆行列係数などを用いることにより行う産業連関分析は、産業連関表の利活用上の大きな柱である。しかし、その際には、次のような前提があることにも留意しなければならない。

1 投入係数の安定性

産業連関分析は、本章第1節3の説明のとおり、投入係数の安定性を前提として行われるものである。しかし、実際には、分析の対象とする年次が作表の対象となった年次から離れるに従って投入係数が変化している可能性が高くなることに留意する必要がある。

また、作表年次の生産規模に対して極端に異なる規模の生産、需要等が生じた場合には、規模の経済性効果により投入構造が変化している可能性が考えられることから、分析結果への慎重な解釈、対応等が望まれる。

なお、「投入係数の安定性」とは、過去の表との比較の観点で述べているものではなく、「過去の年次の産業連関表と投入構造が同様であること」という意味ではない。産業連関表の作成は、あくまで作成年次のデータを用いて行うものであり、推計の結果として、過去に作成した産業連関表から投入構造に変化が生じていても、それ自体は問題ではない。

2 その他の留意点

前記(1)で記載した投入係数の安定性のほか、産業連関分析を行うに当たっては、以下のような留意点がある。

ア 発生した最終需要の源泉は問わない

波及分析は、与件データとして需要額を与えることから始まるが、その需要額が何によってもたらされたかは考慮しない。

家計を例にとると、一部の支出が増加した場合は、所得に変化がなければ、他の支出が減少する。その減少は、いわばマイナスの経済波及効果をもたらしているといえる。もし、貯蓄を取り崩して消費を続けたとしても、貯蓄の減少は投資の減少を通じて、マイナスの経済波及効果をもたらす可能性がある。

産業連関分析は、あくまで生産・分配・支出の循環の一部分を切り取った分析であり、その他の部分は、変化がないことが前提となっている。

イ 波及の中断等

次に掲げるような場合には、波及の中断等により、短期的には、分析結果ほどの波及が生じない

ことがある。

(7) 需要が生じたとしても、部門ごとに当該需要に応えられるだけの生産能力が常にあるとは限らない。発生した需要が生産能力を超えている場合、実際には、波及の中断が生じる場合がある。

(イ) 需要が生じても、過剰在庫を抱えている部門においては、過剰在庫の放出で対応することが考えられ、その場合には、期待する程の波及効果が生じない可能性がある。

(ウ) 需要の増加による雇用者数の誘発についても、現状の人員の範囲で時間外勤務の増加で対応した場合、雇用増には結びつかない場合がある。

ウ 仮設部門等による影響

取引基本表の内生部門は、アクティビティ・ベースに基づき、部門分類を設定しているが、その中には独立したひとつの産業部門とは考えられないものの、取引基本表作成上の便宜から、「仮設部門」を設けている。これにより、その分だけ中間投入率が大きくなるため、波及効果もその分大きくなる。

エ 波及効果が達成される時期

産業連関分析において、波及効果がいつの時点で達成されるかは明確にされない。

第3章 我が国における産業連関表作成事業の沿革

1 我が国における産業連関表の作成状況

(1) 産業連関表の沿革

産業連関表は、米国のノーベル賞受賞経済学者W. レオンチェフ博士（1906～1999；ロシアのサンクトペテルブルク生まれで、後に米国ハーバード大学に招聘された。）が開発したものである。1931年から独力で米国経済を対象とする産業連関表の作成に着手し、1936年にその構想を「Review of Economics and Statistics」の誌上に発表したのが最初であるとされている。この産業連関表については、一般的に、L. ワルラス（1834～1910）の「一般均衡理論」を現実の国民経済に適用するとともに、F. ケネー（1694～1774）の「経済表」を米国経済について作成しようとする試みであったと評されている。

レオンチェフの産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、米国政府労働統計局によって認められ、1941年以降は同局の援助によって発展されることとなった。その後、1944年の米国戦時生産局計画部において行われた第二次世界大戦後の経済予測に際して、産業連関分析は、他の分析方法によるものと比較して、非常に高い精度を示したことから、その有用性と重要性が広く認められるようになった。このことを契機として、米国の各官庁において、産業連関分析の理論の研究が行われることとなったほか、世界各国においても作成されるようになった。

(2) 我が国における産業連関表の作成状況

我が国における全国ベースの産業連関表は、当時の経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）及び通商産業省（現在の経済産業省）等が、昭和26年を対象年次とする試算表をそれぞれ単独で作成したことに始まり、その後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している。なお、平成27年表は、共同事業によるものとしては、13回目のものとなる。

なお、昭和26年表以降、前回の平成23年表までの作成状況や主な変更点については、以下のとおりである。

ア 昭和26年（1951年）表

昭和26年を対象年次として当時の経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ単独で作成し、昭和30

年に試算表として公表した。

また、農林省（現在の農林水産省）も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、経済審議庁が作成した産業連関表が国民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のそれは182部門という大型の表であったことが示すように、両表は、同じように全産業を対象にしたものでありつつも、それぞれ別個の分類、概念及び推計方法によって作成されたものであり、両表の間には少なからぬ計数上の隔たりがみられた。

これは、両表の作成目的・作成方法が異なっておりやむを得ない面もあったが、同一年次の経済を対象としながら、異なった二つの情報が存在することは好ましいことではないとされた。

このため、行政管理庁（後の総務庁、現在の総務省）の諮問機関である統計審議会から、整合性の取れた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましい旨の答申（昭和30年6月30日）が行われた。

イ 昭和30年（1955年）表

昭和26年表が作成、公表されて以降、経済企画庁が昭和28年（1953年）表及び昭和30年（1955年）簡易表を作成し、通商産業省が昭和29年（1954年）簡易延長表及び昭和30年（1955年）予備表等を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用の段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象として、より精度の高い産業連関表を作成することが強く要請されることとなった。このような気運は、前記ア記載の統計審議会答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、昭和32年3月には、関係省庁による打合せ会議を開催し、共同で産業連関表を作成するとの方針を決定した。

これを受けて、昭和32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省及び建設省（現在の国土交通省）の5省庁と集計、製表を担当する総理府統計局（後の総務庁統計センター、現在の独立行政法人統計センターに該当する部署）を加えた6府省庁の担当者からなる作業部会（現在の産業連関幹事会に相当）が組織され、部門分類の設定及び概念・定義、国内生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討を行った。その結果を踏まえて、昭和33年4月から本格

的に共同事業体制による作成作業を開始した。

作業は、昭和33年度及び34年度にわたって行ったが、作業の開始に際して、対象年次を昭和30年とすることとした。これは、

- ① 作業が開始された昭和33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、昭和30年のものであったこと
- ② 昭和30年の経済状況が比較的安定したものであったこと
- ③ 国民所得統計や各種の経済指数の基準年次が昭和30年となる見込みであったこと

などによるものである。

そして、昭和35年6月に一次表を、翌36年6月には最終表をそれぞれ公表した。

ウ 昭和35年（1960年）表

昭和30年表は、関係府省庁の共同作業による最初の産業連関表となったが、作成当時においては、その後も継続して作成することは必ずしも考えられていなかった。

しかし、昭和30年表には、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があった。また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、当時の所得倍増計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されることとなった。

このような状況を背景として、昭和35年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、昭和35年表以降においても、おおむね5年ごとに関係省庁による共同事業として産業連関表を作成するという現在のような体制が確立された。

昭和35年表の作業は、昭和37年度及び38年度の2か年度にわたる継続事業として実施した。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計及び製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、昭和30年表の作成に当たった省庁に加えて、新たに運輸省（現在の国土交通省）及び労働省（現在の厚生労働省）が参加し、7省庁の共同事業体制によって進めることとなった。

作成に当たっては、昭和30年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な枠組みとなるようにするため、学識経験者及び関係省庁の協力の下に、詳細な検討を行った。その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成されることとなった。また、部門分類

と概念・定義の在り方についても、長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善を加え、原則として、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類を採用することとなった。

エ 昭和40年（1965年）表

昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続くものであり、なお残された問題について改善を図ったほかは、時系列分析が損なわれないようにするために、基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等を行うにとどまった。

推計結果の公表は、昭和44年7月に行い、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による取引基本表を初めて発表した。

また、昭和40年表の公表後、昭和35年表との時系列比較のため、初めて、接続産業連関表（「昭和35年（1960年） - 40年（1965年）接続産業連関表」）を作成・公表した。

オ 昭和45年（1970年）表

昭和45年表の場合も、基本的には前回表である昭和40年表のフレームを踏襲しつつ、その後、国際標準産業分類の改定（1968年）や68SNAの提示があったため、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善を行った。

カ 昭和50年（1975年）表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき、基本分類に「生産活動主体分類」の機能を持たせたことである。つまり、基本分類を、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業の三つに区分し、これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けた。これに合わせて、政府サービス生産者については、産業連関表独自のものとして、「公務」及び「非公務」の区分を設け、それぞれに対応した取扱いを行うこととした。

なお、昭和50年表の作成に当たって、新たに大蔵省（現在の財務省）、文部省（現在の文部科学省）、厚生省（現在の厚生労働省）及び郵政省（現在の総務省）の4省が加わり、それまでの7省庁の共同事業体制から11省庁による体制となった。

キ 昭和55年（1980）表

昭和55年表は、前回の昭和50年表と比較して、国内生産額の増減等に伴う部門の分割等のほかに

は、特に大きな変更はない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計、製表の作業を、行政管理庁が行うこととなった。

ク 昭和60年（1985年）表

昭和60年表では、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業分類が昭和59年1月に全面改定され、昭和60年4月から施行されたことに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の変更を行った。

ケ 平成2年（1990年）表

平成2年表では、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなど、サービス業部門の推計方法の改善を図った。

物品賃貸業については、従来の原則である「使用者主義」による推計を、すべて「所有者主義」による推計に改めるとともに、自家活動部門の見直しを行った。

また、平成元年から導入されて間もない消費税の納税額については、「営業余剰」の範囲に含めた。

コ 平成7年（1995年）表

平成7年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改定（平成5年10月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、平成2年表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を行った。

また、93SNAの趣旨を踏まえた対応として、次に掲げる事項について対応した。

- ① 消費概念について最終消費支出（誰が支払ったか）と現実最終消費（誰が便益を享受したか）の二元化を導入
- ② 動植物の育成成長分の取扱いとして1回だけ産出物を生産する動植物として「肉用牛」、「魚介類」、「花木」、「軽種馬」を仕掛品在庫として計上（「育林」については、平成2年表から対応済み。）
- ③ 民間転用可能な固定資本の導入については、自衛隊の空港、ドック、病院等に加えて事務用機器も固定資本として計上
- ④ 無形固定資産の生産資産への取り込みとして「鉱物探査」を「その他の対事業所サービス」部門の固定資本形成として計上するとともに「受注ソフトウェア」を固定資本形成として計上さらに、生産活動主体分類の一つである「政府

サービス生産者」の内訳項目として設けていた「非公務」の区分について、「非公務＝民間」との誤解が生じ得ることを踏まえ、「準公務」に変更したほか、消費税の納税額について「間接税」に含めて表章する方式に変更した。

サ 平成12年（2000年）表

平成12年表では、平成7年表を基本としつつ、近年の我が国の経済社会構造を反映すべく、再生资源回収・加工処理や介護など新たな部門分類の設定を行った。

また、93SNAの趣旨を踏まえた対応として、①全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プログラクツ（家計で使用するものを除く。）を固定資本形成に産出するとともに、②道路、ダム等の社会資本減耗について計算を行い、一般政府消費支出に産出することとした。

なお、平成13年1月の中央省庁再編及び環境省の共同事業への参加により、10府省庁の共同事業体制となった。

シ 平成17年（2005年）表

平成17年表では、平成12年表と大きな変更はないが、日本標準産業分類の改定（平成14年3月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、情報通信の高度化に伴い、情報通信に関する部門及び情報関連の製造業に関する部門の再編等を行った。

ス 平成23年（2011年）表

平成23年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、93SNAの趣旨を踏まえ、以下の対応を行った。

- ① 「金融」の「帰属利子」方式を改め、「F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入
- ② 資本減耗引当を簿価評価から時価評価に変更

また、平成17年表までの部門のコード番号については、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。そこで、平成23年表において、基本分類から統合大分類まで、コード番号の対応関係が整合するよう、全面的に見直した。

なお、平成23年を対象にして初めて実施された「経済センサス - 活動調査」を重要な基礎資料として利用するなど、データ環境が大きく変わった。

表 3 - 1 我が国における産業連関表の作成状況

対象年次	基本分類 部 門 数	公表年月	作成担当機関	主な改正点
昭和 26 年	9×9 (経済企画庁) 182×182 (通商産業省)	公表:昭和 30 年 7 月	経済企画庁、通商産業省、(農林省)	—
昭和 30 年	310×278	確報:昭 36 年 6 月 (一次表:昭 35. 6)	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、建設省、総理府統計局 (集計、製表)	—
昭和 35 年	453×339	昭 39 年 5 月	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省※、労働省※、建設省	<ul style="list-style-type: none"> 生産者実際価格評価方法の採用 国際標準産業分類に準拠した分類の採用 機械による集計・製表を通商産業省が担当
昭和 40 年	467×339	昭 44 年 7 月	”	・接続産業連関表 (昭 35～40 年) を初めて作成
昭和 45 年	541×405	昭 49 年 1 月 (速報:昭 48. 7. 5)	行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省	<ul style="list-style-type: none"> 国際標準分類の改定への対応 68 S N A への対応 固定資本マトリックスの作成 自家輸送マトリックスの作成 雇用マトリックスの作成
昭和 50 年	554×405	昭 54 年 1 月 (速報:昭 53. 6. 30)	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省※、文部省※、厚生省※、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省※、労働省、建設省	68 S N A に従い内生部門を①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者に分割
昭和 55 年	541×406	昭 58 年 12 月 (速報:昭 58. 6. 21)	行政管理庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省	<ul style="list-style-type: none"> 自家輸送マトリックスの公表 機械による集計・製表を行政管理庁が担当
昭和 60 年	529×408	平元年 2 月 (速報:昭 63. 10. 14)	総務庁、経済企画庁、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省	日本標準産業分類の改定に対応した部門分類の設定
平成 2 年	527×411	平 6 年 3 月 (速報:平 5. 10. 26)	”	サービス業の推計方法の改善
平成 7 年	519×403	平 11 年 3 月 (速報:平 10. 9. 22)	”	<ul style="list-style-type: none"> 93 S N A への対応 日本標準産業分類の改定 (平 5 年 10 月) に対応した部門分類の設定
平成 12 年	517×405	平 16 年 3 月 (速報:平 15. 8. 29)	総務省、内閣府、金融庁※、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省※	<ul style="list-style-type: none"> 省庁再編に伴う作業担当部門の変更 機械的バランス調整法の導入
平成 17 年	520×407	平 21 年 3 月 (速報:平 20. 8. 26)	”	日本標準産業分類の改定 (平 14 年 3 月) に対応した部門分類の設定
平成 23 年	518×397	平 27 年 6 月 (速報:平 26. 12. 19)	”	日本標準産業分類の改定 (平 19 年 11 月) に対応した部門分類の設定

(注) 作成担当機関欄の※印は、その年の表から新たに加わった機関である。

2 産業連関表に関連する統計審議会及び統計委員会への諮問及び答申

統計行政を行う上での諮問機関である統計審議会（平成19年9月30日まで）及び統計委員会（平成19年10月1日以降）に対して付議された産業連関表関連の案件は、次表のとおりであり、それぞれの諮問文及び答申文は、(1)～(5)のとおりである（諮問及び答申文中の用字及び送り仮名については、原文のままである。）。

〔統計審議会〕

諮問番号	件名	諮問日	答申日
17	インプット・アウトプット表の推計の実施について (答申時は、「産業連関表の推計の実施について」)	昭 28. 7. 16	昭 28. 11. 20
21	政府が行う産業連関表の作成について	昭 29. 4. 9	昭 30. 6. 30
90	昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について	昭 37. 8. 31	(答申なし)
118	経済計算の新体系について	昭 42. 10. 17	昭 43. 1. 19

〔統計委員会〕

諮問番号	件名	諮問日	答申日
26	産業連関表の基幹統計としての指定について	平 22. 5. 21	平 22. 6. 18

(1) 産業連関表の推計の実施について

昭和 28 年 7 月 16 日
<p>諮問第 17 号 インプット・アウトプット表の推計の実施について</p> <p>貴会の御審議をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>近年主要国の政府機関においてインプット・アウトプット表の推計（又は産業連関の研究）が行われ、既に発表を見たものも少くない。（英・米・和・諾・丁等） 我国政府としてもこの推計に着手することを適当と考えるので、この作業の性質に鑑み、学識経験者及び各省の統計調査機関から専門委員を選出し、推計の企画及び運営を図る必要がある。 これが諮問の理由である。</p>

昭和 28 年 11 月 20 日
<p>諮問第 17 号の答申 産業連関表の推計の実施について</p> <p>統計審議会に政府の行政機関が行う産業連関表作成のための研究、連絡及び調整を目的とする部会を設置し、委員は学識経験者と各省担当官を以て構成することが妥当である旨を答申する。</p>

(2) 政府が行う産業連関表の作成について

昭和 29 年 4 月 9 日

諮問第 21 号
政府が行う産業連関表の作成について

右の件について御審議をお願いしたい。

理 由

政府が産業連関表を作成するについて、これらを如何に研究し連絡、調整を行うべきかの方途を得たい。
これが諮問の理由である。

昭和 30 年 6 月 30 日

諮問第 21 号の答申（一）
政府が行う産業連関表の作成について

経済審議庁及び通商産業省の両省が、別個に作成した昭和 26 年の産業連関表は両省の数字の間に若干の差異が認められる。

これは主として部門分割、定義及び推計方法が異なることに因るものであり、早急に両省の調整を行うことは困難である。

しかしながら、両者は試算の段階にあるので、この表を試算として一般の利用に供することは差支えないと思われる。

なお、今後、産業連関表について一層研究を進め、統一された方針に基いて新たな産業連関表が完成されることが望ましい。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(3) 昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

昭和 37 年 8 月 31 日

諮問第 90 号
昭和 30 年産業連関表と国民所得統計の間の調整について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

産業連関表と国民所得統計とは本来斉合すべきものであるが、昭和 30 年の推計には若干の不斉合が認められるので、昭和 35 年産業連関表および将来の産業連関表の作成にあたり、産業連関表の概念、推計方法ならびに推計結果を最善にするため、まず上記両勘定の調整について検討する必要がある。

(注) 諮問に対する答申は行われていない。

(4) 経済計算の新体系について

昭和 42 年 10 月 17 日

諮問第 118 号
経済計算の新体系について

きたる第 15 回国際連合統計委員会において採択が予定されている“A System of National Accounts and Supporting Tables”(SNA)の改訂に関する問題について、貴会の御審議を得たい。

理 由

SNAの改訂について、1964年12月に国際連合において専門家会議が行なわれて以来各種の国際会議等を通じて検討が重ねられてきたが、きたる第15回統計委員会における採択を目途として各国に最終案が提示されており、わが国としてもこれに関する今後の態度を取りまとめるべき段階にあるので、わが国の経済計算諸統計の実情および問題点を勘案して、これを総合的に検討する必要がある。

昭和 43 年 1 月 19 日

諮問第 118 号の答申 (一)
経済計算の新体系について

SNA改訂案の採択が予定されている第15回国際連合統計委員会の期日を目途として現段階における同改訂案を検討した結果、さしあたって以下の結論を得たので答申する。なお、SNA改訂案はぼう大かつ精ちであつてさらに詳細に技術的検討を加えるべき問題点が多く、また同案採択後においても計数の国際連合への報告様式、国民貸借対照表、所得分布等の問題その他について国際的にわが国の意見を表明すべき機会があると予想されるので、今後もひき続き、SNA改訂案(採択後にあつては新SNA、以下同じ)の審議を行なう予定である。

1. 国際会議における発言、国際連合機関からの照会に対する回答その他を通じて必要がある場合、今回の改訂に関して、わが国の表明すべき基本的な意見ないし態度は、現段階においては、別紙の趣旨によることが望ましい。
2. わが国の国民所得統計、産業連関表、資金循環表等の経済計算諸統計に関しては、今回のSNAの改訂に伴いさしあたって変更を加えることを考慮することなく、十分な期間をかけてSNA改訂案の内容および諸外国の経済計算の動向について詳細な検討を行なつたうえ、慎重にその方向を定めることが望ましい。
3. 経済計算諸統計の整備ないし改善のためには、基礎統計資料の問題が重要であるので、今後経済計算の基礎資料としての観点から、わが国の統計体系について、根本的な検討を加えることが望ましい。

(別 紙)

今回のSNA改訂に関する現段階における
わが国の基本的意見および態度

SNA改訂案を国民経済計算の整備と統合化の基本的方向を示すガイドラインとして高く評価し、この限りにおいて、国際連合統計委員会における同案の採択に賛成するものとする。

しかし、同案の具体的詳細および今後の統合化の方法に関しては、理論面および実際面ともに問題が多いので、各国における推計の可能性ならびに分析上および政策上の利用度を考慮しつつ、ひき続き慎重に検討を進めてゆく必要を主張するものとする。

特に、改訂後の新SNAにもとづく国際連合への報告様式の設定に関しては、各国の統計事情や経済の発展段階に照らして、報告の可能性、有用性および現行の報告様式との継続性の観点から、その内容、頻度および実施のスケジュールについて、十分に時間をかけ、詳細に検討をつくす必要を、強調するものとする。

(注) (二) 以降の答申はなされていない。

(5) 産業連関表の基幹統計としての指定について

平成 22 年 5 月 21 日

諮問第 26 号

産業連関表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

（別 紙）

諮 問 の 概 要

（産業連関表の基幹統計としての指定について）

1 産業連関表（下記注参照）は、財・サービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と需要について、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、当該把握を通して、生産活動における産業相互の連関構造（中間投入）、生産活動と最終需要面（消費、投資、輸出等）・付加価値面（賃金、利潤等）との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。産業連関表は、年次経済財政報告等国の経済見通しや各種経済政策・計画の作成、個別施策の経済波及効果分析等に広く用いられているほか、国民経済計算等の各種経済統計や地方公共団体が作成している地域産業連関表の基礎データにもなっている。

（注）「産業連関表」とは取引基本表を指し、係数表及び付帯表は産業連関表に含まれない。

2 また、産業連関表は、そこから導出される投入係数、逆行列係数等の各種係数を利用することにより、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能である。このため、産業連関表は、民間企業における関係業界の動向の将来予測、シンクタンクにおけるイベント事業の経済波及効果の算出等にも幅広く用いられている。

3 さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成する 5 つのサブシステムの 1 つに位置づけられており、原則として、国際連合のガイドラインに準拠して作成していることから、基本的に国際比較可能性が確保されている。このため、我が国の産業連関表は OECD（経済協力開発機構）が構築している産業連関データベースに登録され、国際機関や各国の政府、研究機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

4 こうしたことから、産業連関表は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の 3 要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記 1 の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記 2 の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記 3 の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

5 なお、産業連関表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においても、新たに基幹統計として整備する統計の一つに掲げられているところである。

6 以上の理由から、産業連関表を基幹統計に指定することとしたい。

諮問第 26 号の答申

産業連関表の基幹統計としての指定について

本委員会は、産業連関表の基幹統計としての指定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1. 指定の適否 産業連関表については、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。
2. 理由 産業連関表は、生産活動における産業相互の連関構造及び生産活動と最終需要面・付加価値面との関連という国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。このため、産業連関表は、国の経済見通し等の作成及び国民経済計算等の各種経済統計の作成のための基礎データになっているほか、シンクタンクによるイベント事業の経済波及効果分析等に広く用いられている。
また、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系のガイドラインに準拠して作成され、基本的に国際比較可能性が確保されているため、国際機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。
このように、産業連関表は、全国的な政策の企画立案・実施の上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と位置づけられ、法第 2 条第 4 項第 3 号の基幹統計の要件に該当するものと考えられる。
したがって、産業連関表を基幹統計として指定することは適当である。

索引

【あ】

アクティビティ・ベース …… 16, 289, 290

【い】

育成成長 …… 288, 332

委託生産 …… 97

一括方式 …… 106, 303

一般統計調査 …… 91

インフレーター …… 135

【う】

運賃非対象率 …… 116

運用利子率 …… 96, 306

【え】

影響力係数 …… 319, 324

円価値単位 …… 314

延長産業連関表 …… 4

【お】

オペレーティング・リース …… 309

【か】

外生部門 …… 5, 293, 312

確報 …… 11, 30, 132

家計外消費支出 …… 30, 293, 311

家計消費支出 …… 105, 288

加工賃収入 …… 97

仮設部門 …… 19, 307, 311, 329

学校給食 …… 30, 290

皮ハギ …… 93, 101

関税 …… 24, 89, 118, 311

間接税 …… 23, 24, 98, 295

間接的に計測される金融仲介サービス
→ F I S I M

感応度係数 …… 319, 324

【き】

機械組込 …… 299

機械調整 …… 109

基幹統計 …… 5, 9, 86, 91, 337

—— 調査 …… 91

企業内研究開発 …… 26

帰属計算 …… 19, 305

帰属家賃 …… 96, 105, 306

帰属利子 …… 105, 306

基本価格 …… 12, 23, 295

基本計画
→ 公的統計の整備に関する基本的な計画

基本分類 …… 16, 17, 31, 289, 292

基本方針 …… 9, 23, 82

基本要綱 …… 84

逆行列係数 …… 316

—— 係数表 …… 316

行 …… 5

供給表 …… 129

競合部門 …… 125, 292, 308

競争・非競争混合輸入型 …… 18, 297

競争輸入型 …… 18, 297

共同事業 …… 10, 79

居住者 …… 287, 306

金融仲介サービス …… 305

行部門別国内貨物運賃額（行別運賃額）
…… 116

行部門別商業マージン額（行別マージン額）
…… 115

【く】

屑・副産物 …… 19, 98, 106, 125, 302

—— 発生及び投入表 …… 125, 292, 305

組替集計 …… 13, 89

蔵出し価格 …… 93

グロス表 → 税込み表

【け】

計数調整 …… 81, 107

—— 調整会議 …… 107

研究・開発 …… 310, 313

現金主義 …… 288

建設迂回 …… 299

【こ】

広告料金収入 …… 105

公的活動 …… 63, 291

公的統計の整備に関する基本的な計画
…… 9, 23, 86

購入者価格 …… 93, 293, 295

—— 調整 …… 94, 108, 111

—— 評価表 …… 12, 18, 293, 295

公務 …… 62, 291

国内概念 …… 16, 287, 311

国内貨物運賃 …… 93, 101, 116, 295

—— 表 …… 20, 22, 113, 123

国内生産額 …… 95, 297

国内総固定資本形成 …… 128, 288, 299

国内総生産	5, 312	参考試算値	110
国民概念	287	【し】	
国民経済計算	4, 311	自家活動	307
古紙	127, 308	自家生産・自家消費品	97
コスト運賃	101, 116, 301	時価評価	97
コスト商業	95, 101, 301	自家輸送	307, 311
固定価格評価による接続産業連関表 → 実質表		—— マトリックス	120, 129
固定資本マトリックス	121, 128, 299	自給率	318
個別的サービス	291	自社開発ソフトウェア	12, 27, 86, 312
コモディティ・フロー法	4	市場性	61, 291
雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）	127, 323	市場生産者	16, 59, 291
雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）	127, 323, 325	10桁品目→細品目分類	
コントロール・トータルズ	99, 297	10桁分類→細品目分類	
【さ】		実際価格	293
サービス産業・非営利団体等調査	88	実質化	133, 135
在庫純増	288, 299	実質値	133, 135
原材料 ——	41, 299	実質表	133, 135
生産者製品 ——	299	資本形成部門	121, 128
半製品・仕掛品 ——	288, 299	資本減耗引当	25, 96, 107, 299
流通 ——	299	資本財	299
財・サービス	16, 288	事務用品	307, 311
最終需要	288, 293	社会保障基金	61, 290
—— 項目別生産誘発依存度	321	集合的サービス	291
—— 項目別生産誘発額	320	修正グロス方式	311
—— 項目別生産誘発係数	321	13部門分類	292
—— 項目別粗付加価値誘発依存度	322	準公務	62, 291
—— 項目別粗付加価値誘発額	322	商業マージン	97, 101, 112, 295
—— 項目別粗付加価値誘発係数	322	—— 非対象率	115
—— 項目別輸入誘発依存度	323	—— 表	113, 115
—— 項目別輸入誘発額	322	使用者主義	19, 308
—— 項目別輸入誘発係数	322	消費税	18, 23, 295, 311
再生資源回収・加工処理	106, 125, 304	職業誘発係数	325
細品目分類	17, 95, 99, 298	所有権移転費用	33
産業別商品産出表	129	所有者主義	19, 308
産業連関幹事会	10	【す】	
産業連関技術会議	10	数量指数法	136
産業連関構造調査	88, 90, 92	ストーン方式 → マイナス投入方式	
産業連関主管課長会議	10	【せ】	
産業連関表作成基本方針 → 基本方針		生産活動主体分類	16, 59, 289, 309
産業連関表作成基本要綱 → 基本要綱		生産活動単位	16, 85, 289
産業連関部局長会議	10, 82, 84	生産者価格	18, 93, 101, 293
産出	4, 90, 288	—— 調整	93, 107
産出表	18, 102	—— 評価表	18, 293, 295
産出併記リスト	110	製造小売業	95
		政府手数料等	35
		政府による所有又は支配	61, 291

接続産業連関表	21, 133	特殊符号	17, 127, 293
【そ】		土地の取引	98
総供給	5	特許使用料	312
総需要	5	土木迂回	299
—— 額	85	トランスファー方式	105, 303
総合輸入係数	323	取引基本表	4, 93, 287
造船迂回	299	【な】	
速報	11, 30, 83, 132	内生部門	5, 292, 298
粗付加価値	3, 101, 293, 322	【に】	
—— 率	322	日本標準産業分類	9, 292
ソローの条件	317	二面等価	5, 119, 288
【た】		【は】	
ダブルインフレーション	138	波及の中断	328
単価法	135	発生主義	16, 288
【ち】		【ひ】	
仲介貿易	33	非競争輸入型	18, 297, 318
中間需要	5	非市場生産者（一般政府）	16, 59, 96, 106, 290
中間投入	5	非市場生産者（対家計民間非営利団体）	16, 59, 96, 309
中古品	95, 301	非鉄金属屑	127, 308
長期生産物	288	【ふ】	
【つ】		ファイナンス・リース	309
通過取引	318	付帯表	20, 123
【て】		普通貿易	18, 106, 118, 300
鉄屑	127, 308	物価指数法	136
【と】		物品賃貸業	19, 308
統一価格	293	物量表	123, 289
統計委員会	334	部門	289
統計審議会	334	—— 分類	16, 30, 85, 289
統計法		プラントエンジニアリング業	98
—— 第2条	4, 91	プロダクト・ミックス	129, 316
—— 第26条	86	分離方式	304
—— 第33条	90	【へ】	
—— 第42条	90	併記リスト	109
—— 施行令第9条	87	【ほ】	
統合小分類	17, 31, 292	ホーキンス・サイモンの条件	317
統合大分類	17, 31, 292	貿易統計	89, 300
統合中分類	17, 31, 292	【ま】	
統合品目	99, 298	マイナス投入方式	98, 125, 302
統合分類	17, 292	【み】	
投入	4	民間活動	59, 291
投入係数	293, 314	【む】	
—— の安定性	315, 328	無価財	125, 302
—— 表	314	【め】	
投入産出表	4	名目値	133, 135
投入コスト法	136		
投入併記リスト	109		

名目表	133
【ゆ】	
有価財	125, 302
輸出インフレーター	137
輸入表	117, 123
輸入品需要先調査	118
輸入品商品税	118, 300, 311
【れ】	
レオンチェフ	3, 330
列	5
【ろ】	
労働誘発係数	323, 324
【アルファベット】	
C I F (cost insurance and freight) 価格	18, 106, 300, 311
C T (control totals)	→ コントロール・トータルズ
F I S I M	96, 105, 306
F O B (free on board) 価格	18, 106, 300, 311
I-O表 (Input-Output Tables)	→ 投入産出表
V表	→ 産業別商品産出表

(注) この索引では、第3部以外の部分において説明している事項を掲げている。第3部における各部門の説明を検索する場合には、第3部「参考1 部門名の五十音順一覧」を使用して分類コードを調べ、それにより各部門の説明箇所を検索されたい。